

証券取引等監視委員会の活動状況

平成21年8月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3－2－1

証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話：03－3506－6000

本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線 3021

直 通：03－3581－6648

F A X：03－5251－2151

情報受付 情報処理係 内線 3091、3093

直 通：03－3581－9909

F A X：03－5251－2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

《証券取引等監視委員会ホームページ》<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

（新着情報配信サービス）<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>

証券取引等監視委員会の活動状況

平成21年8月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）第 22 条の規定に基づき、平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成 21 年 8 月

証券取引等監視委員会

委員長 佐 渡 賢 一

目 次

【本 文】

はじめに（公正な市場を求めて）	1
第1章 組織	5
第1 証券監視委	5
1 委員会	5
2 事務局	5
第2 地方の事務処理組織	5
第2章 市場分析審査	7
第1 概説	7
第2 一般からの情報受付	7
1 情報の受付の概要	7
2 情報の受付状況	7
3 情報提供の呼びかけに係る見直し	11
4 金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話に ついて（未公開株に関する注意喚起）	12
第3 取引審査等	13
1 取引審査等の概要	13
2 法令上の根拠	13
3 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視	13
4 自主規制機関との緊密な連携	14
5 取引審査等実績	14
6 「コンプライアンスWAN」の利用について	16
第4 市場動向分析	17
第5 今後の課題	18
第3章 証券検査	20
第1 概説	20
第2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画	22
第3 金融商品取引業者等検査マニュアルの改正	32
1 改正の経緯	32
2 改正のポイント	32
第4 業務点検プロジェクト	32
1 背景	33
2 検討状況の公表	33
3 証券検査に関する基本指針の改正	34

第5	検査実績	34
1	検査計画及びその実施状況	34
2	1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員	36
第6	テーマ別検査	37
第7	検査結果の概要	37
1	第一種金融商品取引業者等に対する検査	37
2	第二種金融商品取引業者等に対する検査	45
3	投資運用業者、投資助言・代理業者等に対する検査	45
4	金融商品仲介業者に対する検査	48
5	自主規制機関に対する検査	48
第8	証券検査の結果に基づく勧告	48
1	第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告	48
2	第二種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告	56
3	投資運用業者、投資助言・代理業者等に対する検査結果に基づく勧告	58
4	金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告	62
第9	今後の課題	63
第4章	不公正取引及びディスクロージャーに関する調査等	65
第1	概説	65
第2	課徴金調査等	65
1	課徴金制度の目的	65
2	課徴金の対象となる行為及び課徴金額	66
3	課徴金調査の権限等	69
4	開示検査	69
第3	犯則事件の調査	72
1	犯則事件の調査の目的	72
2	犯則事件の調査の権限及び範囲等	72
第4	不公正取引に対する勧告・告発	72
1	課徴金納付命令に係る勧告	72
2	犯則事件の調査・告発実績	84
第5	ディスクロージャーに関する勧告・告発	91
1	課徴金納付命令に係る勧告	91
2	犯則事件の調査・告発実績	104
第6	今後の課題	108
1	課徴金調査にかかる課題	108
2	犯則事件の調査にかかる課題	109

第5章	建議	111
第1	概説	111
第2	建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置	111
1	建議の実施状況	111
2	建議の内容	111
3	建議に基づいて執られた措置	112
第3	今後の課題	113
第6章	監視活動・機能強化への取組み等	114
第1	市場監視体制の充実・強化	114
1	組織の充実	114
2	情報収集・分析能力の向上	114
第2	市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み	115
1	概説	115
2	市場参加者への意見交換・講演会等の開催状況	115
3	報道機関等を通じた情報発信	116
4	ウェブサイトの充実	116
第3	関係当局等との連携	117
1	概説	117
2	金融庁関係部局との連携	117
3	自主規制機関との緊密な情報交換	117
4	海外証券規制当局との連携	118
第7章	金融商品取引法改正による業務の拡大等	120
第1	概説	120
第2	金融商品取引法改正による業務の拡大	120
1	信用格付業者に対する公的規制の導入	120
2	金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR 制度）の創設	120
おわりに（個人投資家の皆様へ）		122

【附属資料】

1 証券監視委の組織・事務概要	129
1-1 組織及び事務概要	129
1-2 証券取引等の監視体制の概念図	131
1-3 証券監視委の機能強化	132
1-4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の 関係の概念図	133
1-5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	134
1-6 機構図	135
1-7 組織・事務に係る法令の概要	137
1-8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	147
2 証券監視委の活動実績等	148
2-1 証券監視委の活動状況	148
2-2 取引審査実施状況	149
2-3 証券検査実施状況	150
2-4 勧告実施状況	162
2-5 告発実施状況	213
2-6 建議実施状況	240
2-7 平成 20 事務年度 主な講演会等の開催状況	246
2-8 金融商品取引法改正後の権限及び範囲	249
3 自主規制機関の活動実績	250
3-1 日本証券業協会の活動状況	250
3-2 証券取引所の活動状況	251
3-3 金融先物取引業協会の活動状況	255
3-4 東京金融取引所の活動状況	256
○ 公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～	257
○ 皆様からの情報提供が、市場を守ります！	259
○ 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に ご注意ください！～ 未公開株に関するご注意	260
○ 「コンプライアンスWAN」の利用開始について	262

○ 証券検査に関する基本指針	264
○ 証券検査に関する「よくある質問」	285
○ 証券検査に係る業務点検プロジェクトについて	293
○ 証券検査に係る業務点検プロジェクトの検討状況について	294
○ 金融商品取引法における課徴金事例集	296

凡 例

設	置	法	金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）
金	商	法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。平成 18 年法律第 65 号により「証券取引法」を改題）
証	取	法	証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
外	証	法	外国証券業者に関する法律（昭和 46 年法律第 5 号）
金	先	法	金融先物取引法（昭和 63 年法律第 77 号）
犯	収	法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）
本	人	確 認 法	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成 14 年法律第 32 号）
投	信	法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）
投 資 顧 問 業 法			有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和 61 年法律第 74 号）
S	P	C 法	資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）
保	振	法	株券等の保管及び振替に関する法律（昭和 59 年法律第 30 号）
社	振	法	社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）

社 登 法	社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）
金 商 法 施 行 令	金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
証 取 法 施 行 令	証券取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
外 証 法 施 行 令	外国証券業者に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 267 号）
金 先 法 施 行 令	金融先物取引法施行令（平成元年政令第 53 号）
金 商 業 等 府 令	金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）
行 為 規 制 府 令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和 40 年大蔵省令第 60 号）
外 証 法 府 令	外国証券業者に関する内閣府令（平成 10 年総理府令・大蔵省令第 37 号）
金 先 法 施 行 規 則	金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令第 18 号）

はじめに（公正な市場を求めて）

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としており、平成 19 年 7 月に発足した第 6 期の現体制の中期的な活動方針として、『公正な市場の確立に向けて』（以下「活動方針」という。）を同年 9 月に公表しています。そこでは、「市場の公正を汚すものには恐れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」と「市場規律の強化に向けた働きかけ」の 2 つの基本的な考え方を立てています。またこの 2 つの基本的な考え方にに基づき、重点項目として、①包括的かつ機動的な市場監視の実施、②課徴金制度の一層の活用、③金商法の適切な運用、④自主規制機関等との連携、⑤グローバル化への対応、の 5 つの項目を具体的に掲げ、実効性のある効率的な市場監視に取り組んでいます。

1 今事務年度を振り返って：金融危機に対応した市場監視

本公表の対象期間である平成 20 事務年度（「事務年度」とは、7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの期間をいう。以下同じ。）を顧みると、「活動方針」に基づく日常的な市場監視を行うことに加え、米国を震源地とするいわゆるサブプライム・ローンに端を発する世界的な金融危機に伴う市場の混乱に積極的に対応してきました。

近年の金融・資本市場のグローバル化の進展により、日本を含めた世界の金融・資本市場の連動性はますます高まってきています。その中で発生したサブプライム・ローン問題は瞬間に世界を巻き込む金融危機へと発展しました。特に、昨年 9 月に米国の大手投資銀行リーマン・ブラザーズが破綻して以降、金融危機は更に深刻化し、株価の下落や国際的な市場機能の混乱は、実体経済にまで悪影響を及ぼす結果となりました。

証券監視委は、このような世界的な金融不安の高まりに伴う市場の動揺に対し、迅速かつ機動的に対応する必要があると考え、「活動方針」を踏まえつつ、新たに以下のような取組みを行ってきています。

1 点目は、市場の混乱に乗じた不公正取引への監視の強化です。特に株価下落が著しい企業の株式を注視する中で、金融危機の中で強化された空売り規制も踏まえて、株価の売崩しにつながる風説の流布や相場操縦に対する監視を強化してきています。また、金融危機に伴う実体経済の悪化による企業の財務内容への影響を考慮し、財務内容の適正な開示にも重点を置いて監視を行っています。特に、「活動方針」で盛り込まれた発行市場・流通市場全体に目を向けた監視の中で、金融危機に伴う信用収縮、資金繰りの悪化により、発行市場でのファイナンスを悪用した不公正取引が行われていないか監視態勢を強化したところです。

また、課徴金調査ではこれまでのインサイダー取引の摘発に加え、初めて相場操縦事案について課徴金納付命令を求める勧告を行い、犯則事件の調査では証券取引法制定以来初めてとなる、相場変動目的の暴行・脅迫による告発を行いました。さらに、インサイダー取引事案では、重要事実の認定にあたり、いわゆるバスケット条項を適用して複数の事案を摘発しました。

2 点目は、金融商品取引業者等の財務内容を重視した検査の実施です。証券市況の悪化に伴い金融商品取引業者の財務内容の悪化のリスクが高くなっていることに鑑み、これまでの法令違反行為の検証に加え、特に信用リスク、市場リスク、流動性リスク等財務の健全性を含めたリスク管理態勢全般を検査する態勢を強化してきています。昨年 9 月に開始した「証券検査に係る業務点検プロジェクト」の中では、財務の健全性を含めたリスク管理全般の検査の態勢を構築するとともに、より効率的・効果的な検査を実現するために、予告検査の試行的な導入や検査中の対話の充実等見直しを行ってきています。

3点目は、新しい商品・取引への監視のあり方にかかる検討です。昨年の世界的な金融危機以降、CDS（Credit Default Swap）と呼ばれる信用デリバティブの存在が大きな注目を集めました。証券監視委としては、CDSを含む店頭デリバティブ取引の透明性向上のための市場における各種取組みと並行して、それらを悪用した不公正取引のリスクの観点に立った実態把握を行い、それに基づき実効的な監視のあり方について検討を行ってきています。

4点目は、不公正取引の監視に関する国際的連携の強化です。G20（主要20カ国・地域金融サミット）、IOSCO（証券監督者国際機構）等における国際的議論への貢献や海外当局との情報交換等を通じ、市場での不公正取引監視における国際的な連携を強化しました。その結果、犯則事件の調査においては、シンガポール通貨監督庁（MAS）の協力を得て、初めてクロスボーダーのインサイダー取引について告発を行いました。

5点目として、市場監視を通じて得られた市場の変化等を踏まえた制度面でのルール等の整備に向けた積極的な貢献です。昨年7月に公表した外国為替証拠金取引業者に対する検査の結果、投資者を保護するための制度に問題点があることから、外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法の見直しや適切な保証金の預託など、当該業者に対する規制のあり方について、本年4月金融庁長官に対し建議を行いました。また証券取引所、日本証券業協会等自主規制機関との間でも、市場の諸問題に関する認識を共有し、自主規制機関によるルール、諸規則の策定を働きかけてきています。

以上のように金融危機に対応した監視強化の取組みと併せ、日常的な市場監視においても、本年1月から、全国の証券会社と自主規制機関、証券監視委及び財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買審査のための取引に係るデータの授受を電子的、一元的に処理するためのシステムである「コンプライアンスWAN」が稼動しており、データ授受にかかる時間の短縮及びセキュリティレベルの向上が実現されています。

2 今後の課題

以上のとおり、証券監視委はこの一年、日常的な市場監視を行うことに加え、国際的な金融危機下での市場の混乱に乗じた不公正取引のリスクに対して迅速かつ的確に対応してきました。

しかしながら、市場の混乱及び実体経済への影響の拡大に伴い、引き続き不公正取引のリスクは高いと考えられ、実効的な市場監視の必要性は依然として高いと考えられます。

証券監視委としては、不公正取引の監視を遂行するうえで、より一層のスピード感をもって対応するとともに、将来のリスクを見据えながら、市場で顕在化しつつある重要な問題に迅速に対応していくという姿勢に立って監視を強化する必要があると考えています。そのためにも、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則事件の調査それぞれの特性を最大限発揮できるような調査手法を戦略的に組み合わせることによって、より実効性のある監視態勢を構築してまいります。

またそのために、金融庁、関係当局、自主規制機関、海外監視当局等との連携を一層強化するとともに、市場規律の強化に向けて、上場企業、金融商品取引業者、弁護士、公認会計士やその他市場参加者との連携及び情報発信をさらに積極化させていきます。

証券監視委の活動状況

第1章 組 織

第1 証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条等に基づき設置された、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

1 委員会

証券監視委の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成4年7月に第1期が始まり、平成19年7月20日から第6期目に入っており、委員長に佐渡賢一、委員には福田真也及び熊野祥三がそれぞれ就任している。

2 事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長、(注1)及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の5課が置かれている。(注2)。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員(平成20年度(注3)22人、平成21年度22人)が認められ、平成21年度末で合計374人の体制となっている。

(注1) 平成19年7月1日から従前の1名から2名に増員された。

(注2) 平成18年7月1日に、従来の総務検査課及び特別調査課の2課体制から現行の5課体制に拡充された。

(注3) 年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。

- (1) 総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営、内閣総理大臣、金融庁長官等に対する建議に関する事務などを行う。
- (2) 市場分析審査課は、一般からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。
- (3) 証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査(以下「証券検査」という。)を行う。
- (4) 課徴金・開示検査課は、課徴金に係る事件の調査(以下「課徴金調査」という。)や有価証券報告書等の開示書類に関する検査(以下「開示検査」という。)を行う。
- (5) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長(以下「財務局長等」という。)の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官(部門)が設置されている。定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員(平成20年度20人、平成21年度25人)が認められ、この結果、平成21年度末の定員は、合計で300人の体制となっている。

証券取引等監視官(部門)は、取引審査、証券検査、課徴金調査及び開示検査については証券監視委の委任を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞ

れその職務を行っている。

（注）証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。）。

第2章 市場分析審査

第1 概説

証券監視委は、市場分析審査として、常日頃から幅広く、金融・資本市場に関する様々な資料・情報を収集・分析しており、こうした中で、不公正取引の疑いのある事案についての審査や、市場動向の分析を行っている。

これは、金融・資本市場における取引状況等について幅広く監視を行うことを通じて、市場における取引の公正性の確保を図ろうとするものである。

平成 20 事務年度の特色としては、まず、全国の証券会社と全国の証券取引所、日本証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子的に処理するシステムである「コンプライアンスWAN」の利用開始（平成 21 年 1 月）が挙げられる。これは、証券監視委の重点施策のひとつである「自主規制機関などとの連携」の取組みに沿ったものとなっている。

また、他の特色としては、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行い、さらに、直ちに法令違反とはいえないような取引についても幅広く注意を払うなど、証券監視委の他の重点施策である「包括的かつ機動的な市場監視」に努めていることが挙げられる。近年、不公正取引は、従来の流通市場における取引のみならず、発行市場に密接に結びついている取引が見受けられるところであり、幅広い角度からの情報収集や市場における様々な事象を多角的・多面的に分析する視点が不可欠となってきている。

第2 一般からの情報受付

1 情報の受付の概要

証券監視委では、資料・情報収集の一環として、一般から広く情報を受け付けている。

一般からの情報は、市場における投資者等の生の声であり、証券監視委の市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を行うに際しての端緒となる場合があるなど、有用性が非常に高い。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報の受付を行っている。

また、従来から政府広報や講演会において情報提供を呼びかけるなど、情報提供件数が増加するよう、積極的に取り組んでいる。

なお、金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用することはもちろんであるが、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合には、日本証券業協会において苦情処理体制が敷かれていることなどから、同協会の「証券あっせん・相談センター」等を紹介するなどの対応を行っている。

その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

2 情報の受付状況

証券監視委が平成 20 事務年度において一般から受け付けた情報は 6,412 件である。前事務年度（5,841 件）と比較すると約 1 割増加し、平成 4 年の発足以来 3 番目に多い受付件数となっている。

情報提供手段の内訳を見ると、インターネット 3,847 件、電話 1,253 件、文書 384 件、来訪 67 件、財務局等から回付を受けたものが 861 件となっており、全受付件数の約 6 割をインタ

ーネットが占めている。

情報の内訳を見ると、個別銘柄に関するものが4,789件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが1,038件、その他の意見等が585件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものについては、相場操縦の疑いに関するものが最も多く、全受付件数の約3割（1,975件）を占めており、投資者の間では市場における価格形成に対しての疑念が多いことを示していると考えられる。その次に多いのは、風説の流布の疑いに関するもので、全受付件数の約1割（814件）を占めており、インターネットの掲示板等への根拠のない噂や投資判断などの書込みについての情報提供が中心である。その他、内部者取引や有価証券報告書等の虚偽記載の疑いに関する情報も多く寄せられている。

また、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものについては、無断売買や顧客の知識に照らして不当な勧誘など多様な情報が寄せられている。（詳細は別図参照）

《情報の連絡先》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会事務局

市場分析審査課 情報処理係

代表電話：03-3506-6000（内線 3091、3093）

直通電話：03-3581-9909

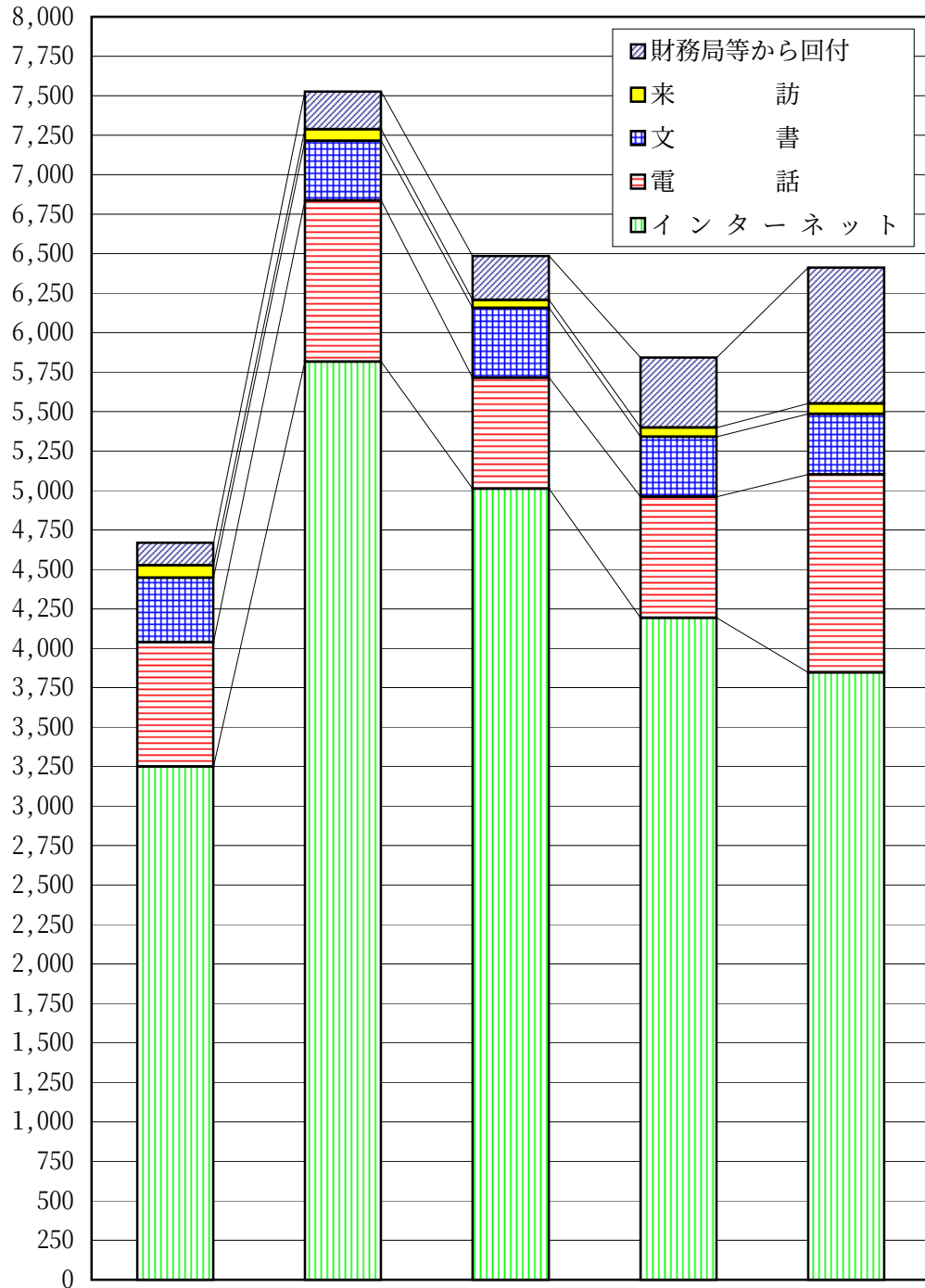
FAX：03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

情報の受付状況

(別図)

(件)



(件)

	16年7月 ～17年6月	17年7月 ～18年6月	18年7月 ～19年6月	19年7月 ～20年6月	20年7月 ～21年6月
インターネット	3,251	5,815	5,011	4,193	3,847
電 話	787	1,022	702	766	1,253
文 書	408	377	443	381	384
来 訪	80	73	50	58	67
財務局等から回付	143	239	279	443	861
合 計	4,669	7,526	6,485	5,841	6,412

情報の内訳

(件)

	16年7月 ～17年6月	17年7月 ～18年6月	18年7月 ～19年6月	19年7月 ～20年6月	20年7月 ～21年6月
個別銘柄に関する 情報	3,339	5,390	5,021	4,612	4,789
相場操縦の疑い	1,435	2,705	2,678	2,126	1,975
風説の流布の疑い	1,029	1,614	1,124	995	814
内部者取引の疑い	510	527	471	558	510
有価証券報告書 等の虚偽記載の 疑い	142	290	217	189	239
損失保証・損失 補てんの疑い	9	10	4	5	3
無届募集	24	69	15	27	44
その他	190	175	512	712	1,204
金融商品取引業者 の営業姿勢等に関 する情報	620	1,296	1,077	847	1,038
無断売買	63	97	40	41	47
断定的判断を提 供した勧誘	19	28	14	10	16
顧客の知識に照ら して不当な勧誘	28	18	8	7	32
取引一任勘定取 引契約の締結	40	27	16	8	9
大量推奨販売	2	2	2	3	4
その他	468	1,124	997	778	930
その他意見等	710	840	387	382	585
合 計	4,669	7,526	6,485	5,841	6,412

3 情報提供の呼びかけに係る見直し

既に述べたように、一般から寄せられる情報は、証券監視委の活動における市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査又は犯則事件の調査を行うに際しての端緒として非常に有用であることから、平成 20 事務年度においても、情報提供件数の増加のための取組みとして、引き続き講演会やインターネットなどを活用した情報提供の呼びかけを行ってきたところである。特に、本事務年度では、証券監視委が発行市場・流通市場の全体に目を向けた市場監視を行っていることや、証券検査において、法令等遵守態勢の検証を基本としつつも、財務の健全性やリスク管理態勢に着目した検証を充実させる方向にあることなどを踏まえ、証券監視委が幅広い角度からの情報収集を行い、市場における様々な事象を多角的・多面的に分析していくために、情報提供の呼びかけに係る見直しを以下のように行った。

(1) 提供を呼びかける情報についての見直し

〔個別銘柄に関するもの〕

従来から呼びかけていた、

- ・ 相場操縦の疑い（見せ玉、空売りなど）
- ・ 内部者取引の疑い（会社関係者による重要事実の公表前の売り抜けなど）
- ・ 風説の流布の疑い（ネット掲示板の書き込み・ブログ記事・メールマガジンによるデマ情報など）
- ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書・大量保有報告書・適時開示・IRなど）

の情報に加えて、

- ・ 疑わしいファイナンス（架空増資・疑わしい割当先など）
- ・ 内部統制やコーポレート・ガバナンスなど企業活動全般の問題

の情報についても明示的に呼びかけることとした。

〔金融商品取引業者に関するもの〕

従来から呼びかけていた、

- ・ 金融商品取引業者（証券会社・運用業者・FX業者など）による不正行為の疑い（不招請勧誘、リスク説明の不足、システム上の問題など）

の情報に加えて、

- ・ 金融商品取引業者のコンプライアンス上の問題（役職員の不正行為を許すような内部管理態勢）
- ・ 金融商品取引業者の財務内容の健全性やリスク管理など経営管理態勢の問題（自己資本規制比率の算定・リスク管理・分別管理など）

の情報についても明示的に呼びかけることとした。

〔その他〕

今回から新たに、

- ・ 疑わしい金融商品・ファンド（投資詐欺的な資金集め）
- ・ 無登録業者（助言代理業者・FX業者など）
- ・ 未公開株（投資詐欺的なもの）
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（仕手グループなど）

の情報についても明示的に呼びかけることとした。

(2) 証券監視委のパンフレットの見直し

証券監視委のパンフレットにおいて、一般からの情報提供を呼びかける部分を背表紙とし

て目立たせるとともに、ガイダンスについても、上記(1)の見直しを踏まえ、証券監視委の求めている情報をより明確な形で記載するようにした。

(3) 証券監視委のウェブサイトの見直し

証券監視委ウェブサイトの情報受付窓口のガイダンスについて、上記(1)の見直しを踏まえ、証券監視委の求めている情報を明確な形で記載するとともに、注意事項等の記載の仕方を改善した。併せて、入力フォームの修正も行った。

今後は、証券監視委のウェブサイト全体や情報提供を呼びかけるポスターについて、リニューアルを図っていく予定である。

(4) 各協会等への働きかけ

日本証券業協会、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会及び金融先物取引業協会に対して、会員のウェブサイトに証券監視委の情報受付窓口へのリンク設定を行ってもらおうよう、平成 20 年 10 月に依頼を行った。それを受け、各協会は各会員等に対し通知を発出し、リンク設定業者が 170 社以上増加した。

また、証券監視委が意見交換や講演等を通じ市場参加者や個人投資家等との対話、情報発信を行った際には、併せて附属資料 259 頁の資料を用いるなど、情報の提供を広く呼びかけている。

4 金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話について（未公開株に関する注意喚起）

平成 21 年の 2 月頃から、金融庁金融サービス利用者相談室や証券監視委の情報受付窓口に、以下のような情報が多数寄せられた。

金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者(注)が、電話にて、

- ・ 「未公開株の被害調査を行っている。」「今お持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
- ・ 「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、

などといった行為を行っている。

(注) 寄せられた情報によると、証券監視委を連想させるような名称の例としては、「証券監視委員会」「NPO法人 証券等監視委員会」「証券取引監査委員会」「証券取引監視協会」などがある。

このような情報を受け、金融庁及び証券監視委としては、ホームページで注意喚起（証券監視委：2 月 13 日、金融庁：3 月 23 日）を行うとともに、捜査当局にも情報の提供を行ってきたが、5 月後半から 6 月にかけて金融庁及び証券監視委に寄せられる情報が急増し、被害者の発生も懸念される状況となってきたことから、6 月 19 日、金融庁と証券監視委の連名で報道機関に対して注意喚起を行った（附属資料 260 頁から 261 頁参照）。また、6 月 22 日の金融庁長官の定例記者会見の冒頭でも、長官から本件について注意喚起の発言がなされた。

これらの注意喚起においては、

- ・ 金融庁や証券監視委の職員が、このような電話をしたり、外部に委託したりすることは一切ないこと、
- ・ 金融庁や証券監視委の職員を装ったこのような悪質な電話を受けた場合には、下記の金融庁金融サービス利用者相談室又は証券監視委の情報受付窓口まで、情報をご提供いただ

くとともに、最寄りの警察署にご相談いただきたいこと、
などと呼びかけた。

情報の受付窓口

○金融庁金融サービス利用者相談室

電話（ナビダイヤル）：０５７０－０１６８１１

※（ＩＰ電話・ＰＨＳからは）０３－５２５１－６８１１

FAX：０３－３５０６－６６９９

○証券取引等監視委員会 情報受付窓口

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

直 通：０３－３５８１－９９０９

FAX：０３－５２５１－２１３６

代 表：０３－３５０６－６０００（内線３０９１、３０９３）

第３ 取引審査等

１ 取引審査等の概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

- (1) 株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
- (2) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
- (3) 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- (4) 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、担当部門に情報提供した上で、一層の究明がなされることになる。

また、新たな投資商品としてニーズが増加している商品や、複雑なデリバティブを取り入れた新商品、新たな取引形態等についても、金融商品取引業者等から報告を求め、資料を徴取している。これらの報告・資料に基づき、実態把握が必要な新商品等については詳細な分析を行っている。

２ 法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている（附属資料 137 頁以下参照）。

３ 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視

上場会社が行う第三者割当増資等のファイナンスに関しては、近時、既存株主の株主権の著

しい希薄化等をもたらすような大規模な増資がしばしば行われるといった問題や、増資の背後には反社会的勢力等の関与の懸念があるといった問題などがある。金融庁の「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」においては、第三者割当等の問題に関する取引所の対応や法定開示などを含め、上場会社等のコーポレート・ガバナンスのあり方についての議論が行われ、報告書「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」が平成 21 年 6 月に公表されているところである。また、東京証券取引所の「上場制度整備懇談会」においても、第三者割当増資等に関する提言など、上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上に向けた環境整備に係る検討状況が取りまとめられ、報告書「安心して投資できる市場環境等の整備に向けて」が同年 4 月に公表されている。

こうしたファイナンスについては、それに関連して相場操縦や内部者取引など流通市場での不公正取引や、虚偽の開示、偽計等の疑いのある事例も見られるところである。このように、最近では従来の流通市場における取引のみならず、発行市場と密接に結びついている不公正取引も見受けられ、証券監視委としても、幅広い角度から情報収集を行い、市場における様々な事象を多角的・多面的に分析している。

証券監視委としては、平成 19 年 9 月に公表した活動方針においても、発行市場・流通市場全体に目を向ける旨を掲げており、自主規制機関の上場管理・上場審査部門との連携をより一層強化するとともに、金融庁の各部局とも発行市場に起因する問題についての情報を共有し意見交換を行うなど、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視のより一層の充実に努めているところである。

4 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも行われており、その取引参加者等が適正に業務を遂行しているかをチェックする機能を有している。近年の金融・資本市場は、新たな金融商品や取引手法の出現等により複雑・高度化しており、自主規制機関による市場監視活動がますます重要になってきている。このため証券監視委では、これら自主規制機関との間で定期的又は随時に必要な連絡を取り、事実関係に関する照会を行うなど、緊密な連携を図っている。

取引審査における自主規制機関との連携の最近の例としては、「コンプライアンスWAN」の利用（平成 21 年 1 月～）が挙げられる。また、平成 20 年 10 月には、日本証券業協会において「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」が改正され、同協会の協会員は、内部者取引のおそれがあると認識した場合に証券監視委及び日本証券業協会へ報告することとなった。この規則改正を受けて、平成 21 年 4 月から報告が証券監視委に寄せられており、証券監視委としては、これらの報告を内部者取引に係る審査等に役立てているところである。

5 取引審査等実績

(1) 取引審査実績

平成 20 事務年度においては、取引審査事務を大きく以下の内容に分け、早期着手・早期処理の方針の下、効率的かつ機動的な審査を行った。

- ① 価格形成に係る審査
- ② 内部者取引に係る審査
- ③ その他の観点に係る審査

証券監視委及び財務局等の取引審査の実施件数は、以下のとおりである。

審査実施件数		平成 20 事務年度	(参考) 平成 19 事務年度
合 計		1,031	1,098
	証券監視委	493	598
	財務局等	538	500
(以下審査項目別内訳)			
価 格 形 成		132	141
内 部 者 取 引		889	951
そ の 他		10	6

証券監視委及び財務局等においては、市場全体の動向を踏まえつつ、市場における取引状況について日常的な市場監視を行っており、こうした中で、必要に応じて取引審査を行っている。

取引審査においては、関連する情報の収集を行うとともに、実際に市場で行われている個別の取引を分析することによって、事実関係を解明しているところであり、審査に要する時間・業務量はそれぞれの事案によって様々である。

こうしたことから、審査件数にはその時々によって増減が見られるところであるが、証券監視委においては、引き続き日常的な市場監視の徹底に努め、市場における取引の公正の確保に努めているところである。

(2) 主な審査事例

平成 20 事務年度に行った審査事例のうち、主なものは以下のとおりである。

① 価格形成に関して審査を行った事例

- イ A社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰したことから、審査を行った。
- ロ B社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰し、証券業界において特定の者の介入が噂されていたことから、審査を行った。
- ハ 「C社株式について、特定の者により株価操作が行われている疑いがある。」との情報提供があったことから、審査を行った。
- ニ 不自然な発注、取消しを繰り返し行っている特定の者が行ったD社株式ほか複数銘柄に係る売買について、審査を行った。

② 内部者取引に関して審査を行った事例

- イ E社が、F社株式を公開買付けする旨を公表したところ、F社の株価が大きく上昇したことから、F社株式の公表前の取引について審査を行った。
- ロ G社が、資本提携を伴う業務提携を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ハ H社が、自己株式の取得をする旨を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ニ I社が、民事再生手続開始の申立てを行った旨を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ホ J社が、配当予想の上方（下方）修正を公表したところ、その株価が大きく上昇（下落）したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ヘ K社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく上昇（下落）したことから、公表前の取引について審査を行った。

③ その他の観点から審査を行った事例

イ L社が、第三者割当増資等によるファイナンスについて公表したところ、その株価が大きく変動し、また、当該ファイナンスの資金使途などに疑念があったことから、風説の流布及び偽計の観点から審査を行った。

ロ M社が、新規事業進出のための業務提携について公表したところ、その株価が大きく変動し、また、一般投資家より、「公表内容の実現可能性について疑念がある。」といった内容の情報が寄せられたことから、風説の流布及び偽計の観点から審査を行った。

6 「コンプライアンスWAN」の利用について

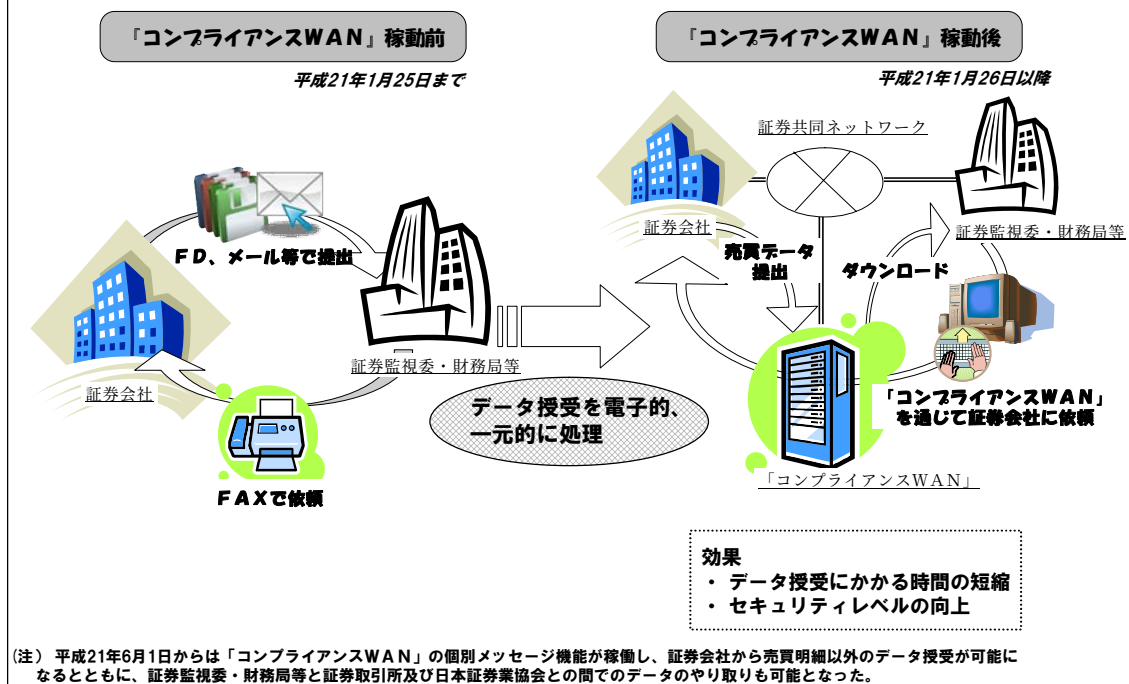
これまで、取引審査に係る証券会社との売買データの授受については、必要な売買データの提出依頼を証券監視委・財務局等からFAX等で行い、証券会社からは電子メールのほか、フロッピーディスクや書類の郵送等により売買データが提出されていた。しかしながら、こうした提出方法については、証券会社から、個人情報の漏洩リスクがある、発送手続に係る諸作業の事務負担が増大している、などの意見が多数寄せられていたところであり、また、証券監視委・財務局等においても、提出された売買データの受領事務やフロッピーディスク等の返送事務が増大していたところである。

このような状況の中で、平成18年3月に金融庁監督局に設置された「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」の論点整理（同年6月）においては、「不公正取引に関する市場関係者（当局を含む）の情報交換を迅速かつ円滑に行うための電子データの様式の見直しやWANの構築等について検討を進める観点から、証券業協会及び証券取引所を中心として具体的な検討を行っていくことが必要」とされ、これを踏まえて日本証券業協会及び証券取引所を中心に具体的な検討が進められた結果、まず、それまで取引所ごとに異なっていた売買データの提出様式が平成20年4月1日より統一された。また、平成21年1月26日からは新システム「コンプライアンスWAN」が稼働し、同日より証券監視委・財務局等、東京証券取引所及びその総合取引参加者が利用を開始したほか、同年4月からは他の証券取引所、日本証券業協会及び東京証券取引所の総合取引参加者以外の証券会社も利用を開始している。なお、同年6月1日からは「コンプライアンスWAN」の個別メッセージ機能が稼働し、証券会社から売買明細以外のデータ授受が可能になるとともに、証券監視委・財務局等と証券取引所及び日本証券業協会との間でのデータのやり取りも可能となった。

この新システム「コンプライアンスWAN」は、全国の証券会社と全国の証券取引所、日本証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子的に処理するシステムである。従来、フロッピーディスク、電子メール等で行っていた売買データの授受を、安全性の高い専用ネットワークを経由する方法に一本化することにより、

- ① 売買データの授受における個人情報の漏洩リスク、記録媒体紛失リスクが低減し、
 - ② 売買データの徴求依頼・受領処理に要する時間が短縮されることで、取引審査事務の効率化につながり、
 - ③ 証券会社においても、売買データの提出に要するコスト削減につながる、
- などといったメリットがある。

証券監視委・財務局等と証券会社との売買データ授受について



第4 市場動向分析

証券監視委は、金融システムに内在するリスクをできるだけ早く認識し、重要課題への対応のために行政資源を効果的に投入していくという観点を踏まえ、新商品や新たな取引形態等、金融・資本市場全般における新たな動向についてタイムリーに分析（市場動向分析）を行い、個々の取引の背景となる事象を把握し、証券監視委における市場監視に役立てている。

この分析の結果については、証券監視委及び財務局等の中で情報共有するとともに、必要に応じて金融庁の関連部局に対しても情報提供を行っているところである。

〔主な分析事例〕

平成 20 事務年度に行った主な分析事例は以下のとおりである。

イ 空売り規制強化前後のフェイルの発生状況について

空売り規制については、平成 20 年 10 月 30 日以降、市場の取引の公正性を確保する観点から、売付けの際に株の手当てがなされていない空売り（いわゆる“Naked Short Selling”）が禁止され、また、同年 12 月 16 日以降、空売りに係る確認義務や Naked Short Selling 禁止に係る実効性を確保するため、証券会社に対して、決済措置等の確認義務が賦課されたところである。この空売り規制の強化に関する一連の流れにおいて、フェイル発生にどのような変化が見られるのか分析を行った。

ロ 証券C F D取引について

証券C F D（Contract For Difference）取引とは、対象資産を個別上場株券等とし、顧客が約定売買価格の一定率の証拠金を取扱業者に預託し、当事者間であらかじめ合意した上場株券等の価格と、顧客が任意に選択した決済時における上場株券等の価格との差金を授受する取引である。この証券C F D取引について、取引の実態・規模等を把握し、当該取引の市場に及ぼす影響とともに、不公正取引監視の観点から分析を行った。

ハ P I P E sについて

P I P E s (Private Investment in Public Equities) とは、投資ファンドが上場企業と第三者割当増資などの条件を交渉し、投資を行う手法である。株式の非公開化を前提とするMBO（経営陣が参加する企業買収）と異なり、上場維持が大前提であり、上場企業にとっては、上場廃止を回避しながら、資本増強、スポンサー発掘等の経営改善、後継者対策、事業継承等の目的を達成することが可能となる。このP I P E sについて、個別事例を検証し、市場監視の観点から分析を行った。

ニ C D S取引について

C D S (Credit Default Swap) 取引とは、信用リスクを移転する取引の一種であり、保証と経済効果や取引の構成が類似している。世界のC D S取引残高は、平成 16 年末の約 8 兆ドルから平成 19 年末の約 62 兆ドルへと急激に増加（注）している一方、C D S取引は取引所取引でないため実態が不透明である。こうした中、G20 などの国際的な場でも、C D Sの信用リスク、カウンターパーティー・リスク、システミック・リスク等を中心に議論されており、証券監視委としても、主に内部者取引や相場操縦等の不公正取引の観点から関心を持っているところである。そこで、証券監視委は、平成 20 年 10 月以降、証券会社、銀行、法律事務所、監査法人、情報ベンダー等約 20 社に対してヒアリングを実施し、C D S取引の実態を把握するとともに、考えられる不公正取引やその可能性について分析・検討を行った。

（注）I S D A (International Swaps and Derivatives Association、国際スワップ・デリバティブ協会) による。

第5 今後の課題

市場分析審査では日常的な市場監視を行い、情報の収集・分析等を行うという、証券監視委としての窓口の機能を果たしている。市場分析審査における成果がその後の証券検査、課徴金調査、犯則事件の調査等の成否に影響するため、今後も、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応していくとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指し、迅速かつ効果的な市場監視を行っていく必要がある。そのためには、情報の収集・分析及び取引審査体制の充実・強化を図るとともに、不公正取引に関連する市場情報を収集分析するにとどまらず、市場動向を幅広い角度から把握し、将来のリスクを見据えたフォワードルッキング・アプローチに基づく市場監視を引き続き実施していかなければならない。また、自主規制機関等との連携も一層強化し、全体としての市場監視の効果を上げていく。

取引審査や市場動向分析といった市場監視から得られた問題意識については、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていく。また、市場規律の強化という観点からは、各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていく必要がある。そのためには、市場参加者との対話、市場への情報発信の強化が欠かせない。

その他、グローバル化への対応として、取引の電子化が進みクロスボーダー取引がますます活性化する中、証券当局間の多国間情報交換枠組み(多国間MOU)等を活用した情報交換や、国際的な電子取引への監視の強化など、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないための取組みを更に進めていく。

また、発行市場に目を向けると、近年、割当先が不透明で反社会的勢力等の関与が懸念されたり、既存株主の株主権の著しい希薄化をもたらしたりするような第三者割当増資等のファイナンスが見られるところである。また、こうした発行市場における問題のあるファイナンスは、その後に相場操縦や内部者取引等の不公正取引を惹起するなど、流通市場における公正性・透

明性の確保の観点からもしばしば問題を招いているところであり、金融庁の「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」や東京証券取引所の「上場制度整備懇談会」の議論等も踏まえて、引き続き発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視の実効性の確保に努めていく必要がある。

さらに、平成 20 年 12 月施行の改正金商法により、参加者をプロ投資者に限定した取引所の創設が可能となったことを受け、平成 21 年 6 月、東京証券取引所がロンドン証券取引所と共同でプロ向け市場「TOKYO AIM」を開設した。本市場は、プロ投資者の自己責任に立脚した取引の場として資金調達や投資運用先としての我が国市場の魅力を高めることを目指すものであり、法定の開示規制については柔軟な取扱いが行われているところであるが、プロ向け市場といえども、その運営に当たっては、市場の透明性・公正性の確保が強く求められている。証券監視委としては、こうしたプロ向け市場の特性を踏まえた市場の透明性・公正性の確保に向けて、自主規制機関との一層の連携強化を図り、実効性ある市場監視に努めていく。

第3章 証券検査

第1 概説

証券監視委は、金商法等により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、金融商品取引業者をはじめとする検査対象先に対して、金融商品取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び財務の健全性等に関し、臨店により検査を行う。

証券監視委は、平成4年の発足以降、取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、証券監視委の検査の範囲及び対象先が拡大した。具体的には、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査権限や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査権限が、証券監視委に委任されている。同時に、改正金先法が施行され、外国為替証拠金（FX）取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となるなど、金融先物取引業者の検査の対象先が拡大した。

また、平成19年9月、金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目的とした投資者保護のための横断的な法制として、証取法を改組した金商法が全面施行され、証券監視委の検査の範囲及び対象先がさらに拡大した。具体的には、組合契約等に基づく権利を包括的に有価証券の定義に加えるなど有価証券の範囲を拡大するとともに、これらの有価証券及びデリバティブ取引に係る販売・勧誘のほか、投資助言、投資運用及び顧客資産の管理に係る業務を横断的に金融商品取引業と位置付けるなど、制度の見直しが図られた。これにより、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに業規制の対象となり、また、金融商品取引業者や金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者に対しても検査を行うことが可能となったことから、証券監視委による検査の範囲がさらに拡大した。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

- | | |
|------------------------------|-----------------------------------|
| ① 金融商品取引業者等 | （金商法第56条の2第1項、第194条の7） |
| ② 取引所取引許可業者 | （金商法第60条の11、第194条の7） |
| ③ 特例業務届出者 | （金商法第63条第8項、第194条の7） |
| ④ 金融商品仲介業者 | （金商法第66条の22、第194条の7） |
| ⑤ 認可金融商品取引業協会 | （金商法第75条、第194条の7） |
| ⑥ 認定金融商品取引業協会 | （金商法第79条の4、第194条の7） |
| ⑦ 投資者保護基金 | （金商法第79条の77、第194条の7） |
| ⑧ 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者 | （金商法第103条の4、第194条の7） |
| ⑨ 株式会社金融商品取引所の主要株主 | （金商法第106条の6、第194条の7） |
| ⑩ 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者 | （金商法第106条の16、第194条の7） |
| ⑪ 金融商品取引所持株会社の主要株主 | （金商法第106条の20、第194条の7） |
| ⑫ 金融商品取引所持株会社 | （金商法第106条の27、第194条の7） |
| ⑬ 金融商品取引所 | （金商法第151条、第194条の7） |
| ⑭ 自主規制法人 | （金商法第153条の4において準用する第151条、第194条の7） |

- ⑮ 外国金融商品取引所 (金商法第 155 条の 9、第 194 条の 7)
 - ⑯ 金融商品取引清算機関 (金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7)
 - ⑰ 証券金融会社 (金商法第 156 条の 34、第 194 条の 7)
 - ⑱ 投資信託委託会社等 (投信法第 22 条第 1 項、第 225 条)
 - ⑲ 投資法人の設立企画人等 (投信法第 213 条第 1 項、第 225 条)
 - ⑳ 投資法人 (投信法第 213 条第 2 項、第 225 条)
 - ㉑ 投資法人の資産保管会社等 (投信法第 213 条第 3 項、第 225 条)
 - ㉒ 投資法人の執行役員等 (投信法第 213 条第 4 項、第 225 条)
 - ㉓ 特定譲渡人 (S P C 法第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条)
 - ㉔ 特定目的会社 (S P C 法第 217 条第 1 項、第 290 条)
 - ㉕ 特定目的信託の原委託者 (S P C 法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条(第 217 条第 1 項)、第 290 条)
 - ㉖ 保管振替機関 (保振法第 8 条第 1 項、第 41 条の 2)
 - ㉗ 振替機関 (社振法第 20 条第 1 項、第 136 条)
 - ㉘ その他、上記①から㉘までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者
- (注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

また、証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、上記の権限に基づく検査と同時に実施している。

この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者、特例業務届出者 (犯収法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 1 号)
- ② 登録金融機関 (犯収法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 2 号)
- ③ 証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関 (犯収法第 14 条第 1 項、第 20 条第 7 項(附則第 5 条により読替え))

(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる)。

証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分の勧告を踏まえ、被検査会社等の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった被検査会社等に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分を行うことになる。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告した時は、外務員登録に関する事務が内閣総理大臣から金融商品取引業協会に委任されていることから、金融商品取引業協会は、証券監視委の勧告を踏まえ、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し

又は外務員の職務停止の処分を行うことになる。

さらに、金商法第51条により、金融商品取引業者等に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことから、こうしたことを念頭に個別の法令違反のみならず、内部管理態勢にも着目した検査を実施している。

平成20事務年度においては、米国大手証券会社のリーマン・ブラザーズが破綻するという、いわゆる「リーマンショック」が発生した。「100年に一度の金融危機」とも呼ばれ、我が国の金融・資本市場にも大きな影響を及ぼした。今般のグローバルな金融危機は、金融・資本市場や金融商品取引業者に対する検査のあり方に関し、一層の充実を迫るものとなった。また、金商法を含めた累次の制度改革の結果、証券監視委の検査対象は大幅に増加している。こうしたことを踏まえ、より効率的・効果的な証券検査の実現を目指して、検査の手続面を中心に点検を行い、必要があれば見直しを行うことを目的として、「証券検査に係る業務点検プロジェクト」を立ち上げた。計10回の議論を重ねるとともに、議論の過程においては、日本証券業協会等の業界団体とも意見交換会を行った。こうした過程を経て、今後の証券検査の一定の方向性について、昨年12月25日に「証券検査に係る業務点検プロジェクトの検討状況について」を公表した。その後、さらに議論を進めて得た結論等を踏まえ、「証券検査に関する基本指針」に盛り込んだところである。（詳細については後述のとおり）

その他、証券監視委では、政府において現行の空売り規制に加えて新たな規制が導入（売付けの際に株の手当てがなされていない空売りの禁止、一定規模以上の空売りポジションの保有者に対する、証券会社を通じた取引所への報告の義務付け）されたことを踏まえて、新たに規制対象となった空売り規制の実効性を確保する観点から、空売り規制及びフェイルに係る管理態勢を重点事項として掲げて検証するよう、平成20年10月30日付で事務局長名による検査官や財務局等への通達を発出し、かかる検証も強化してきたところである。

なお、金商法等の一部改正（ファイアーウォール規制の見直しなど利益相反管理体制の構築）を踏まえ、金融商品取引業者等検査マニュアルを一部改正し、本年6月1日以降の検査において、活用しているところである。

第2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる1年間を検査事務年度として行われていたが、本年からは4月1日に始まり翌年3月31日に終わる1年間を検査年度として行われることとなった。

証券監視委及び財務局長等は、証券検査を計画的に管理・実施するため、年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、その年度中に検査を行おうとする対象先の種類及び数等を定めている。

平成20事務年度については、平成20年7月、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を以下のとおり定め、公表した。

第 1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の基本的使命は、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持することにある。これを実現するために、市場の仲介者である金融商品取引業者等に対して、証券検査（以下「検査」という。）を厳正かつ適切に実施することが、検査に求められる最も重要な役割である。また、金融商品取引業者等自身にも、市場の実情に精通する者として、自らを律して投資者からの信頼や公正・健全な市場の確保のために貢献するゲートキーパーとしての役割が期待されている。金融商品取引業者等との対話を通じ、そうしたゲートキーパーとしての自覚を促すことも検査の重要な役割である。

我が国金融・資本市場は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、金融商品取引法の改正をはじめとする制度の変革など、ダイナミックな状況変化に直面している。このような局面変化に対応するため、また、金融・資本市場の活性化、国際競争力の強化を進めるため、金融庁においては、市場参加者にとってより質の高い規制を目指すベター・レギュレーションの取組みが行われている。国際的にも、各国証券規制当局において、同様の取組みが既に行われてきているところである。

証券監視委においては、こうした国内外の動きを踏まえた対応を本格化させる必要がある。もとよりベター・レギュレーションとは、投資者を含めた市場参加者にとって、より良い規制を目指すものであり、そして、市場参加者にとって望ましい検査の姿とは、効率的かつ効果的な検査であると考ええる。

「効率的な検査」とは、単にリスクに基づく密度の濃い検査を行うということだけではない。金融商品取引業者等における内部管理態勢の充実、そして市場規律の強化による、金融商品取引業者等自身による自己改善努力を最大限に活かし、これを補完するような検査を行うことである。そして、「効果的な検査」とは、検査の結果が金融商品取引業者等の内部管理態勢の持続的な改善、ひいては市場参加者による信頼の向上に確実に結びつくような検査を行うことである。そして、こうした効率的かつ効果的な検査を実現するためにも、金融商品取引業者等との対話と、関係部局等との連携は、不可欠な前提であると考ええる。

具体的には、以下の点に留意しつつ、効率的かつ効果的な検査を行う。

- ① 市場ルールに関する違反行為の検証を行うとともに、金融商品取引業者等の経営管理態勢等の態勢整備に着目したプリンシプル・ベースも踏まえた検査を行う。
- ② 検査対象先の選定にあたっては、内在するリスクをできるだけ早く認識し、検査対象先のリスクの所在を分析するとともに、当該リスクに焦点を当てたメリハリのある検査を行う。
- ③ 実効性のある内部管理態勢の整備に向けた金融商品取引業者等の自主的な取組みに資するよう、双方向の対話等を重視した検査を行う。
- ④ 検査の透明性・予測可能性を向上させるため、必要に応じ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」の見直しを図るとともに、これを公表する。

他方、サブプライムローン問題を通じて顕在化した、証券化商品の世界的な広がり、それに伴うリスク管理上の問題を踏まえ、特に、証券化商品の組成、引受、販売等を行う金融商品取引業者の引受審査態勢、リスク管理態勢及び販売管理態勢等に注目して検証を行っていく必要がある。

また、今般、金融商品取引法が改正され、多様な質の高い金融サービスの提供の実現に向け、証券・銀行等間のファイアーウォール規制が見直されるとともに、利益相反管

理体制の構築が求められることになる。証券監視委としては、これを踏まえた対応も必要となる。

さらに、証券監視委は、必要に応じ、金融庁等に対し、行政処分について勧告等を行うとともに、新たな市場ルールの整備についても関心を持って、建議を含めた適切な対応を図っていくこととする。

２．平成 20 事務年度の検査実施方針

(1) 効率的かつ効果的な検査に向けて

① リスクに基づいた密度の濃い検査

機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定する。市場動向等を的確に捉えた情報収集・分析を行うと同時に、検査対象先の市場における位置付けや抱えている問題点などを総合的に勘案し、検査対象先を弾力的に選定し、検査の優先度を判断する。その際、市場をめぐる横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に特別検査も行う。さらに、業務改善命令が行われた問題点や検査で指摘した問題点の改善状況を中心に検証を行う特別検査（「フォローアップ検査」）も必要に応じ実施する。

② 関係部局等との連携強化

検査の効率性及び実効性を高めるため、検査官に対するバックオフィスによるサポート体制の充実を図るとともに、財務局監視官部門との間においても、検査手法や問題意識を共有するため、合同検査の積極化や検査官の交流等を図る。

さらに、以下のように、関係部局等とも連携を強化し、問題意識の共有と目線の統一を目指す。

- ・ 監督部局との間では、適切な役割分担のもと、監督を通じて把握された検査に有効な情報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、適切な連携を図る。
- ・ 金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する同時検査を実施するとともに、情報交換を行うなど、必要な連携を図る。
- ・ 自主規制機関との間では、業界や自主規制機能の発揮の状況について実態把握に努める観点から、定期的もしくは随時に情報交換を行うなど、必要な連携を一層強化する。
- ・ 外国証券規制当局との間では、外資系の検査対象先や海外にも拠点を置く本邦の検査対象先に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。

③ 検査マニュアルの見直しの公表

今般の金融商品取引法改正により、役職員の兼職規制が撤廃されることに伴い、金融グループとしての総合的な内部管理体制の構築を促進する観点から、利益相反管理体制の整備が義務付けられるとともに、こうした体制整備に係る検査権限が証券監視委に付与される。これを踏まえ、検査の着眼点等を定めた「金融商品取引業者等検査マニュアル」を改訂し、検査の透明性確保の観点から公表する。

④ 金融商品取引業者等の自助努力（内部管理態勢のあり方）の検証

検査において認められた業務運営上の問題については、その事実関係や経緯等を分析することにより、法令に抵触するか否かにとどまらず、検査マニュアル中の〔金融商品

取引業者等のあるべき姿]を想定しつつ、検査対象先の内部管理態勢面からも検証する。内部管理態勢のあり方は検査対象先の姿勢を把握する上で重要な要素であることを踏まえ、形式的な管理体制のみならず、その有効性及び実効性についても深度ある検証を行う。なお、問題の把握に当たっては、検査対象先の組織としての責任について重点的に検証を行う。

⑤ グループ一体型検査の着眼点

同一のグループ内の金融商品取引業者等に対して実施するグループ一体型検査におけるグループ内取引の検証に際しては、顧客情報の取扱いや利益相反取引の防止など、内部管理態勢の状況にかかる検証を行う。特に、利益相反取引については、今般の金融商品取引法改正により、金融グループとしての利益相反管理体制の整備が義務付けられることから、グループ会社に係る取引に伴い、顧客の利益が不当に害されていないか等その実効性について検証する。さらに、グループ内企業が検査対象先に及ぼす影響等の検証の観点から、必要に応じ、持株会社等グループ全体を実態把握することとする。

(2) 重点検証分野

① 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者が顧客管理、売買審査、引受審査等を通じて、市場を悪用あるいは濫用する者の参加を未然に防止する、ゲートキーパーとしての役割を果たすことが極めて重要であることから、その役割を適切に果たしているかについて検証する。

このうち反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているかについて検証する。また、疑わしい取引の届出について、社内基準の作成等により制度の実効性を確保するための態勢の整備に努めているかについて検証する。その際、口座開設時における本人確認が適切に行われているかについても検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が投資者保護の観点から適切に行われているか等について検証する。なお、CDO等の証券化商品の組成、引受、販売等を行う金融商品取引業者に対しては、その引受審査態勢、リスク管理態勢及び販売管理態勢等についても検証する。

さらに、システム障害の問題等が円滑な有価証券の流通の障害となることのないよう、引き続きシステムリスク等が適切に管理されているかについて検証する。なお、金融商品取引業者等における株券電子化への対応状況についても、関係部局と連携しつつ、適切に対応する。

② 法人関係情報の管理態勢（不公正な内部者取引の未然防止）に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、金融商品取引業者及び登録金融機関において法人関係情報が適切に管理されているか、具体的には、法人関係情報の登録、役職員による株式取引、情報漏洩及び売買審査等について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

③ 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証

投資運用業者等は投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者がチェックすることは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、投資運用業者等に対し、忠実義務や善管注意義務等の法令

等遵守状況を引き続き検証する。特に、不動産投資法人の資産を運用する投資運用業者については、忠実義務等の法令等遵守状況や、利益相反管理態勢並びにデューディリジェンスが有効に機能しているかについて検証する。

④ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、公正かつ透明性の高い健全な金融・資本市場の構築のための根幹となるものであるが、これを阻害するおそれのある行為だけでなく、その売買管理態勢等に対する検証を行う。

また、インターネット取引やDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した売買管理態勢等についても検証する。

⑤ 投資勧誘の状況や分別管理の適切性に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、適切な投資勧誘が行われているかについて検証する。投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験等の状況を総合的に考慮して、それに見合った説明責任が果たされているかなど、特に適合性原則の観点から検証する。このほか、投資者が最初に商品について接する媒体である広告の中で、投資効果や市場要因の変化の状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。

また、外国為替証拠金取引を取扱う金融商品取引業者を含め、分別管理等の適切性や、財務の健全性の確保の状況についても検証する。

⑥ 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集を行う等、反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

さらに、市場インフラとしての取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理など取引所が開設する金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行う態勢を構築しているかについて検証する。

⑦ 新たな検査対象先・金融商品等に係る検証

証券監視委の検査対象範囲が拡大したことを踏まえ、引き続き、集団投資スキーム（いわゆるファンド）等新たに検査対象先となった業者等の実態把握に努めるとともに、投資者保護を念頭に検査手法やノウハウの確立に取り組むこととする。

⑧ 過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることに鑑み、前回検査で指摘した問題点の指摘事項の改善状況等について検証し、繰り返し同様の問題点が認められる場合には、厳しく対処する。

第2 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者等

130 社（うち財務局等が行うもの 110 社） [98 社（82 社）]

投資運用業者、投資助言・代理業者

70 社（うち財務局等が行うもの 35 社） [52 社（26 社）]

自主規制機関 必要に応じて実施

第二種金融商品取引業者等 必要に応じて実施

（注 1）特別検査等を実施することにより、上記検査先については変動があり得る。

（注 2） [] の数字は平成 21 年 3 月末までに着手予定の件数。平成 21 事務年度より 7 月～6 月ベースではなく、会計年度（4 月～3 月）ベースに移行して当該基本方針及び基本計画を公表予定。

なお、「年度」概念を変更したため、平成 21 年度の証券検査基本方針及び証券検査基本計画を本年 4 月 24 日に定め、公表している。

平成 21 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第 1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を目指して市場監視を行うことにある。証券検査は、そのために証券監視委に与えられた重要な手段の 1 つである。

近年の検査対象業者の範囲の拡大や今般のグローバルな金融危機などを踏まえると、より木目の細かい検査対応がこれまで以上に必要となってきた。金融商品取引法を含めた累次の制度改革の結果、証券監視委の検査対象は、数百社余りの証券会社から、9 千社以上もの多種多様な業態を包含する、金融商品取引業者等へと大幅に増加している。こうした状況においては、同じ検査手法を一律に適用するのではなく、業態や業者ごとの規模やリスク特性を勘案した、いわゆるリスク・ベースの柔軟なアプローチが証券検査において重要となってきた。そして、証券検査の効率性と実効性の一層の向上を図る観点から、取引の公正確保を基本としつつ、公益の確保や投資者保護をも念頭に、内部管理態勢に着目した検査も一層充実させていく必要がある。

こうした検査を支えるのは、ゲートキーパーとしての市場仲介者たる金融商品取引業者の公共的な役割発揮に対する強い期待である。証券監視委には、ゲートキーパーとともに、市場に対する監視の幅と奥行きを拡げていくことが期待されている。そして、それは、対話を重視するベター・レギュレーションの考え方とも整合的である。

また、証券検査は、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指す必要がある。今般のグローバルな金融危機は、資本市場や金融商品取引業者に対する検査・監督のあり方に関し、一層の充実を迫るものとなっている。グローバルに活動する金融商品取引業者の破綻は、市場に大きな混乱をもたらし、場合によっては、システミック・リスクを引き起こす可能性がある。さらに、今日の資本市場の機能発揮は、IT システムに深く依存するようになってきている。証券検査に対しては、金融商品取引業者における財務の健全性を含め、広くそのリスク管理態勢のあり方にも、十分に目配りする役割も期待されている。

証券監視委としては、こうした大きな変化に対応するため、証券監視委の基本的使命を踏まえつつ、これまで以上に、効率的かつ効果的な検査を追求する必要がある。こうした観点から、昨年 9 月 17 日に「証券検査に係る業務点検プロジェクト」を立ち上げ、計 10 回の議

論を重ね、昨年 12 月 25 日には当プロジェクトの検討状況について公表したところである。当プロジェクトにおいては、効率的かつ効果的な証券検査の向上策として、予告検査の試行的な導入、検査中の対話の充実、検査の品質管理等について、今年度から実施に移せるものは速やかに実施に移す方向で議論を進めている。予告検査の試行的な導入や経営陣を交えたミーティング（エグジット・ミーティング等）等一定の方向性が固まった項目については、現在、パブリック・コメント中である検査の基本事項や検査実施の手続等を定めた「証券検査に関する基本指針」に盛り込んだところである。

ここで述べている「効率的な検査」とは、金融商品取引業者等における内部管理態勢の充実、そして市場規律の強化による、金融商品取引業者等自身による自己改善努力を最大限に活かし、これを補完するような検査を行うことである。また、「効果的な検査」とは、検査の結果が金融商品取引業者等の内部管理態勢の持続的な改善、ひいては市場参加者による信頼の向上に確実に結びつくような検査を行うことである。そして、こうした効率的かつ効果的な検査を実現するためにも、金融商品取引業者等との対話と、関係部局等との連携は、不可欠な前提であると考ええる。

具体的には、以下の点に留意しつつ、効率的かつ効果的な検査を行う。

- ① 法令や市場ルールに関する違反行為の検証を行うことを基本としつつ、公益の確保や投資者保護を念頭に、金融商品取引業者等の規模・特性を踏まえた上で、その背景となる金融商品取引業者等の内部管理態勢等の適切性の検証にも着目した検査を行う。
- ② 検査対象先の選定にあたっては、内在するリスクをできるだけ早く認識し、検査対象先のリスクの所在を分析するとともに、当該リスクに焦点を当てたメリハリのある検査を行う。
- ③ 実効性のある内部管理態勢の整備に向けた金融商品取引業者等の自主的な取組みに資するよう、臨店検査の開始及び終了時点等において、経営陣を交えたミーティングを実施するなど双方向の対話等を重視した検査を行う。
- ④ 検査の透明性・予測可能性を向上させるため、必要に応じ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」の見直しを図るとともに、これを公表する。

他方、サブプライムローン問題を通じて顕在化した、証券化商品の世界的な広がり、それに伴うリスク管理上の問題を踏まえ、特に、証券化商品の組成、引受、販売等を行う金融商品取引業者の引受審査態勢、リスク管理態勢及び販売管理態勢等に着目して検証を行っていく必要がある。

また、証券・銀行等間のファイアーウォール規制が見直され、利益相反管理体制の構築が求められることから、証券監視委としては、これに対する検証も必要となる。

さらに、証券監視委は、必要に応じ、金融庁等に対し、行政処分について勧告等を行うとともに、新たな市場ルールの整備についても関心を持って、建議を含めた適切な対応を図っていくこととする。

2. 平成 21 年度の検査実施方針

(1) 効率的かつ効果的な検査に向けて

① リスクに基づいた密度の濃い検査

機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定する。市場動向等を的確に捉えた情報収集・分析を行うと同時に、検査対象先の市場における位置付けや抱えている問題点などを総合的に勘案し、検査対象先を弾力的に選定し、検査の優先度を判断する。その際、市場をめぐる横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に特別検査も行う。さらに、業務改善

命令が行われた問題点や検査で指摘した問題点の改善状況を中心に検証を行う特別検査（「フォローアップ検査」）も必要に応じ実施する。

② 関係部局等との連携強化

検査の効率性及び実効性を高めるため、検査官に対するバックオフィスによるサポート体制のさらなる充実を図る。また、財務局監視官部門との間においても、検査手法や問題意識を共有するため、証券監視委によるサポート体制の強化に加え、合同検査の積極化や検査官の交流等を図る。

また、金融商品取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融商品取引を展開する金融商品取引業者等の検査を適切に行うため、関係部局等との連携をさらに強化し、問題意識の共有と目線の統一を目指す。

- ・ 監督部局との間では、適切な役割分担のもと、監督を通じて把握された検査に有効な情報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、適切な連携を図る。
- ・ 金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する同時検査を実施するとともに、情報交換を行うなど、必要な連携を図る。
- ・ 自主規制機関との間では、業界や自主規制機能の発揮の状況について実態把握に努める観点から、定期的もしくは随時に情報交換を行うなど、必要な連携を一層強化する。
- ・ 外国証券規制当局との間では、外資系の検査対象先や海外にも拠点を置く本邦の検査対象先に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。また、世界的な大手金融機関ごとに設置することとされた監督カレッジへの対応も含め、主要な外国証券規制当局と適切な連携を図る。

③ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直しの公表

効率的かつ効果的な検査の実施や検査対象先の負担軽減等の観点から、先述の業務点検プロジェクトの検討状況において、予告検査の試行的な導入や経営陣を交えたミーティング等一定の方向性が固まった項目については、「証券検査に関する基本指針」に盛り込み、パブリック・コメントに付したところである。また、役職員の兼職規制が撤廃されることに伴い、金融グループとしての総合的な内部管理体制の構築を促進する観点から、利益相反管理体制の整備が義務付けられるとともに、こうした体制整備に係る検査権限が証券監視委に付与された。これを踏まえ、検査の着眼点等を「金融商品取引業者等検査マニュアル」に盛り込み、同じくパブリック・コメントに付したところである。

④ 金融商品取引業者等の自助努力（内部管理態勢のあり方）の検証

検査において認められた業務運営上の問題については、その事実関係や経緯等を分析することにより、法令に抵触するか否かにとどまらず、検査マニュアル中の[金融商品取引業者等のあるべき姿]を想定しつつ、検査対象先の内部管理態勢面からも検証する。内部管理態勢のあり方は検査対象先の姿勢を把握する上で重要な要素であることを踏まえ、形式的な管理体制のみならず、その有効性及び実効性についても深度ある検証を行う。なお、問題の把握に当たっては、検査対象先の組織としての責任について重点的に検証を行う。

⑤ グループ一体型検査の着眼点

同一のグループ内の金融商品取引業者等に対して実施するグループ一体型検査におけるグループ内取引の検証に際しては、顧客情報の取扱いや利益相反取引の防止など、内部管

理態勢の状況にかかる検証を行う。特に、利益相反取引については、金融グループとしての利益相反管理体制の整備が義務付けられることから、グループ会社に係る取引に伴い、顧客の利益が不当に害されていないか等その実効性について検証する。さらに、グループ内企業が検査対象先に及ぼす影響等の検証の観点から、必要に応じ、持株会社等グループ全体を実態把握することとする。

(2) 重点検証分野

① 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者が顧客管理、売買審査、引受審査等を通じて、市場を悪用あるいは濫用する者の参加を未然に防止する、ゲートキーパーとしての役割を果たすことが極めて重要であることから、その役割を適切に果たしているかについて検証する。

このうち反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているかについて検証する。また、疑わしい取引の届出について、社内基準の作成等により制度の実効性を確保するための態勢の整備に努めているかについて検証する。その際、口座開設時における本人確認が適切に行われているかについても検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が投資者保護の観点から適切に行われているか等について検証する。なお、CDO等の証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、引受、販売等を行う金融商品取引業者に対しては、その引受審査態勢、リスク管理態勢及び販売管理態勢等についても検証する。

さらに、システム障害の問題等が円滑な有価証券の流通の障害となることがないように、引き続きシステムリスク等が適切に管理されているかについて検証する。

② 金融商品取引業者等のリスク管理態勢に係る検証

法令等違反行為の検証を基本としつつも、必要に応じ、リスク管理態勢のあり方にも着目した検証を行う。

リスクには、信用リスク、流動性リスク、市場リスク等があるが、今日の資本市場の機能発揮は、ITシステムに依存していることから、システムリスクを念頭におく必要がある。さらに、今日のグローバルな資本市場の現状を踏まえると、システムミック・リスクを含め、市場への影響も勘案する必要がある。こうした点を踏まえ、特に、グローバルに活動する金融商品取引業者等に対する検査においては、システムリスクや財務の健全性の確保を含め、リスク管理態勢を広く検証する。

また、外国為替証拠金取引を取扱う金融商品取引業者についても、区分管理の適切性や、財務の健全性確保を含めたリスク管理態勢を検証する。

③ 法人関係情報の管理態勢（不公正な内部者取引の未然防止）に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、金融商品取引業者及び登録金融機関において法人関係情報が適切に管理されているか、具体的には、法人関係情報の登録、役職員による株式取引、情報漏洩及び売買審査等について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

④ 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証

投資運用業者等は投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者がチェックすることは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保

護等を図る観点から、投資運用業者等に対し、忠実義務や善管注意義務等の法令等遵守状況を引き続き検証する。特に、不動産投資法人の資産を運用する投資運用業者については、利害関係者からの資産取得等に係る善管注意義務等の法令等遵守状況や、利益相反管理態勢並びにデューディリジェンスが有効に機能しているかについて検証する。

⑤ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、公正かつ透明性の高い健全な金融・資本市場の構築のための根幹となるものであるが、これを阻害するおそれのある行為だけでなく、その売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、必要に応じ、空売り規制に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）の検証を行う。

また、インターネット取引や DMA を通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した売買管理態勢等についても検証する。

⑥ 投資勧誘や顧客対応の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて検証する。投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験等の状況を総合的に考慮して、それに見合った説明責任が果たされているかなど、特に適合性原則の観点から検証する。このほか、投資者が最初に商品について接する媒体である広告の中で、投資効果や市場要因の変化の状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。

他方、顧客対応の検証に当たっては、必要に応じ、株券電子化後の株式等振替制度のもと、金融商品取引業者の業務が適切に行われているかについても検証する。

⑦ 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集を行う等、反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

さらに、市場インフラとしての取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理など取引所が開設する金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行う態勢を構築しているかについて検証する。

⑧ 新たな検査対象先・金融商品等に係る検証

証券監視委の検査対象範囲が拡大したことを踏まえ、引き続き、集団投資スキーム（いわゆるファンド）等新たに検査対象先となった業者等の実態把握に努めるとともに、投資者保護を念頭に検査手法やノウハウの確立に取り組むこととする。また、新たな金融商品を取り扱っている金融商品取引業者等についても、必要に応じ、その実態把握に努めることとする。

⑨ 過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることに鑑み、前回検査で指摘した問題点の指摘事項の改善状況等について検証し、繰り返し同様の問題点が認められる場合には、厳しく対処する。

第2 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者等

130 社（うち財務局等が行うもの 110 社）

投資運用業者、投資助言・代理業者

65 社（うち財務局等が行うもの 35 社）

自主規制機関 必要に応じて実施

第二種金融商品取引業者等 必要に応じて実施

(注)特別検査等を実施することにより、上記検査先については変動があり得る。

第3 金融商品取引業者等検査マニュアルの改正

1 改正の経緯

金融商品取引業者等検査マニュアル（以下「検査マニュアル」という。）については、平成 20 年 7 月に一部改正を行ったところであるが、金商法等の一部改正（ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築）、自主規制機関の規則の一部改正及び制定（「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の改正及び「証券化商品の販売等に関する規則」の制定）等を踏まえ、改正（案）を作成し、平成 21 年 3 月 31 日から 4 月 30 日までの間パブリック・コメントに付した上、同年 5 月 20 日に公表した。

なお、改正検査マニュアルについては、平成 21 年 6 月 1 日以降に着手した検査から活用している。

2 改正のポイント

- (1) 利益相反管理態勢に係る以下の検証項目を追加した。
 - ① 経営陣による利益相反のおそれがある取引を特定・管理するための態勢の整備状況
 - ② 利益相反のおそれのある取引の特定
 - ③ 利益相反のおそれのある取引を管理する態勢の整備状況
 - ④ 利益相反のおそれのある取引の特定・管理に関する方針の策定・公表
 - ⑤ 利益相反のおそれのある取引の特定・管理に関する記録の保存
 - ⑥ 利益相反のおそれのある取引の特定・管理に関する態勢の定期的又は随時の見直し
- (2) 親子法人等との非公開情報の授受において、法人顧客に対するオプトアウト機会の付与の適切性に係る検証項目を修正した。
- (3) 売買管理・審査態勢の整備において、インサイダー取引の疑いのある取引が確認された場合、当該取引の審査結果及び当該顧客に対して措置を講じた場合はその内容を含めた証券監視委等への報告に係る検証項目を追加した。
- (4) トレーサビリティに係る以下の検証項目を追加した。
 - ① 証券化商品の販売に関し、態勢の整備とトレーサビリティの確保
 - ② 証券化商品の組成、引受けを行っている場合の十分な引受審査態勢の整備状況

第4 業務点検プロジェクト

証券監視委は、平成 20 年 9 月 17 日、より効率的・効果的な検査を実現するために検査の手

続面を中心に点検を行い、必要があれば見直しを行うことを目的として、「証券検査に係る業務点検プロジェクト」を立ち上げた。その後、計10回の議論を重ねるとともに、議論の過程においては、日本証券業協会、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会、国際銀行協会とも意見交換を行った。こうした過程を経て、今後の証券検査の一定の方向性について、平成20年12月25日に「証券検査に係る業務点検プロジェクトの検討状況」を公表した。

1 背景

「証券検査に係る業務点検プロジェクト」を立ち上げた背景は、以下のとおりである。

- (1) 我が国金融・資本市場は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境変化や金商法の施行をはじめとする制度の変革など、ダイナミックな状況変化に直面している。こうした大きな変化に対応するためには、証券監視委の使命を踏まえつつ、これまで以上に、証券検査の効率性と実効性の向上を追求する必要がある。
- (2) 証券検査の効率性と実効性の向上を図るためには、金融商品取引業者等における法令違反行為の検証を基本としつつも、公益の確保や投資者保護を念頭に、その背景となる内部管理態勢の適切性を、業者の規模・特性を踏まえつつ、検証することも重要である。
- (3) 今般のグローバルな金融危機に鑑みれば、特に、グローバルに活動する金融商品取引業者等に対する検査等においては、財務の健全性を含め、広くそのリスク管理態勢のあり方にも着目していく必要がある。

2 検討状況の公表

以上のような観点から、当プロジェクトにおいては、検査の効率性と実効性の具体的な向上策として、平成20年12月25日、以下のような方向で議論が進められていることを公表した。

【検査の予告制】

検査の予告については、検査が法令違反行為の指摘だけでなく、その背景となる管理態勢をも検証するものへと拡張するにつれ、無予告制の意義が限定的な場合も増えると考えられることから、効率性向上の観点も踏まえ、一定の場合に予告制を試行的に導入することとする。

【検査中の対話の充実】

臨店中における、検査官と金融商品取引業者等との双方向の対話を充実させる観点から、臨店検査の開始及び終了時点等において、経営陣を交えたミーティング（エグジット・ミーティング等）を実施することとする。

また、双方向の対話の充実を促し、行政の透明性を図る観点から、検査結果の講評についても、なるべく早く実施することを検討するものとする。

【検査の品質管理】

業者の規模・特性を踏まえた内部管理態勢等の適切性の検証に関し、その検査の品質を確保し、検査官の目線を統一するためにも、ミドル・オフィス（検査監理官室等）による検査官のサポート体制を強化するとともに、検査官の研修を充実させ、検査マニュアルの見直しを検討するものとする。

検査モニターについても、検査の効率性だけでなく、対話を通じた内部管理態勢等の検証等が適切に行われているか等、検査の実効性についても、必要に応じ、モニターの対象とするものとする。また、臨店終了後もアンケート方式で意見を受け付ける、オフサイト検査モニターの導入等により、モニターの機能の充実を図る。

【検査の結果】

検査結果通知については、個々の法令違反行為の分析だけではなく、その背景にある金融商品取引業者等の内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性の分析も充実させることとする。

また、処分勧告等を行うか否かの判断に際しては、結果として生じている法令違反等の行為・状況の重大性・悪質性だけでなく、その背景となった管理態勢の適切性等についても、金融商品取引業者等の規模・特性を勘案しつつ、総合的に検証することとする。

3 証券検査に関する基本指針の改正

その後、さらに議論を進めて得た結論等を踏まえ、今般、透明性の高い効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査の基本事項や検査実施の手続等を定めた「証券検査に関する基本指針」を改正し、今後の検査実務に反映させることとしたところである。

主な改正点の概要は以下のとおりである。

- ・ 「検査の使命」において、これまでの法令違反行為の検証を基本としつつも、さらに進んで内部管理やリスク管理の態勢に着目した検査を一層充実させる旨を追記し、そのための具体的留意点を証券検査の目的及び方法として明記。
- ・ 委員会検査における予告検査の試行的実施の導入。
- ・ 証券検査監理官によるミドル機能の強化策の追記（臨店中の検査班からの照会への対応、巡回指導、臨店期間変更の指示等）。
- ・ エグジット・ミーティング等検査先経営陣との意見交換の充実策の導入。
- ・ 検査モニター制度のうち、郵送又はEメールで受け付ける「意見受付」を具体的質問項目を定めたアンケート方式に変更。
- ・ 検査着手当初に検査先に対して提出を求める資料の標準的な例として業態毎の「提出資料一覧」を作成。

第5 検査実績

1 検査計画及びその実施状況

(1) 平成 20 事務年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（別表参照）。

① 第一種金融商品取引業者等

平成 20 事務年度においては、第一種金融商品取引業者等 130 業者に対する検査を計画し、実際には、142 業者（第一種金融商品取引業者 117 業者（旧国内証券会社 89 業者、旧外国証券会社 7 業者、旧金融先物取引業者 21 業者）、登録金融機関 25 業者）に対し検査に着手した。

平成 20 事務年度に検査着手したもののうち、122 業者（第一種金融商品取引業者 97 業者（旧国内証券会社 76 業者、旧外国証券会社 4 業者、旧金融先物取引業者 17 業者）、登録金融機関 25 業者）については、同事務年度中に検査が終了している。

また、平成 19 事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった 24 業者（第一種金融商品取引業者 21 業者（旧国内証券会社 16 業者、旧金融先物取引業者 5 業者）、登録金融機関 2 業者、金融商品仲介業者 1 業者）については、平成 20 事務年度中にすべての検査が終了している（附属資料 150 頁以下参照）。

(注) 検査が終了したものと、被検査会社等に対し検査結果通知書を交付したものをいう。

ただし、被検査会社等の事情により検査結果通知書の交付を行わないこともある。

② 投資運用業者、投資助言・代理業者等

平成 20 事務年度において、投資運用業者、投資助言・代理業者（投資法人を含む。以下、本章において同じ。）70 業者に対する検査を計画し、実際には、投資運用業者 15 業者及び投資助言・代理業者 58 業者の計 73 業者に加え、投資法人 7 業者について、その資産運用を行っている投資運用業者と同時に検査したことから、計 80 業者に対し検査に着手した。

平成 20 事務年度に検査着手したもののうち、投資運用業者 6 業者、投資法人 3 業者及び投資助言・代理業者 40 業者の計 49 業者については、同事務年度中に検査が終了している。

また、平成 19 事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった投資運用業者 10 業者、投資法人 6 業者及び投資助言・代理業者 5 業者の計 21 業者については、平成 20 事務年度中にすべての検査が終了している。

③ 自主規制機関等

平成 20 事務年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、自主規制機関 5 機関に対し検査に着手した。

平成 20 事務年度に検査に着手した自主規制機関については、同事務年度中に検査が終了していない。

また、平成 19 事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった自主規制機関 1 機関については、平成 20 事務年度中に検査が終了している。

④ 第二種金融商品取引業者

平成 20 事務年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、1 業者に対し検査に着手した。

平成 20 事務年度に着手した 1 業者は、同事務年度末までに検査を終了している。

また、平成 19 事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった 2 業者については、平成 20 事務年度中にすべての検査が終了している。

これらの検査計画件数及び実際の検査着手件数は、被検査会社等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、平成 20 事務年度に終了した検査において、金融商品取引業者等 2 業者から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があり、検査対象先に審理結果を説明するとともに、その内容を検査結果通知書に反映させて通知している。

(注) 意見申出制度とは、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的として、平成 13 年 10 月以降に着手した検査において適用されている制度である。具体的には、検査中に検査官と被検査会社等が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項につき、被検査会社等は証券監視委事務局長あてに意見申出書を提出することができるが、これに対し証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果(案)を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うものである。意見申出事項の審理結果は、検査結果通知書に包含して回答することとなっている。

(2) 平成 20 事務年度に検査が終了したもの(平成 19 事務年度以前に検査着手したものを含む。)のうち、重大な法令違反が認められた 18 件については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行い、これを受けて監督部局等が行政処分等を行っている(第 8「証券検査の結果に基づく勧告」参照)。

なお、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、被検査会社等に通知するとともに、監督部局へ連絡している。

(3) 平成 20 事務年度における特色は、以下のとおりである。

証券検査基本方針における重点検証分野として「公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証」を掲げ、金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行った。具体的には、政府において新たな空売り規制を導入したことを踏まえ、証券会社に対する検査においては、空売り規制の実効性を確保する観点から、新たな規制を含め、空売り規制及びフェイルに係る管理態勢を重点事項として掲げ、検証を行った。

別表 平成 20 事務年度の検査実施状況

(参考)

	検査計画	検査着手	検査終了	検査対象 業者等数
第一種金融商品取引業者	130	117	97	378
登録金融機関		25	25	1,156
金融商品仲介業者		0	0	536
第二種金融商品取引業者	—	1	1	1,278
適格機関投資家等特例業務届出者	—	0	0	3,850
投資運用業者	70	15	6	318
投資助言・代理業者		58	40	1,202
投資法人	—	7	3	55
自主規制機関	—	5	0	14
その他	—	0	0	—

(注1) 検査終了欄は、平成 20 事務年度に着手し、同年度末までに被検査会社等に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了した件数を表す。

(注2) 被検査会社等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上している。

(注3) このほか、財務局長等が単独で支店のみの検査を実施したものが 16 支店（うち、検査を終了したものは 15 支店）ある。

(注4) 検査対象業者等数は、平成 21 年 6 月末時点のものである。また、複数の業務を兼営している場合は、全ての業務先に計上している。

2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

平成 20 事務年度に検査着手した証券監視委検査及び財務局長等検査（支店単独検査を除く。）の 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、第一種金融商品取引業者 115 人・日（旧国内証券会社 110 人・日、旧外国証券会社 218 人・日、旧金融先物取引業者 39 人・日）、第二種金融商品取引業者 88 人・日、投資運用業者 141 人・日、投資助言・代理業者 27 人・日、登録金融機関 36 人・日、自主規制機関 460 人・日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち旧国内証券会社の最少検査投入人員は 15 人・日、最多検査投入人員は 1,204 人・日となっている。

第6 テーマ別検査

本年1月5日、株券電子化が施行された。株券電子化は、これまでの株券の存在を前提としていた株主権の管理を、証券会社等の口座において電子的に行うという証券決済に関する制度改革であり、株主等の市場参加者に安全性、効率性、利便性の向上をもたらすものである。

証券監視委は、平成20事務年度において、株券電子化の円滑な制度施行に向け、株券電子化に向けた証券会社のシステムの整備状況について、一般検査の中で検証を行ってきたところである。具体的には、経営陣のリスク管理に対する取組み、株券電子化に係るリスク管理態勢のあり方、不測の事態への対応等について検証を行ったところである。

証券監視委においては、これまで証券会社のシステムリスク管理態勢の検証は行ってきたところであるが、今般のような株券電子化に向けた、いわゆるシステム開発プロジェクトに係る検証は、証券監視委にとっては初めてであった。

証券監視委・財務局監視官部門は、平成20年8月末から10月にかけて、計43社の証券会社に検査着手した。こうした検査を通じ、問題点を把握し、金融庁や自主規制機関と連携を図りながら、早期の改善を促すことにより、本年1月5日の円滑な制度施行につなげたところである。

第7 検査結果の概要

1 第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成20事務年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（旧国内証券会社、旧外国証券会社、旧金融先物取引業者）及び登録金融機関をいう。以下本章において同じ。）は計145業者であるが、このうち70業者において問題点が認められた。これら70業者中、不公正取引に関するものは13業者、投資者保護に関するものは17業者、財産・経理等に関するものは27業者、その他業務運営に関するものは38業者となっている。

主な問題点は、以下のとおりである。

（なお、問題点のうち、勧告を行ったものについては、第8 「1 第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。その他については、勧告は行っていないものの、金融商品取引業者等に対して問題点を通知している。）

(1) 不公正取引に関するもの

- ① **安定操作期間中の安定操作取引以外の買付け**〔外証法第14条第1項において準用する証取法第42条第1項第10号に基づく外証府令第24条第20号において準用する行為規制府令第4条第6号ニ〕

当社は、当社の海外グループ会社との契約に基づき、いわゆる部分一任の買付けを行っているが、安定操作期間中の安定操作取引以外の当社の買付けについて、「安定操作取引以外の取引をすることができない者」の口座で買付け後、「安定操作取引以外の取引をすることができる者」の口座に付け替えた。

- ② **法人関係情報に係る不公正取引の防止上十分でない認められる管理の状況**〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第5号〕

当社は、顧客による内部者取引の未然防止のため、必要な規程を整備し、重要事実公表日までの一定期間内に対象銘柄の売買を行った内部者登録者を抽出して委託注文書を送付するなどして内部者取引の未然防止を図っているものの、単元未満の株式の持分（いわゆる「ミニ株」）の売買を行った顧客については、当該抽出の対象としておらず、内部者取引の未然防止措置を講じていなかった。

- ③ **空売りの明示確認に係る内部管理態勢の不備**

当社では、FIX（Financial Information eXchange）による株券の実売りの注文において、

多数回にわたってフェイルを発生させている顧客があるにもかかわらず、このような顧客に対し、発生原因を確認していないばかりでなく、その発生原因の確認を行う部署すら定めていなかった。

(注) FIX とは、顧客と証券会社との間の受発注等を電子データにより行うものである。

④ 顧客管理態勢の不備

当社は、大規模なマーケット・フェイルを発生させたことを受け、マーケット・フェイルが発生した場合には、受注停止する等の措置を講じたとしているにもかかわらず、同一顧客が同一銘柄について発生させたフェイルに起因して発生したマーケット・フェイルが未解消の状態のまま、当該マーケット・フェイルの原因となるフェイルを発生させた顧客からの空売り注文を受託し、その結果、同一銘柄について多数回にわたる連続したマーケット・フェイルを発生させた。

⑤ 売買審査態勢の不備

イ 当社においては、法務部に届け出された内部者情報レポート（法人関係情報を記載）のうち、届出後に取引があった一部の銘柄について、売買審査システムに当該銘柄コードの登録漏れが生じていたことに起因して、売買審査が行われていなかった。

ロ 当社においては、E B 債の参照価格としている株式の銘柄について、E B 債の評価日がシステム上適切に表示されないこと等に起因して、評価日に自己勘定で売買のあった銘柄の大半について売買審査が行われていなかった。

⑥ 自己売買における不公正取引を防止するための内部管理態勢が十分でないと認められる状況

イ 当社は、株式取引高の大半を自己売買が占めているという状況にありながら、自己売買については、フロントランニング、空売り規制違反についての審査は行っていたものの、その他の不公正取引を防止するために必要な売買審査基準の検討・策定を行っておらず、実際に売買審査も行っていなかった。また、当社の監査部署においては、自己売買担当部署に対する年1回の社内監査において、不公正取引を監査項目としておらず、実際に監査も行っていなかった。

ロ 当社は、自己売買に係るポジション管理を行うに当たり、保有限度額が遵守されているかどうかについて確認していないなど、社内ルールを遵守するための手段を講じていなかった。

ハ 当社においては、保存義務のある自己売買に係る不出来、訂正及び取消伝票を保存しておらず、自己売買に係る不公正取引の事後検証が十分に行える態勢となっていなかった。

ニ 当社は、自己売買担当者に対し、不公正取引の防止を含めた自己売買に係るコンプライアンス研修等を全く実施していなかった。

⑦ 法人関係情報の管理態勢の不備

当社は、日本証券業協会の「有価証券の引受け等に関する規則」の改正（平成19年7月1日）を受けて、社内規程を改正し、当社主幹事により上場した会社に対して次の決算終了までの間、毎月、月次決算数値の報告を受けることとしている。こうした中、当社においては、当該改正以降、引受審査部が月次決算資料を入手していた会社に関し、いずれも業績の下方修正に係る法人関係情報を取得していたにもかかわらず、売買審査部へ報告していなかった事例が認められた。

⑧ 空売り未然防止態勢の不備

当社においては、売付注文で多数回にわたってフェイルを発生させる顧客が存在するか否かの調査を実施する部署が定められていないことに起因して、フェイル発生顧客に対する発生理由等の調査が行われなかった。また、同一顧客が実売りの注文で多数回にわたりフェイルを発生させている事実を把握していないことに起因して、当該顧客の注文が空売りであったか否かの観点での確認が行われなかった。

⑨ 内部者登録に係る内部管理態勢の不備

- イ 当社の顧客Aは、社内規程上、内部者登録を必要とする者である「発行会社の本店の部長」に該当するにもかかわらず、当社営業員が、口座開設時に内部者登録カードの作成を失念したため、内部者登録が行われなかった。その結果、顧客Aが同人の所属する発行会社の株式を売却しているにもかかわらず、当社における売買審査が行われなかった。
- ロ 当社営業員は、顧客Bについて、社内規程上、「発行会社の支店長」に該当するため、内部者登録を必要とする者に該当すると認識したにもかかわらず、顧客Bが口座を開設したときに内部者登録を行っていなかった。また、当社営業員は、顧客Bについて、当社の口座開設申込書を再徴取した際に、「発行会社の取締役」であったことから、内部者登録の必要がある旨を当該申込書に記載したにもかかわらず、その後内部者登録を行っていなかった。

⑩ 法人関係情報の不十分な管理態勢

当社においては、当社が直接関与しないM&A案件等の法人関係情報についても登録・管理が必要であるとの趣旨を社内規程に定めているものの、海外関連会社が主担当となり当社が関与するグローバルなM&A案件について、法人関係情報の登録が漏れ、管理が行われなかった事例が認められた。

⑪ DMA取引に係る不十分な売買審査態勢

当社における価格形成に係る売買審査は、コンプライアンス部門が、社内規則で定める基準（以下この（1）⑪において「審査基準」という。）に基づき抽出された取引の内容を審査する態勢となっている。しかしながら、審査基準に基づき抽出された価格形成等の問題があると疑われるDMA取引について、コンプライアンス部門がフロント部門に対して、当該取引を行った顧客に買付理由等を確認するよう依頼したにもかかわらず、フロント部門が当該顧客に対して十分な確認を行っていないなど、当社におけるDMA取引に係る売買審査態勢には不備が認められた。

(2) 投資者保護に関するもの

① 訂正目論見書の未交付〔金商法第15条第4項〕

当社は、金融商品取引法第7条の規定に基づき投資信託委託会社が有価証券届出書を提出している投資信託受益証券33銘柄について、当該委託会社から当該訂正届出書に記載された事項を記載した目論見書を受領しているにもかかわらず、110顧客に対して、訂正目論見書ではなく訂正前の有価証券届出書に記載された事項を記載した目論見書を交付し、当該投資信託受益証券を取得させた。

② 誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号〕

当社は、当社がマーケットメイクを行うカバードワラントの自動停止機能等について、「外国証券内容説明書」に一定の記載があるものの、取引が自動的に停止すること、取引停止の頻度及び取引停止の理由につき、顧客がその実態を正確に把握可能な内容であるとまでは認められず、顧客に誤解を生じさせる表示をしていた。

③ 金融商品取引契約の勧誘に関して誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号〕

当社は、毎月分配型の投資信託の勧誘資料において、分配額が運用状況において変動するものであるにもかかわらず、その旨の注意書きもなく「分配金が、1口に対し〇円入ります。」と断定的な表現の記載を行っている。また、各基準日の過去1年分の実績を見ると、付加配当がなされたり、毎月の分配金が増減しているものがあるにもかかわらず、当該分配金に12を掛けて「年間分配金」と記載している。さらに、「年間分配金」を現在の購入価格で割り返したものを「概算年利回り」と称して記載しているが、当該利回りは将来的に毎月の分

配金が変動なく1年間支払われ、かつ、基準価額も1年間全く変わらないという条件に基づく仮定の数字であるという旨の説明が記載されていない。

④ **私募債の買付け勧誘に関して、虚偽の表示をする行為**〔金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号〕

イ 当社執行役員は、同一事業スキームの中で発行された複数の私募債の中に、償還原資が異なる私募債があることを認識していたにもかかわらず、同じ償還原資であると事実と異なる説明を行い、一部の顧客が当該私募債を買い付けた。

ロ 当社営業推進本部長は、上記イ記載の私募債の満期時において、当社で決定した事実がないにもかかわらず、当該私募債と同様の条件で新たな私募債が発行されるとした文書を作成し、各営業部店長あてに電子メールで送信した。その結果、当社は、複数の営業部店において、あたかも同条件で新たな私募債が発行されるとの事実と異なる説明を行い、一部の顧客が当該私募債を買い付けた。

⑤ **特定口座開設顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況**〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第8号〕

⑥ **店頭金融先物取引において、売付け及び買付けの価格を同時に提示せずに値決めを行っている状況**〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第20号〕

⑦ **最良執行方針等の不十分な管理態勢**〔金商法第40条の2第2項及び第3項、第50条第1項〕

イ 当社においては、複数の金融商品取引所市場に上場されている銘柄について、最良執行市場と異なる市場に取り次いだ。

ロ 当社取締役は、営業員が発生させた最良執行義務違反の報告を受けていながら、その一部について当局に事故等の届出を提出しなかった。

ハ 当社は最良執行方針を改正したにもかかわらず、改訂した最良執行方針を店頭に掲示しなかった。

⑧ **外貨建て債券の不適切な乗換え勧誘**

当社営業員は、償還までの期間が概ね同様なオーストラリアドル建て債券（以下この(2)⑧において「豪ドル債」という。）からニュージーランドドル建て債券（以下この(2)⑧において「NZドル債」という。）への乗換え売買に係る勧誘に当たり、顧客に対し、豪ドルの金利水準よりもNZドルの金利水準が高い状況にあり、NZドル債の利率が豪ドル債の利率より高いことなどを伝えたものの、NZドル債の最終利回りが豪ドル債の最終利回りを下回っている状況（豪ドル債の売却コストやNZドル債の発行コストが大きいことに起因するもの）を説明することなく、乗換え勧誘を行っている状況が認められた。

⑨ **時価情報の不十分な検証態勢**

イ 当社においては、顧客に債券の時価情報を提供する前に、顧客管理部門の担当者が、すべての銘柄について前回提供時と今回提供時を比較し、その差が一定の変動範囲に収まっているかの判定を行い、一定範囲を超えて変動している場合には担当トレーダーに確認することとしている。しかしながら、当該確認は、顧客管理部門の担当者が自ら時価情報の算出に必要なパラメータ（金利、為替、ボラティリティ等）を取得し、担当トレーダーが算出した時価情報が正しいかどうかといった検証を行うものではなく、単に担当トレーダーに時価情報が正しいかについて電子メールで確認するにとどまるものであるなど、実効性のある検証とはなっていなかった。

ロ 当社は、時価情報として顧客へ提供した銘柄の一部について訂正を行っているが、その際、顧客管理部門の担当者は、訂正が行われた銘柄のうち普通社債について、担当トレーダーが時価情報を訂正した際に使用したクレジット・スプレッドの適切性を検証しているのみであり、その他の種類の債券については、訂正が適正に行われたかについての検証を行っていなかった。

⑩ **毎月利払い型外国債券に係る不適正な償還前売却の勧誘等**

当社は、毎月利払い型外国債券については、税金等を考慮すると、償還前に売却した方が償還まで保有するよりも、顧客にとって外貨での受取金額は少なくなるケースが生じることを把握していたものの、営業部店に対して毎月利払い型外国債券の当該性質を周知していなかった。このため、当社営業員は、「償還前売却の受取金額の方が償還時の受取金額より多く、償還前売却をする方が有利である。」旨顧客に伝え売却の勧誘を行うなど、不適正な勧誘等を行った。

(3) **財産・経理等に関するもの**

① **長期的かつ複数の項目に亘る自己資本規制比率の算出誤り**〔証取法第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項、金商法第 46 条の 6 第 1 項及び第 3 項〕

当社は、イ 債務超過に陥っている取引先への貸付金に関して、リスクウエイト 100%として取引先リスク相当額を算出すべきところ、通常の貸付金と同様に 25%で当該リスク相当額を計算し、ロ 自己保有する金商法第 2 条第 2 項第 5 号に規定するみなし有価証券について、本来であれば、当該有価証券の時価額を計算し、市場リスク相当額として計上すべきところ、金商業等府令第 177 条第 1 項第 4 号ハに規定する控除すべき固定資産等として計算し、ハ 子会社に対する貸付金について、本来であれば、関係会社に対する貸付金として控除すべき固定資産等とすべきところ、通常の貸付金として取引先リスク相当額を計算し、ニ

他の証券会社へ移籍した元社員に対する金銭貸借について、貸付期間が 3 年間であることから、本来であれば控除すべき固定資産等として算出すべきところ、短期貸付金（流動資産）として、通常の貸付金と同様に取引先リスク相当額を計算した。以上の算出誤りの結果、当社は、(a)誤った自己資本規制比率を記載した営業報告書を作成し、当局へ提出し、(b)誤った自己資本規制比率を記載した業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆の縦覧に供し、(c)誤った自己資本規制比率を当局へ届け出、(d)誤った自己資本規制比率を記載した書面を作成し、公衆の縦覧に供した。

② **自己資本規制比率が 120%を下回る状況等**〔証取法第 52 条第 2 項及び第 3 項、金先法第 82 条第 2 項及び第 3 項〕

イ 当社は、システム障害等により、カバー先との外国為替証拠金取引において、顧客からの注文以上の発注が大量に発生したことから、自己ポジションを大量に保有することとなった。結果、当該自己ポジションに係る市場リスク相当額が発生しているにもかかわらず、当社は、その事実を把握していなかった。そのため、自己資本規制比率が一時的に 120%を下回る状況にあったにもかかわらず、その実態を把握していなかった。

ロ 当社は、自己資本規制比率を記載した書面を作成しておらず、公衆の縦覧に供していなかった。

③ **分別管理の不備**〔金商法第 43 条の 2 第 1 項〕

当社は、自己の計算において取得した投資信託の受益権について、本来であれば株式会社証券保管振替機構の口座区分のうちの自己口において管理すべきところ、これを顧客口において管理していた。

④ **外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客分別金の信託不足**〔金商法第 43 条の 2 第 2 項〕

⑤ **顧客から預託を受けた有価証券を自己の固有財産と分別して管理していない状況等**〔金商法第 43 条の 2 第 1 項、第 43 条の 4 第 1 項〕

当社においては、日本証券金融(株)との間で株式の貸借を行うに当たり、品貸し申込みについての数量等を確認しないままシステム入力を行っていたことから、顧客の書面による同意を得ないまま、顧客から預託を受けた有価証券の一部を日本証券金融(株)への品貸しに流用している状況が認められた。その結果、当社は、顧客から預託を受けた有価証券について、顧客から書面による同意を得ないまま他人に貸し付けており、自己の固有財産と分別して管理

していなかった。

⑥ **自己の財産と顧客の財産を区分管理していない状況**〔金商法第 43 条の 3 第 1 項〕

⑦ **営業報告書等の記載誤り**〔金商法第 46 条の 3 第 1 項〕

当社は、日本証券金融(株)との間で行っている株式の貸借について、営業報告書等に記載すべきものであるとの認識がなかったことから、有価証券の貸借の状況について、記載誤りのある営業報告書及び事業報告書を作成し、提出した。

⑧ **自己資本規制比率が 120%を下回る状況等**〔金商法 46 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 52 条第 1 項第 3 号、第 198 条の 6 第 10 号〕

(4) **その他業務運営に関するもの**

① **有価証券の私募の取扱いに係る引受審査態勢の不備等**〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号及び金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 4 号〕

イ 当社は、レセプト債の引受けに当たり、当社の社内規程に掲げられた審査項目について、審査を一切行わず、また、引受検討会において、当該引受けについて、議論を一切行わなかった。

ロ 当社は、上記イのとおり、レセプト債について引受審査を行っていないため、レセプト債の裏付資産に、当社が商品説明資料において定義している診療済債権のみならず、将来債権が含まれていることを確認していなかった。そのため、当社は、レセプト債の勧誘を行う際、商品説明資料に、レセプト債の裏付資産に診療済債権のほか将来債権も含まれているとの表示を行っていないかった。

② **損失補てんの約束をする行為等**〔金商法第 39 条第 1 項第 1 号、第 50 条第 1 項〕

イ 当社本店営業部次長は、顧客の信用取引による評価損が拡大した際、顧客から、損金の支払いに応じる見返りとして、今後の取引において発生する損失は 10 万円を限度とし、それ以上の損失に対しては損失補てんを行う旨の念書を差し入れるよう要求され、当該念書を差し入れた。

ロ 当社では、上記イにより事故等の届出を提出する必要があったものの、本店営業部次長が当該念書の差入れを自発的に上司に報告し、その回収も出来たこと等を理由として、最終的に当該念書の差入れは損失補てんの約束には当たらないと曲解し、当局に対する事故等の届出の提出を行わなかった。

③ **顧客の損失を補てんするため、財産上の利益を提供する行為等**〔金商法第 39 条第 1 項第 3 号、金先法第 76 条第 9 号に基づく金先法施行規則第 25 条第 3 号及び金先法第 83 条〕

④ **顧客の個人情報の安全管理の不備及び機微情報の目的外利用の防止措置を講じていない状況**〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 7 号〕

イ (a) 当社は、当社関係会社との間において、個人情報の取扱いに係る契約（以下この④イにおいて「覚書」という。）を定める旨の利用契約を締結したものの、当該覚書が締結される以前に、当該関係会社に対して、顧客約 8 万人分の「顧客カタカナ情報」、「顧客漢字氏名」、「メールアドレス」及び「ログイン ID」の情報を提供した。

(b) 当社においては、当社元社員が、約 900 名分の顧客情報（顧客氏名、顧客コード、顧客が売買した銘柄、約定日、売買数量、売買単価及び内部者登録の有無）が記録されたフロッピーディスクを持ち出していた事実が認められたにもかかわらず、十分な再発防止策がとられていない状況が認められた。

ロ 当社においては、業務上必要がないにもかかわらず、顧客等から受け入れた本人確認書類の「本籍地」欄を塗りつぶさずに保管している状況が認められた。

⑤ **金融商品仲介業者の法令違反行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況、及び、特定同意注文に基づく取引を行う場合の十分な社内管理体制を整備していない状況**

〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 13 号及び第 15 号〕

- ⑥ **アルゴリズム取引等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況**〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 14 号〕

当社が顧客に提供している株式に係るアルゴリズムトレーディングシステムにおいて、システム開発時の要件の定義漏れ等に起因して、当社が想定する発注内容とは異なる注文が発注された状況が認められており、また、当社は、このような状況を把握できるような監視・監査を行っていない。さらに、当社は、アルゴリズムトレーディングシステムに関するものも含め、システムに係る障害発生時の対応状況に不備が認められた。

- ⑦ **金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況**〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 14 号〕

- ⑧ **電子情報処理組織の管理が不十分な状況**〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 14 号及び金商法第 56 条の 2 第 1 項〕

イ 当社は、取引に影響を与えたシステム障害が頻繁かつ連続して発生している状況であるにもかかわらず、これら障害の一元的な管理を行っていなかった。

ロ (a) 当社においては、発生したシステム障害のうち、長時間取引が停止するなど顧客取引に及ぼす影響が大きいと考えた障害のみ経営陣に報告し、また、システムに関する保守・改善の業務を委託している外部委託先の管理に関する社内規程を定めておらず、外部委託先に対する監査の取決めも定めていない等の状況が認められた。

(b) 当社は、発生したシステム障害のうち、顧客取引に及ぼす影響が大きいと考えた障害のみを当局に報告した。

- ⑨ **注文伝票の作成及び保存に係る不備**〔金商法第 46 条の 2〕

当社の注文伝票は、インターネットによる注文の場合には電子的に作成及び保存し、電話による注文の場合には当社営業員が手書きで作成し保存することとしている。しかし、当社は、ある一定期間において、顧客が電話で発注した注文に係る注文伝票について、これを作成し保存していなかった。また、当社は、インターネットによる注文のうち取引が成立しなかった注文に係る注文伝票につき、一旦は作成するものの、作成後 8 ヶ月を経過したものは消去されることを看過していた。

- ⑩ **前回検査指摘事項の改善状況の不備**〔金商法第 46 条の 4、犯収法第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項〕

当社は、前回検査において、法令違反行為等につき指摘（処分勧告はしないで通知したもの）を受け、改善報告書を提出し、当該報告書に基づき再発防止のための改善策を講じたとしてもにもかかわらず、当該改善策に係る取組み不足により、イ 本人確認義務違反（法人顧客における取引担当者に対する本人確認手続違反）及び本人確認記録の作成義務違反、ロ 業務及び財産の状況に関する説明書類の記載不備等、前回と同様の項目について不備が認められた。

- ⑪ **自己資本規制比率が 120%を下回る状況**〔金商法第 46 条の 6 第 2 項〕

- ⑫ **当社に帰属しない配当金を不当に受領する行為等**〔金商法第 51 条〕

- ⑬ **純財産額が最低純財産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況**〔金商法第 52 条第 1 項第 3 号〕

- ⑭ **不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた行為**〔金商法第 52 条第 1 項第 5 号〕

- ⑮ **システム障害発生に係る報告書の提出未済**〔金商法第 56 条の 2 第 1 項〕

当社は、金融先物取引業登録の際、当局からシステム障害発生に係る報告書を提出するよう命じられていたが、2 年 4 か月の間、外国為替証拠金取引に関し発生したシステム障害 11 件のうち 8 件について、当該報告書の提出を行わなかった。

- ⑯ **システムリスク管理態勢の不備**

当社は、顧客に対してアルゴリズムトレーディングシステムを提供し、同システムを利用

した注文を受託しているところ、注文の執行の際に誤作動を発生させているにもかかわらず、それに気付かず、同様の誤作動を複数回発生させていた。また、当社は、適切な理由がないにもかかわらず、システム障害の発生について金融庁に報告しなかった。

⑰ 反社会的勢力への対応に係る内部管理態勢の不備及び疑わしい取引の届出に係る内部管理態勢の不備

当社においては、イ 反社会的勢力に係る情報収集及び当該情報に係る統括部署であるコンプライアンス部への報告態勢等に関する具体的な手続きを定めた社内規程が整備されていない状況、ロ 疑わしい取引の該当性について、調査・検証に係る具体的な社内規程が定められておらず、また、各部店の内部管理責任者等からコンプライアンス部への報告態勢が整備されていない状況が認められた。

⑱ 内部管理態勢の不備

イ 当社は、自己勘定による未公開株式の取得・保有等について、具体的な社内基準や承認手続等の管理態勢の整備が行われていない状況にあり、未公開株式の取得に際して、当該株式の取引価格の合理性の検証や転売の実現可能性等に関するリスク管理の観点からの検証等が十分に行われていなかった。

ロ 当社は、法人関係情報を取得した部署以外へ伝達する場合の手続等に関し、規程の制定を行っていない等の管理態勢の不備が認められており、これに起因して、法人関係情報の報告漏れ及び報告遅延などといった、不適切な取扱いが発生している。

ハ 当社は、自己資本規制比率の詳細・具体的な算出方法等の規程や実践的なマニュアル等を策定しておらず、その結果、自己資本規制比率の算出誤りを発生させ、長期間にわたり看過していた。

⑲ 異名義入金に係る顧客管理態勢の不備

当社は、複数のネット銀行の預金口座から、顧客証券口座へ即時入金が反映されるサービス（以下この(4)⑲において「リアルタイム入金」という。）を提供しているが、当該リアルタイム入金について、その都度、振込み依頼人名義を確認しておらず、顧客は、証券口座名義と預金口座名義が異なったとしても入金が可能であり、顧客証券口座に当該入金が即時反映され、当社が異名義入金と認識し証券口座ロックを実施するまでは、有価証券等の買付け等の取引が可能な状況となっていた。

⑳ 自己売買に係る内部管理態勢の不備

当社のFX取引に関する社内規則においては、対顧客取引及びそのカバー取引以外の取引（以下この(4)⑳において「自己売買」という。）を行わない方針としているにもかかわらず、カバー取引を担当する当社社員Aは、あるカバー取引先の提示する買値が他のカバー取引先の提示する売値よりも高くなっている場合があることに気づき、当該カバー取引先ごとの提示レートの差を利用して、専ら当社の利益を目的とした裁定取引を行った。当該自己売買に関し、フロントオフィスの部長は、これを認識していたにもかかわらず、黙認しているほか、バックオフィスの部長はこれを看過し、さらに、リスク管理部署は、カバー先との取引について取引内容の検証を行っておらず、これを把握していない。

㉑ 取引先において利益相反を内包する取引に係る内部管理態勢の不備

当行は、A社取締役社長Xの資産管理会社であるB社との間で、通貨に係るスワップ契約をB社が保有する当行発行のエクイティリンク債を担保として差し入れさせた上で締結している。しかしながら、急激な円高により当該スワップ契約の評価損が拡大し、また、当該スワップ契約の担保として差し入れられていたエクイティリンク債の時価も参照銘柄であるA社株の大幅な株価下落に伴い急落し、担保不足となった。そのため、当行、B社、A社の3社間の合意のもとで、当該スワップ契約に係る一切の権利義務をB社からA社に移転することとなった。本件移転取引は、X社長とA社との利益が相反する可能性の高い取引であったものの、当行は、本件移転取引の検討過程や承認過程において、内部管理統括責任者

や法務部長、リスク管理部門長らが深く関与しているにもかかわらず、取引先において利益相反を内包する本件移転取引について適切な処理が行われていることを十分に確認しないまま、安易に承認を行っていた。

2 第二種金融商品取引業者に対する検査

平成 20 事務年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計 3 業者であるが、このうち 1 業者において投資者保護に関する問題点が認められた。

(なお、問題点については、勧告を行っており、第 8「2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。)

- **集団投資スキーム持分の募集において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況**〔金商法 36 条の 3、金商法第 37 条第 2 項、金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令 117 条 1 項 2 号〕

3 投資運用業者、投資助言・代理業者等に対する検査

平成 20 事務年度に検査が終了した投資運用業者、投資助言・代理業者等は計 70 業者であるが、このうち 39 業者において問題点が認められた。これら 39 業者中、不公正取引に関するものは 2 業者、投資者保護に関するものは 25 業者、財産・経理等に関するものは 1 業者、その他業務運営に関するものは 20 業者となっている。

主な問題点は、以下のとおりである。

(なお、問題点のうち、勧告したものについては、第 8「3 投資運用業者、投資助言・代理業者等に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。また、以下に記載する「投信法」は平成 18 年法律第 65 号による改正前のものである。)

(1) 不公正取引に関するもの

- ① **法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が機能していない状況及び法人関係情報を利用した助言**〔金商法第 51 条〕
- ② **役職員取引に係る内部管理態勢の不備**

当社では、役職員個人が証券取引を行う場合、コンプライアンス部の事前承認を必要とする社内ルールを定めている。しかしながら、調査のために企業訪問を行ったファンド・マネージャー等が訪問後に、自己の計算で訪問先企業の株式の取引を行う可能性があり、かつ、現実取引を行っているにもかかわらず、ファンド・マネージャー等の株取引において、当該株式の発行会社への訪問の有無を事前承認時のチェック対象としていなかった。

(2) 投資者保護に関するもの

- ① **著しく事実に相違する表示のある広告をする行為**〔金商法第 37 条第 2 項〕

当社は、営業案内書に一定の期間内に行う助言回数を明記することにより、会員に対し最低でも営業案内書に記載された回数の助言を行うかのような記載をしているものの、営業案内書に記載された回数の助言が行われていなかった。

- ② **著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為**〔金商法第 37 条第 2 項〕

当社は、会員を募って有料で、行うべき外国為替証拠金取引の内容の記載を含む投資情報を電子メールにより配信し、当該有料情報発信に係る会員を募集する広告を当社ホームページに掲載しており、イ あたかも実際の取引に基づいて作成したかのように月別の累計為替差益等及び毎月の「収支表」を記載しているが、これらは実際に取引を行った結果ではなく、当社の分析者等が配信情報等に基づき取引を行うことができた日と価格を為替チャートと照合して作成したものであったにもかかわらず、作成方法についての記載がなく、ロ また、当社の分析者等が実際に利益を上げたかのように表示しているが、これも

上記イと同様に、配信情報等に基づき約定することができたなどと仮定したものであるにもかかわらず、算出方法の記載がなかった。

③ **法定書面に係る不備**〔金商法第 37 条の 3 第 1 項及び金商法第 37 条の 4 第 1 項〕

当社は、国内株式及び外国為替証拠金取引に係る投資助言業務を行うに当たり、

イ 契約締結前交付書面に記載すべき事項を当社のホームページに掲載し、当該記載事項を顧客の閲覧に供するという電磁的方法をもって提供することとしているが、電磁的方法により当該記載事項を提供することについて、あらかじめ顧客の承諾を得ておらず、また、「顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがある旨」等の記載すべき事項を記載していなかった。

ロ 投資顧問契約が終了し、契約期間のみを変更する内容で再度投資顧問契約を締結した顧客に対して、契約締結時交付書面を交付していなかった。

④ **投資信託の時価管理に係る内部管理態勢の不備**

当社は、当社が設定・運用する投資信託の時価評価の適正性を検証する方法の一つとして、当該投資信託に組み入れられた外国債券の中から時価が長期間変動していない（以下この(2)④において「ステイルプライス」という。）銘柄の抽出に係る社内ルールを定めているものの、社内ルールどおりの検証を行わず、複数の銘柄についてステイルプライスを把握していなかった。また、数か月の間、時価に全く値動きのない状況が続いていたにもかかわらず、当社は長期間にわたりこれらのステイルプライスを放置し、検証・対応を怠っていた。

(3) **その他業務運営に関するもの**

① **投資法人の費用負担に係る善管注意義務違反**〔投信法第 34 条の 2 第 2 項〕

当社は、物件の一部を転借りしていたテナントから、投資法人が負担する理由のない、物件取得前における造作物の一部撤去費用及び仮復旧費用等について負担を要請され、これを最低保証賃料から減額した。また、当社は売主が各テナントに設置した火災報知機の修繕に係る費用について、投資法人が負担すべきでないにもかかわらず、これを負担させた。

② **利害関係者からの資産の取得に係る善管注意義務違反**〔投信法第 34 条の 2 第 2 項〕

当社は、投資法人に、利害関係者である売主から物件を取得させるに当たり、当社の定める取得基準を満たすと判断できない情報を売主からあらかじめ入手していたにもかかわらず、本物件の取得に際し何ら対応を行っていなかった。

③ **利害関係を有する者からの資産の取得等に係る善管注意義務違反**〔投信法第 34 条の 2 第 2 項〕

④ **資産の取得に係る善管注意義務違反**〔投信法第 34 条の 2 第 2 項〕

当社は、利害関係を有する者から投資法人に複数物件を取得させるに際し、当初、購入希望価格については当社査定価格とすることとしたが、その後、1 物件について主要テナントから解約通知書が提出されたにもかかわらず、当該解約予告を反映させた場合の価格査定を行うことなく取得させた。

⑤ **顧客に関する情報の管理態勢の不備**〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 6 号〕

当社においては、イ 資産運用に係るセミナーを開く際、当社の管理者がいない状況のもと、セミナー参加者が当社の顧客情報を自由に閲覧することが可能な状態になっていた。

ロ 法定帳簿を搬送する際、顧客情報の管理に係る取り決め等を締結することなく、外部講師に口頭で依頼し、持参させていた。ハ パソコン 1 台を外部講師用に設置しているが、当該端末は当社の専用端末と接続されているため、専用端末に保存されている顧客名簿や

全顧客の取引状況等の顧客情報を外部講師が自由に閲覧できる状態となっていた。

⑥ 当社又は再委託先等の事務過誤により発生した損失を補てんしていない行為（善管注意義務違反）〔金商法第 42 条第 2 項〕

当社は、当社が設定・運用を行っている投資信託において、当社又は再委託先等の事務過誤により発生した投資信託の資金不足に対し、外貨での資金調達により資金繰りを行ったものについて、当該資金調達に関する決済上生じた為替差損を補てんすることなく、当該差損を該当する投資信託の信託財産に負担させていた。

⑦ 業務に関する帳簿書類の不備〔金商法第 47 条〕

当社は、前回検査において、「顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の内容を記録した書面について、保存していない。」「投資顧問契約を締結しようとするときに交付する書面の写しについて、保存していない。」など、多数の法令違反行為等の指摘を受け、当局に対して改善報告書を提出し、これらの指摘事項について改善を図るとしていたものの、その後もこれらの書面を保存していなかった。

⑧ 訴訟の当事者となった場合の届出未済〔金商法第 50 条第 1 項第 8 号に基づく金商業等府令第 199 条 9 号〕

当社は、投資顧問契約を締結した顧客から訴訟を提起され、当事者となったにもかかわらず、その旨を当局に届け出なかった。

⑨ 第三者割当増資の決議等に係る議事録の不実記載等〔金商法第 51 条〕

⑩ 検査忌避及び報告徴取命令違反〔金商法第 52 条第 1 項第 6 号、第 198 条の 6 第 11 号〕

⑪ 物件取得の意思決定過程における取得価格の妥当性の不十分な検討

当社は、物件に係る購入希望価格を査定する際、修繕費について、エンジニアリング・レポート作成会社等が作成した修繕計画と大きく異なった判断を行っているにもかかわらず、修繕費の妥当性の検討を十分に行っておらず、修繕費の査定根拠も記録保存していなかった。

⑫ 内部管理態勢の不備

当社においては、イ 役職員が行う取引について、利益相反行為等を防止する観点での検証方法等が定められておらず、また、ロ 管理職自ら就業時間中に業務用パソコンを用いて現物株式及び株価指数オプション取引を行い、そのうち現物株式に係る取引銘柄のほとんどが当社の推奨銘柄となっていたにもかかわらずこれが看過されており、当社の内部管理態勢は、投資助言業務の公平性・適正性を確保するうえで不十分なものとなっていた。

⑬ 利益相反管理態勢の不備

当社は、社内規程において、利害関係者からの物件取得等に当たっては、投資法人役員会の事前承認を得なければならないと定めており、利害関係者との間の取引等に対して牽制機能を働かせることとしているが、当社における利害関係者からの物件取得に係る利益相反管理態勢につき、イ 投資法人役員会の事前承認を得ていない事例がある、ロ コンプライアンス委員会の審査及び投資法人役員会の事前承認の際の審議において、鑑定評価書が審議資料として用いられておらず、また、鑑定評価額と取得価格の乖離に係る審議が不十分であるといった不備事例が把握された。

⑭ 期末鑑定評価に係る内部管理態勢の不備

当社は、「含み損の減少、含み益の増加」を理由として、複数の不動産鑑定業者に価格査定を依頼して価格査定額を複数受領した上、その中で当該査定額が一番高い不動産鑑定業者を選定して鑑定評価書（又は価格調査書）の発行を依頼し、当該評価書に基づき資産運用報告にて開示し、また、上記複数鑑定に係る費用を当投資法人に負担させていた。このような当社の不動産鑑定業者の選定等は、恣意性を排除して合理的な評価額を算定するという複数鑑定の趣旨にそぐわず、また、選定の妥当性等につき十分な検討がなされたものとはいえない不適切な取扱いとなっていた。

4 金融商品仲介業者に対する検査

平成 20 事務年度に検査が終了した金融商品仲介業者は 1 業者であり、当業者において業務運営に関する問題点が認められた。

(なお、問題点については、勧告を行っており、第 8「4 金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。)

- **金融商品仲介業者に係る制限を超える金融商品取引行為等**〔証取法第 28 条、第 66 条の 11、金商法第 66 条の 12〕

5 自主規制機関に対する検査

平成 20 事務年度に検査が終了した自主規制機関等は 1 機関であり、当機関において不公正取引に関する問題点及びその他業務運営に関する問題点が認められた。

(なお、問題点については、勧告は行っていないものの、自主規制機関に対して問題点を通知している。)

第 8 証券検査の結果に基づく勧告

1 第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告

- (1) **不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた行為及び自己資本規制比率が 120%を下回る状況等**〔金商法第 52 条第 1 項第 3 号、第 5 号及び同項第 6 号並びに第 198 条の 6 第 10 号該当。金商法第 43 条の 3 第 1 項並びに第 46 条の 6 第 1 項及び第 2 項違反〕

- ① 不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた行為

アセットカンパニー株式会社においては、平成 19 年 11 月、金商法第 31 条第 4 項の規定に基づき第一種金融商品取引業の登録申請を行った。しかし、当社の平成 19 年 9 月末時点の純財産額及び自己資本規制比率は、登録拒否要件を規定する金商法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロの純財産額 (5,000 万円) 及び同項第 6 号イの比率 (120%) を下回る状況にあった。

そこで当社は、平成 19 年 9 月末及び 10 月末時点につき、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書 (金商業等府令第 10 条第 1 項第 1 号) を作成したほか、純財産額を算出した書面 (同項第 2 号イ) 及び自己資本規制比率を算出した書面 (同項第 3 号ロ) についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして、登録申請を行った。当社は、平成 19 年 11 月 28 日、第一種金融商品取引業者の登録を受けた。

- ② 自己資本規制比率が 120%を下回る状況等

イ 当社の自己資本規制比率は、本件登録申請日 (平成 19 年 11 月 2 日) 以降、検査基準日 (平成 20 年 5 月 30 日) までの間、120%を下回る状況となっていた。また、当社の純財産額についても同様に、本件登録申請日以降、検査基準日までの間、5,000 万円に満たない状況となっていた。

ロ 当社は、本件登録申請日以降、検査基準日までの間、金商法第 46 条の 6 第 1 項に基づく自己資本規制比率の状況について、140%を下回っていたにもかかわらず、その旨の届出を行わず、また、毎月末の届出に関しても、その比率が 120%の基準を満たしているとした虚偽の内容の書面を提出した。

ハ 当社は、本件登録に際し、当局から、金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告徴求命令として資料の提出を命じられ、本件登録以降、毎月末の自己資本規制比率に係る届出の添付資料として、(a)毎月末の残高試算表、(b)顧客からの預り金残高の明細を提出した。

しかし、当該添付資料のうち(a)については、平成 19 年 11 月以降平成 20 年 4 月までの間の各月末時点のものに関し、また、(b)については、平成 20 年 2 月以降 4 月までの間の

各月末時点のものに関し、それぞれ虚偽の内容を記載した。

③ 自己の財産と顧客の財産を区分管理していない状況

当社は、顧客の預り保証金及び外国為替証拠金取引に係る実現損益、評価損益等に相当する金額を、保証金顧客口の銀行預金及び当社のカバー取引先への保証金（以下この(1)において「区分管理額」という。）として預託することにより、自己の財産と顧客の財産を区分管理することとしていたが、平成 19 年 12 月 14 日に区分管理額不足が発生した後、検査基準日である平成 20 年 5 月 30 日に至るまで区分管理額不足となっていた。

- ・ 勧告年月日

平成 20 年 8 月 1 日

- ・ 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容

- ① 登録の取消し

- ② 代表取締役の解任

- ③ 業務改善命令（イ 顧客取引を速やかに終了し、かつ、顧客から預託を受けた保証金等を遅滞なく返還するとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないこと、ロ 顧客の間における公平に配慮しつつ、顧客の保護に万全の措置を講じること、ハ 登録の取消しについて、店頭及びホームページに表示する等、顧客への周知を徹底するとともに、顧客への適切な対応に配慮すること）

(2) 電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 14 号該当〕

○ 常盤 Investments 株式会社は、インターネットを主体とした外国為替証拠金取引（以下この(2)において「FX取引」という。）を行っているところ、FX取引に係る電子情報処理組織（以下この(2)において「システム」という。）の保守管理等については、業務委託先に対し全面的に一任している状況にあり、当社自らが、システム障害の発生状況すら把握・管理する態勢にない。

今回検査において、当社におけるシステム障害の発生状況について検証したところ、業務開始日から検査基準日までの約 16 か月間において、少なくとも 30 件のシステム障害が発生していることが認められ、これらのシステム障害の中には、FX取引に係る顧客の注文が発注できないなどの顧客の取引に重大な影響を与えるものが複数含まれている。しかしながら、当社は、当該システム障害による顧客の損害発生状況を一切確認せず、損失補てん等の必要な顧客対応も行っていない。

以上のように、当社におけるシステムリスク管理態勢は、極めて杜撰であることが認められた。

- ・ 勧告年月日

平成 20 年 8 月 8 日

- ・ 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容

- 業務改善命令（イ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ システムの現状、システム障害の発生原因を十分確認・検討し、外部システム監査の実施及びシステム障害発生時の速やかな報告態勢の確立等、実効性のあるシステムリスク管理態勢の整備を図り、確実に実行すること、ハ 今般の行政処分を踏まえ、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること）

(3) **顧客の損失を補てんするため、財産上の利益を提供する行為等**〔金商法第 39 条第 1 項第 3 号及び金先法第 76 条第 9 号に基づく金先法施行規則第 25 条第 3 号該当。金先法第 83 条違反〕

① 架空取引を捏造して顧客に財産上の利益を提供する行為

株式会社パンタ・レイ証券 F X 事業部員は、その業務に関し、平成 19 年 8 月にロスカットされたことなどにより生じた外国為替証拠金取引に係る顧客の損失及び逸失利益について、顧客より財産上の利益を提供するよう要求を受け、独断でこれに応ずる旨を約束し、平成 19 年 9 月 5 日、10 日及び 10 月 9 日の 3 日間、計 6 回にわたり、管理端末に架空の新規・決済注文を入力することで決済益を出す方法、又は約定データの単価を変更して決済損を少なくする方法により、計 1,258 万円の財産上の利益を提供した。

② システム障害により損失を受けた顧客に対し、損失を補てんするため財産上の利益を提供しながら、その届出を行わない行為等

当社は、イ 平成 19 年 7 月 13 日から 8 月 9 日までの間に発生した 8 回の外国為替証拠金取引に係るシステム障害発生時において、損失を受けた顧客 10 名に対し、平成 19 年 7 月 13 日から 9 月 4 日にかけて、計 788 万 8,000 円の損失補てんを行いながら、これらについて、近畿財務局長に届出を行っていなかった。また、ロ 平成 19 年 7 月 20 日及び 8 月 9 日に発生した 2 回のシステム障害発生時においては、損失を受けた顧客 3 名に対し、平成 19 年 8 月 6 日及び 9 月 4 日、損失額を超える計 4 万 7,000 円の財産上の利益を提供していた。

・ 勧告年月日

平成 20 年 9 月 17 日

・ 勧告対象

当社及び外務員 1 名

・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

全ての店頭デリバティブ取引業務の停止 3 営業日

② 業務改善命令（イ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ 法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること、ハ 内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員への周知徹底を図ること、ニ システム障害の発生原因を十分認識・検討し、監査の実施及びシステム障害発生時の速やかな報告態勢の確立等、実効性のあるシステムリスク管理態勢の整備を図り、確実に実行すること）

・ 外務員処分の内容

F X 事業部員 職務停止 6 週間

（注） 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(4)の「**電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況**」に係る処分を含む。

(4) **電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況**〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 14 号該当〕

○ **株式会社パンタ・レイ証券**は、平成 19 年 6 月から 9 月までの間に、外国為替証拠金取引に係るシステムにおいて、少なくとも 18 件のシステム障害を発生させており、これらのシステム障害においては、顧客の取引に損失を与えたものも多数含まれている。しかしながら、当社においては、システム障害発生時における対応手順が確立されておらず、顧客の損失の発生状況すら把握せず、担当者が場当たりの対応に終始し、組織的な対応が行われていない。

また、当社においては、システムリスク管理を一部の使用人に任せきりとし、全社的なシステムリスク管理態勢が確立されていないことから、上記(3)①のとおり、F X 事業部員が、顧客からの要求に応じ、単独で、管理端末より架空取引を入力して財産上の利益を提供して

いたことを看過している。

以上のように、当社におけるシステムリスク管理態勢については、極めて杜撰である状況が認められた。

- ・ 勧告対象
当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(3)の「顧客の損失を補てんするため、財産上の利益を提供する行為」を参照。

(5) **特定口座開設顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況**〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第8号該当〕

- **丸三証券株式会社**は、平成15年に、特定口座制度導入に伴うシステム開発を行った際、特定口座開設顧客が当該口座において保有する現物株式の銘柄に係る株主割当増資に関し、当該増資への申込みを行うか否かにかかわらず、当該銘柄を保有する顧客全員が申込みを行ったものとみなして、株式の平均取得単価を算出するシステムを構築した。

上記のシステムにおいては、当該増資への申込みを行わない顧客について、権利落ち後に、当該銘柄の平均取得単価を修正する必要があるものの、当社は、平成17年10月から平成20年4月までの間、株主割当増資の払込期日が到来した4銘柄について、当該増資への申込みを行わなかった顧客の平均取得単価を修正せず、その結果、当該増資に係る銘柄を売却している顧客152名（延べ153名）に対して、誤った平均取得単価を用いて算出された取得価額を通知する等、不適切な情報を通知している。

- ・ 勧告年月日
平成20年10月15日
- ・ 勧告対象
当社
- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（イ 今般の問題により影響を受けた顧客に対し、適切な説明を行うとともに、顧客対応に万全を期すること、ロ 今般の指摘内容を踏まえ、根本的な原因を究明し、問題の所在を総括した上で、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること（(a)内部管理態勢のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること、(b)役職員の法令遵守意識を高め、公正かつ適切な業務運営がなされるよう必要な研修及び周知徹底すること、(c)上記を踏まえ、再発防止策を策定し、実施すること））

(6) **店頭金融先物取引において、売付け及び買付けの価格を同時に提示せずに値決めを行っている状況**〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第20号該当〕

- ① **サクセット株式会社**が行っている店頭外国為替証拠金取引業務において、当社が顧客に対して交付している契約締結前交付書面等に記載された方法と異なり、取引通貨の売付け及び買付けの価格の双方があるにもかかわらず、顧客に対してこれらを同時に提示しておらず、値決め担当者が売付け及び買付けの価格を任意に決定している状況にあった。

こうした状況の中、当社の値決め担当者である管理部係長代理は、平成19年5月から6月頃、為替相場が円安傾向にあったため、顧客が行ったニュージーランドドル／円の通貨取引（以下この(6)において「本件NZドル／円取引」という。）の買建てについて、反対売買を行ったならば、利益を得ることができると認識した。

- ② 管理部係長代理は、上記①記載の業務状況にあって、通常、顧客からの注文を成行で受注していたことを奇貨として、上記①記載の認識に基づき行った本件NZドル／円取引の反対売買について、顧客との間の取引は、当社のカバー取引先（以下この(6)において「当社カ

バー先」という。)の提示レート(対顧客との間の値決めにおいて当社が参照するとしている価格)より大幅に低い価格で約定処理を行う一方で、当社カバー先との間の取引は提示レートで約定することにより、対顧客と対当社カバー先との取引による差額分を当社に帰属させることを企図した。

- ③ 管理部係長代理は、上記②記載の企図のもと、平成19年6月12日から15日にかけて、当社の各営業員に対し、本件NZドル/円取引の買建てに係る仕切り売り希望の有無を確認するよう指示し、かかる指示を受けた営業員が取引の勧誘を行った。この結果、売付け及び買付けの価格の双方があるにもかかわらず、顧客に対してこれらを同時に提示することなく、46顧客から仕切り売り注文(成行)を受注し、当社カバー先が提示する価格より、さらに1通貨単位当たり約4円から2円低い価格で約定した。

一方、管理部係長代理は、当該約定後、当社カバー先における仕切り売りを提示レートで行うことにより、当社は対顧客と対当社カバー先との取引の差額として、売買益4,852万6,300円(当社が顧客に説明しているスプレッド、手数料を除く。)を取得した。

- ・ 勧告年月日
平成20年11月4日
- ・ 勧告対象
当社及び外務員1名
- ・ 行政処分の内容
業務改善命令(イ 公正かつ適切な業務運営を実現するため、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びにこれらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること、ロ 実効性のある再発防止策を策定・実施し、責任の所在の明確化を図ること)
- ・ 外務員処分の内容
管理部係長代理 職務停止3週間

(7) **金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況**〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第14号該当〕

- マネックス証券株式会社は、金融庁長官から、平成18年6月7日、「証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況に該当する」との理由で業務改善命令を受け、同命令に基づき、7月7日、「証券取引法第56条第1項の業務改善命令に基づく報告について」を金融庁長官に提出し、外部委託先に対する改善の要請と当社による当該改善実施状況の継続的確認、及び当社における改善策の実施に係る報告を行った。

しかしながら、当社における当該改善策等の対応は、不十分なものとなっており、依然として電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にある。これは、当社経営陣が、上記改善策等の実施状況について、電子情報処理組織の管理に係る改善活動の主体であるテクノロジー部からの報告を受けるのみで、① 各部が行う改善状況を統括的に管理監督する責務を担う部署を定めず、② 改善活動の具体的な方針を定めず、③ 改善活動の評価基準を定めていなかったことに起因するものである。

- ・ 勧告年月日
平成21年3月13日
- ・ 勧告対象
当社
- ・ 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令
システム整備を伴う新たな業務展開の停止3か月
 - ② 業務改善命令(イ 前回の業務改善命令を受けて報告した改善策が適切に実

行されなかった原因を究明し、経営管理態勢・内部管理態勢の見直しを図るとともに、経営陣を含む責任の所在を明確化すること、ロ 前回の業務改善命令を受けて報告した改善策について必要な見直しを行い、適切に実施すること、ハ 上記ロの改善策の一環として、システム全体を対象とする外部システム監査を実施することにより、システム管理の有効性を検証し、その結果を踏まえた態勢整備を行うこと、ニ 上記ロの改善策の実施に際して、改善状況を適切にモニタリングするために必要な態勢を構築すること、ホ 役職員にシステム管理の重要性を再認識させるとともに、適切な業務運営体制を確保するため、必要な体制整備及び研修等を実施すること)

(8) **金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況**〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 14 号該当〕

- **楽天証券株式会社**は、① 平成 20 年 11 月 11 日に、すべての顧客に対して前場を含め約 7 時間にわたる受注停止という影響を及ぼした大規模システム障害、及び② 平成 21 年 1 月 13 日に、3,024 名の顧客に対して前場を含め最長 5 時間弱にわたる発注遅延という影響を及ぼしたシステム障害を発生させたものであるが、当社においては、システム障害による被害の拡大を未然に防ぐための、又は被害を最小化するための障害復旧態勢の整備が不十分であり、障害発生時に顧客に無用の混乱を生じさせないための適切な措置が講じられていないことが認められた。

・ 勧告年月日

平成 21 年 3 月 13 日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

システム整備を伴う新たな業務展開の停止 1 か月

② 業務改善命令（イ 過去のシステム障害事例の検証を行うこと等により、想定される障害復旧態勢の問題点を類型化し、実効性ある対策を講じること、ロ 「電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」による 3 回目の業務改善命令となることも踏まえ、経営陣を含む責任の所在を明確化すること、ハ システムを安定的に運用できる態勢の構築に向けて、計画・開発・運用・保守等の各局面にわたる改善計画を策定し、実施すること、ニ 上記ハの改善計画の策定・実施に際しては、システム全体を対象とする外部システム監査を実施することによりシステム管理の有効性を検証し、その結果を踏まえた態勢整備を行うこと、ホ 役職員にシステム管理の重要性を再認識させるとともに、適切な業務運営体制を確保するため、必要な体制整備及び研修等を実施すること)

(9) **金融商品仲介業者の法令違反行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況、及び、特定同意注文に基づく取引を行う場合の十分な社内管理体制を整備していない状況**〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 13 号及び同条第 15 号該当〕

- ① 金融商品仲介業者の法令違反行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況

アヴァロン湘南証券株式会社は、平成 19 年 12 月 24 日、ユウキャピタルマネジメント株式会社（以下この(9)において「ユウキャピタル」という。）との間で、金融商品仲介業に係る業務委託契約を締結し、同社に金融商品仲介行為を委託している。

しかしながら、当社においては、ユウキャピタルに対し、法令違反行為を防止するための各種

研修や監査等といった、金融商品仲介業者に法令遵守意識の徹底を求めるための措置を何ら講じておらず、また、ユウキャピタルが顧客から受託した取引は同社が管理するものであるとして、同社の投資勧誘や営業状況の実態把握・検証等を全く行っていないなど、金融商品仲介業者の法令違反行為を防止するための措置が十分に講じられていない状況にあると認められる。

② 特定同意注文に基づく取引を行う場合の十分な社内管理体制を整備していない状況

当社は、平成19年12月25日、ユウキャピタルの勧誘・仲介により、顧客4名との間で、日経平均株価指数オプション取引に関して、売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については特定同意（当該同意の時点における相場又は当該同意の直近の時点における相場を考慮して何円以上又は何円以下という幅を持たせた同意。以下この(9)において同じ。）の範囲内で当社が定めることができることを内容とする契約を締結した。

しかしながら、当社は、当該特定同意注文に基づく取引を行うに当たり、その関係法令等の確認等を行っておらず、また、仲介の委託をしたユウキャピタルが自らの判断で当該取引を受託・執行するという法令違反行為に及んでいるにもかかわらず、これについては同社が管理するものであるとして、その取引の実態を何ら把握・管理をしていないなどの状況にあり、顧客の注文内容が誠実に執行できるような体制や、執行状況の検証あるいはモニタリング体制等が整備されていないなど、適切な体制の整備や法令遵守の徹底等がなされておらず、十分な社内管理体制があらかじめ整備されていない状況にあると認められる。

- ・ 勧告年月日

平成21年3月27日

- ・ 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（根本的な原因を究明し、問題の所在を総括した上で、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること（イ 内部管理態勢のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること、ロ 役職員の法令遵守意識を高め、公正かつ適切な業務運営がなされるよう必要な研修及び周知徹底すること、ハ 上記を踏まえ、再発防止策を策定し、実施すること））

(10) 外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客分別金の信託不足〔金商法第43条の2第2項違反〕

○ **日本インベスターズ証券株式会社**は、前回検査において顧客分別金の信託不足につき指摘を受け、これに基づき業務改善命令を受けたにもかかわらず、今回検査においても外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客の計算に属する金銭（以下この(10)において「解約代金等」という。）について、当社取締役副社長（当時。現代表取締役社長。）の判断により、分別管理を行わないまま業務を継続していた。

その結果、当社は、平成19年10月22日から検査基準日（同20年11月18日）までの間に57回到来した顧客分別金必要額の差替計算基準日において、解約代金等につき25回の顧客分別金必要額への未計上が認められ、顧客分別金の信託不足（5回、最高額 約139百万円）を生じさせた。

- ・ 勧告年月日

平成21年5月29日

- ・ 勧告対象

当社及び外務員1名

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（イ 分別管理に係る手続きの点検・整備を実施し、顧客分別金信託が適切に行われる態勢を構築すること、ロ 前回の業務改善命令と同様、再び顧客分別金の信託漏れを指摘されたことを踏まえ、根本的な原因を究明し、責任の所

- 在を明確化すること、ハ その上で、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実、強化を図ること、ニ 役職員の法令遵守意識を高めるよう必要な研修等を実施すること)
- ・ 外務員処分の内容
代表取締役社長 職務停止 1 年間

(11) 当社に帰属しない配当金を不当に受領する行為等〔金商法第 51 条該当〕

- **成瀬証券株式会社**において、下記のとおり、遅くとも平成 10 年 4 月から検査基準日（同 20 年 8 月 27 日）までの間、顧客や当社元社員に係る株券につき、当社の収益を向上させることを目的として、当該株券に係る当社に帰属しない配当金を不当な手段を用いて受領する行為等が認められた。

- イ 顧客に係る株券につき配当金を不当に受領する行為等

当社は、その収益向上を目的として、保護預り株券のうち本人名義への書換え等に同意していない顧客計 76 名に係る株券 201 銘柄（数量 1,042,973 株）について、権利確定日の直前に当該株券がその保管先から返還されることを利用して、何らの権限もないにもかかわらず、当該株券の名義を当社名義に書き換える又は当社を実質株主として報告するなどした上で、当該株券につき当社に送付されてくる当社名義の配当金支払通知書添付の払出金受領証に記載・押印するなどし、当該株券に係る顧客等に帰属すべき配当金を不当に受領した（当社が受領した金額は、少なくとも約 5,897 千円である。）。

- ロ 当社元社員に係る株券につき配当金を不当に受領する行為等

また、当社は、その収益向上を目的として、当社元社員計 6 名に係る個人名義の株券 7 銘柄（数量 1,131 株）について、当該株券に係る配当金支払通知書が当社あてに郵送されてくることを利用して、当該通知書に添付されている払出金受領証に元社員の氏名を記載し、当社代表取締役印を押印するなどし、何らの権限もないにもかかわらず、当該株券に係る元社員等に帰属すべき配当金を不当に受領した（当社が受領した金額は、少なくとも約 53 千円である。）。

当社における上記の行為は、市場仲介者として公正性・透明性が要求される証券会社の信頼を著しく失墜させる不当な手段を用いて、当社に帰属しない金銭（顧客等及び元社員等に帰属すべき配当金）を受領等していたものであり、当社においては、このような行為が要職にある者の主導により長期間にわたり継続的に行われ、また、経営者や監査部署はこれを看過してきたのであり、このような当社の内部管理態勢には重大な不備があり、行政処分によりその業務の改善を求める必要があるものと認められる。

- ・ 勧告年月日
平成 21 年 6 月 5 日
- ・ 勧告対象
当社
- ・ 行政処分の内容
業務改善命令（イ 不当に受領した配当金について、顧客等へ返還する措置を講ずること、ロ 根本的な原因を究明し、内部管理態勢の強化を図るとともに、責任の所在を明確化すること、ハ 役職員に対し、公正かつ適切な業務運営がなされるよう必要事項を周知徹底するとともに、研修等を実施すること、ニ 監査機能の実効性を確保すること、ホ 上記を踏まえ、再発防止策を策定し、実行すること）

(12) 自己資本規制比率が 120%を下回る状況〔金商法第 46 条の 6 第 2 項違反〕

- **株式会社 TONK**の自己資本規制比率は、平成 21 年 3 月 17 日現在 120%を下回っている。
- ・ 勧告年月日
平成 21 年 6 月 26 日

- ・ 勧告対象
当社
- ・ 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令
全ての店頭デリバティブ取引等業務の停止3か月
 - ② 業務改善命令（イ 自己資本規制比率及び純財産額の改善計画を策定し、速やかに実行すること、ロ 顧客から預託を受けた保証金等の保全と区分管理を引き続き徹底すること、ハ 顧客に対して、今回の行政処分の内容を周知した上で、顧客の求めがあれば預託を受けた保証金等の返還、契約の解消を速やかに実施すること、ニ 会社財産を不当に費消する行為を行わないこと、ホ 同一の理由による2度目の行政処分であることを踏まえ、投資者を保護するために必要な内部管理態勢を整備すること）
（注） 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(13)の「**純財産額が最低純財産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況**」に係る処分を含む。

(13) 純財産額が最低純財産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況〔金商法第52条第1項第3号該当〕

- **株式会社TONK**の純財産額は、平成21年3月17日現在5千万円を下回っている。

- ・ 勧告対象
当社

（注） 勧告年月日、行政処分の内容については、(12)の「**自己資本規制比率が120%を下回る状況**」を参照。

2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) 集団投資スキーム持分の募集において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況〔金商法第36条の3及び第37条第2項違反。金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号該当〕

- **ゲインズ・アセット・マネジメント株式会社**は、平成20年5月に第二種金融商品取引業の登録を受け、匿名組合契約に係る出資の募集を主要業務としているものであり、当該募集による出資金を充てて行われる事業（以下この(1)において「出資対象事業」という。）は、高濃度酸素発生器のリース事業（当該事業における事業管理会社を、以下この(1)において「A社」という。）を含む2事業である。

当社は、当該酸素発生器リース事業に係る集団投資スキーム（以下この(1)において「O2ファンド」という。）の持分につき、平成20年5月以降、7種類募集しているが、当該募集において、下記②及び③のとおり、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められた。

① 本件O2ファンドの運営状況等

イ 匿名組合財産や出資対象事業の運用実績の裏付けのない配当

本件O2ファンドに係る出資対象事業につき、平成20年11月分以降、A社から当該事業に係る稼働・運用報告がなされず、また、同年12月分以降については、酸素発生器の稼働率が相当悪化して出資対象事業の収益がほとんどないため、当社においてA社からの収益金の入金が遅延し又は入金がないなどといった状況にあった。

このような状況の中で当社は、本匿名組合財産の状況や出資対象事業の運用実績を把握・確認することなく、現にその運用実績の裏付けがないにもかかわらず、稼働率

70%を前提とした年利回り 10%前後の配当をしている。

ロ 出資者に説明されていない多額の出資者負担費用（販促費用）の徴取

当社は、当社が出資金から徴取する手数料その他の出資者が負担する費用等（以下この(1)において「出資者負担費用」という。）につき、販売勧誘資料や契約締結前交付書面において「申込手数料」として出資金の 5%相当額（一口 50 万円につき 2 万 5000 円）等を記載しているにとどまる。

しかしながら、当社は、出資金一口 50 万円から、上記「申込手数料」のほか販促費用 20 万円（一口 50 万円の 40%相当額）を A 社から入金を受けてこれを徴取し、出資者に負担させていた。

② 出資者に誤解を生じさせる広告及び表示等

上記①の事実関係は、いずれも出資者が本件 O 2 ファンドに出資をするかどうかの投資判断に重大な影響を与えるものと認められ、当社は、遅くとも平成 21 年 3 月頃以降、当該各事実関係を認識し又はこれらを調査・確認すべきであったと認められる。

しかしながら、当社は、

イ 出資金一口（50 万円）のうち 20 万円を販促費用として徴取しているが、その募集に際して販売勧誘資料等において、当社が出資金から徴取する出資者負担費用として「申込手数料」（2 万 5000 円）等を記載するにとどまり、当該販促費用につきこれを表示し、出資者に説明すべきものと認められるにもかかわらず、これを徴取する旨の表示・説明がなされていない。

ロ 当社が行った配当につき、出資対象事業の運用実績の裏付けが全くないものであるにもかかわらず、当社のホームページには年利回り「10.8%」などと表示されており、「70%程度の稼働率があり、そのような運用実績の裏付けがある」という著しい誤解を生じさせる表示となっている。

ハ 平成 21 年 3 月以降に募集が開始された本件 O 2 ファンドに係る出資の募集に際し、その当時において出資対象事業の運用実績が確認できず、また、実際の稼働率が相当悪化し、対象期間の収益金が A 社から入金されていない状況であったにもかかわらず、販売勧誘資料である「募集要項」には、そのような現状からは実現可能性がほとんどないというべき稼働率（50～90%）に着目した想定利回り表が掲載されているほか、稼働率の維持に努めるなどといった記載もあり、匿名組合契約書の運用方針には、想定稼働率を 60%以上と設定する旨記載されている。このような表示は全体として、「酸素発生器の稼働率として 50～90%も実現可能であり、また、当社が実際の稼働率を把握・確認した上で配当を行っている」と受け取れる誤解を生じさせる表示であると認められる。

③ 無登録業者への名義貸しによる募集

株式会社 B の社員は、平成 20 年 12 月頃以降、本匿名組合契約に係る出資の募集につき、同社の業務として、営業代行と称して当社の名義を用いて当該募集を行っており、当社は、金融商品取引業の登録を受けていない同社及びその社員に対して当社の名義を貸し、当該募集行為を行わせている。

・ 勧告年月日

平成 21 年 6 月 26 日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

金融商品取引業の全業務の停止 6 か月

② 業務改善命令（イ 顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況

を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること、ロ 顧客に対し、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意向を踏まえて必要な手続きを行うこと、ハ 顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること、ニ 顧客への説明及び出資金の返還のために必要な人的体制を整えること、ホ 会社財産の不当な費消を行わないこと)

3 投資運用業者、投資助言・代理業者等に対する検査結果に基づく勧告

(1) 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為〔金商法第37条第2項違反〕

- 有限会社ゴールデンピラミッドは、平成18年8月1日から平成19年9月30日までの間、顧客開拓を目的としたリーフレットを3回(計17,080枚)作成し、タクシー車内での配布用に供していた。

当該リーフレットは、法令等遵守指導部門責任者を兼務している金融商品取引業統括部門責任者自らが作成したものであり、計12名(第1回から第3回までのリーフレットに各4名)の顧客について、「入会日」、「運用資金」、「パフォーマンス」等の事項に係る実績が記載されており、当社の顧客が当社の助言に基づき高い運用実績を達成したと受け取れる内容となっているものの、

- ① 当該12名全てについて、そもそも当社の顧客には該当する者が存在していない
- ② 「パフォーマンス」について、具体的な顧客の実績に基づいて算出することなく、また、「運用資金」と「パフォーマンス」を自らの都合のよいイメージに従って記載している

など、当社は、投資顧問契約に基づく助言業務に係る実績について、広く一般に配布するリーフレットに虚偽の実績を記載することにより、著しく事実に相違する表示を行っていた。

- ・ 勧告年月日
平成20年7月11日
- ・ 勧告対象
当社
- ・ 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令
投資助言業に係る全業務の停止1か月
 - ② 業務改善命令(イ 本件法令違反行為の責任を明確化すること、ロ 内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること、ハ 法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること、ニ 社内検査態勢の充実のための方策を講じること)

(2) 検査忌避及び報告徴取命令違反〔金商法第52条第1項第6号及び第198条の6第11号該当〕

① 検査忌避

平成20年5月28日午前9時頃、関東財務局(以下この(2)において「当局」という。)の検査官は、テリーサポートフォリオマネジメント株式会社に対する検査のため、当社に臨店したが、当社代表取締役社長は、当日は出社できないこと、無予告の検査には応じられないことなどを理由に、当日の臨店検査を拒んだ。

翌29日、当局検査官は再度当社に臨店し、社長は、検査に時間的制限を課した上で応ずるとしたが、その後の臨店検査において、現物検査や他の役職員への面談を拒むなどした。

また、当局検査官が検査に必要とする資料の提示等を依頼しても、当社の業務実態等の検証・把握を行うことは到底できない、一部の僅かな資料を提示し、それ以外の資料について

は、「あるが探さないと分からない。」などの回答を繰り返すのみであった。

さらに、社長は、個人情報の漏えいのおそれがあるとして、提示した資料のコピーを拒んだ。

② 報告徴取命令違反

上記①のとおり、今回検査において、当社の業務実態等を何ら検証・把握することができなかったことから、当局は、当社の業務実態等の検証・把握を目的として、当社に対し、帳簿書類等の業務に関する資料を提出するよう、報告徴取命令を発した。

当該報告徴取命令の報告期限当日、社長は、提出を命じられた資料の一部とするものを持参した。しかしながら、当該資料では当社の業務実態等を検証・把握することはできなかった。また、当該資料以外の資料については、その一部は提出しないと、残る資料については後日提出するとしながら、未だ一切提出されていない。

・ 勧告年月日

平成 20 年 10 月 29 日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

金融商品取引業の全業務の停止 6 か月

② 業務改善命令（イ 金融商品取引業務（投資助言・代理業務）を適切に行うための経営管理態勢（取締役及び監査役の職責等）及び業務運営態勢（執行体制）の整備、ロ 投資顧問契約書、助言記録、契約締結前書面、契約締結時書面及び財務経理等に関する法定帳簿の適切な管理態勢の整備、ハ 行政による処分（検査、報告命令等）に適切に対応するための態勢の整備、ニ 全ての顧客に対して本件処分について周知を図るとともに、顧客に対し、誠実に対応すること、ホ 業務に関する各種帳簿書類の写し等の提出）

(3) 第三者割当増資の決議等に係る議事録の不実記載等〔金商法第 51 条該当〕

- シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社は、ニューシティ・レジデンス投資法人の資産運用を行っているが、当投資法人の第三者割当による新投資口の発行（以下この(3)において「第三者割当増資」という。）に対する当社の助言等に関する投資委員会（以下この(3)において「本件投資委員会」という。）及び本件投資委員会後に開催された取締役会（以下この(3)において「本件取締役会」という。）での審議、承認及び決議等において、第三者割当増資議案に係る誤った決議、当該誤決議に気づいた直後の不適切な対応、社外取締役に対する本件投資委員会議事録及び本件取締役会議事録（これらの議事録を総称して、以下この(3)において「本件議事録」という。）の不実記載への協力に関する依頼、本件議事録の不実記載を行っていた。

① 本件投資委員会での第三者割当増資議案に係る誤った決議

本件投資委員会（平成 20 年 4 月 22 日開催）において、当社の社内規程では、「議決権を有する社外取締役全員の賛成」が決議要件とされているところ、投資委員全員及び陪席者全員が当該決議要件を認識していなかったことから、第三者割当増資議案について、当社の社外取締役（以下この(3)において「社外取締役」という。）が決議において反対の意思を表明したにもかかわらず、社外取締役を除く他の委員の賛成により多数決で可決した。

② 本件投資委員会での誤決議に気づいた直後の不適切な対応

当社チーフ・コンプライアンス・オフィサー（以下この(3)において「CCO」という。）は、本件投資委員会（CCOは、本件投資委員会に陪席。）に引き続き同日開催された

本件取締役会の最中に、本件投資委員会における第三者割当増資議案が社外取締役の反対により当該決議要件を満たしておらず、取締役会に上程することが適切でないことに気づいたにもかかわらず適切な対応をとることなく、本件取締役会の議事を続行させた。その後、当投資法人は、第三者割当増資議案を決議し、当投資法人及び当社は、その結果につきプレスリリースを行うとともに、当投資法人は、有価証券届出書を関東財務局に提出した。

③ 社外取締役に対する本件議事録の不実記載への協力に関する依頼

ＣＣＯは、平成 20 年 4 月 23 日、当社代表取締役社長ほか 2 名とともに、本件投資委員会における第三者割当増資議案の決議に係る善後策を検討した結果、社外取締役に対して、本件投資委員会における第三者割当増資議案について、イ 決議を棄権したこと、ロ その結果、全員賛成で決議されたと議事録に記載させて欲しい旨を依頼することとし、代表取締役及びＣＣＯほか 1 名が依頼文を作成し、4 月 28 日付で社外取締役に送付した。

④ 本件議事録の不実記載

イ 平成 20 年 5 月 20 日、ＣＣＯは自ら、本件取締役会議事録のドラフト（第三者割当増資議案の箇所）について、社外取締役は、決議への参加を棄権し、議決権を放棄し、満場一致で承認・可決した旨の事実と異なる記載をした。

また、本件投資委員会議事録のドラフトも、本件取締役会議事録のドラフトを基に作成しているため、同様に事実と異なる記載がなされた。

ロ 当社は、平成 20 年 5 月 22 日、事実と異なる記載がなされた本件議事録のドラフトへの承認及び押印を社外取締役に依頼したところ、社外取締役はこれに応じず、本件投資委員会及び本件取締役会における第三者割当増資議案に棄権することなく反対票を投じた旨の回答があった。

また、社外取締役は、当社のグループ会社の社長（以下この(3)において「日本法人社長」という。）をして、代表取締役に対し、議事録の訂正内容の確認を要求した。

これらを受け、代表取締役は、本件取締役会議事録のドラフトのうち、第三者割当増資議案に係る決議事項部分についてのみ、社外取締役が反対した旨に記載内容を訂正し、再度社外取締役に承認の依頼をし、また、日本法人社長に対し、当該訂正部分のみを提示し、日本法人社長の了承を得た。

ハ しかしながら、当社が正本とした本件取締役会議事録には、第三者割当増資議案は、本件投資委員会において審議及び可決の上、本件取締役会に上程された旨の事実と異なる記載がなされており、代表取締役及びＣＣＯは、当該記載が事実と異なる記載であることを認識しているにもかかわらず、当該記載を訂正しないまま、正本とした。

また、本件投資委員会議事録についても一切訂正しておらず、社外取締役に対し、確認のためこれを送付さえしていない状況にある。

上記のとおり、当社では、本件投資委員会での第三者割当増資議案に係る決議について、(a)法令遵守責任者であるＣＣＯが、決議要件を満たしていないことを認識しながら適切な対応を行っておらず、(b)代表取締役及びＣＣＯは、第三者割当増資議案に反対した社外取締役に対し、当該議案に棄権したことにして欲しいと依頼し、(c)ＣＣＯは、社外取締役が当該依頼に同意することを前提に、自ら不実の本件取締役会議事録のドラフトを作成しており、また、本件議事録も訂正されることはなく、(d)更に、これらＣＣＯの行為を代表取締役が容認している。

・ 勧告年月日

平成 20 年 11 月 7 日

・ 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容
業務改善命令（当社に対して既に発出した業務改善命令（H20.10.9）に包含）

(4) 利害関係を有する者からの資産の取得等に係る善管注意義務違反〔投信法第 34 条の 2 第 2 項違反〕

○ **クリード・リート・アドバイザーズ株式会社**は、クリード・オフィス投資法人との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている当投資法人の資産の運用に関し、平成 18 年 3 月、当社の親会社等の利害関係を有する者から物件を取得するに際し、1 物件について、当社が定めるアスベストを使用している物件の取得に係る投資方針等の基準を満たすための対応を怠り、当投資法人に不要な費用の支出をさせた。また、他の 1 物件について、増改築工事中の賃料未収入期間を考慮することなく、当投資法人に資産を取得させるなどしていた。

- ・ 報告年月日
平成 20 年 11 月 14 日
- ・ 報告対象
当社
- ・ 行政処分の内容
業務改善命令（イ 投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びにこれらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること、ロ 投資法人の運用資産の取得・運用に際しては、適切な鑑定評価額に基づいた物件取得を行うため、不動産鑑定業者へ提供する資料の適切性及当該資料の鑑定評価への反映状況について確認等を行う態勢を構築すること、ハ 実効性のある再発防止策を策定・実施し、責任の所在の明確化を図ること）

(5) 法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が機能していない状況及び法人関係情報を利用した助言〔金商法第 51 条該当〕

○ **ジャパン・アドバイザーズ合同会社**は、法人関係情報を取得した際は、コンプライアンス・オフィサーに報告することを社内規程に定めている。しかしながら、当該社内規程において法人関係情報の定義を明確化しておらず、これまで法人関係情報として報告されたものが 1 件もないなど、当社においては、法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が機能していない状況にある。

当社シニアアナリストは、平成 19 年 8 月 22 日、上場会社より同社が自己株式の買付けを行う旨の法人関係情報を取得し、当該法人関係情報を当社代表社員に伝達した。しかしながら、当社においては上記の業務の運営の状況にあることから、上記のいずれの者も当該法人関係情報をコンプライアンス・オフィサーに報告しなかったため、当社は、当該法人関係情報が公表された平成 19 年 8 月 27 日の前に、当該法人関係情報を利用して、顧客に対し、当該上場会社の株式に係る買い推奨の助言をした。

- ・ 報告年月日
平成 20 年 12 月 5 日
- ・ 報告対象
当社
- ・ 行政処分の内容
業務改善命令（イ 法人関係情報の管理に関する内部管理態勢の整備を図ること、ロ 代表者を含む役職員の法令理解及び遵守意識の向上を図ること）

4 金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) **金融商品仲介業者に係る制限を超える金融商品取引行為等**〔金商法第 66 条の 12 及び証取法第 66 条の 11 違反〕

○ **ユウキャピタルマネジメント株式会社**は、金融商品仲介業の登録を受け、アヴァロン湘南証券株式会社（以下この(1)において「アヴァロン湘南証券」という。）等から金融商品仲介行為の委託を受けている金融商品仲介業者であり、また投資顧問業（投資助言業）の登録を受けている金融商品取引業者であるが、以下のとおり、金融商品仲介業者に係る制限を超える金融商品取引行為等が認められた。

① 仲介の委託を受けた特定同意注文に基づく取引につき自ら価格を決定して発注する行為

当社は、平成 19 年 12 月 24 日、アヴァロン湘南証券との間で金融商品仲介業に係る業務委託契約を締結し、12 月 25 日、アヴァロン湘南証券は、顧客 4 名との間で、日経平均株価指数オプション取引に関して、売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については特定同意（当該同意の時点における相場又は当該同意の直近の時点における相場を考慮して何円以上又は何円以下という幅を持たせた同意。以下この(1)において同じ。）の範囲内でアヴァロン湘南証券が定めることができることを内容とする契約を締結した。

当該特定同意注文に基づく取引において、当社は、本来は、その媒介行為として勧誘・仲介を行うべきところ、当社シニア・デリバティブ・コンサルタントである歩合外務員及びその部下は、その業務に関し、平成 20 年 1 月 15 日から 6 月 2 日までの間、当該 4 顧客から受託した特定同意注文につき、媒介の範囲を超え、自らの判断により、当該特定同意の範囲内で価格を決定し、アヴァロン湘南証券の取次母店である証券会社に直接発注していた。

② 所属金融商品取引業者の委託を受けていない私募の取扱い等

当社の代表取締役及び専務取締役は、その業務に関し、平成 19 年 5 月 10 日から 6 月 29 日までの間、当社の所属証券会社（所属金融商品取引業者）の委託を受けておらず、また、証券業の登録を受けていない状況であるにもかかわらず、延べ 26 名（うち 2 名は所属証券会社の顧客）に対し、他の会社の社債に係る私募の取扱いを行った。

・ 勧告年月日

平成 21 年 3 月 27 日

・ 勧告対象

当社及び外務員 3 名

・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

金融商品仲介業及び投資助言業に係る全業務の停止 6 か月

② 業務改善命令（イ 業務停止について、顧客等への周知を徹底すること、ロ 経営管理態勢・内部管理態勢のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること、ハ 役職員の法令遵守意識を高め、公正かつ適切な業務運営がなされるよう、必要な研修等を行うこと、ニ 上記を踏まえ、再発防止策を策定し、実施すること）

・ 外務員処分の内容

代表取締役 職務停止 2 年間

専務取締役 職務停止 2 年間

シニア・デリバティブ・コンサルタント 職務停止 13 週間

第9 今後の課題

証券監視委の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を目指して市場監視を行うことにある。証券検査は、そのために証券監視委に与えられた重要な手段の1つであり、引き続き、取引の公正確保に重点を置いた、事後監視型行政が基本となることはいうまでもない。

ただし、近年の検査対象業者の範囲の拡大などを踏まえると、より木目の細かい検査対応がこれまで以上に必要となってきた。金商法を含めた累次の制度改革の結果、証券監視委の検査対象は、かつての、わずか数百社余りの証券会社から、今日、9千社以上もの、しかも、多種多様な業態を包含する、金融商品取引業者等へと大幅に増加している。グローバルに活動する大規模な業者とそうでない業者とでは、その活動が市場全体に与える影響は異なると考えられる。また、新たに規制対象となった業者とそうでない業者とでは、法令遵守態勢の整備状況にも差があると考えられる。したがって、同じ検査手法を一律に適用するのではなく、業態や業者ごとの規模やリスク特性を勘案した、いわゆるリスク・ベースの柔軟なアプローチが証券検査において重要となってきた。

その上で、近年の検査対象業者数の大幅な増加などを踏まえると、公益の確保や投資者保護を念頭に、内部管理態勢にも着目した検査を一層充実させていく必要がある。将来に向かって法令違反を持続的に抑制する、いわば賞味期限の長い検査が求められている。投資者保護等の実効性を確保する観点からは、単に法令違反行為の指摘を行うだけでなく、さらに進んで、法令違反を行わない、または行わせないような内部管理態勢が金融商品取引業者等において構築されているかを、その規模・特性を勘案しつつ、チェックすることも、事後監視型行政の重要な要素と考えられる。

こうした検査を支えるのは、ゲートキーパーとしての市場仲介者たる金融商品取引業者等の公共的な役割発揮に対する強い期待である。証券監視委には、ゲートキーパーとともに、市場に対する監視の幅と奥行きを拡げていくことが期待されている。そして、それは、対話を重視するベター・レギュレーションの考え方とも整合的である。

また、証券検査は、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指す必要がある。既に平成17年度の制度改正以来、証券監視委に与えられた権限は、取引の公正確保を超えるものとなってきたが、今般のグローバルな金融危機は、資本市場や金融商品取引業者に対する検査・監督のあり方に関し、一層の充実を迫るものとなっている。分別管理が確保されていたとしても、グローバルに活動する金融商品取引業者の破綻は、システムック・リスクを引き起こす可能性がある。さらに、今日の資本市場の機能発揮は、ITシステムに深く依存するようになってきている。証券検査に対しては、金融商品取引業者における財務の健全性を含め、広くそのリスク管理態勢のあり方にも、十分に目配りする役割も期待されていると考えられる。

具体的には、近年の検査対象業者数の大幅な増加などを踏まえた、リスク・ベースの柔軟なアプローチ、内部管理態勢やリスク管理態勢にも着目する検査の充実を図るためには、監督部局との連携を強化することが必要である。検査先の業務や財務に関する情報を共有することにより検査先の状況を日頃から把握し、検査先の選定を行うとともに、内部管理態勢やリスク管理態勢に関する着眼点、問題点について絞り込みを行うことが重要である。

また、平成17年7月以降、金融庁検査局が行ってきた証券会社等の財務の健全性やリスク管理態勢を含む態勢面に係る検査に係る権限は証券監視委へ委任されている。こうした権限の委任を受け、証券監視委においては、これまでも証券検査を通じ、適切に市場に対する投資者の信頼の保持に努めてきているところであるが、特に、グローバルに活動する金融商品取引業者等については、グループ全体のリスク管理態勢を検証する必要がある。こうした観点からは、さらに深度あるリスク管理の検証を行うために、研修等を通じて人材の育成を図る必要がある。

(注1)「『事後チェック型の監督』とは、業務範囲、商品、サービス等に対する事前規制を極力

排除するという意味であって、投資家保護等の実効性を確保するために証券会社の業務の適切性を予防的にチェックすることを排除するものではない。証券会社において適切な経営管理態勢、法令等遵守態勢、内部監査を含む内部管理態勢等が構築されているかを常日頃からチェックすることは当局の重要な役割であろう。」（金融庁『証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会：論点整理』（平成 18 年 6 月 30 日）参照）。

（注 2）内部管理態勢とは法令等遵守に係る管理態勢を指す。リスク管理態勢とは信用リスク、流動性リスク、市場リスク、システムリスク等に係る管理態勢を指す。

第4章 不公正取引及びディスクロージャーに関する調査等

第1 概 説

相場操縦やインサイダー取引（以下「内部者取引」という。）、風説の流布や偽計といったいわゆる不公正取引は、市場の公正性・透明性を損ね、投資者を欺く行為である。

また、市場原理が働く公正な市場を実現するためには、情報が適正に開示されることが不可欠であり、ディスクロージャー制度は金融・資本市場を支える最も基本的な制度である。

証券監視委では、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境変化に対応し、機動性・戦略性の高い市場監視を実現するために、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うとともに、悪質な事案に対しては、犯則事件の調査を実施し刑事告発を行うことにより、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持し、金融商品・取引の公正確保に努めている。

平成17年4月から導入されている課徴金制度は、法令違反行為に対して審判手続という裁判に似た手続を経て、行政処分として課徴金を課すものであり、刑事裁判に比べれば立証の程度が少なく済む。

課徴金調査については、このような課徴金制度の特色を活かして迅速・効率的な調査に努めたところであり、課徴金制度の一層の活用を図った。その結果、平成20事務年度においては、不公正取引について、内部者取引事案18件、相場操縦事案2件の合計20件の課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った（平成19事務年度は21件）。また、開示書類の虚偽記載については12件の課徴金納付命令勧告を行った（平成19事務年度は10件）。このうち、平成20年12月に勧告したトリニティ工業株式会社株券に係る相場操縦事案については相場操縦に係る初の課徴金納付命令勧告を行ったものである。

犯則事件の調査については、発行市場・流通市場全体に目を向けた包括的かつ機動的な市場監視やグローバル化への対応等に取り組んだ結果、平成20事務年度において、相場変動目的暴行・脅迫事案2件、クロスボーダー事案1件を含む内部者取引事案7件、虚偽有価証券報告書等提出事案4件の合計13件の告発を行った（平成19事務年度は10件）。

また、平成20年6月6日に成立し、同年12月12日から施行された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」において、発行開示書類の不提出、継続開示書類の不提出、公開買付開始公告の不実施等、大量保有報告書等の不提出等、「特定投資家向け有価証券」に係る「特定証券情報」等の虚偽等、相場操縦行為として金商法第159条で禁止している行為のうち、仮装・馴合売買及び違法な安定操作取引を新たに課徴金の対象とすること、課徴金額水準の引上げ、課徴金の加減算制度の導入など課徴金制度の見直しがなされた。証券監視委としては、引き続き課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査の実施に努めるとともに、課徴金制度の見直しに適切に対応していくこととしている。

課徴金調査については課徴金・開示検査課が、犯則事件の調査については特別調査課がそれぞれ所掌しているが、日常的な市場監視や情報の収集・分析等を行う市場分析審査課、金融商品取引業者等に対する検査を行う証券検査課も含め、証券監視委事務局各課が持つ機能を戦略的に活用し、迅速かつ効率的な市場監視に努めているところである。

第2 課徴金調査等

1 課徴金制度の目的

内部者取引等の違反行為に対しては、主として刑事罰によって実効性の確保を図ってきたところ、平成16年における証取法の改正により、刑事罰に加えて、平成17年4月に課徴金制度

が導入された。

課徴金制度は、違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金商法上の一定の規定に違反した者に対して、金銭的負担を課する行政上の措置である。金銭的負担の水準は、違反行為によって違反行為者が得られる経済的利得額を基準に法定されている。

この課徴金制度の導入に伴い、平成 17 年 4 月 1 日、課徴金の対象となる違反行為を取り締まることを目的とし、証券監視委に課徴金調査・有価証券報告書等検査室が設置された。さらに、平成 18 年 7 月に「課徴金・開示検査課」に改組され、体制の強化が図られている。

証券監視委は、課徴金に係る必要な調査を行い、その結果、違反行為が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行うこととなる（設置法第 20 条）。

なお、課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は、審判手続開始の決定を行い、審判官が、審判手続を経た上、事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずる決定を行うことになる（本文 71 頁参照）。

2 課徴金の対象となる行為及び課徴金額

平成 20 年 6 月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により、課徴金の対象となる行為が新たに追加されるとともに、従来より対象となっていた違反行為に対する課徴金額が引き上げられたところ、現行の対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書等（募集・売出し等の発行開示）を提出せずに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法第 172 条）＊新設
課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）

（注）平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する募集・売出し等について適用。

- (2) 虚偽の有価証券届出書等（募集・売出し等の発行開示）により募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法第 172 条の 2、旧金商法第 172 条）
課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）

（注）平成 20 年 12 月 12 日以後に提出される発行開示書類について適用。

改正前の課徴金額は、募集・売出総額の 100 分の 1（株券等は 2）。

- (3) 有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出しない行為（金商法第 172 条の 3）＊新設
課徴金額：前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は 400 万円）（四半期報告書・半期報告書の場合はその 2 分の 1）

（注）平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。

- (4) 虚偽の有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出する行為（金商法第 172 条の 4、旧金商法第 172 条の 2）
課徴金額：600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 6 のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその 2 分の 1）

（注 1）平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。

改正前の課徴金額は、300 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 3 のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその 2 分の 1）。

（注 2）継続開示書類に係る虚偽記載については、平成 17 年 12 月 1 日以降に提出された有価証券報告書等が対象。

なお、平成 18 年 11 月 30 日までに提出された有価証券報告書等の虚偽記載について、自発的に訂正報告書を提出していること等の一定の要件を満たした発行者に対する課徴金額は、200 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 2 のいずれか大きい額と定められている。

（注 3）平成 18 年 6 月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」により、虚偽の四半期報告書の提出が新たに課徴金の対象とされ、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。

- (5) 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為（金商法第 172 条の 5）
＊新設

課徴金額：買付総額の 100 分の 25

（注）平成 20 年 12 月 12 日以後に行われる買付け等について適用。

- (6) 虚偽の公開買付開始公告を行い又は虚偽の公開買付届出書等を提出する行為（金商法第 172 条の 6）＊新設

課徴金額：買付株券等の時価合計額の 100 分の 25

（注）平成 20 年 12 月 12 日以後に行われる公開買付開始公告に係る公開買付けについて適用。

- (7) 大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為（金商法第 172 条の 7）＊新設

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の 1

（注）平成 20 年 12 月 12 日以後に報告期限が到来するものについて適用。

- (8) 虚偽の大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第 172 条の 8）＊新設

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の 1

（注）平成 20 年 12 月 12 日以後に提出されるものについて適用。

- (9) 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法 172 条の 9）※ ＊新設

課徴金額：募集・売込総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）

- (10) 虚偽の特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法第 172 条の 10）※ ＊新設

課徴金額：イ）当該特定証券等情報が公表されている場合

募集・売込総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）

ロ）当該特定証券等情報が公表されていない場合

イ）の額に、

$$\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$

を乗じて得た額

を乗じて得た額

- (11) 虚偽の発行者等情報を提供又は公表する行為（金商法第 172 条の 11）※ ＊新設

課徴金額：イ）当該発行者等情報が公表されている場合

600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 6 のいずれか大きい額

ロ）当該発行者等情報が公表されていない場合

イ)の額に、

当該発行者等情報の提供を受けた者の数

発行者等情報を提供すべき相手方の数

を乗じて得た額

- (12) 風説の流布・偽計（金商法第 173 条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）終了時までの売付け等（買付け等）の価額と違反行為後 1 月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額

（注）平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為（風説の流布・偽計）の終了後 1 か月以内の売付け等（買付け等）の価額と違反行為直前の価額との差額。

- (13) 仮装・馴合売買（金商法第 174 条）※ ＊新設

課徴金額：違反行為（仮装・馴合売買）終了時までの売付け等（買付け等）の価額と違反行為後 1 月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額

- (14) 現実売買による相場操縦（金商法第 174 条の 2、旧金商法 174 条）

課徴金額：違反行為（現実売買による相場操縦）期間中の損益と、違反行為終了時までの売付け等（買付け等）の価額と違反行為後 1 月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額の合計額

（注 1）平成 20 年 12 月 12 日以後に開始される違反行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為期間中の損益と、違反行為への反対売買で違反行為終了後 1 か月以内に行われたものによる損益の合計額。

（注 2）平成 18 年 6 月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」により、顧客によるいわゆる「見せ玉」等売買の申込み行為及び証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦が新たに課徴金の対象とされ、平成 18 年 7 月 4 日以後に開始する違反行為について適用。

- (15) 違法な安定操作取引（金商法第 174 条の 3）※ ＊新設

課徴金額：違反行為（違法な安定操作取引）に係る損益と、違反行為後 1 月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に違反行為開始時における売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との合計額

- (16) 内部者取引（金商法第 175 条）

課徴金額：違反に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前 6 か月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表後 2 週間の最安値（最高値）に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額

(注) 平成 20 年 12 月 12 日以降に行われる行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前 6 か月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表日の翌日の終値に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額。

※ 平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

3 課徴金調査の権限等

有価証券届出書・有価証券報告書等の開示書類の不提出及び虚偽記載に係る課徴金調査の権限は、開示検査（後述）として、金商法第 26 条で定められており、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、四半期報告書の提出者、半期報告書の提出者、臨時報告書の提出者、これらの書類を提出すべきであると認められる者、その他の関係者又は参考人に対し、

- (1) 参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じること
- (2) その者の帳簿書類その他の物件を検査すること

ができることとされている。

公開買付開始公告の不実施及び公開買付届出書等の不提出及び虚偽記載に係る課徴金調査の権限は、金商法第 27 条の 22 第 1 項(第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)で定められており、公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者又は参考人に対し、

- (1) 参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じること
- (2) その者の帳簿書類その他の物件を検査すること

ができることとされている。

大量保有報告書・変更報告書の不提出及び虚偽記載に係る課徴金調査の権限は、金商法第 27 条の 30 第 1 項で定められており、大量保有報告書の提出者、大量保有報告書を提出すべきであると認められる者、当該提出者の共同保有者、その他の関係者又は参考人に対し、

- (1) 参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じること
- (2) その者の帳簿書類その他の物件を検査すること

ができることとされている。

特定証券情報の不提供等、特定証券情報及び発行者等情報の虚偽記載に係る課徴金調査の権限は、金商法第 27 条の 35 で定められており、特定情報（特定証券等情報又は発行者等情報）を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべき発行者、当該特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者又は参考人に対し、

- (1) 参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じること
- (2) その者の帳簿書類その他の物件を検査すること

ができることとされている。

風説の流布・偽計、相場操縦及び内部者取引の不正取引に係る課徴金調査の権限は、金商法第 177 条で定められており、

- (1) 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- (2) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること

ができることとされている。

4 開示検査

金商法においては、開示の適正性の確保を通じて公益又は投資者保護を図るため、内閣総理

大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告、資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う（以下「開示検査」という。）ことができるとされている。

平成16年10月中旬以降、証取法上のディスクロージャーをめぐる、不適正な事例が相次いで判明したことから、開示検査の権限については、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた有価証券報告書等の審査体制の強化策として、平成17年7月より、内閣総理大臣及び金融庁長官から、証券監視委に委任されている。

開示検査の具体的な権限は、以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、内部統制報告書の提出者、四半期報告書の提出者、半期報告書の提出者、臨時報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、これらの書類を提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第26条（同法第27条において準用する場合を含む。））
- (2) 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の22第1項（同法第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。））
- (3) 意見表明報告書の提出者、意見表明報告書を提出すべきであると認められる者、これらの関係者又は参考人に対する意見徴取及び検査権限（金商法第27条の22第2項）
- (4) 大量保有報告書の提出者、大量保有報告書を提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の30第1項）
- (5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の30第2項）
- (6) 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の35）
- (7) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対する報告徴取権限（金商法第193条の2第6項）

（注1）なお、以下の権限については証券監視委に委任されていない。

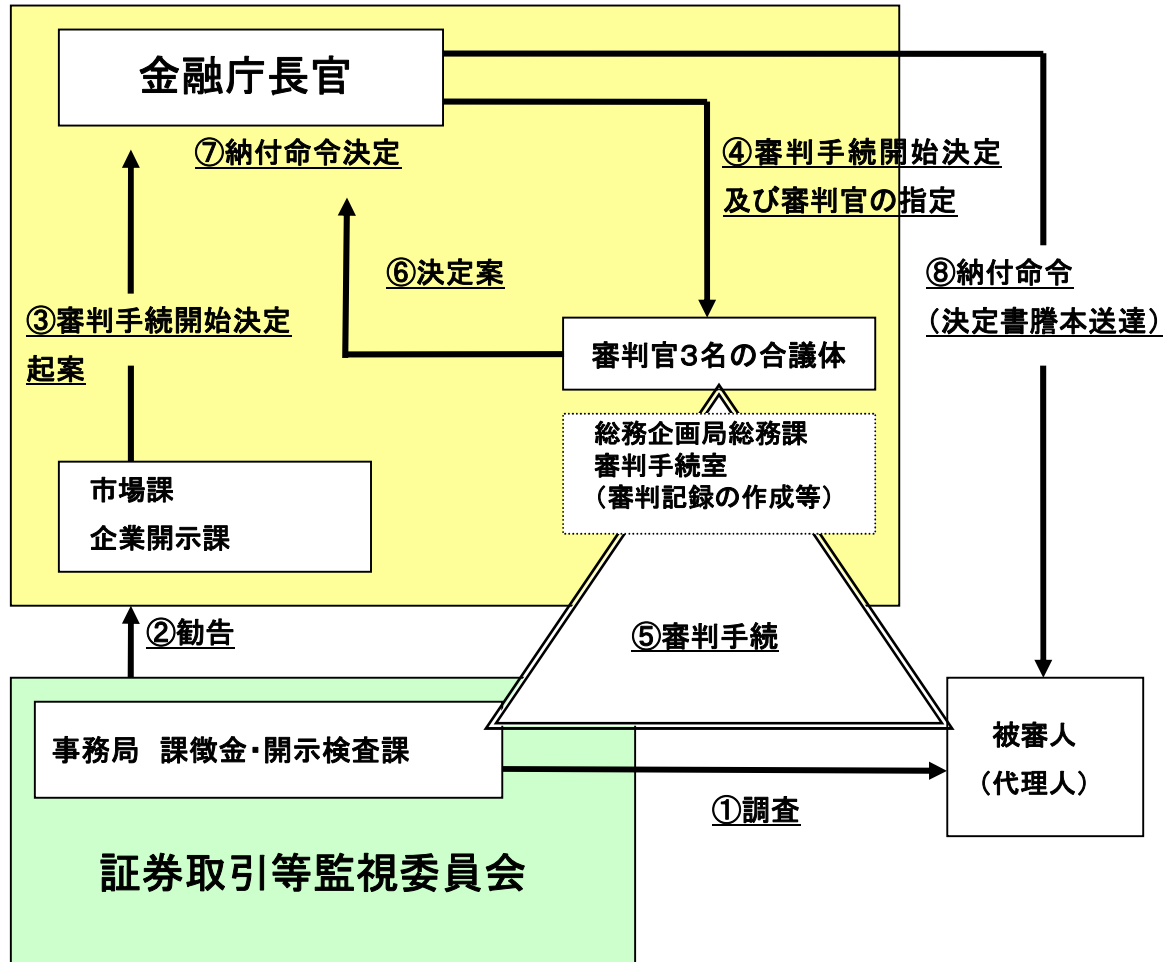
- ・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第38条の2第1項第1号及び第2号）
- ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第38条の2第1項第3号）

（注2）上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっており（金商法施行令第38条の2第1項ただし書）、これらの権限及び（注1）に掲げる権限については、金融庁長官から財務局長等に委任されている。

金商法上、開示書類において、重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、内閣総理大臣は当該開示書類の提出者等に対し、課徴金を納付することを命じなければならない（第2「2 課徴金の対象となる行為及び課徴金額」(1)から(11)参照）ほか、訂正報告書等の提出を命じることができることとされている（金商法第10条第1項等）。

我が国金融・資本市場においては、約3,900社の上場会社を含む開示会社約4,500社から有価証券報告書等の開示書類が提出されている。

課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

第3 犯則事件の調査

1 犯則事件の調査の目的

投資者を含む市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対しては、これを厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、投資者を含む市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査権限は、これら金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い設けられたものである。

犯則事件の調査については、証券監視委職員の固有の権限として、金商法に規定されている。権限行使の対象も金融商品取引業者等に限定されず、投資者を含め広く金融商品取引等に関与するすべての者に及ぶものである。さらに、犯収法においても、金商法を準用する形で犯則事件の調査権限が証券監視委に付与されている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、包括的かつ機動的な犯則事件の調査を行うべく、発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

2 犯則事件の調査の権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る具体的な権限としては、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（金商法第210条）と、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限（金商法第211条等）とがある。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある（附属資料144頁以下参照）。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（金商法第223条、犯収法第28条）、証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐことになっている。（金商法第226条、犯収法第28条）

第4 不公正取引に対する勧告・告発

1 課徴金納付命令に係る勧告

(1) 勧告の状況

平成20事務年度においては、不公正取引に関して20件、7,525万円の課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った。20件の内訳は、内部者取引に係る事案が18件、相場操縦に係る事案が2件である。この結果、課徴金制度が導入された平成17年4月からは合計59件（個人55件、法人4件）、1億6,918万円の勧告を行ったこととなり、刑事告発とあわせて、違反行為に対するきめ細かい監視、迅速・効果的な対応、抑止が図られている。

平成20事務年度における勧告事案の特色としては、平成20年12月にトリニティ工業株式会社株券に係る相場操縦事案（後記⑦）について、平成17年4月の課徴金制度導入以来、初めてとなる課徴金納付命令勧告を行ったことがあげられる。

また、内部者取引においては、現役の証券会社社員が他人名義の口座により取引を行ったものの、監査役が他人名義の口座により取引を行ったものや公認会計士が証券会社社員から重要事

実の伝達を受けて取引を行ったものなど、高い職業倫理を求められる職業・役職の者による事例が見受けられた。重要事実等としては、株式発行、株式交換、合併、業績予想の修正、業務提携の解消、公開買付け等の事実があったほか、株式会社栗本鐵工所取引先社員による内部者取引事案（後記⑫）については、法令上、個別に列挙された項目ではないが上場会社等の業務等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして規定する、いわゆるバスケット条項が初めて適用された。

なお、課徴金額については、最低で5万円、最高で2,079万円となった。

(2) 勧告事案の概要

平成 20 事務年度において、不公正取引に関して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

内部者取引における課徴金額は、原則として下記のとおり旧金商法第 175 条の規定に基づき算出される。

・買付けを行った場合

$(\text{重要事実が公表された翌日の終値}) \times (\text{買付株数}) - (\text{買付価格}) \times (\text{買付株数})$

・売付けを行った場合

$(\text{売付価格}) \times (\text{売付株数}) - (\text{重要事実が公表された翌日の終値}) \times (\text{売付株数})$

（注）平成 20 事務年度の勧告事案においては、旧金商法の適用される事案のみであった。

① 株式会社サンエー・インターナショナル役員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社サンエー・インターナショナル役員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 166 条第 1 項第 1 号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 20 年 7 月 24 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社サンエー・インターナショナルの役員であったが、同社が株式の発行を行うことを決定した事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平成 18 年 7 月 14 日より以前の同年 4 月 20 日に、株券合計 4,800 株を総額 2,907 万 1,000 円で売り付けたものである。

【課 徴 金 額】 1,246 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 20 年 7 月 24 日

課徴金納付命令日 平成 20 年 8 月 22 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

② 株式会社ヴァリック役員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社ヴァリック役員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 166 条第 1 項第 1 号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長

官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 20 年 10 月 17 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、

- (1) 株式会社ヴァリックの役員であったが、同社の業務執行を決定する機関が株式会社 AOKI ホールディングスとの間で株式交換を行うことについての決定をした旨の事実を、その職務に関し知り、この事実が公表される平成 19 年 11 月 15 日午後 3 時 30 分より以前の同日に、株式会社ヴァリックの株券合計 8 株を総額 93 万 4,000 円で買い付け、
- (2) 株式会社ラヴィスと機密保持契約を締結していた株式会社ヴァリックの役員として、同契約を履行していたものであったが、株式会社ラヴィスの業務執行を決定する機関が株式会社 AOKI ホールディングスとの間で株式交換を行うことについての決定をした旨の事実を、同契約の履行に関して知り、この事実が公表される平成 19 年 11 月 15 日午後 3 時 30 分より以前の同月 14 日及び同月 15 日に、株式会社ラヴィスの株券合計 12 株を総額 97 万 2,000 円で買い付けたものである。

【課 徴 金 額】 34 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 20 年 10 月 17 日

課徴金納付命令日 平成 20 年 11 月 7 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③ 株式会社ヴァリック元社員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社ヴァリック元社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 166 条第 1 項第 1 号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 20 年 10 月 17 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ヴァリックの社員であったが、同社の業務執行を決定する機関が株式会社 AOKI ホールディングスとの間で株式交換を行うことについての決定をした旨の事実を、その職務に関し知り、株式会社ヴァリックを退職した後、この事実が公表される平成 19 年 11 月 15 日より以前の 2 日及び同月 7 日に、株式会社ヴァリックの株券合計 2 株を総額 22 万 5,000 円で買い付けたものである。

【課 徴 金 額】 5 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 20 年 10 月 17 日

課徴金納付命令日 平成 20 年 11 月 7 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④ 株式会社メディセオ・パルタックホールディングス元社員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社メディセオ・パルタックホールディングス元社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 166 条第 1 項第 5 号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 20 年 10 月 24 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社メディセオ・パルタックホールディングスの社員であったが、同社の他の社員が、同社とクオール株式会社が締結した守秘義務の履行に関して知った、クオール株式会社の業務執行を決定する機関が株式会社エーベルを吸収合併することについての決定をした旨の事実を、その職務に関して知り、株式会社メディセオ・パルタックホールディングスを退職した後、この事実が公表される平成 19 年 5 月 25 日より以前の同月 14 日から同月 23 日までの間に、クオール株式会社の株券合計 102 株を買付価額 2,085 万 1,000 円で買い付けたものである。

【課 徴 金 額】 118 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 20 年 10 月 24 日

課徴金納付命令日 平成 20 年 11 月 18 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤ 株式会社いい生活社員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社いい生活社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 166 条第 1 項第 1 号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 20 年 11 月 4 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社いい生活の社員であったが、

- (1) 同社が平成 19 年 3 月期の業績予想を下方修正する事実をその職務に関して知り、この事実が公表される平成 19 年 1 月 31 日より以前の同月 11 日から同月 30 日までの間に、株式会社いい生活の株券合計 317 株を総額 6,457 万 6,000 円で売り付け、
- (2) 同社が平成 20 年 3 月期の業績予想を下方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平成 19 年 10 月 29 日より以前の同月 12 日から 29 日までの間に、株式会社いい生活の株券合計 403 株を総額 3,760 万 6,500 円で売り付けたものである。

【課 徴 金 額】 2,079 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 20 年 11 月 4 日
課徴金納付命令日 平成 20 年 11 月 18 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑥ **ゴールドマン・サックス証券株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告**

証券監視委は、ゴールドマン・サックス証券株式会社社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 167 条第 3 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 20 年 12 月 12 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者（証券会社社員、第一次情報受領者）は、株式会社 A P 8（現株式会社レックス・ホールディングス）と公開買付け応募契約の締結の交渉をしていた者から、同人がその契約の締結の交渉に関し知った、同社が株式会社レックス・ホールディングス（平成 19 年 9 月 1 日合併により解散）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表される平成 18 年 11 月 11 日より以前の同月 8 日に、株券 17 株を総額 363 万 8,000 円で買い付けたものである。

【課 徴 金 額】 23 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 20 年 12 月 12 日
課徴金納付命令日 平成 21 年 1 月 20 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑦ **トリニティ工業株式会社株券に係る相場操縦に対する課徴金納付命令勧告**

証券監視委は、個人投資家によるトリニティ工業株式会社株券に係る相場操縦について検査した結果、法令違反（証取法第 159 条第 2 項第 1 号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 20 年 12 月 19 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者（個人投資家）は、トリニティ工業株式会社の株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において平成 18 年 1 月 5 日から同月 6 日までの間、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げるなどの方法により、同株券合計 17 万株を買い付ける一方、同株券合計 17 万 4,000 株を売り付け、同株券の株価を 1,680 円から 1,790 円まで高騰させるなどし、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

【課 徴 金 額】 745 万円

(注) 相場操縦における課徴金額は、以下の①、②で求めた売買損益を通算することで算出される。

① 期間中の売買損益

期間中の売付価額－期間中の買付価額

ただし、違反行為開始時にポジションを有していた場合には、違反行為開始時の相場で時価評価した上で、売買損益を計算する。

② 期間終了時のポジション（所有有価証券等または空売り等）に係る期間後1か月間の売買損益

イ 期間終了時に所有有価証券がある場合

期間後1か月間の売付価額－期間終了時の所有有価証券等の取得価額

ロ 期間終了時に空売り等がある場合

期間終了時の空売り等の売付価額－期間後1か月間の買付価額

(注) 売買損益は、それぞれの期間の売買合致数量（買付け等または売付け等のいずれか少ない数量）で計算。

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成20年12月19日

課徴金納付命令日 平成21年1月20日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑧ アルテック株式会社子会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、アルテック株式会社子会社社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第166条第1項第1号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成21年2月10日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、アルテック株式会社の子会社社員であったが、アルテック株式会社が平成19年11月期の連結業績予想を上方修正する事実を、その職務に関し知り、この事実が公表される平成20年1月21日午後11時4分より以前の同月9日から同月21日までの間に、アルテック株式会社の株券合計1万4,900株を総額368万1,400円で買い付けたものである。

【課 徴 金 額】 55 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成21年2月10日

課徴金納付命令日 平成21年3月10日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑨ パイオニア株式会社監査役による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、パイオニア株式会社監査役による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 167 条第 1 項第 1 号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 3 月 12 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、パイオニア株式会社の監査役であったが、パイオニア株式会社が東北パイオニア株式会社の株券の公開買付けを行うことについての決定をした事実を、その職務に関して知り、この事実が公表される平成 19 年 5 月 15 日より以前の同年 4 月 27 日から同年 5 月 14 日までの間に、株券合計 3,200 株を総額 559 万 8,000 円で買い付けたものである。

【課 徴 金 額】 144 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 3 月 12 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 3 月 31 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑩ 株式会社キャビン役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社キャビン役員からの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 166 条第 3 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 3 月 26 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者（第一次情報受領者）は、

- (1) 株式会社キャビンの役員から、同人がその職務に関し知った、株式会社キャビンの業務執行を決定する機関が大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社との業務上の提携の解消を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 18 年 4 月 19 日午後 3 時 1 分より前の同年 3 月 29 日から同年 4 月 19 日までの間に、株式会社キャビンの株券合計 4 万株を総額 1,900 万 3,000 円で買い付け、
- (2) 株式会社ファーストリテイリングと業務提携契約を締結していた株式会社キャビンの役員から、同人が同契約の履行に関し知った、株式会社ファーストリテイリングの業務執行を決定する機関が株式会社キャビンの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 19 年 7 月 23 日より前の同年 6 月 11 日から同年 7 月 19 日までの間に、株式会社キャビンの株券合計 7 万 2,000 株を総額 3,828 万 3,000 円で買い付けたものである。

【課 徴 金 額】 1,860 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 3 月 26 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 4 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑪ 株式会社ジー・エフ役員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社ジー・エフ役員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 166 条第 1 項第 1 号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 4 月 17 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ジー・エフ（現日本アジアグループ株式会社）の役員であったが、同社が株式の発行を行うことを決定した事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 19 年 12 月 21 日より前の同年 9 月 19 日から同年 10 月 3 日の間に、株式会社ジー・エフの株券合計 100 株を総額 312 万 7,150 円で買い付けたものである。

【課 徴 金 額】 170 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 4 月 17 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 5 月 14 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑫ 株式会社栗本鐵工所取引先社員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社栗本鐵工所取引先社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（旧金商法第 166 条第 1 項第 5 号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 4 月 22 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社栗本鐵工所取引先の社員であったが、同社の他の社員が、同社と株式会社栗本鐵工所が締結した売買契約の履行に関し知った、株式会社栗本鐵工所が製造、販売する高速道路用ホロースラブパイプについて、強度試験の検査数値の改ざん及び板厚の改ざんが確認された旨の同社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成 19 年 11 月 21 日午後 1 時 30 分より前の同日に、株式会社栗本鐵工所の株券合計 1 万 1,000 株を総額 345 万 4,000 円で売り付けたものである。

なお、本件重要事実である高速道路用ホロースラブパイプの強度試験の検査数値の改ざん及び板厚の改ざんが確認されたことは、金商法第 166 条第 2 項第 4 号のいわゆるバスケット条項を適用したものである。

【課 徴 金 額】 121 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 4 月 22 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 5 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑬ 株式会社アルゴ 21 ほか 4 社の株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社アルゴ 21 ほか 4 社の株券に係る内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 167 条第 3 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 5 月 22 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者（公認会計士、第一次情報受領者）は、キャノンマーケティングジャパン株式会社ほか 4 社との公開買付代理人契約又は公開買付けに係るアドバイザリー契約等の契約締結先の証券会社社員から、同人がその契約の履行若しくは締結の交渉又はその職務に関し知った、キャノンマーケティングジャパン株式会社ほか 4 社が、それぞれ株式会社アルゴ 21 ほか 4 社の株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、これらの事実が公表されるより以前の平成 19 年 4 月 25 日から同年 11 月 12 日までの間に、株式会社アルゴ 21 ほか 4 社の株券合計 7,800 株を総額 683 万 3,900 円で買い付けたものである。

【課 徴 金 額】 258 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 5 月 22 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 6 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑭ カブドットコム証券株式会社社員ほか 1 名による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、カブドットコム証券株式会社社員ほか 1 名による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 167 条第 1 項第 5 号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 6 月 5 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、株式会社三菱東京UFJ銀行と業務・資本提携に関する契約を締結していたカブドットコム証券株式会社の社員であったが、同社の役員が、同契約の履行に関し知った、

(1) 株式会社三菱東京UFJ銀行の業務執行を決定する機関がカブドットコム証券株式会社株券の公開買付けを行うことを決定した事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成19年3月6日より前の同月5日に、自己の計算において、カブドットコム証券株式会社の株券合計26株を総額510万1,000円で買い付け、

(2) 株式会社三菱東京UFJ銀行の業務執行を決定する機関がカブドットコム証券株式会社株券の公開買付けを行うことを決定した事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成19年11月15日より前の同月14日に、自己の計算において、カブドットコム証券株式会社の株券7.5株を総額114万7,500円で買い付けたものである。

2. 課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①から、上記(1)の事実の伝達を受け、この事実が公表された平成19年3月6日より前の同月5日に、自己の計算において、カブドットコム証券株式会社の株券合計26株を総額510万1,000円で買い付けたものである。

【課徴金額】納付命令対象者① 44万円
納付命令対象者② 38万円

【勧告後の経緯】(納付命令対象者①及び②とも同日)

審判手続開始決定日 平成21年6月5日

課徴金納付命令日 平成21年6月26日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑮ 味の素株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、味の素株式会社社員による内部者取引について検査した結果、法令違反(証券法第166条第1項5号等)の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成21年6月19日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、カルピス株式会社と株式交換契約の締結の交渉をしていた味の素株式会社の社員であったが、同社の他の社員が、同契約の締結の交渉に関し知った、カルピス株式会社の業務執行を決定する機関が味の素株式会社との間で株式交換を行うことについての決定をした旨の事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成19年6月11日午後3時00分より前の同日に、カルピス株式会社の株券合計2,000株を総額221万3,000円で買い付けたものである。

【課徴金額】 39万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 6 月 19 日

⑯ **カルピス株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告**

証券監視委は、カルピス株式会社社員からの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 166 条第 3 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 6 月 19 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、カルピス株式会社社員から、同人がその職務に関し知った、カルピス株式会社の業務執行を決定する機関が味の素株式会社との間で株式交換を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 19 年 6 月 11 日より前の同月 8 日に、カルピス株式会社の株券 2,000 株を総額 222 万円で買い付けたものである。

【課 徴 金 額】 39 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 6 月 19 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 7 月 7 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑰ **伊藤忠商事株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告**

証券監視委は、伊藤忠商事株式会社社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 167 条第 1 項第 1 号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 6 月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、伊藤忠商事株式会社の社員であったが、同社が株式会社アドウェイズの総株主の議決権の数の 100 分の 5 以上の株券を買い集めることを決定した旨の公開買付けに準ずる行為の実施に関する事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 19 年 6 月 15 日より前の同月 14 日に、株式会社アドウェイズの株券合計 50 株を総額 494 万円で買い付けたものである。

【課 徴 金 額】 141 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 6 月 25 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 7 月 24 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑮ 株式会社ジー・エフ役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社ジー・エフ役員からの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第 166 条第 3 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 6 月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ジー・エフ（現日本アジアグループ株式会社）役員から、同人がその職務に関し知った、同社が株式の発行を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 19 年 12 月 21 日より前の同年 10 月 9 日から同年 11 月 6 日の間に、株式会社ジー・エフの株券合計 30 株を総額 104 万 7,650 円で買い付けたものである。

【課 徴 金 額】 40 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 6 月 25 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 7 月 24 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑯ 株式会社ガイアックス株券に係る相場操縦に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社ガイアックス株券に係る相場操縦について検査した結果、法令違反（旧金商法第 159 条第 2 項第 1 号）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 6 月 30 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ガイアックスの株券につき、その株価の高値形成や終値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において平成 20 年 6 月 13 日から同月 23 日までの間、買い注文を発注して買い特別気配を表示させ、これを更新させた後、売り注文を発注して板寄せを成立させる方法や、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げるなどの方法により、同株券合計 173 株を買い付ける一方、同株券合計 86 株を売り付け、同株券の株価を 6 万 8,000 円から 9 万 5,000 円まで高騰させるなどし、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

【課 徴 金 額】 326 万円

(注) 相場操縦における課徴金額の計算方法は、トリニティ工業株式会社株券に係る相場操縦事案（前記⑦）を参照。

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 6 月 30 日

2 犯則事件の調査・告発実績

(1) 犯則事件の調査の実施状況

平成 20 事務年度に告発した事件については、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対する必要な強制調査を実施するとともに、任意調査を実施した。

なお、株式会社アスクレピオスの詐欺事件に関連した内部者取引事件(1)については、警視庁と、株式会社ドン・キホーテ店舗への放火による相場変動目的暴行・脅迫事件(1)(2)については、神奈川県警察本部と合同で強制調査・捜査を実施しているところであり、事件の状況に応じて他の捜査機関と連携を図りつつ、効果的・効率的な調査の遂行に努めてきたところである。

(2) 告発の状況

証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、相場変動目的暴行・脅迫の嫌疑で 2 件・2 名、内部者取引の嫌疑で 7 件・8 名の合計 9 件・10 名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発した。

(附属資料 213 頁以下の告発事件の概要一覧表参照)

事 件 名	告 発 先
株式会社アスクレピオスの詐欺事件に関連した内部者取引事件(1)(2)	東京地方検察庁検察官
ジェイ・ブリッジ株式会社常務執行役員による同社株券に係る内部者取引事件	
ジェイ・ブリッジ株式会社元取締役役会長による同社株券に係る海外ダミー口座を利用したクロスボーダー内部者取引事件	
I R 専門家による I R 対象株券に係る内部者取引事件	大阪地方検察庁検察官
株式会社プロデュースに対する証券監視委の強制調査に係る公表前の内部者取引事件	さいたま地方検察庁検察官
株式会社ドン・キホーテ店舗への放火による相場変動目的暴行・脅迫事件(1)(2)	横浜地方検察庁検察官
東証一部上場企業（株式会社イマージュ）代表取締役社長による内部者取引事件	高松地方検察庁検察官

上記のとおり事案が地域的な広がりを見せるなか、証券監視委としては、各地域の捜査機関や財務局と連携を図りつつ効果的・効率的な調査を実施してきたところである。

証券監視委は、活動方針において、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいく旨を掲げ、MOUの枠組みを活用したクロスボーダー取引の監視を強化しているところであるが、平成 20 事務年度においては、シンガポール通貨監督庁（MAS）の協力を得て、クロスボーダーの不正取引について、初の告発を行った。

また、証券取引法制定以来初めてとなる、金商法第 158 条の相場変動目的の暴行・脅迫による告発を行った。

このように、証券監視委は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化・ローカル化といった環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、複雑・困難な複合事案を含む幅広い態様の事案を手掛け、内外の関係諸機関と連携しつつ効果的・効率的かつ機動的に調査を実施の上、告発実績を重ね、厳正な市場監視に努めているところである。

(3) 告発事案の概要

① 株式会社アスクレピオスの詐欺事件に関連した内部者取引事件(1)

本件は、株式会社L T Tバイオファーマの取締役副会長かつ筆頭株主であり、また、同子会社である株式会社アスクレピオスの代表取締役社長であった犯則嫌疑者が、自ら敢行してきた株式会社アスクレピオスによる病院再生事業を騙った詐欺行為が発覚したこと等の株式会社L T Tバイオファーマの業務等に関する重要事実を知り、その公表前に株式会社L T Tバイオファーマ株券を売り付けたものである。

なお、本件重要事実のうち、株式会社アスクレピオスによる病院再生事業を騙った詐欺行為が発覚したことについては、バスケット条項（金商法第166条2項8号）を適用したものである。

犯則嫌疑者は、先に詐欺罪容疑で警視庁に逮捕されており、本件内部者取引事件については、証券監視委と警視庁が連携して調査・捜査を進めたものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が金商法（第166条1項等 会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成20年9月17日、警視庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年10月7日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、株式会社L T Tバイオファーマの取締役副会長として、平成20年1月25日ころ、株式会社L T Tバイオファーマの業務執行を決定する機関が、株式会社L T Tバイオファーマの子会社である株式会社アスクレピオスとの資本提携を解消して子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うことについての決定をした旨の業務等に関する重要事実を知り、さらに、同年3月3日ころ、株式会社アスクレピオスが主力事業として投資を募っていた病院再生事業が架空のものであったことが発覚し、それ以降に償還日が到来する償還金を償還する目途が立たなくなった旨の同社の運営、業務又は財産に関する重要事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知ったものであるが、法定の除外事由がないのに、上記各事実の公表前である同年3月4日から同月19日までの間、5回にわたり、株式会社L T Tバイオファーマの株券合計1万1,500株を代金合計4億1,223万2,000円で売り付けたものである。

【告発後の経緯】

平成20年10月8日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

② 株式会社ドン・キホーテ店舗への放火による相場変動目的暴行・脅迫事件(1)

本件は、下記④と合わせ、犯則嫌疑者が、あらかじめ信用取引によって株式会社ドン・キホーテの株券を売却した上でこれを安値で買い戻して利益を得ようと企て、同社株価を下落させようとして、同社店舗に放火するとともに犯行声明文を送り付け、もって相場変動目的で暴行・脅迫を行ったものである。

犯則嫌疑者は、先に威力業務妨害罪容疑及び現住建造物等放火未遂罪容疑で神奈川県警察

本部に逮捕されており、本件相場変動目的暴行・脅迫事件については、証券監視委と神奈川県警察本部が連携して調査・捜査を進めたものである。

なお、相場変動目的の暴行・脅迫による告発は証券取引法制定以来初めてであるが、本件告発は、放火罪や威力業務妨害罪とは異なる、市場の公正性や投資者保護といった金商法の保護法益の確保を図るものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件相場変動目的暴行・脅迫が金商法（第 158 条 暴行・脅迫の禁止）に違反するとして、平成 20 年 11 月 14 日、神奈川県警察本部と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 11 月 26 日、犯則嫌疑者を横浜地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、株式会社ドン・キホーテ株券について、あらかじめ信用取引によって同株を売却しておき、同社店舗の安全性に対する不安を煽るなどして同株の株価を下落させた上、同株を安値で買い戻して利益を得るため

第 1 平成 20 年 7 月 2 日、営業中のドン・キホーテ東名横浜インター店 2 階アパレルコーナーにおいて、同所に設置された衣類陳列棚付近の床面上にあらかじめペットボトルに入れて用意したガソリンを散布し、ライターでこれに点火して火を放ち、同所の床、陳列棚等に火を燃え上がらせ、もって有価証券等の相場の変動を図る目的をもって暴行をし

第 2 同月 3 日午後 7 時 23 分ころ、横浜市中区内に所在するコンビニエンスストアに設置されたファクシミリ送信機を使用し、株式会社神奈川新聞社読者広報センターあてに「ドン・キホーテへの制裁はまだ続きます これよりの御社に送る内容を記事として掲載するか否かはお任せ致しますが、ドン・キホーテへの抗議として捉えて頂きたい。7/5（土）県内において二度目の制裁を行う。夕暮れ時に決行」などと記載した文書を送信し、同新聞社からの通報を受けた神奈川県警警察官等を介し、同月 4 日、その文書の内容をドン・キホーテ本社に伝達させ、同社の財産、信用等に危害を加える旨同社に告知し、もって有価証券等の相場の変動を図る目的をもって同社を脅迫し

たものである。

【告発後の経緯】

平成 20 年 11 月 19 日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、横浜地方裁判所において公判係属中である。

③ 株式会社アスクレピオスの詐欺事件に関連した内部者取引事件(2)

本件は、株式会社 L T T バイオファーマの子会社である株式会社アスクレピオスと取引関係にあった犯則嫌疑者が、株式会社アスクレピオスの病院再生事業が架空のものであり、その詐欺行為が発覚したこと等の株式会社 L T T バイオファーマの業務に関する重要事実を知り、その公表前に株式会社 L T T バイオファーマ株券を売り付けたものである。

なお、本件重要事実のうち、株式会社アスクレピオスの病院再生事業が架空のものであり、その詐欺行為が発覚したことについては、バスケット条項（金商法第 166 条 2 項 8 号）を適用したものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が金商法（第 166 条 1 項等 会社関係者の禁止行為）に違

反するとして、必要な任意調査を行い、平成 20 年 12 月 5 日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、株式会社 L T T バイオフィーマの取締役副会長から、平成 20 年 2 月 22 日ころ、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関において、同社が保有する、同社の子会社である株式会社アスクレピオス株式を売却して同社との資本提携を解消するとの、子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うことについての決定をした旨の株式会社 L T T バイオフィーマの業務等に関する重要事実の伝達を受け、さらに、同年 3 月 10 日ころ、株式会社アスクレピオスの取締役から、同人がその職務に関し知った、同社が主力事業として累次にわたり投資を募っていた病院再生事業がいずれも架空のものであって、償還日が到来する都度、他の投資家を欺いて調達した金員をもって償還に充てることを繰り返していた事実が投資家の知るところとなり、同事業の継続が事実上困難になった旨の株式会社アスクレピオスの運営、業務又は財産に関する重要事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受けたものであるが、法定の除外事由がないのに、いずれも上記各事実の公表前である同年 3 月 4 日から同月 17 日までの間、L T T バイオフィーマの株券合計 486 株を代金合計 1,924 万 30 円で売り付けたものである。

【告発後の経緯】

平成 20 年 12 月 19 日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われた。平成 21 年 4 月 15 日、東京地方裁判所において、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）、罰金 100 万円、追徴金約 1,924 万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

④ 株式会社ドン・キホーテ店舗への放火による相場変動目的暴行・脅迫事件(2)

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件相場変動目的暴行・脅迫が金商法（第 158 条 暴行・脅迫の禁止）に違反するとして、神奈川県警察本部と合同で必要な任意調査を行い、平成 20 年 12 月 17 日、犯則嫌疑者を横浜地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、株式会社ドン・キホーテ株券について、あらかじめ信用取引によって同株を売却しておき、同店舗の安全性に対する不安を生じさせるなどして同株の株価を下落させた上、同株を安値で買い戻して利益を得るため

第 1 平成 20 年 5 月 26 日、営業中のドン・キホーテ港山下店 1 階アパレルコーナーにおいて、ライター用オイルを染み込ませたティッシュペーパー入りビニール袋を同所に陳列されていた衣類に貼付し、その衣類にオイルライターで点火して火を放ち、さらに、同店 1 階寝具コーナーにおいて、前同様のビニール袋を同所に陳列されていた布団類在中の段ボール箱に貼付し、点火したオイルライターをそのビニール袋の直下に置いて火を放ち、アパレルコーナーの衣類を燃え上がらせ、もって有価証券等の相場の変動を図る目的をもって暴行をし

第 2 同社の店舗建物に放火する旨犯行を予告しようと企て、同月 29 日、横浜市中区から新聞社 4 社あて及び株式会社ドン・キホーテ本社あてに「警告 深夜の騒音、治安の悪化に対し改善の申入れを幾度も行ったが、何の対処対策案が出されないのは非常に不快であり残念である。従って我々は強行手段に訴える事とする。先の環八世田谷店と同規模の被害を神奈川県内数店舗に与える。先日の新山下店で的一件でこれが冗談の類でない事の証とする。」などと記載した文書を郵送し、同月 31 日及び同年 6 月

1日、ドン・キホーテ幹部社員に、前記各新聞社からの通報を受けた警視庁警察官等を介して、あるいは、株式会社ドン・キホーテ本社あて文書を閲覧させて、各文書の内容を了知させ、同月2日、同人らをして、これをドン・キホーテの代表者に伝達させ、同社の財産、信用等に危害を加える旨同社に告知し、もって有価証券等の相場の変動を図る目的をもって同社を脅迫したものである。

【告発後の経緯】

平成20年12月19日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、横浜地方裁判所において公判係属中である。

⑤ IR専門家によるIR対象株券に係る内部者取引事件

本件は、IR専門家である犯則嫌疑者が、IRコンサルティング契約を締結していた株式会社ワークスアプリケーションズの業績予想の下方修正という同社の業務等に関する重要事実を、同社に対するIRコンサルティング業務を行う中で知り、その公表前に同社株券を信用取引によって売り付け、また、犯則嫌疑者がIR担当取締役役に就いていたエネサーブ株式会社の剰余金の配当予想値が0円になるとの同社の業務等に関する重要事実を、同社のIR担当取締役役としての職務を遂行する中で知り、その公表前に同社株券を信用取引によって売り付けたものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第166条1項等 会社関係者の禁止行為）に違反するとして平成21年1月23日、大阪地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年2月10日、犯則嫌疑者を大阪地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は

第1 株式会社ワークスアプリケーションズとの間でIRコンサルティング顧問契約を締結していたものであるが、平成18年4月14日ころ、同契約の履行に関し、同社の平成18年6月期の会計期間の連結経常利益について、同年3月16日に公表された予想値は23億6,000万円ないし25億8,000万円であったのに対し、同社が新たに算出した予想値は18億円となり、公表がされた直近の予想値に比較して、新たに算出された予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったものであるが、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同年4月17日から同月21日までの間、株式会社ワークスアプリケーションズの株券合計693株を代金合計7,255万1,000円で売り付け、

第2 エネサーブ株式会社の取締役として、IR業務等に従事していたものであるが、平成18年4月29日ころ、その職務に関し、同社の平成18年9月中間期の剰余金の配当について、公表がされた前事業年度の中間期の実績値は25円であったのに対し、同社が新たに算出した予想値は0円となり、公表がされた前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して、新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったものであるが、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である平成18年5月8日から同月17日までの間、エネサーブ株式会社の株券合計2万8,000株を代金合計4,837万4,200円で売り付け

たものである。

【告発後の経緯】

平成 21 年 2 月 12 日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において公判係属中である。

⑥ 東証一部上場企業（株式会社イマージュ）代表取締役社長による内部者取引事件

本件は、東証一部上場の衣料品等通信販売会社株式会社イマージュの代表取締役社長であった犯則嫌疑者が、婦人向衣料等販売の株式会社キャビンが大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社と締結していた業務提携契約の解消という株式会社キャビンの業務等に関する重要事実を知り、その公表前に同社株券を買い付けたものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、証取法（第 166 条 3 項等 会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成 21 年 3 月 27 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者を高松地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人は、有価証券の投資、保有業務等を目的とする有限会社であったもの、犯則嫌疑者は、株式会社イマージュ（現株式会社イマージュホールディングス）の代表取締役社長であり、犯則嫌疑法人の実質的経営者としてその業務全般を統括していたものであるが、犯則嫌疑者は、平成 18 年 1 月 31 日、株式会社キャビンと大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社とが締結していた業務提携契約の履行に関し、株式会社キャビンの業務執行を決定する機関が大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社との業務上の提携の解消を行うことについての決定をした旨の株式会社キャビンの業務等に関する重要事実を知った大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社の役員から同重要事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同年 4 月 6 日から同月 11 日までの間、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、犯則嫌疑法人名義で、株式会社キャビンの株券合計 50 万株を代金合計 2 億 4,863 万 8,000 円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

平成 21 年 3 月 27 日、上記犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、高松地方裁判所において公判係属中である。

⑦ 株式会社プロデュースに対する証券監視委の強制調査に係る公表前の内部者取引事件

本件は、株式会社プロデュースの取締役であった犯則嫌疑者が、同社が、虚偽有価証券届出書等提出の犯則嫌疑（後述）で証券監視委の強制調査を受け、同社が粉飾決算を行っていた事実が公になる事態に立ち至ったとの同社の業務等に関する重要事実の伝達を受け、その公表前に同社株券を売り付けたものである。

なお、上記本件重要事実、バスケット条項（金商法第 166 条 2 項 4 号）を適用したものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が金商法（第 166 条 3 項等 会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成 21 年 3 月 25 日、さいたま地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 3 月 31 日、犯則嫌疑者をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、平成 20 年 9 月 19 日、株式会社プロデュースの社員から、同人がその職務に関して知った、同社が同月 18 日に粉飾決算を内実とする金商法違反等の嫌疑で証券監視委から強制調査を受け、これにより、同社が粉飾決算を行っていた事実が公になる事態に立ち至った旨の同社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実である当該業務等に関する重要事実の伝達を受けたものであるが、法定の除外事由がないのに、同月 19 日、同重要事実の公表前に、株式会社プロデュースの株券合計 236 株を代金合計 7,888 万 4,000 円で売り付けたものである。

【告発後の経緯】

平成 21 年 3 月 31 日、上記の犯則嫌疑者について公訴の提起が行われた。平成 21 年 5 月 27 日さいたま地方裁判所において懲役 3 年（執行猶予 4 年）、罰金 500 万円、追徴金約 7,888 万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

⑧ ジェイ・ブリッジ株式会社常務執行役員による同社株券に係る内部者取引事件

本件は、ジェイ・ブリッジ株式会社の常務執行役員が、業績予想の下方修正という同社の業務等に関する重要事実を、その職務を遂行する中で知り、その公表前に同社株券を売り付けたものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、証取法（第 166 条 1 項等 会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成 21 年 4 月 8 日、東京地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 4 月 22 日、東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、ジェイ・ブリッジ株式会社の常務執行役員経営企画部長であったものであるが、平成 18 年 4 月 20 日ころ、その職務に関し、同社の平成 18 年 3 月期の会計期間の売上高及び経常利益について、同 17 年 11 月 24 日に公表された予想値は売上高 108 億円及び経常利益 80 億円であったのに対し、同社が新たに算出した予想値は売上高 81 億 789 万 3,000 円及び経常利益 34 億 3,549 万 3,000 円となり、公表がされた直近の予想値に比較して、新たに算出された予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったものであるが、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同 18 年 4 月 24 日及び同年 5 月 12 日、ジェイ・ブリッジ株式会社の株券合計 1 万株を代金合計 915 万 4,000 円で売り付けたものである。

【告発後の経緯】

平成 21 年 4 月 23 日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

⑨ ジェイ・ブリッジ株式会社元取締役会長による同社株券に係る海外ダミー口座を利用したクロスボーダー内部者取引事件

本件は、ジェイ・ブリッジ株式会社の取締役会長であった犯則嫌疑者が、業績予想の下方修正という同社の業務等に関する重要事実を、同社取締役会長としての職務を遂行する中で知り、その公表前に、シンガポール共和国所在の金融機関に開設した英領ヴァージン諸島国籍法人名義の証券口座に保有していた同社株券を売り付けたというクロスボーダーの内部者取引事件

である。

本件は、クロスボーダーの不正取引について、証券監視委が告発を行った初めての事案である。クロスボーダー事案の調査には、海外証券規制当局の協力が不可欠であるが、本件については、平成 13 年 12 月に金融庁とシンガポール通貨監督庁（MAS）との間で締結された情報交換協定（MOU）に基づき、MAS から多大な協力を得ることができ、初の告発に至ったものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第 166 条 1 項等 会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成 21 年 4 月 8 日、東京地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 4 月 27 日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、ジェイ・ブリッジ株式会社の取締役会長であったものであるが、平成 18 年 4 月 20 日ころ、その職務に関し、同社の平成 18 年 3 月期の売上高及び経常利益について、同 17 年 11 月 24 日に公表された予想値は売上高 108 億円及び経常利益 80 億円であったのに対し、同社が新たに算出した予想値は売上高 81 億 789 万 3,000 円及び経常利益 34 億 3,549 万 3,000 円となり、公表がされた直近の予想値に比較して、新たに算出された予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、更に同 18 年 5 月 2 日ころ、同社の平成 18 年 3 月期決算において、連結子会社に対する貸倒引当金等として合計約 15 億円の特別損失を計上する旨の同社の業務遂行の過程で損害が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったものであるが、法定の除外事由がないのに、上記各重要事実の公表前である同 18 年 5 月 8 日から同月 11 日の間、シンガポール共和国所在のプライベートバンキングサービスの提供を業とする金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の証券口座を利用し、ジェイ・ブリッジ株式会社の株券合計 7 万株を代金合計 6,564 万 400 円で売り付けたものである。

【告発後の経緯】

平成 21 年 4 月 28 日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

第 5 ディスクロージャーに関する勧告・告発

1 課徴金納付命令に係る勧告

(1) 勧告の状況

平成 20 事務年度においては、開示書類の虚偽記載に関して 12 件、7 億 1,375 万 9,997 円の課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った。

平成 20 事務年度における勧告事案は、発行開示書類の虚偽記載（旧金商法第 172 条）及び継続開示書類の虚偽記載（旧金商法第 172 条の 2）に対する勧告であった。このうち、虚偽記載がある目論見書を使用した株式会社ビックカメラの役員が、当該目論見書に虚偽記載があることを知りながら当該目論見書の作成に関与し、当該目論見書に係る売出しにより、当該役員が所有する株券を売り付けたとして、同役員（個人）に対する課徴金納付命令勧告を初めて行った（後記⑫）。課徴金額は 1 億 2,073 万円となり、個人に対する課徴金額としては最高額となる。

これらの開示書類に係る虚偽の態様は、売上の過大計上、売上の前倒し計上、架空売上の計上、売上原価の過少計上、貸倒引当金繰入額の過少計上、貸倒損失の過少計上、減損損失の不

計上、売上債権の過大計上、棚卸資産の過大計上、貸付金の過大計上、有形固定資産の過大計上、無形固定資産の過大計上、のれんの過大計上、長期未収入金及び破産・更生債権等の過大計上、未払金の過少計上、前受金の過少計上等であつたりと、多岐にわたるものとなっている。また、株式会社ビックカメラに係る有価証券報告書等の虚偽記載の事例(後記⑪)においては、本来、匿名組合清算金が発生することはなく、特別利益として計上できないものを特別利益として計上し、純利益を過大に計上したものであるが、利益を過大に計上した有価証券報告書等だけでなく、財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象として匿名組合清算配当金が発生したことを記載した臨時報告書についても「重要な事項につき虚偽の記載がある」と認定し、課徴金納付命令勧告を行った。

なお、平成 20 事務年度における課徴金額の最高額は、2 億 5,353 万円(株式会社ビックカメラに係る有価証券報告書等の虚偽記載)である。

また、平成 20 事務年度に課徴金納付命令勧告を行った事案については、違反行為者が自主的に訂正したものではなく、証券監視委の調査により、初めて虚偽記載等の違反行為が明らかになるものが増えてきている。

(2) 勧告事案の概要

平成 20 事務年度において、開示書類に関して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

開示書類の虚偽記載に係る課徴金額は、原則として旧金商法第 172 条の 2 の規定に基づき算出される。

・ 発行開示書類の虚偽記載

募集により取得させた有価証券の発行価額又は売出しにより売り付けた有価証券の売価額の 100 分の 1 (その有価証券が株券等である場合には 100 分の 2)

・ 継続開示書類の虚偽記載

300 万円又は株式の市場価額の総額の 10 万分の 3 のいずれか大きい額(半期報告書はその 2 分の 1)

(注 1) 継続開示書類の虚偽記載に係る課徴金額の算定において、株式の市場価額がないとき等は、貸借対照表に計上されている資産の額の合計額から負債の額の合計額を控除して得た額とする(金商法施行令第 33 条の 5 の 3)。

(注 2) 継続開示書類の虚偽記載については、平成 17 年 12 月 1 日以後に提出された有価証券報告書等が課徴金の対象となる。なお、平成 18 年 11 月 30 日までに提出された有価証券報告書等の虚偽記載について、自発的に訂正報告書を提出していること等の一定の要件を満たした対象者に対する課徴金額は、200 万円又は株式の市場価額の総額等の 10 万分の 2 のいずれか大きい額と定められている(平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項)。

(注 3) 平成 20 事務年度の勧告事案においては、旧金商法の適用される事案のみであった。

① 真柄建設株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、真柄建設株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反(金商法第 172 条の 2 第 1 項等)の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 20 年 7 月 3 日

【勧告の対象となった違反事実】

真柄建設株式会社は、

(1) 有価証券報告書等について、

① 平成 17 年 12 月 22 日、売上の過大計上及び売上原価の過少計上により、中間純損

益が405百万円（百万円未満切捨て。以下、中間純損益額及び当期純損益額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを165百万円の損失と記載するなどした中間損益計算書を掲載した平成17年9月中間期半期報告書を、

② 平成18年6月30日、売上の過大計上及び売上原価の過少計上により、当期純損益が199百万円の利益であったにもかかわらず、これを911百万円の利益と記載するなどした損益計算書を掲載した平成18年3月期有価証券報告書を、

③ 平成18年12月21日、売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、中間純損益が913百万円の損失であったにもかかわらず、これを34百万円の利益と記載するなどした中間損益計算書を掲載した平成18年9月中間期半期報告書を、

④ 平成19年6月29日、売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、当期純損益が1,624百万円の損失であったにもかかわらず、これを1,003百万円の利益と記載するなどした損益計算書を掲載した平成19年3月期有価証券報告書を

それぞれ、関東財務局長に対して提出した。

(2) 有価証券届出書について、

平成18年12月22日、関東財務局長に対し、平成18年3月期有価証券報告書及び平成18年9月中間期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成19年1月11日、新株予約権付社債券を1,000,000,000円で取得させた。

【課徴金額】 2,499万9,999円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成20年7月3日

課徴金納付命令日 平成20年8月1日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

② 平和奥田株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、平和奥田株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（金商法第172条の2第1項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成20年9月12日

【勧告の対象となった違反事実】

平和奥田株式会社は、

(1) 有価証券報告書等について、

① 平成17年12月21日、売上の過大計上、減損損失の不計上等により、連結経常損益が943百万円（百万円未満切捨て。以下、連結経常損益額、連結当期純損益額、連結中間純損失額及び連結純資産額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを581百万円の損失と、連結当期純損益が2,026百万円の損失であったにもかかわらず、これを350百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成17年9月期有価証券報告書を、

② 平成18年6月23日、売上原価の過少計上等により、連結経常損益が1,126百万円の損失であったにもかかわらず、これを226百万円の利益と、連結中間純損益が1,581百

万円の損失であったにもかかわらず、これを 307 百万円の損失と記載するなどした中間連結損益計算書を掲載した平成 18 年 3 月中間期半期報告書を、

③ 平成 18 年 12 月 20 日、売上の過大計上、貸倒引当金繰入額の過少計上等により、連結経常損益が 1,825 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 528 百万円の利益と、連結当期純損益が 2,263 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 7 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成 18 年 9 月期有価証券報告書を、

④ 平成 19 年 6 月 27 日、売上債権及び棚卸資産の過大計上等により、連結純資産額が 485 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 1,804 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 19 年 3 月中間期半期報告書を

それぞれ、近畿財務局長に対して提出した。

(2) 有価証券届出書について、

近畿財務局長に対し、平成 18 年 12 月 12 日、平成 17 年 9 月期有価証券報告書及び平成 18 年 3 月中間期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書、並びに同月 20 日、平成 18 年 9 月期有価証券報告書を組込情報とする同有価証券届出書の訂正届出書を提出し、同有価証券届出書及び同訂正届出書に基づく募集により、同月 28 日、770,000 株の株券を 308,000,000 円で取得させた。

【課 徴 金 額】 1,266 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 20 年 9 月 12 日

課徴金納付命令日 平成 20 年 10 月 1 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③ 株式会社サイバーファームに係る有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社サイバーファームに係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（金商法第 172 条の 2 第 1 項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 20 年 10 月 31 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社サイバーファームは、平成 18 年 3 月 31 日、売上の前倒し計上により、連結経常損益が 862 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結経常利益額及び連結当期純利益額について同じ。）の利益を上回ることにはなかったにもかかわらず、これを 1,245 百万円の利益と、連結当期純損益が 139 百万円の利益を上回ることにはなかったにもかかわらず、これを 522 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成 17 年 12 月期有価証券報告書を沖縄総合事務局長に対して提出した。

【課 徴 金 額】 300 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 20 年 10 月 31 日

課徴金納付命令日 平成 20 年 11 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④ 中道機械株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、中道機械株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（金商法第 172 条の 2 第 1 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 20 年 11 月 11 日

【勧告の対象となった違反事実】

中道機械株式会社は、北海道財務局長に対し、

- (1) 平成 18 年 4 月 20 日、売上原価の過少計上及び棚卸資産の過大計上により、当期純損益が 32 百万円（百万円未満切捨て。以下、当期純利益額及び純資産額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを 30 百万円の利益と記載するなどした損益計算書、及び純資産額が 1,618 百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「資本合計」欄に 2,138 百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した平成 18 年 1 月期有価証券報告書を提出し、
- (2) 平成 18 年 10 月 20 日、棚卸資産の過大計上により、純資産額が 1,337 百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 1,772 百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成 18 年 7 月中間期半期報告書を提出し、
- (3) 平成 19 年 4 月 18 日、棚卸資産の過大計上により、純資産額が 1,433 百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 1,894 百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した平成 19 年 1 月期有価証券報告書を提出し、
- (4) 平成 19 年 10 月 18 日、棚卸資産の過大計上により、純資産額が 1,251 百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 1,733 百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成 19 年 7 月中間期半期報告書を提出した。

【課徴金額】 750 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 20 年 11 月 11 日

課徴金納付命令日 平成 20 年 12 月 3 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤ トラステックスホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、トラステックスホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（金商法第 172 条の 2 第 1 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 20 年 11 月 21 日

【勧告の対象となった違反事実】

トラステックスホールディングス株式会社は、

(1) 有価証券報告書等について、

- ① 平成 17 年 12 月 27 日、近畿財務局長に対し、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金及び破産・更生債権等（以下、「長期未収入金等」という。）並びに劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 994 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結経常損益額、連結当期純損益額、連結中間純損益額及び連結純資産額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを 1,083 百万円の利益と、連結中間純損益が 1,170 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 578 百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が 2,623 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 7,697 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 17 年 9 月中間期半期報告書を提出し、
- ② 平成 18 年 6 月 30 日、近畿財務局長に対し、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 528 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 1,885 百万円の利益と、連結当期純損益が 955 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 1,314 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 1,796 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 9,052 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 3 月期有価証券報告書を提出し、
- ③ 平成 19 年 1 月 16 日、関東財務局長に対し、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 313 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 319 百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が 605 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 1,586 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 9 月中間期半期報告書を提出し、
- ④ 平成 19 年 6 月 29 日、近畿財務局長に対し、長期未収入金等の過大計上等により、連結純資産額が 1,643 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 918 百万円の債務超過と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 19 年 3 月期有価証券報告書を提出し、
- ⑤ 平成 19 年 12 月 28 日、近畿財務局長に対し、長期未収入金等の過大計上等により、連結純資産額が 134 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 849 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 19 年 9 月中間期半期報告書を提出し、
- ⑥ 平成 20 年 6 月 30 日、近畿財務局長に対し、貸倒損失の過少計上、長期未収入金の過大計上等により、連結経常損益が 411 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 248 百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 298 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 786 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 20 年 3 月期有価証券報告書を提出した。

(2) 有価証券届出書について、

- ① 平成 17 年 11 月 25 日、近畿財務局長に対し、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 207 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 656 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 1,366 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 7,247 百万円と記載するなどした連結貸借対

照表を掲載した平成 17 年 3 月期有価証券報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 17 年 12 月 12 日、新株予約権付社債券を 5,000,000,000 円で取得させ、

- ② 平成 19 年 1 月 16 日、関東財務局長に対し、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 528 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 1,885 百万円の利益と、連結当期純損益が 955 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 1,314 百万円の利益と記載するなどした平成 18 年 3 月期の連結損益計算書、及び連結純資産額が 1,796 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 9,052 百万円と記載するなどした平成 18 年 3 月期の連結貸借対照表、並びに売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 313 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 319 百万円の利益と記載するなどした平成 18 年 9 月中間期の中間連結損益計算書、及び連結純資産額が 605 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 1,586 百万円と記載するなどした平成 18 年 9 月中間期の中間連結貸借対照表をそれぞれ掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 2 月 5 日、新株予約権付社債券を 300,000,000 円で取得させ、
- ③ 平成 19 年 2 月 22 日、関東財務局長に対し、前記(2)の②と同様の内容を記載した平成 18 年 3 月期の連結損益計算書及び連結貸借対照表並びに平成 18 年 9 月中間期の中間連結損益計算書及び中間連結貸借対照表をそれぞれ掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 3 月 12 日、新株予約権付社債券を 260,000,000 円で取得させ、
- ④ 平成 19 年 3 月 2 日、関東財務局長に対し、前記(2)の②と同様の内容を記載した平成 18 年 3 月期の連結損益計算書及び連結貸借対照表並びに平成 18 年 9 月中間期の中間連結損益計算書及び中間連結貸借対照表をそれぞれ掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同月 19 日、新株予約権付社債券を 100,000,000 円で取得させ、
- ⑤ 平成 19 年 4 月 27 日、関東財務局長に対し、前記(2)の②と同様の内容を記載した平成 18 年 3 月期の連結損益計算書及び連結貸借対照表並びに平成 18 年 9 月中間期の中間連結損益計算書及び中間連結貸借対照表をそれぞれ掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 5 月 17 日、60,023,540 株の株券を 5,120,000,900 円で取得させた。

【課 徴 金 額】 2 億 2,424 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 20 年 11 月 21 日

課徴金納付命令日 平成 20 年 12 月 19 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑥ 株式会社プラコーに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社プラコーに係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第 172 条の 2 第 1 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成21年1月21日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社プラコーは、関東財務局長に対し、売上の前倒し計上、売上債権の過大計上、前受金の過少計上等により、

- (1) 平成19年12月21日、経常損益が68百万円（百万円未満切捨て。以下、経常損益額、中間純損益額、純資産額及び当期純損益額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを2百万円の利益と、中間純損益が95百万円の損失であったにもかかわらず、これを7百万円の利益と記載するなどした中間損益計算書、及び純資産額が475百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に638百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成19年9月中間期半期報告書を提出し、
- (2) 平成20年6月30日、経常損益が64百万円の損失であったにもかかわらず、これを17百万円の利益と、当期純損益が97百万円の損失であったにもかかわらず、これを17百万円の利益と記載するなどした損益計算書、及び純資産額が451百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に625百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した平成20年3月期有価証券報告書を提出した。

【課徴金額】 300万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成21年1月21日

課徴金納付命令日 平成21年2月17日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑦ **株式会社アイ・ビー・イーホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告**

証券監視委は、株式会社アイ・ビー・イーホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第172条の2第1項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成21年3月24日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社アイ・ビー・イーホールディングスは、

- (1) 有価証券報告書等について、無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等により、関東財務局長に対し、
 - ① 平成18年6月30日、連結純資産額が894百万円（百万円未満切捨て。以下、連結純資産額及び純資産額について同じ。）の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に40百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成18年3月期有価証券報告書を提出し、
 - ② 平成18年12月26日、連結純資産額が1,005百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に254百万円の債務超過と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成18年9月中間期半期報告書を提出し、

- ③ 平成 19 年 6 月 28 日、純資産額が 40 百万円の債務超過であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 95 百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した平成 19 年 3 月期有価証券報告書を提出し、
 - ④ 平成 19 年 12 月 21 日、純資産額が 83 百万円の債務超過であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 22 百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成 19 年 9 月中間期半期報告書を提出した。
- (2) 有価証券届出書について、関東財務局長に対し、
- ① 平成 19 年 2 月 21 日、平成 18 年 3 月期有価証券報告書及び平成 18 年 9 月中間期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 19 年 3 月 8 日、19,610 株の株券を 921,670,000 円で取得させ、
 - ② 平成 19 年 7 月 25 日、平成 19 年 3 月期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 8 月 9 日、新株予約権付社債を 400,000,000 円で取得させた。

【課 徴 金 額】 3,393 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 3 月 24 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 4 月 10 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑧ **株式会社ゼンテック・テクノロジー・ジャパンに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告**

証券監視委は、株式会社ゼンテック・テクノロジー・ジャパンに係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第 172 条の 2 第 1 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 4 月 21 日

【勧告の対象となった違反事実】

- 株式会社ゼンテック・テクノロジー・ジャパンは、関東財務局長に対し、
- (1) 平成 20 年 6 月 25 日、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、売上債権及びのれんの過大計上等により、連結経常損益が 761 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結経常利益額、連結当期純損益額及び連結純資産額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを 1,228 百万円の利益と、連結当期純損益が 3,421 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 645 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 6,396 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 10,435 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 20 年 3 月期有価証券報告書を提出し、
 - (2) 平成 20 年 8 月 14 日、売上債権及びのれんの過大計上等により、連結純資産額が 6,514 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 10,041 百万円と記載するなどした連結四半期貸借対照表を掲載した平成 20 年 6 月第 1 四半期四半期報告書を提出し、

(3) 平成 20 年 11 月 14 日、売上債権及びのれんの過大計上等により、連結純資産額が 3,569 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 6,137 百万円と記載するなどした連結四半期貸借対照表を掲載した平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書を提出した。

【課 徴 金 額】 600 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 4 月 21 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 5 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑨ ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第 172 条の 2 第 1 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 6 月 16 日

【勧告の対象となった違反事実】

ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社は、関東財務局長に対し、

- (1) 平成 18 年 6 月 30 日、架空売上の計上、売上債権及び無形固定資産の過大計上等により、連結当期純損益が 1,020 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結当期純損失額及び連結純資産額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを 677 百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 2,475 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 3,317 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 3 月期有価証券報告書を提出し、
- (2) 平成 18 年 12 月 22 日、売上債権及び貸付金の過大計上等により、連結純資産額が 1,978 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 2,729 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 9 月中間期半期報告書を提出し、
- (3) 平成 19 年 5 月 25 日、売上債権及び貸付金の過大計上等により、連結純資産額が 1,978 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 2,511 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 9 月中間期半期報告書に係る訂正報告書を提出した。

【課 徴 金 額】 600 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 6 月 16 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 7 月 14 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑩ **フタバ産業株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告**

証券監視委は、フタバ産業株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第 172 条の 2 第 1 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 6 月 23 日

【勧告の対象となった違反事実】

フタバ産業株式会社は、関東財務局長に対し、

- (1) 平成 18 年 6 月 29 日、売上原価の過少計上等により、連結経常損益が 2,571 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結経常利益額、連結当期純損益額、連結中間純損益額、連結純資産額及び連結四半期純利益額について同じ。）の利益であったにもかかわらず、これを 19,429 百万円の利益と、連結当期純損益が 13,096 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 11,499 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成 18 年 3 月期有価証券報告書を提出し、
- (2) 平成 18 年 12 月 28 日、売上原価の過少計上、減損損失の不計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が 1,721 百万円の利益であったにもかかわらず、これを 9,721 百万円の利益と、連結中間純損益が 24,949 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 5,256 百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が 114,770 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する『純資産合計』欄に 177,696 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 9 月中間期半期報告書を提出し、
- (3) 平成 19 年 6 月 28 日、売上原価の過少計上、減損損失の不計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が 291 百万円の利益であったにもかかわらず、これを 23,457 百万円の利益と、連結当期純損益が 33,827 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 12,770 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 109,701 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する『純資産合計』欄に 189,122 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 19 年 3 月期有価証券報告書を提出し、
- (4) 平成 19 年 12 月 26 日、売上原価の過少計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が 1,565 百万円の利益であったにもかかわらず、これを 12,014 百万円の利益と、連結中間純損益が 5,205 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 5,322 百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が 104,918 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する『純資産合計』欄に 194,462 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 19 年 9 月中間期半期報告書を提出し、
- (5) 平成 20 年 6 月 30 日、売上原価の過少計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が 1,745 百万円の利益であったにもかかわらず、これを 24,847 百万円の利益と、連結当期純損益が 13,061 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 11,046 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 94,219 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する『純資産合計』欄に 198,030 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 20 年 3 月期有価証券報告書を提出し、
- (6) 平成 20 年 8 月 13 日、売上原価の過少計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が 1,403 百万円の利益であったにもかかわらず、これを 3,486 百万円の利益と、連結四半期純損益が 163 百万円の利益であったにもかかわらず、これを

1,406 百万円の利益と記載するなどした四半期連結損益計算書、及び連結純資産額が 91,339 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する『純資産合計』欄に 196,374 百万円と記載するなどした四半期連結貸借対照表を掲載した平成 20 年 6 月第 1 四半期四半期報告書を提出した。

【課 徴 金 額】 1,816 万 9,998 円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 6 月 23 日

課徴金納付命令日 平成 21 年 7 月 28 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑪ 株式会社ビックカメラに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社ビックカメラに係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第 172 条の 2 第 1 項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成 21 年 6 月 26 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社ビックカメラは、

- (1) 特別目的会社を活用した不動産流動化スキームを行ったところ、ビックカメラとともに、当該特別目的会社が組成した匿名組合への出資を行った株式会社豊島企画は、その出資、融資等の実態からビックカメラの子会社に該当することとなり、同スキームにおけるビックカメラのリスク負担割合は約 31%となるから、同スキームの終了に伴い、平成 19 年 10 月 26 日に、ビックカメラに匿名組合からの匿名組合清算配当金として 4,920 百万円（百万円未満切捨て。）が発生することはなく、これをビックカメラの特別利益として計上することはできないにもかかわらず、株式会社豊島企画の出資者をビックカメラとは無関係の第三者に偽装していたことにより、匿名組合清算配当金が発生し、これを特別利益として計上することができる場合に該当するとして、

有価証券報告書等について、関東財務局長に対し、

- ① 平成 19 年 11 月 20 日、ビックカメラ及びビックカメラの連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生したとして「同スキームの終了に伴い、匿名組合清算配当金が発生し」、「平成 20 年 8 月期の個別決算及び連結決算において、特別利益として匿名組合清算配当金 4,920 百万円を計上する予定であります」と記載した臨時報告書を提出し、
- ② 平成 19 年 11 月 29 日、平成 19 年 8 月期連結財務諸表の「重要な後発事象」の注記において、「同スキームの終了に伴い、平成 19 年 10 月 26 日付で匿名組合清算配当金 4,920 百万円が発生しております」と記載した平成 19 年 8 月期有価証券報告書を提出し、
- ③ 平成 20 年 5 月 2 日、匿名組合清算配当金の計上等により、連結中間純損益が 1,398 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結中間純利益額及び連結当期純損益額について同じ。）の利益であったにもかかわらず、これを 7,145 百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書を掲載した平成 20 年 2 月中間期半期報告書を提出し、

④ 平成20年11月27日、匿名組合清算配当金の計上等により、連結当期純損益が1,662百万円の損失であったにもかかわらず、これを4,112百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成20年8月期有価証券報告書を提出した。

(2) また、有価証券届出書について、関東財務局長に対し、平成20年5月16日、平成19年8月期有価証券報告書及び平成20年2月中間期半期報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年6月9日、163,500株の株券を123億3,771万円で取得させた。

【課徴金額】 2億5,353万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成21年6月26日

課徴金納付命令日 平成21年7月30日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑫ 株式会社ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社ビックカメラの役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第172条第5項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】 平成21年6月26日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者（ビックカメラ役員）は、株式会社ビックカメラが、特別目的会社を活用した不動産流動化スキームを行ったところ、ビックカメラとともに、当該特別目的会社が組成した匿名組合への出資を行った株式会社豊島企画は、その出資、融資等の実態からビックカメラの子会社に該当することとなり、同スキームにおけるビックカメラのリスク負担割合は約31%となるから、同スキームの終了に伴い、平成19年10月26日に、ビックカメラに匿名組合からの匿名組合清算配当金として4,920百万円（百万円未満切捨て。）が発生することはなく、これをビックカメラの特別利益として計上することはできないにもかかわらず、株式会社豊島企画の出資者をビックカメラとは無関係の第三者に仮装していたことにより、匿名組合清算配当金が発生し、これを特別利益として計上することができる場合に該当するとして、

① 平成19年8月期連結財務諸表の「重要な後発事象」の注記において、「同スキームの終了に伴い、平成19年10月26日付で匿名組合清算配当金4,920百万円が発生しております」と記載した平成19年8月期有価証券報告書、及び

② 匿名組合清算配当金の計上等により、連結中間純損益が1,398百万円（百万円未満切捨て。）の利益であったにもかかわらず、これを7,145百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書を掲載した平成20年2月中間期半期報告書

を参照書類とする目論見書を使用したところ、同目論見書に虚偽の記載があることを知りながら、その作成に関与し、平成20年6月10日、同目論見書に係る売出しにより、同人が所有する80,000株のビックカメラ株券を60億3,680万円で売り付けた。

【課 徴 金 額】 1 億 2,073 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 21 年 6 月 26 日

2 犯則事件の調査・告発実績

(1) 犯則事件の調査の実施状況

平成 20 事務年度に告発した、オー・エイチ・ティー株式会社に係る虚偽有価証券報告書等提出事件、株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件(1)(2)(3)については、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対し強制調査を実施するとともに、必要な任意調査を実施した。

市場監視においては、日常絶え間なく市場等から情報を収集・分析し、問題事案を探知することが重要であるが、平成 20 事務年度の告発案件のなかには、証券監視委が嫌疑を抱いて調査に入るまでは、市場において高い評価を得ていた犯則嫌疑法人に係る粉飾事案もあった。証券監視委としては、一般投資者の投資判断の拠りどころとなる開示情報の信頼性を確保するため、引き続きディスクロージャーに関する不正に対する監視に強力に取り組んでいるところである。

(2) 告発の状況

証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、虚偽の有価証券報告書等の提出につき 4 件・11 名について、証取法及び金商法違反の罪に該当するとして、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発した。

(附属資料 213 頁以下の告発事件の概要一覧表参照)

事 件 名	告 発 先
株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件(1)(2)(3)	さいたま地方検察庁検察官
オー・エイチ・ティー株式会社に係る虚偽有価証券報告書等提出事件	広島地方検察庁検察官

証券監視委は、活動方針において、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行う旨を掲げ、内部者取引等流通市場における不正だけでなく、発行市場・ファイナンスにおける不正の監視にも強力に取り組んでいるところである。平成 20 事務年度に告発を行った粉飾事案においては、新規上場時を含めファイナンスに係る有価証券届出書について、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出したことを告発対象事実を含むものが 4 件ある。証券監視委としては、不公正ファイナンス等に係る偽計の摘発とともに、ディスクロージャーに関する不正についても監視の目を光らせ、発行市場の信頼性の確保に努めていくこととしている。

(3) 告発事案の概要

① オー・エイチ・ティー株式会社に係る虚偽有価証券報告書等提出事件

本件は、犯則嫌疑法人の代表取締役社長等の犯則嫌疑者が、共謀の上、平成 17 年 4 月期及び同 18 年 4 月期の有価証券報告書並びに同 18 年 9 月 15 日提出に係る有価証券届出書について、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出したものである。

本件は、上記虚偽有価証券報告書等の提出先が中国財務局長であったことから、広島地方検察庁検察官に告発を行ったものであるが、広島地方検察庁や中国財務局と連携しつつ、地方事案の調査を効果的・効率的に行ったものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券報告書等提出が証取法（第 197 条 1 項等 重要な事項につ

き虚偽の記載のある有価証券報告書等の提出)に違反するとして、平成20年12月4日、広島地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年12月24日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者3名を広島地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人オー・エイチ・ティー株式会社は、広島県福山市に本店を置き、工業用及び家庭用等電子応用機器並びにその製作機械等の製造販売等を目的とする会社であり、その発行する株券を東京証券取引所が開設するマザーズに上場していたもの、犯則嫌疑者Aは、犯則嫌疑法人の代表取締役社長として、同社の業務全般を統括管理していたもの、犯則嫌疑者Bは、犯則嫌疑法人の取締役管理部長等として、同社の管理部門の業務全般を統括管理していたもの、犯則嫌疑者Cは、犯則嫌疑法人の取締役総合企画部長等として、同社の投資家向け広報及び資本政策の企画、立案等の業務を担当していたものであるが

第1 犯則嫌疑者A及び犯則嫌疑者Bは、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し

① 平成17年7月28日、中国財務局長に対し、犯則嫌疑法人の平成17年4月期の連結会計事業年度につき、架空売上を計上するなどの方法により、犯則嫌疑法人の税金等調整前当期純損失が1億175万3,000円であったにもかかわらず、税金等調整前当期純利益を1億72万1,000円と記載した内容虚偽の連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し

② 平成18年7月31日、中国財務局長に対し、犯則嫌疑法人の平成18年4月期の連結会計事業年度につき、架空売上を計上するなどの方法により、犯則嫌疑法人の税金等調整前当期純損失が1億3,697万3,000円であったにもかかわらず、税金等調整前当期純利益を2億6,764万3,000円と記載した内容虚偽の連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し

もってそれぞれ重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第2 犯則嫌疑者3名は、共謀の上、中国財務局長に対し、新株予約権付社債募集を実施するに際し、平成18年9月15日、前記第1の②の内容虚偽の連結損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出し

たものである。

【告発後の経緯】

平成20年12月25日、上記犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者3名について公訴の提起が行われた。平成21年4月28日、広島地方裁判所において、犯則嫌疑法人について罰金800万円、犯則嫌疑者Aについて懲役2年(執行猶予4年)、犯則嫌疑者Bについて懲役1年6月(執行猶予3年)、犯則嫌疑者Cについて懲役1年(執行猶予3年)が言い渡され、いずれも確定した。

② 株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時¹⁾有価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件

本件は、下記③、④と合わせ、犯則嫌疑法人の代表取締役社長等の役員及び同社の会計監査人であった監査法人代表社員たる公認会計士の犯則嫌疑者が、共謀の上、犯則嫌疑法人が平成17年11月の新規上場に際し提出した有価証券届出書をはじめ、同18年6月期及び同19年6月期の有価証券報告書並びに同19年11月提出に係る有価証券届出書について、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出したものである。

新規上場時に提出された有価証券届出書について、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出したとして告発を行ったのは、本件が初めてである。

また本件については、犯則嫌疑法人の監査を行った公認会計士についても、粉飾行為への積極的な関与が認められたことから、告発の対象とした。

なお、犯則嫌疑法人は、粉飾行為を繰り返しつつも市場においては高い評価を得ていたものであるが、証券監視委においては、市場等から情報を収集・分析し、犯則嫌疑法人について粉飾の嫌疑を抱き、調査を開始したものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券届出書提出が証取法（第 197 条 1 項等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書の提出）に違反するとして、平成 21 年 3 月 5 日、さいたま地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 3 月 25 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者 2 名をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人株式会社プロデュースは、電子部品製造装置の開発・設計・製造等を目的とし、その発行する株券を株式会社ジャスダック証券取引所に上場するための上場承認を受けていたもの、犯則嫌疑者 A は、犯則嫌疑法人の代表取締役としてその業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者 B は、犯則嫌疑法人の専務取締役としてその管理部門を統括していたものであるが、犯則嫌疑者 2 名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、株式会社ジャスダック証券取引所上場に伴う株式の募集及び売出しを実施するに際し、平成 17 年 6 月期の事業年度につき、平成 17 年 11 月 10 日、関東財務局長に対し、犯則嫌疑法人の売上高が 14 億 7,668 万 9,000 円、税引前当期純損失が 6,838 万 4,000 円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が 31 億 976 万 3,000 円、税引前当期純利益が 1 億 9,111 万 9,000 円と記載した損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出したものである。

【告発後の経緯】

平成 21 年 3 月 25 日、上記犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者 2 名について公訴の提起が行われ、さいたま地方裁判所において公判係属中である。

③ 株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時 有価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件(2)

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券届出書等提出が証取法及び金商法（第 197 条 1 項等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書等の提出）に違反するとして、平成 21 年 3 月 5 日、さいたま地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 4 月 28 日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者 2 名をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人株式会社プロデュースは、電子部品製造装置の開発・設計・製造等を目的とし、その発行する株券を株式会社ジャスダック証券取引所に上場していたもの、犯則嫌疑者 A は、犯則嫌疑法人の代表取締役としてその業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者 B は、犯則嫌疑法人の専務取締役としてその管理部門を統括していたものであるが、犯則嫌疑者両名は、犯則嫌疑法人から証取法第 193 条の 2 に基づく有価証券報告書等の財務計算に関する書類等の監査証明を目的とする監査を受嘱した監査法人の代表社員であった公認会計士と共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、

第 1 犯則嫌疑法人の平成 18 年 6 月期の事業年度につき、平成 18 年 9 月 29 日、関東財務局長に対し、犯則嫌疑法人の売上高が 24 億 5,071 万 6,000 円、税引前当期純損失が 2

億3,097万3,000円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が58億8,561万8,000円、税引前当期純利益が6億9,420万2,000円と記載した損益計算書を掲載する有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第2 犯則嫌疑法人の平成19年6月期の事業年度につき、平成19年9月27日、関東財務局長に対し、犯則嫌疑法人の売上高が31億1,848万8,000円、税引前当期純損失が7億2,965万8,000円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が97億400万円、税引前当期純利益が12億2,376万1,000円と記載した損益計算書を掲載する有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第3 平成19年11月16日、犯則嫌疑法人が株式の募集を実施するに際し、関東財務局長に対し、前記第2記載の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出し

たものである。

【告発後の経緯】

平成21年4月28日、上記犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者2名について公訴の提起が行われ、さいたま地方裁判所において公判係属中である。

④ 株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件(3)

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券届出書等提出が証取法及び金商法（第197条1項等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書等の提出）に違反するとして、平成21年4月9日、さいたま地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年4月28日、犯則嫌疑者をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、株式会社プロデュースから証取法第193条の2に基づく有価証券届出書の財務計算に関する書類等の監査証明を目的とする監査を受嘱した監査法人の代表社員であったものであるが、同人は、同社代表取締役等と共謀の上、同社の業務に関し

第1 同社がジャスダック証券取引所上場に伴う株券の募集及び売出しを実施するに際し、平成17年11月10日、関東財務局長に対し、平成17年6月期の事業年度につき、同社の売上高が14億7,668万9,000円、税引前当期純損失が6,838万4,000円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が31億976万3,000円、税引前当期純利益が1億9,111万9,000円と記載した損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出し

第2 同社の平成18年6月期の事業年度につき、平成18年9月29日、関東財務局長に対し、同社の売上高が24億5,071万6,000円、税引前当期純損失が2億3,097万3,000円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が58億8,561万8,000円、税引前当期純利益が6億9,420万2,000円と記載した損益計算書を掲載する有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第3 同社の平成19年6月期の事業年度につき、平成19年9月27日、関東財務局長に対

し、同社の売上高が 31 億 1,848 万 8,000 円、税引前当期純損失が 7 億 2,965 万 8,000 円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が 97 億 400 万円、税引前当期純利益が 12 億 2,376 万 1,000 円と記載した損益計算書を掲載する有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第 4 平成 19 年 11 月 16 日、同社が株式の募集を実施するに際し、関東財務局長に対し、前記第 3 記載の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出したものである。

【告発後の経緯】

平成 21 年 4 月 28 日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、さいたま地方裁判所において公判係属中である。

第 6 今後の課題

1 課徴金調査にかかる課題

金商法違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するための措置として課徴金制度が導入されて 4 年が経過したが、不公正取引に係る事案、開示に係る事案それぞれについて、課徴金納付命令勧告件数は増加傾向が見られるところである。課徴金調査（不公正取引事案のみならず、開示に係る事案に対する調査も含む。以下この項において同じ。）は、行政調査であり、課徴金納付命令という行政処分であり、刑事裁判／犯則事件の調査に比較すれば、立証の程度が少なく済むことが、課徴金制度の特性である。

金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった昨今の我が国金融・証券市場を取り巻く環境の変化、経済情勢、さらには、インターネット等による証券取引の普及等を背景として、違反行為の態様も制度導入当時から著しく変貌を遂げている。こうした、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するためには、これまで以上に課徴金制度を活用していくことが求められ、また有効なツールとなるものと考えられる。そのため、課徴金制度の特性を活かし、当制度の一層の活用、迅速・効率的な調査の実施していくことが喫緊の課題となっている。

(1) 迅速・効率的な調査のための調査手法の工夫、調査能力の向上

調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努め、調査の一層の迅速化・効率化を図られるようにする。

(2) 課徴金制度の見直しを踏まえた適切な執行

特に、新たに課徴金制度の対象となった、開示書類の不提出、公開買付公告の不実施等、大量保有報告書等の不提出等、偽装・馴合売買、違法な安定操作取引についても、課徴金により違反抑止の実効性を確保することに努める等拡充された課徴金制度を適切に執行することで、よりきめ細かい監視を行う。

(3) 機動性・戦略性の高い市場監視実現への貢献

IT 化、グローバル化、経済情勢の変化を背景とした新しい手口の事案、内部者取引に加え、相場操縦や偽計といった違反行為が複雑に絡まっている事案、不公正ファイナンス事案に対し、証券監視委の持つ手段のひとつとして、開示検査、課徴金調査機能を機動的、戦略的に活用する。

(4) 対外的なメッセージの発信

課徴金勧告事案については、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律づけを促すことを目的としてとりまとめ、公表している「金融商品取引法における課徴金事例集」を積極的に活用し、違反行為抑止効果を高めていく。

2 犯則事件の調査にかかる課題

市場を取り巻く環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、市場監視の実効性を高めていくことが重要な課題となっているため、以下のような課題に取り組み、より効果的・効率的に犯則事件の調査を行っていく。

(1) 発行市場の監視強化を含めた複雑・悪質な複合事案への取り組み

近時、経営不振に陥った上場企業において、外国籍の投資ファンド等を引き受け先とした第三者割当増資等、既存株主の権利を著しく希薄化するファイナンスが見られるようになってきており、その中には、金商法第 158 条の偽計といった犯則行為に当たるものもあると考えられる。また、このような不公正ファイナンスをはじめ、最近の市場における犯則行為は、多様な取引を絡み合わせた複雑なスキームで構成され、その中に、相場操縦、内部者取引、虚偽有価証券報告書等提出、風説の流布、偽計といった様々な犯則行為を含む複雑・悪質な複合事案が見られるようになっている。証券監視委は、活動方針において、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行うこととしており、不公正ファイナンスをはじめ複雑・悪質な複合事案に積極的に取り組み、厳正に対処していくこととしている。

また、このような事案の背後に反社会的勢力の存在が窺われるような場合には、必要に応じ警察当局とも連携してこれに対処していくこととしている。

(2) グローバル化への対応

証券監視委は、活動方針において、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいくこととしており、平成 20 事務年度においても、クロスボーダーの内部者取引事件について、初の告発を行っている。昨年 2 月に我が国が I O S C O のマルチ MOU の枠組みに参加して、市場監視当局間の情報交換のネットワークが飛躍的に拡大したことを受け、この枠組みを積極的に活用し、引き続きクロスボーダー事案に取り組んでいくこととしている。

(3) ネット取引化に伴う新手の犯則行為への取組み

市場におけるネット取引化の進展に伴い、不公正取引もネット取引によるものが主流になってきており、ネット取引の特性を利用した新手の犯則行為も見られるようになってきている。例えば、相場操縦については、従来の仕手グループによる伝統的な手法によるものから、デイトレーダーがいわゆる「見せ玉」の手法を用い、ネット取引により短時間のうちに膨大な発注行為を繰り返して利益を得る等の新たな手法によるものが見られるようになってきている。このようなネット取引を利用した新手の相場操縦は、プロの仕手筋に限らず、誰でも手を出せる犯則行為であり、証券監視委としては、このような犯則行為に対する監視を強化していくこととしている。

(4) デジタルフォレンジック環境の整備

I T 化が進展する中で、犯則事件の調査において、パソコンや携帯電話等の電子機器の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（以下「デジタルフォレンジック」という。）が必要不可欠になっている。このため、I T 専門家を確保の上、所要のデジタルフォレンジック用資機材を整備することによって、デジタルフォレンジック環境を整備していくこととしている。

(5) 専門人材の育成

犯則事件の調査においては、犯則嫌疑者に対する質問調査や押収物件の分析等において、専門的な知識・技能が必要であり、これを兼ね備えた専門人材を育成していくことが重要な課題となっている。証券監視委においては、法曹有資格者や公認会計士等の専門家を外部から積極

的に受け入れるとともに、研修の充実や長期的視点に立った計画的な人事運用により、専門人材を育成していくこととしている。

なお、本年3月、検察庁法施行令等の改正により、犯則事件の調査に関する事務を処理する証券取引特別調査官等を3年以上経験した者に副検事（窃盗等の簡易裁判所管轄の事件等の捜査・公判に従事する検察官）の選考受験資格が与えられることとなったので、これを活用しつつ、犯則事件の調査業務を金融行政に従事する職員の専門キャリアパスとして確立していくこととしている。

第5章 建 議

第1 概 説

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる（設置法第21条）（附属資料137頁参照）。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的な建議の内容としては、証券監視委は、取引の実態等から見て現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正又は投資者保護その他の公益を確保する観点から、法規制、自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

1 建議の実施状況

証券監視委では、平成4年の発足以来、平成20事務年度までに19件の建議を行ってきたところであるが、本公表の対象期間においては、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果に基づき、金融庁長官に対し、(1)外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法の見直しについて、(2)外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの制定について、(3)外国為替証拠金取引に係る適切な保証金の預託について、(4)登録申請時の徴求書類等の見直しについての4件の建議を行った。

2 建議の内容

具体的な建議の内容は、以下のとおりである。

(1) 外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法の見直しについて

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。

これらの中には、

- ① 顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、
 - ② カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、
- といった事例が認められた。

したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずる必要がある。

(2) 外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの制定について

ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、

- ① ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、
 - ② 外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、
- といった事例が認められた。

したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずる必要がある。

(3) 外国為替証拠金取引に係る適切な保証金の預託について

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。

現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。

したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずる必要がある。

(4) 登録申請時の徴求書類等の見直しについて

金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。

外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。

したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずる必要がある。

3 建議に基づいて執られた措置

(1) 外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法の見直しについての建議に基づいて執られた措置

金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した（平成 21 年 8 月 1 日施行）。

(2) 外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの制定についての建議に基づいて執られた措置

金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為

替証拠金取引に係るロスカットルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した（平成 21 年 8 月 1 日施行）。

(3) 外国為替証拠金取引に係る適切な保証金の預託についての建議に基づいて執られた措置

金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、一日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の 4 %以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した（平成 22 年 8 月 1 日施行）。

(4) 登録申請時の徴求書類等の見直しについての建議に基づいて執られた措置

金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した（平成 21 年 8 月 1 日適用）。

第3 今後の課題

上記 3 のとおり、4 件の建議のうち 3 件が「金融商品取引業等に関する内閣府令」また 1 件は「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に反映されるなど、証券市場の実態を踏まえた市場ルールの整備に大きく寄与したものと考えている。

証券監視委は金商法等の規定による、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査を行った結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行うとともに、法令等の改正は要しない案件や、直ちに建議に結びつかない案件についても、金融庁や自主規制機関等に積極的に問題意識を伝達する等の対外情報発信機能を強化し、証券監視委が把握した問題意識の共有を図ることとしたい。

第6章 監視活動・機能強化への取り組み等

第1 市場監視体制の充実・強化

1 組織の充実

(1) 組織の充実

証券監視委の組織については、課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に併せ、従来の総務検査課及び特別調査課の2課体制から、現行の5課体制に拡充し、組織の充実を図っているところである。

平成21年度の機構・定員においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、課徴金・開示検査体制の整備を大きな柱として増員要求を行った結果、22人の増員が認められ、証券監視委の平成21年度末の定員は374人となっている。

財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、課徴金調査・開示検査体制の整備を中心に25人の増員が認められ、平成21年度末の定員は300人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で674人となっている。

(2) 民間専門家等の採用

証券監視委は、平成20事務年度において、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計23人の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成21年6月末現在104人が在籍している。

2 情報収集・分析能力の向上

(1) 証券総合システム（SCAN-System）の活用等

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成5年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、課徴金の調査、開示検査、金融商品取引業者の検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な電算システムであり、平成13年度までに基本的な開発を終了したが、業務の効率化の観点から引き続き各機能の見直し・拡充に努めているところである。平成20事務年度においては、電子政府構築計画の理念を踏まえた「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（平成18年3月28日付金融庁行政情報化推進会議決定）に基づく次期システム（金融庁業務支援統合システム）の要件定義の確定作業にあたって、各業務に必要な機能を反映させるための検討を行っている。

また、デジタルフォレンジックについて、特別調査課と協同し、証券監視委にその手法、技術を取り込む方策を検討するとともに、必要な資機材を早急に整備することとしている。

さらに、他課における必要性、ニーズも掘り起こし、証券監視委全体として、デジタルフォレンジック技術を市場監視に活用するための環境づくりの検討を行っている。

（参考）証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（SCAN-IPS）」、「電子開示財務内容分析システム（SCAN-STAF）」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

(2) 職員研修の充実

証券監視委は、これまで実際の検査やその結果の分析などを通じて様々な監視手法に係るノウハウの蓄積を行ってきており、それらをオン・ザ・ジョブ・トレーニングや研修などを通じて職員に身に付けさせ、その資質向上に努めてきている。

また、近年、取引内容の仕組みが複雑化、多様化し新たな金融商品が続々と開発されるとともに、クロスボーダー取引の増加やインターネット取引が急速に増大するほか、世界的な金融危機も発生するなど金融・資本市場を取り巻く環境が日々刻々と急激に変化してきている。こうした状況に的確に対応するため、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、業務に関する基礎的な研修はもとより、金融・資本市場における新たな動向に対応した新商品・取引手法や社会的ニーズの高まっているデジタルフォレンジックなどの不正調査に係る手法への理解を深める研修を実施するとともに、金商法に係る様々な制度改正の詳細等についての理解を深めるための研修についても実施している。

一方、証券監視委職員の人材育成や人材活用等の重要性が高まっている中、直接部下を指導する立場にある中間監督者の役割が益々重要になってきているため、中間監督者会議を開催しこれらの者の意識の醸成に努めているところである。

さらに、海外規制当局における監視や検査の手法を習得し、証券監視委の市場監視業務に活かすため、米国証券取引委員会（SEC）、米国商品先物取引委員会（CFTC）、英国金融サービス機構（UKFSA）が主催する研修に証券監視委事務局職員を参加させたほか、SEC、CFTCに職員を派遣している。

第2 市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み

1 概説

証券監視委は、「活動方針」の第二の柱である「市場規律の強化に向けた働きかけ」の一環として、市場参加者との対話、市場への情報発信の強化を掲げ、個人投資家等を含めた市場参加者に対して幅広く積極的な情報発信に取り組んでいる。情報発信の手段としては、意見交換会、講演会、講義、報道発表や取材対応のほか証券監視委のウェブサイトを通じて証券監視委の活動状況等の情報をタイムリーに提供することにより、市場参加者に証券監視委の活動に対する理解と金融・資本市場に対する信頼を深めてもらうよう工夫を図っている。

平成20事務年度の取組みの特色としては、市場への情報発信をさらに強化するため、新たな情報発信チャネル開拓のためのアプローチを積極的に行ったことが挙げられる。

2 市場参加者への意見交換・講演会等の開催状況

証券監視委は、市場参加者との対話、市場への情報発信の強化のための取組みとして、意見交換や講演等を通じ、個人投資家等を含めた市場参加者との対話、情報発信を積極的に行っている。今事務年度は、世界的な金融不安に伴う急激な信用収縮を背景に、発行市場を舞台としたディスクロージャーやファイナンスを悪用した不公正取引のリスクの高まりを踏まえ、全国の各取引所主催の上場会社コンプライアンスフォーラムや日本監査役協会主催の講演会において、上場会社の役職員や監査役を対象とした講演を実施した。その内容は、証券監視委の幅広く厳しい市場監視の目があることについての情報発信に加え、上場会社等の市場参加者における内部管理態勢の構築の必要性についても触れ、市場の公正性・透明性を確保するためには市場参加者の理解と協力が不可欠であることなどを強く呼びかけるものとなった。また、昨事務年度に引き続き金融商品取引業者等、自主規制機関、公認会計士・監査法人や弁護士・法律事務所等の市場のゲートキーパーといわれる者との意見交換や講演を積極的に実施し、公正・健全な市場確保のために貢献するゲートキーパーとしての自覚を促すよう、その期待される役割に力点を置いた情報発信を行った。従来から実施している大学や大学院の学生への講義も頻

繁に実施し、証券監視委の活動についての説明を行ったところであるが、特に、法科大学院の学生については、将来、法曹として市場の健全性を担う可能性が高いことから、法科大学院協会を通じて、各法科大学院に対する講演会等の開催を推進するための働きかけを行った。そのほか、日本経済団体連合会、経営法友会といった企業経営者や経済団体、不動産証券化協会、日本民間放送連盟等、幅広い業態との意見交換・講演会等を通じて、市場への情報発信を行った（附属資料 246 頁参照）。

今後は、市場の公正性・透明性を損なう取引・行為が全国的に広がっていることを踏まえ、地方も含めた幅広い市場参加者に対する一層の対話と情報発信の強化に取り組んで参りたい。



写真左：平成 21 年 3 月に行われた東証・福証「上場会社コンプライアンスフォーラム」（福岡）での講演の様様

講師：福田委員

写真右：平成 21 年 2 月に行われた日本証券業協会「協会役員研修」での講義の様様

講師：熊野委員

3 報道機関等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、事案に応じて公表の可否、時期、内容等を検討した上で、報道機関に対して、事案の正確な理解と報道を促すという趣旨から、記者会見等を通じて事案の公表を行っている。また、委員長及び委員や証券監視委幹部職員への新聞・雑誌・テレビ等各種媒体からの取材・出演等の要請に対しても、証券監視委の監視活動に対する説明責任を適切に果たすとともに、情報発信を強化する観点から、積極的に対応している。

報道機関等を通じた情報発信は、市場にメッセージを発出する有効な手段であるとともに、市場の公正を乱す違反行為を牽制する効果も高いことから、今後とも事案の背景や意義付けを踏まえたわかりやすい情報発信の強化に努めて参りたい。

4 ウェブサイトの充実

インターネットが普及している昨今、証券監視委は、ウェブサイトを通じて、その活動状況や勧告の概要などの公表資料等をタイムリーに掲載し、証券監視委の監視活動について市場参加者等の認識を高めるべく、情報発信を強化してきたところである。

また、平成 20 年 4 月 2 日より新着情報メール配信サービスを開始し、あらかじめ電子メールアドレスを登録した者に、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告などの新着情報を、電子メールにて配信している。

(<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>)

なお、今事務年度末時点における登録者数は約 2,100 件となっている。

さらに、海外に向けての情報発信を強化する観点からウェブサイトの英語版の充実にも取り組んでいる。これまでに掲載した主なものとしては、証券監視委の組織や事務概要の英訳版、本冊子を英訳したアニュアルレポートやパンフレットの英語版、海外当局との連携における国

際会議への参加状況、証券検査基本方針及び証券検査基本計画など証券監視委の重要な政策決定に関するものや外資系証券会社等に対する勧告など、海外の市場参加者等の関心が高いと思われる事項について、タイムリーな英訳版の掲載に努めた。

今後とも、掲載内容の充実を図るとともに、タイムリーな情報発信の強化に努めて参りたい。

第3 関係当局等との連携

1 概説

証券監視委は、我が国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で、緊密な情報交換を行うなど、一層の連携の強化に努めるとともに、各金融商品取引所や日本証券業協会などの自主規制機関との間でも緊密な情報交換に努めている。また、日本証券クリアリング機構や証券保管振替機構など、市場規律を強化する上で重要な役割を担う市場関係者や、日本弁護士連合会や日本公認会計士協会など、市場の公正確保のための当事者との意見交換も行っている。さらに、犯則事件が地域的な広がりを見せる中で、警察及び検察との連携を一層深めると共に反社会的な勢力による金融・資本市場への関与の排除に向けて、警察等との意見交換を実施している。

また、近年、国際的な金融商品取引の増加などに伴い、我が国市場の公正性を確保する上で、また、世界的な金融不安の高まりに伴う市場の動揺に対応する上で、海外の証券規制当局との連携強化がこれまで以上に重要となっている。こうした中、IOSCO（証券監督者国際機構）等の主催する主要な国際会議への参加や、海外証券規制当局幹部との意見交換・情報交換等を通じ、海外の規制当局との連携の強化に努めているところである。証券監視委は、今後ともこうした国際的な相互協力の促進に向けた活動の強化を図ることとしている。

2 金融庁関係部局との連携

証券監視委が、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護のため、業務を適切に遂行していくに当たっては、我が国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で問題意識の共有を図ることが不可欠であり、証券監視委としては、種々の機会を通じて金融庁との適切な連携に努めている。例えば、日常的な意見交換等に加え、平成17年2月、監督部局と検査部局がそれぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図る目的で設置された「検査・監督連携会議」にメンバーとして出席しているほか、平成20年1月以降、「市場関連部局との意見交換会」を継続的に開催し、特に発行市場に関する問題点等を共有するなど、市場ルールの監視役としての立場から、市場行政について金融庁と情報交換等を行っている。

また、証券監視委はその業務の一部について財務局長等に委任しており、各財務局等の監視官部門は、証券監視委の指揮・監督を受ける財務局長等の下でこれらの委任事務等を遂行することとなる。証券監視委では、各財務局等の監視官部門と十分な情報交換と意思疎通を確保することにより委任事務等の円滑な遂行を図るため、金融庁の主催する財務局長会議等に参加しているほか、年に数回、証券取引等監視官会議を開催し、問題意識の共有・浸透に努めている。

3 自主規制機関との緊密な情報交換

自主規制機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会）は、仲介者の会員等を通じて、市場と仲介者に対する利用者の信頼を高める立場にある。仲介者にとっても、そうした努力が、長期的には仲介者自身の利益の増進につながると考えられる。今後、金融システムが発展する中で、法律に裏付けられた自主規制機関がその役割を適切に発揮していくことがますます重要になってきており、自主規制機関の活動の一層の充実が期待されている。

日常的な市場監視活動は、自主規制機関においても行われており、それぞれの機関に所属する会員等が法令や自主規制ルールに基づいて適正に業務を執行しているかをチェックする重

要な機能を有している。このため、証券監視委においては、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門に対して、定期的又は随時に個別の事案について照会を行うなど、緊密な連携を図っている。

また、市場の公正性・透明性の確保に向けた社会的要請がますます高まる中、証券監視委と自主規制機関との一層の連携が求められており、随時、金融商品取引所や金融商品取引業協会との間で、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている。（附属資料 246 頁参照。）

さらに、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化を図るため、内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、証券監視委からもこれらの研修に講師として職員を派遣している。金融商品取引所が実施する研修についても、自主規制機能強化の観点から、講師として職員を派遣するなど、自主規制機関との一層の連携に努め、市場規律の向上を図っている。

4 海外証券規制当局との連携

(1) IOSCO（証券監督者国際機構）への参加

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から 193 機関が加盟している。証券監視委は、平成 5 年 10 月に加盟（注：準会員資格。なお、我が国からは金融庁が普通会員として加盟）した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会（PC：Presidents Committee）を中心とした総会が年 1 回開催されており、各国の証券規制当局のトップらが集まり、証券行政の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場における国際的な取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員長等が総会に参加している。直近では、テルアビブ（イスラエル）で開催された第 34 回総会（平成 21 年 6 月）に熊野委員が出席している。このほか、証券監視委は、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（APRC：Asia-Pacific Regional Committee）に参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

このほかIOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、先進国・地域の関係当局から構成される専門委員会（TC：Technical Committee）と、その下に 6 つの常設委員会（SC：Standing Committees）が設置されており、証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換に関する第 4 常設委員会（SC4）に参加している。SC4では、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、本事務年度は、情報交換に関して非協力的な地域との対話等について議論を行った。また、平成 14 年 5 月のIOSCO年次総会で採択された証券当局間の多国間情報交換枠組み（多国間MOU）については、SC4の下に設置されている加盟申請国の審査等を行う審査グループ（SG：Screening Group）会合に参加している。

なお、多国間MOUは、平成 17 年 4 月のコロombo総会において法執行に関する協力・情報交換についての「国際的ベンチマーク」と位置づけられており、IOSCOメンバーは遅くとも平成 22 年 1 月 1 日までに、多国間MOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメントを行うことが決議されている。これを受けて我が国も、平成 18 年 5 月に同枠組みへの署名申請を行い、平成 20 年 2 月に多国間MOUの署名国として承認された。これにより、証券監視委は、多国間MOU署名国との間で、法執行上必要な情報を相互に交換し合うことが可能となっている。また、SGにおいて、平成 20 年 12 月より証券監視委は金融庁とともに署名審査の担当として貢献している。

(2) 海外当局との二国間協力

① 情報交換協定の締結

金融・資本市場における国際的な取引の増加などに伴い、国境を越えて各国市場の公正性を害する行為が発生することが予想されることから、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠である。海外証券規制当局との情報交換を円滑に行うため、金融庁を情報交換の主体とし、これまで中国証券監督管理委員会（C S R C）、シンガポール通貨監督庁（M A S）、米国証券取引委員会（S E C）及び米国商品先物取引委員会（C F T C）、豪州証券投資委員会（A S I C）、香港証券先物委員会（S F C）、ニュージーランド証券委員会（S C）との間で情報交換協定が締結されている。

また、上述のとおり、わが国は金融庁を主体として、平成 20 年 2 月に多国間 MOU の署名当局となった。そのため、多国間 MOU の署名当局である世界中の証券監督当局との間で、監督・法執行上必要な情報を相互に交換し合うことが可能となり、国際協力の下でクロスボーダー化する金融・資本市場の公正性等を確保していくこととなった。

なお、証券監視委は、平成 21 年 4 月に、初めて、シンガポール当局との連携によりクロスボーダー取引を利用した悪質な行為に対して告発を行った（本文 90 頁参照）。今後とも証券監視委は、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいく。

② 情報交換・意見交換

証券監視委は、海外証券規制当局との連携強化の見地から、情報交換に関する二国間協定等の枠組みを活用し、積極的な情報交換に努めてきている。

具体的には、これまで米国 S E C、英国金融サービス機構（F S A）、シンガポール M A S 及び香港 S F C 等の海外証券規制当局との間で、不公正な取引の疑いのある事例等について情報交換を行っている。

また、海外証券規制当局幹部との意見交換も随時行っている。本事務年度においては、平成 20 年 9 月の熊野委員英国出張の際に、英国 F S A のマッカーシー長官との間で意見交換を行ったほか、平成 21 年 6 月の第 34 回 I O S C O 総会期間中に、米国 S E C、米国 C F T C、英国 F S A、韓国金融監督院（F S S）、香港 S F C、シンガポール M A S の幹部との意見交換を行った。

(3) 海外当局者を対象とした研修の実施

証券監視委は、アジア新興市場国の人材育成については証券行政・市場の発展に貢献するべく、平成 21 年 3 月、アジア新興市場国（9 か国）の証券当局法執行担当者等 16 名の研修生を対象として、「証券法執行カンファレンス」を開催した。このカンファレンスでは、証券監視委職員等による、証券監視委の担う調査、検査及び取引審査実務についての講義のほか、各国の参加者をパネリストとしたプレゼンテーション及び全体でのフリーディスカッション、全員参加型のワークショップを実施する等、実践的かつ参加型の内容を行った。

第7章 金融商品取引法改正による業務の拡大等

第1 概説

現下のグローバルな金融市場の混乱への対応と我が国金融・資本市場の機能強化のため、公正・透明で、利便性の高い市場基盤を整備することによって、信頼と活力ある金融・資本市場を構築することが喫緊の課題である。

こうした観点から、今般の金商法の改正により、市場の公正性・透明性の確保を促進するため、信用格付業者に対する公的規制が導入されているとともに、利用者保護を充実させるため金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）が創設されている。

第2 金融商品取引法改正による業務の拡大

1 信用格付業者に対する公的規制の導入

サブプライム・ローン問題を巡っては、格付会社について、格付手法の妥当性や利益相反といった問題が明らかになり、格付会社に対する規制の導入・強化に係る取組みが国際的に進められているところである。

信用格付業者に対する規制の導入は、こうした動向を踏まえ、金融・資本市場における情報インフラとして重要な役割を担っている格付会社について、登録制の導入等を通じて規制・監督の対象となっている。信用格付業者に対する規制・監督の枠組みとして、登録を受けた信用格付業者に対し、①誠実義務、②格付方針等の公表、説明書類の公衆縦覧の情報開示義務、③利益相反防止、格付プロセスの公正性確保等の体制整備義務、④格付対象の証券を保有している場合等の格付けの提供の禁止、が義務付けられている。

なお、登録を受けた信用格付業者に対する報告徴取・立入検査権限が証券監視委に委任されている。報告徴取・立入検査の対象は、①当該信用格付業者、②これと取引をする者（報告徴取のみ）、③信用格付業者から業務委託を受けた者、④信用格付業者の関係法人（注）となっている。

（注）信用格付業者の関係法人とは、信用格付業者と一定の資本関係があり、信用格付の付与・提供等を業として行う法人と定義されており、具体的には、信用格付業者と同一グループに所属し、業務委託契約を締結することなく、信用格付業者の格付委員会に参加する等、信用格付業の一部を行っているが、信用格付業者としての登録を受けていない法人が想定されている。

2 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設

金融商品・サービスの多様化・複雑化が進む中、金融商品・サービスに係るトラブルについて、裁判外の簡易・迅速な解決手段を提供し、利用者の納得感のあるトラブル解決を通じ、利用者の保護を図るとともに金融商品・サービスに関する利用者の信頼性を向上させることは重要である。

これまで、金融商品・サービスに係るトラブルについて業界団体等による任意の苦情処理・紛争解決が行われてきているところであるが、

- ・ 中立性・公正性の観点から、トラブル解決における利用者の信頼感・納得感が十分得られていない、
- ・ また、金融機関の手續応諾やあっせん結果の尊重等が制度的に確保されておらず実効性が不十分、

といった指摘もあるところである。

このような状況を踏まえ、金融商品・サービスに関するトラブルの解決における利用者の信頼感・納得感及び実効性の向上を図るため、苦情処理・紛争解決を行う民間団体（指定紛争解決機関）を主務大臣が指定し、紛争解決の中立性・公正性を確保しつつ、金融機関に手続応諾や結果尊重等の対応を求める金融ADRの新たな法的枠組みを設けるものである。

そして、指定紛争解決機関に対する監督規定の整備として、報告徴取・立入検査権限が証券監視委に委任されている。

おわりに（個人投資家の皆様へ）

我が国の金融・資本市場においては、これまで、「貯蓄から投資へ」、「間接金融から直接金融へ」の流れを加速させるため、累次にわたり構造改革が着実に実施されてきております。こうした構造改革努力のほか、IT技術の進展や市場のグローバル化に伴う競争効果も相まって、個人投資家を対象としたインターネット取引の発達など販売チャネルの拡充や投資サービスの多様化、新商品や新たな取引形態の出現、株券電子化など、幅広い投資者の参加を促す利便性の高い市場環境の整備が進展しつつあるところです。

しかしながら、不透明なデリバティブ商品の出現とグローバル化した金融・資本市場がリスクの拡散をもたらし、今般の世界的な金融危機を招く発端ともなり、このことが、我が国の市場環境を急速に悪化させる要因ともなりました。

こうした金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化に伴う市場環境の進展は、個人投資家の皆様にとって、一方で様々な投資ニーズに応じた多様な選択肢を提供し、飛躍的に利便性を向上させるものではあります。他方においては、多岐に亘る選択肢の中から何を選びどう運用をしていくかといった投資判断をより難しくしている面も否定できないものと考えられます。

近年においては、新たなタイプの金融商品が個人投資家を対象に数多く販売されるようになってきています。高度なデリバティブを組み込んだ複雑な証券化商品や少ない資金で多額の取引を行う、いわゆる高レバレッジの商品などもあり、一般の個人投資家にとっては、魅力的な商品と感じる一方で、商品特性やリスクなど容易に理解し難い商品もあるのではないかと思います。

もちろん、金融商品を販売する金融商品取引業者等の側も、金融商品を勧誘する際には、その金融商品の持つリスクなどその仕組みについて顧客が理解できるよう、十分な説明を行う「説明責任」と、投資者の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして適切な勧誘を行う「適合性の原則」の遵守が求められています。証券監視委は、こうした「説明責任」が果たされているか、「適合性の原則」に欠けるような勧誘が行われていないかなどの観点からも監視活動を行い、個人投資家の保護に全力で取り組んでいます。

また、個人投資家の皆様においても、自らの意思で投資活動を行う以上、こうしたリスクや商品性を理解するための努力と責任が求められます。

金融商品に投資するにあたり、最も重要な考え方の一つとして、投資者自身がその責任を負う「自己責任原則」があります。投資効果を楽しむのも損失・リスクを負うのも投資者自身であることを忘れてはなりません。

個人投資家の皆様におかれましては、この点に十分に留意し、投資判断を行うに際しては、商品性を説明した目論見書や営業員のアドバイス等により、その金融商品の持つリスクやコストなどについて、必ずご自分で理解し、今後、様々なリスクが発生した場合の対応も念頭において、納得できる金融商品を選択していただきたいと思います。

また、個人投資家の皆様が投資を行うにあたり、相場操縦や内部者取引、風説の流布、疑わしいディスクロージャーやファイナンスといった個別銘柄に関する情報、金融商品取引業者による不正行為等に関する情報、疑わしい金融商品・ファンドなどの募集に関する情報といった、市場において不正が疑われるような情報に接することも考えられます。

こうした情報は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査や犯則事件の調査を行う場合の端緒として有用性が高いことから、証券監視委では、個人投資家をはじめとする一般の方々からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付け、積極的な活用に取り組んでいます。

皆様からの情報は、証券監視委の監視活動に活用されることにより、市場の公正性・透明性の

確保と投資者の保護に貢献し、ひいては皆様の利益にも資することとなります。不審な情報入手した場合には、証券監視委に積極的な情報提供をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

これまで紹介してきた活動は、証券監視委の個々の職員の不断努力の積み重ねのほか、個人投資家の皆様のご理解や関係各機関との緊密な連携による成果であると考えています。

金融・資本市場を取り巻く環境が劇的に変化する中で、今後とも証券監視委は、個人投資家の皆様の保護のため、金融・資本市場の公正性・透明性に重大な影響を及ぼすような問題に対して、これまで以上に厳正かつ的確に対応し、その与えられた役割を果たしていきたいと考えております。

金商法の全面的な施行により証券監視委の権限が大幅に拡大されたところですが、同法改正を受け、さらに検査・調査の対象範囲の拡大等により、市場監視において期待される証券監視委の役割は益々大きくなっております。このことを踏まえ、今後とも人材の厚みや専門性の充実など必要な体制を整備し、適正な市場監視に努めていきます。

世界的な金融不安を受けて、市場を取り巻く環境が急変貌する中、こうした取組みを強化することが、市場に対する投資者の信頼回復にもつながり、皆様の金融資産運用の選択肢の幅と投資者の裾野を広げるとともに、これによる新たな資金の流れが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと確信しています。

市場の公正性・透明性を確保するためには、市場参加者一人一人の努力も不可欠です。証券監視委と力を合わせ、我が国市場を誰もが安心して参加できる公正・透明なものとしていきましょう。

附 属 資 料

附 属 資 料

1 証券監視委の組織・事務概要	129
1－1 組織及び事務概要.....	129
1－2 証券取引等の監視体制の概念図.....	131
1－3 証券監視委の機能強化.....	132
1－4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の 関係の概念図.....	133
1－5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移.....	134
1－6 機構図.....	135
1－7 組織・事務に係る法令の概要.....	137
1－8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図.....	147
2 証券監視委の活動実績等	148
2－1 証券監視委の活動状況.....	148
2－2 取引審査実施状況.....	149
2－3 証券検査実施状況.....	150
2－4 勧告実施状況.....	162
2－5 告発実施状況.....	213
2－6 建議実施状況.....	240
2－7 平成 20 事務年度 主な講演会等の開催状況.....	246
2－8 金融商品取引法改正後の権限及び範囲.....	249
3 自主規制機関の活動実績	250
3－1 日本証券業協会の活動状況.....	250
3－2 証券取引所の活動状況.....	251
3－3 金融先物取引業協会の活動状況.....	255
3－4 東京金融取引所の活動状況.....	256
○ 公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～	257
○ 皆様からの情報提供が、市場を守ります！.....	259
○ 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に ご注意ください！～ 未公開株に関するご注意 ～.....	260
○ 「コンプライアンスWAN」の利用開始について.....	262

○ 証券検査に関する基本指針	264
○ 証券検査に関する「よくある質問」	285
○ 証券検査に係る業務点検プロジェクト	293
○ 証券検査に係る業務点検プロジェクトの検討状況について	294
○ 金融商品取引法における課徴金事例集	296

1 証券監視委の組織・事務概要

1-1 組織及び事務概要

(1) 証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、証券監視委が発足した。

(2) 金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁及び証券監視委は金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、現在に至っている。

(3) 事務概要

① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査の5つに分かれる。

イ 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ 証券検査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯罪収益移転防止法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ 課徴金調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引などの不公正取引及び重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等の提出に係る課徴金調査を行う。

ニ 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ 犯則事件の調査

金商法又は犯罪収益移転防止法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯罪収益移転防止法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

② 勧告

証券監視委は、証券検査、課徴金調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③ 建議

証券監視委は、証券検査、課徴金調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

④ 告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

⑤ 事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

The diagram illustrates the organizational structure of the Financial Services Agency (FSA) in Japan, centered around the **証券監視委** (Securities and Exchange Commission).

Top Level: The **内閣総理大臣** (Prime Minister of Japan) and **金融担当大臣** (Minister in Charge of Finance) are at the top. The Prime Minister appoints the **委員長・委員** (Chairman and Members) of the Securities and Exchange Commission.

Central Body: The **証券監視委** (Securities and Exchange Commission) is the central regulatory body. It receives **勧告** (Recommendations) and **建議** (Suggestions) from the Prime Minister, the Minister in Charge of Finance, and the Financial Services Agency. It also receives **違反行為の禁止・停止の申立て** (Applications for prohibition or suspension of violations) from the **裁判所** (Courts) and **国民** (Citizens). The Commission issues **勧告** (Recommendations) and **建議** (Suggestions) to the Prime Minister, the Minister in Charge of Finance, and the Financial Services Agency. It also issues **犯則の心証** (Conviction of violation) and **告発** (Prosecution) to the **自主規制機関** (Self-regulatory organizations).

Financial Services Agency (FSA): The **金融庁長官** (Chairman of the Financial Services Agency) is the head of the FSA. The FSA receives **勧告** (Recommendations) and **建議** (Suggestions) from the Prime Minister, the Minister in Charge of Finance, and the Securities and Exchange Commission. It also receives **調査結果** (Investigation results) from the **事務局** (Secretariat). The FSA issues **勧告** (Recommendations) and **建議** (Suggestions) to the Prime Minister, the Minister in Charge of Finance, and the Securities and Exchange Commission. It also issues **検査結果** (Inspection results) to the **事務局** (Secretariat).

Secretariat (事務局): The **事務局** (Secretariat) is the administrative body of the FSA. It receives **調査結果** (Investigation results) from the FSA and issues **検査結果** (Inspection results) to the FSA. It is divided into several departments: **総務課** (General Affairs Section), **市場分析審査課** (Market Analysis and Review Section), **証券検査監理課** (Securities Inspection and Supervision Section), **課徴金・開示検査課** (Penalty and Disclosure Inspection Section), and **特別調査課** (Special Investigation Section).

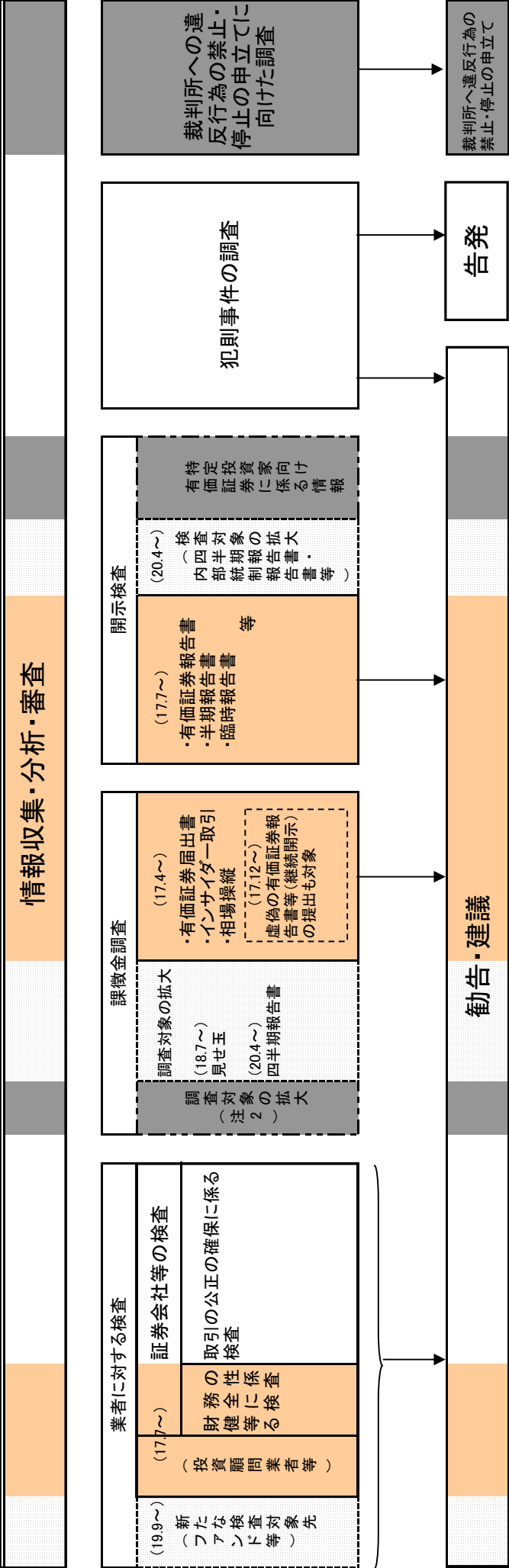
Other Bodies: The **裁判所** (Courts) and **国民** (Citizens) are external bodies that interact with the Securities and Exchange Commission. The **自主規制機関** (Self-regulatory organizations) are also external bodies that interact with the Securities and Exchange Commission.

Notes:

- (注1) The Prime Minister, Minister in Charge of Finance, and Financial Services Agency Chairman all receive recommendations and suggestions from the Securities and Exchange Commission.
- (注2) The Secretariat is an administrative body of the Financial Services Agency.
- (注3) The Securities and Exchange Commission receives applications for prohibition or suspension of violations from the Courts and Citizens.

–131–

1-3 証券監視委の機能強化



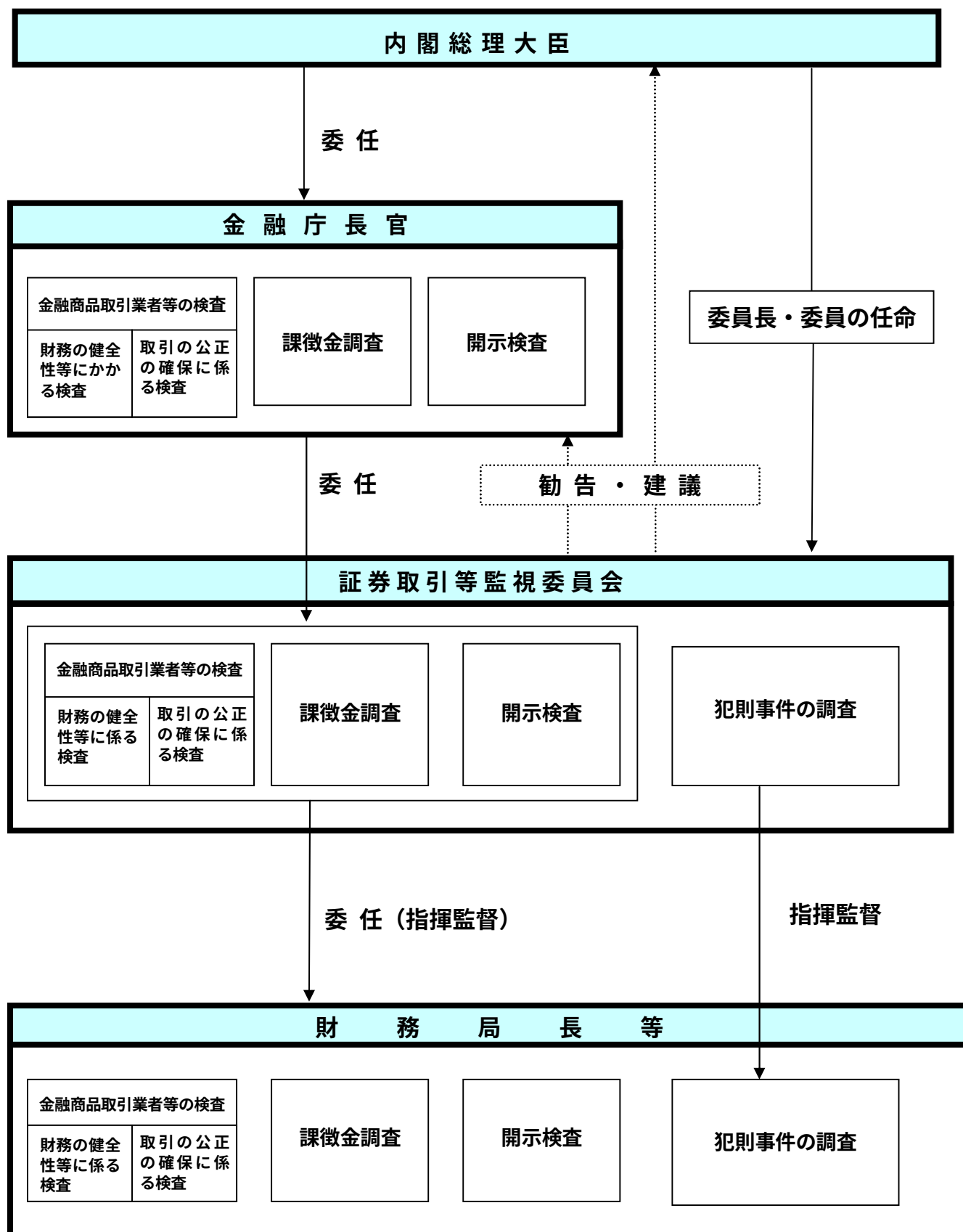
(注1) 部分(網掛け箇所)が「金融商品取引法」の施行に伴い検査・調査の対象となった部分。

(注2) 部分(最も濃い箇所)が「金融商品取引法」の一部を改正する法律(平成20年改正)の施行(平成20年12月12日)に伴い検査・調査の対象となった部分であり、内容は以下のとおり。

- ・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
- ・相場操縦のうち仮装売買・馴合売買・安定操作取引。
- ・発行開示書類・継続開示書類の不提出。
- ・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

(注3) 上記網掛けのほか、「金融商品取引法」の一部を改正する法律(平成21年改正)の施行(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)に伴い信用格付業者等が検査の対象となる。

1-4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



- (注1) 証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する（金商法第194条の7第7項等）。
- (注2) 犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる（金商法第224条第4項、第5項等）。
- (注3) 証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
- 金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
 - 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十四条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

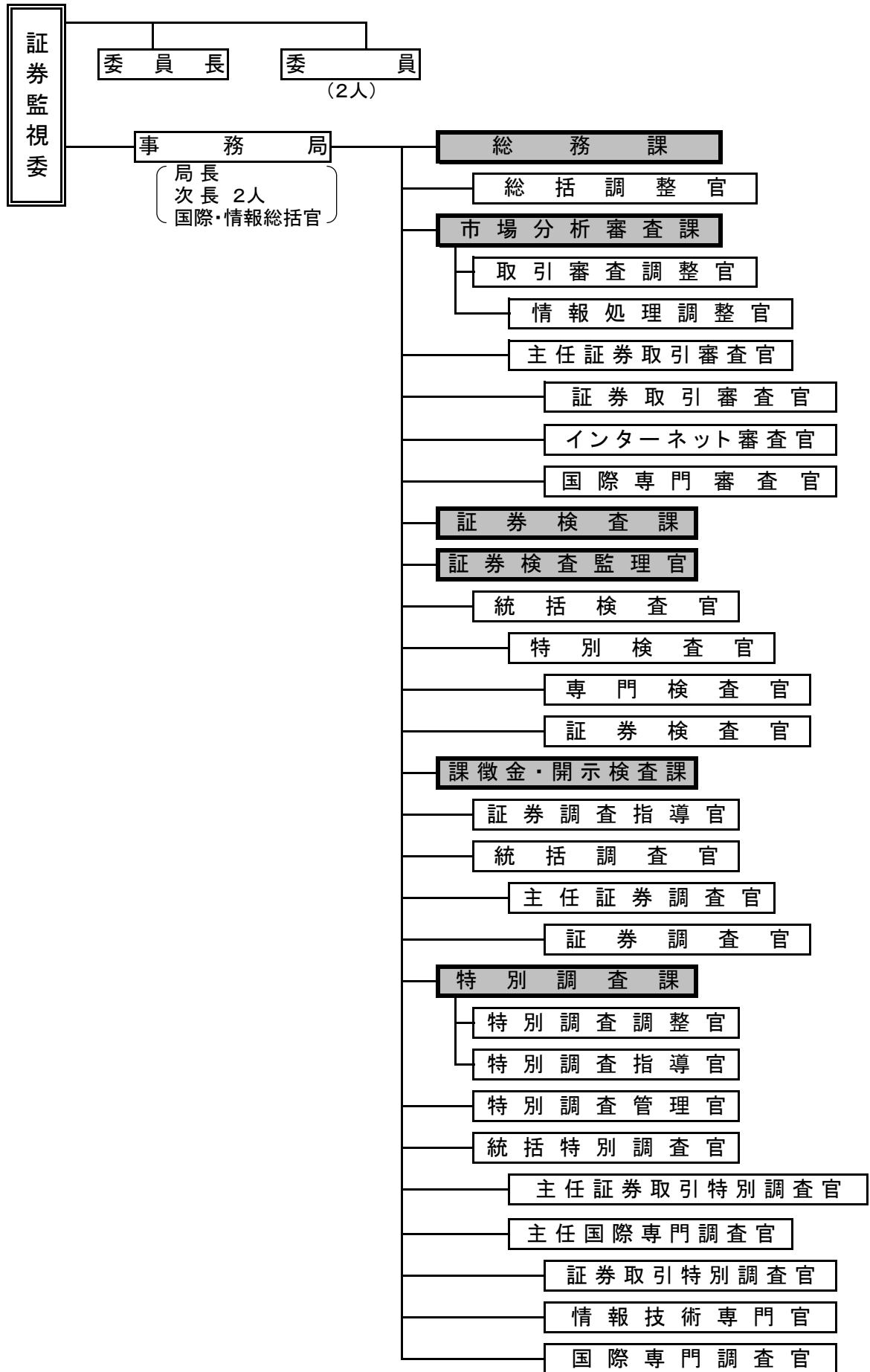
1－5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年 度	予 算 定 員		
	証券監視委	財務局等	合 計
4 年 度	8 4 人	1 1 8 人	2 0 2 人
5 年 度	8 4 人	1 1 8 人	2 0 2 人
6 年 度	8 6 人	1 1 8 人	2 0 4 人
7 年 度	8 8 人	1 1 8 人	2 0 6 人
8 年 度	8 9 人	1 1 8 人	2 0 7 人
9 年 度	9 1 人	1 1 8 人	2 0 9 人
1 0 年 度	9 8 人	1 2 6 人	2 2 4 人
1 1 年 度	1 0 6 人	1 3 2 人	2 3 8 人
1 2 年 度	1 1 2 人	1 3 8 人	2 5 0 人
1 3 年 度	1 2 2 人	1 4 3 人	2 6 5 人
1 4 年 度	1 8 2 人	1 8 2 人	3 6 4 人
1 5 年 度	2 1 7 人	1 9 9 人	4 1 6 人
1 6 年 度	2 3 7 人	2 0 4 人	4 4 1 人
1 7 年 度	3 0 7 人	2 4 5 人	5 5 2 人
1 8 年 度	3 1 8 人	2 4 6 人	5 6 4 人
1 9 年 度	3 4 1 人	2 6 8 人	6 0 9 人
2 0 年 度	3 5 8 人	2 8 2 人	6 4 0 人
2 1 年 度	3 7 4 人	3 0 0 人	6 7 4 人

(注) 財務局等には、沖縄総合事務局財務部を含む。

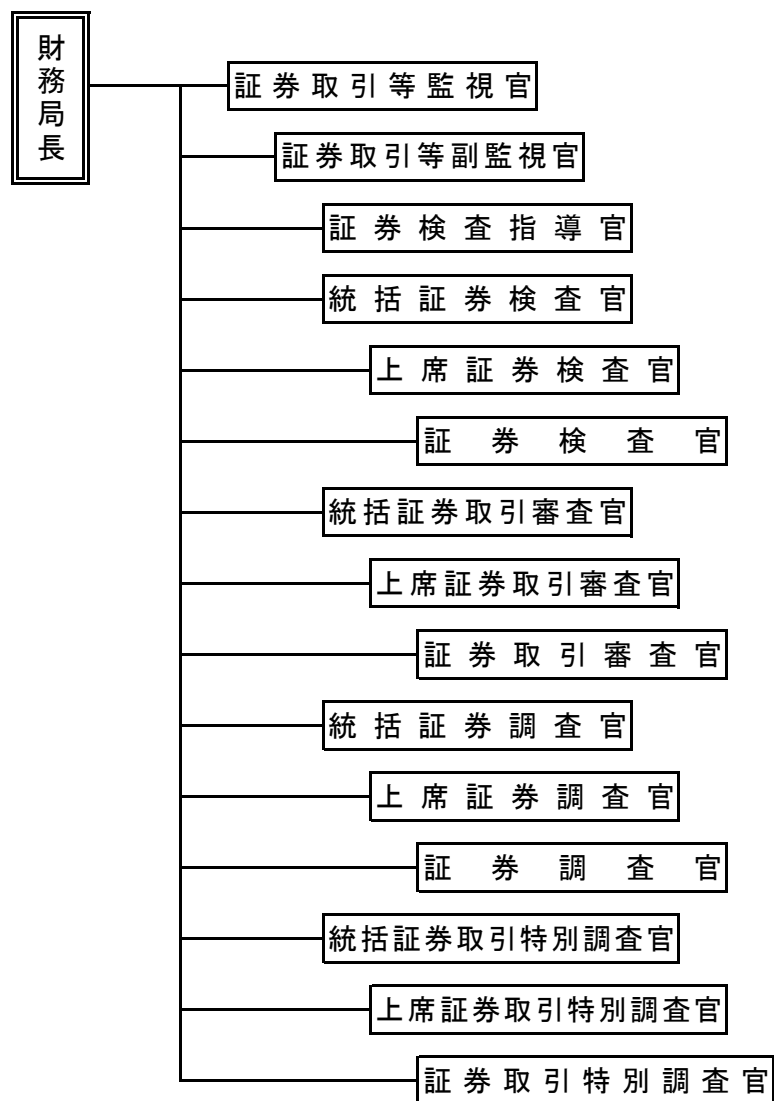
1－6 機構図

1 証券監視委の機構図



(注)平成18年7月に5課体制に再編

2 財務局の機構図（関東財務局）



1－7 組織・事務に係る法令の概要

1 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織、権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条 項	規 定 の 概 要
第 4 条	金融庁の事務
第 6 条	証券監視委の設置
第 8 条	証券監視委の所掌事務
第 9 条	委員長及び委員の職権の行使
第 10 条	証券監視委の組織
第 11 条	委員長
第 12 条	委員長及び委員の任命
第 13 条	委員長及び委員の任期
第 14 条	委員長及び委員の身分保障
第 15 条	委員長及び委員の罷免
第 16 条	委員長及び委員の服務等
第 17 条	委員長及び委員の給与
第 18 条	会議
第 19 条	事務局
第 20 条	勧告
第 21 条	建議
第 22 条	事務の処理状況の公表

2 権限及び範囲に係る規定

(1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 56 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 3 項	第194条の 7 第 2 項第 1 号、第 3 項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、子特定法人（金融商品取引業者等（登録金融機関を除く）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等）、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第 60 条の 11	第194条の 7 第 2 項第 2 号、第 3 項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第 63 条第 8 項	第194条の 7 第 3 項	特例業務届出者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第 63 条の 22	第194条の 7 第 2 項第 3 号、第 3 項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第 75 条	第194条の 7 第 2 項第 4 号、第 3 項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 4	第 194 条の 7 第 2 項第 5 号、第 3 項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 77	第 194 条の 7 第 3 項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた物
第 103 条の 4	第 194 条の 7 第 3 項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）

検査又は報告・資料 の徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 106 条の 6	第 194 条の 7 第 3 項	株式会社金融商品取引所の主要株主
第 106 条の 16	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有 届出書の提出者（金融商品取引所持株会社 の総株主の議決権の百分の五を超える対象 議決権の保有者）
第 106 条の 20	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社の主要株主
第 106 条の 27	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所 持株会社の子会社
第 151 条	第 194 条の 7 第 2 項第 6 号、第 3 項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、 金融商品取引所に上場されている有価証券 の発行者、金融商品取引所から業務の委託 を受けた者
第 153 条の 4 におい て準用する第 151 条	第 194 条の 7 第 2 項第 6 号、第 3 項	自主規制法人
第 155 条の 9	第 194 条の 7 第 2 項第 7 号、第 3 項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所 参加者、外国金融商品取引所から業務の委 託を受けた者
第 156 条の 15	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算 機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 34	第194条の 7 第 3 項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委 託を受けた者

〔投信法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 22 条第 1 項	第 225 条第 3 項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託にかかる業務に関して取引する者
第 213 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項	第 225 条第 2 項、第 3 項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

〔SPC 法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項	第 290 条第 2 項第 1 号、第 3 項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第 217 条第 1 項	第 290 条第 3 項	特定目的会社
第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項（第 217 条第 1 項）	第 290 条第 2 項第 2 号、第 3 項	特定目的信託の原委託者

〔保振法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 8 条第 1 項	第 41 条の 2 第 2 項	保管振替機関

〔社振法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 20 条第 1 項	第 136 条第 2 項	振替機関

〔犯罪収益移転防止法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 14 条第 1 項	第 20 条第 6 項第 1 号、第 2 号、第 7 項（附則第 5 条により読替え）	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関、口座管理機関

(2) 課徴金調査の権限、範囲

① 課徴金調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（課徴金制度）が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。（注1）

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類（注2）を提出した者、有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類を提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第1項 （第27条の22の2第2項において準用する場合も含む。）	同上	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人
第27条の30第1項	同上	大量保有報告書を提出した者、大量保有報告書を提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の35	同上	特定情報を提供した発行者、特定情報を公表した発行者、特定情報を提供すべきであると認められる発行者、特定情報を公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第177条	第194条の7第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所

（注1）報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（注2）課徴金の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている書類のうち、

- ・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
 - ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
 - ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - ・四半期報告書、半期報告書、臨時報告書及びこれらの訂正報告書
- である。

② 課徴金調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条 項	規定の概要
第172条 第172条の2	有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等を提出しない者等 虚偽の有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の4	虚偽の有価証券報告書等を提出した発行者等
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の6	虚偽の公開買付開始公告等を行った者等
第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の8	虚偽の大量保有報告書等を提出した者
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽の特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
第172条の11	虚偽の発行者等情報の提供又は公表をした発行者
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
第174条	仮装・馴合売買をした者
第174条の2	相場操縦により相場変動させる有価証券売買等をした者
第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条	内部者取引をした者

(3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えと考えられることから、内閣総理大臣及び金融庁長官は、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を証券監視委に委任することができることとされている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類(注1)を提出した者、有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類を提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第1項 (第27条の22の2第2項において準用する場合も含む。)	以下同上	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第27条の22第2項		意見表明報告書を提出した者、意見表明報告書を提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第1項		大量保有報告書を提出した者、大量保有報告書を提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の30第2項		大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人
第27条の35		特定情報を提供した発行者、特定情報を公表した発行者、特定情報を提供すべきであると認められる発行者、特定情報を公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第193条の2第6項		監査証明を行った公認会計士又は監査法人(注2)

- (注1) 開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている、
- ・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
 - ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
 - ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - ・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
 - ・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - ・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
 - ・四半期報告書又は半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
 - ・臨時報告書及びその訂正報告書
 - ・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
 - ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書
- である。
- (注2) 有価証券届出書等の効力発生前に係る検査権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査権限については、証券監視委に委任されていない。

(4) 犯則事件の調査の権限、範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根 拠 規 定	犯 則 事 件 の 調 査 の 権 限
金商法第 210 条 犯収法第 28 条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第 211 条、第 211 条の 2 犯収法第 28 条	裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第 45 条及び犯収法第 28 条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 5 条、第 24 条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等（注）
第 23 条の 3 等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第 27 条の 3 等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第 27 条の 23 等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第 30 条の 2 等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第 37 条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第 37 条の 3	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第 37 条の 4	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付
第 37 条の 5	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付

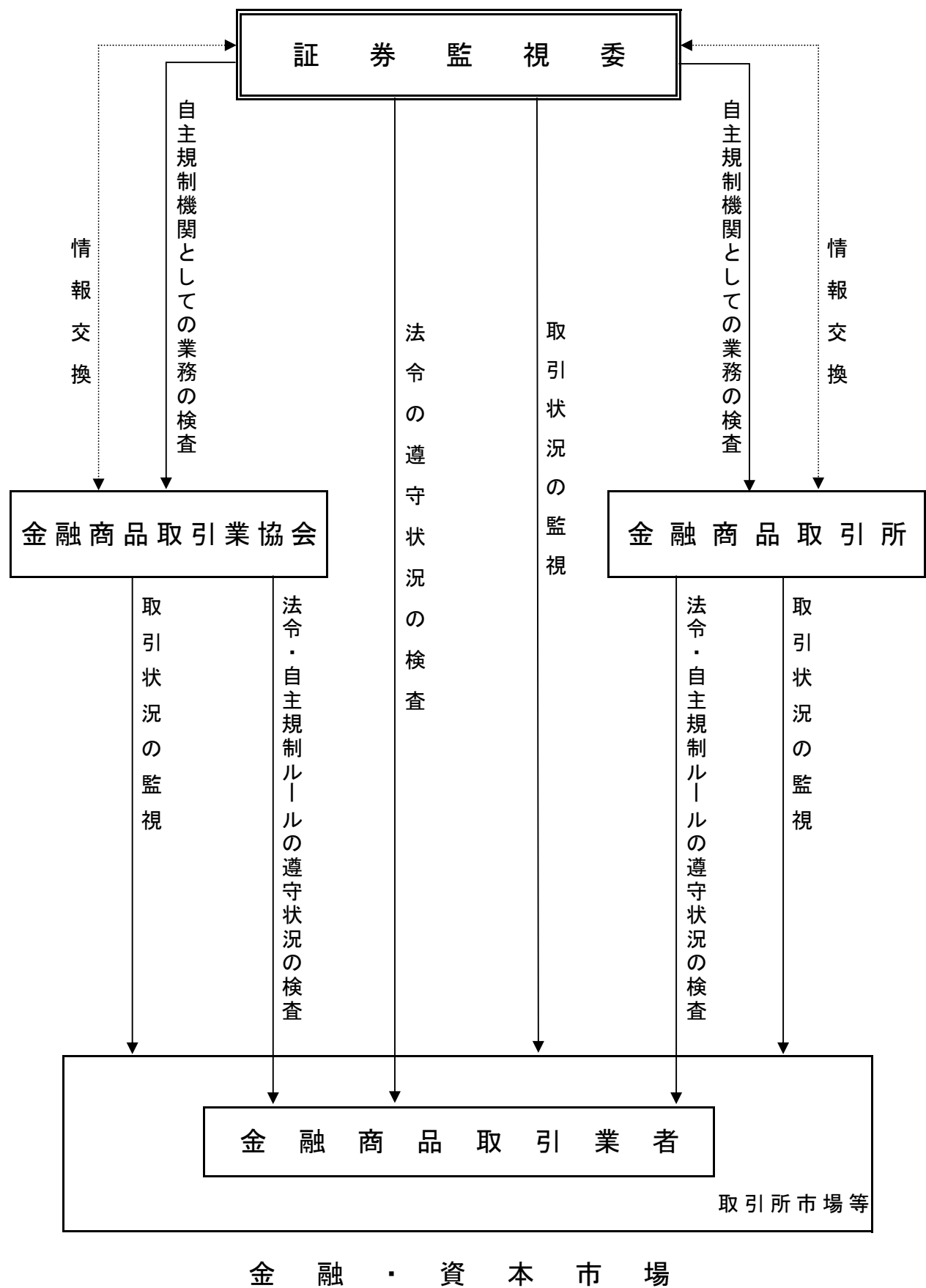
条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 38 条の 2 第 1 項	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止
第 39 条第 1 項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第 41 条の 2	金融商品取引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第 42 条の 2	金融商品取引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第 157 条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第 158 条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第 159 条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第 161 条第 1 項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限
第 163 条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第 165 条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第 166 条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第 167 条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第 168 条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第 169 条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第 170 条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第 171 条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

(注) 金商法の施行により提出が義務付けられる「四半期報告書」、「内部統制報告書」及び「確認書」を含む(20年4月1日以降開始する事業年度について適用)。

[犯収法]

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第4条第4項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

1－8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図



2 証券監視委の活動実績等

2-1 証券監視委の活動状況

総括表

事務年度		4～13	14	15	16	17	18	19	20	合 計
区 分										
犯則事件の告発 (件)		43	10	10	11	11	13	10	13	121
勸 告 (件)		214	30	26	17	39	43	59	50	478
	証券検査結果に基づく勧告	214	30	26	17	29	28	28	18	390
	課徴金納付命令に関する勧告	—	—	—	—	9	14	31	32	86
	訂正報告書等の提出命令に関する勧告	—	—	—	—	1	1	0	0	2
建 議 (件)		4	2	1	0	5	3	0	4	19
証 券 検 査	金融商品取引業者(社等)	内690 863	内81 118	内93 125	内83 113	内111 150	内107 150	内132 187	内156 191	内1,453 1,897
	第一種金融商品取引業者(社)	内690 863	内81 118	内93 125	内83 113	内86 111	内80 99	内111 138	内99 117	内1,323 1,684
	旧国内証券会社(社)	内689 776	内81 98	内92 107	内83 96	内73 88	内68 78	内63 89	内78 89	内1,227 1,421
	旧外国証券会社(社)	86	20	17	17	10	9	1	7	167
	旧金融先物取引業者(社)	内1 1	内0 0	内1 1	内0 0	内13 13	内12 12	内48 48	内21 21	内96 96
	第二種金融商品取引業者(社)	—	—	—	—	—	—	2	1	3
	投資運用業者、投資助言・代理業者(社等) (旧投信・投資顧問業者)	内— —	内— —	内— —	内— —	内25 39	内27 51	内21 47	内57 73	内130 210
	投資法人(法人)	—	—	—	—	2	7	10	7	26
	登録金融機関(機関)	内51 62	内11 13	内10 13	内20 27	内23 28	内26 27	内29 32	内24 25	内194 227
	金融商品仲介業者(業者) (旧証券仲介業者)	内— —	内— —	内0 0	内0 0	内1 1	内1 1	内1 1	内0 0	内3 3
	自主規制機関(機関)	3	0	2	0	2	6	1	5	19
	その他	0	0	0	0	0	1	2	0	3
	問題点が認められた会社(社等)	608	78	67	67	93	142	121	112	1,288
取引審査 (件)		内999 2,454	内255 684	内305 687	内307 674	内320 875	内408 1,039	内500 1,098	内538 1,031	内3,632 8,542

(注)

1. 事務年度とは7月から翌年6月までをいう。
2. 証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。
3. 内書きの数字は、財務局等に係るものである。
4. 上記の金融商品取引業者(旧証券会社)に対する検査のほか、財務局等において委員会担当金融商品取引業者(旧証券会社)の支店単独検査を実施している。

2－2 取引審査実施状況

(単位：件)

区 分	16年7月 ～17年6月	17年7月 ～18年6月	18年7月 ～19年6月	19年7月 ～20年6月	20年7月 ～21年6月
価格形成に関するもの	153	169	141	141	132
内部者取引に関するもの	506	693	884	951	889
そ の 他	15	13	14	6	10
合 計	674	875	1,039	1,098	1,031
(証券監視委)	367	555	631	598	493
(財務局等)	307	320	408	500	538

2-3 検査実施状況

1 検査実施状況一覧表

区 分	16年7月 ～17年6月	17年7月 ～18年6月	18年7月 ～19年6月	19年7月 ～20年6月	20年7月 ～21年6月
金 融 商 品 取 引 業 者	113	150	150	187	191
第一種金融商品取引業者	113	111	99	138	117
旧 国 内 証 券 会 社 （ 証 券 監 視 委 ） （ 財 務 局 長 等 ）	96 (13) (83)	88 (15) (73)	78 (10) (68)	89 (26) (63)	89 (11) (78)
支 店 単 独 検 査	23支店	19支店	19支店	15支店	16 支店
旧 外 国 証 券 会 社 （ 証 券 監 視 委 ） （ 財 務 局 長 等 ）	17 (17) (0)	10 (10) (0)	9 (9) (0)	1 (1) (0)	7 (7) (0)
旧金融先物取引業者 （ 証 券 監 視 委 ） （ 財 務 局 長 等 ）	0 (0) (0)	13 (0) (13)	12 (0) (12)	48 (0) (48)	21 (0) (21)
第二種金融商品取引業者 （ 証 券 監 視 委 ） （ 財 務 局 長 等 ）	— — —	— — —	— — —	2 (2) (0)	1 (1) (0)
投 資 運 用 業 者 （ 証 券 監 視 委 ） （ 財 務 局 長 等 ）	— — —	14 (14) (0)	22 (22) (0)	26 (25) (1)	15 (15) (0)
投資助言・代理業者 （ 証 券 監 視 委 ） （ 財 務 局 長 等 ）	— — —	25 (0) (25)	29 (2) (27)	21 (1) (20)	58 (1) (57)
登 録 金 融 機 関 （ 証 券 監 視 委 ） （ 財 務 局 長 等 ）	27 (7) (20)	28 (5) (23)	27 (1) (26)	32 (3) (29)	25 (1) (24)
金 融 商 品 仲 介 業 者 （ 証 券 監 視 委 ） （ 財 務 局 長 等 ）	0 (0) (0)	1 (0) (1)	1 (0) (1)	1 (0) (1)	0 (0) (0)
投 資 法 人 （ 証 券 監 視 委 ） （ 財 務 局 長 等 ）	— — —	2 (2) (0)	7 (7) (0)	10 (10) (0)	7 (7) (0)
自 主 規 制 機 関 （ 証 券 監 視 委 ） （ 財 務 局 長 等 ）	0 (0) (0)	2 (2) (0)	6 (6) (0)	1 (1) (0)	5 (5) (0)
そ の 他 （ 証 券 監 視 委 ） （ 財 務 局 長 等 ）	0 (0) (0)	0 (0) (0)	1 (1) (0)	2 (2) (0)	0 (0) (0)

（注1）上記の計数は、着手件数である。

（注2）「支店単独検査」とは、第一種金融商品取引業者のうち旧国内証券会社の支店の検査のみを実施するものである。

（注3）18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。

2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分			16年 7 月 ～17年 6 月	17年 7 月 ～18年 6 月	18年 7 月 ～19年 6 月	19年 7 月 ～20年 6 月	20年 7 月 ～21年 6 月
金融商品取引業者	第一種金融商品取引業者	旧 国 内 証 券 会 社	97	131	128	124	110
		旧 外 国 証 券 会 社	125	184	119	41	218
		旧 金 融 先 物 取 引 業 者	—	63	101	49	39
	第二種金融商品取引業者					90	88
	投 資 運 用 業 者			142	129	116	141
	投 資 助 言 ・ 代 理 業 者			17	24	20	16
登 録 金 融 機 関			42	47	46	35	27
金 融 商 品 仲 介 業 者			—	—	3	50	0
自 主 規 制 機 関			—	74	134	404	460
その他			—	—	—	50	0

(注1) 事務年度中に臨店終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

(注2) 18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は、「旧投資顧問業者」である。

3 検査結果の状況

(1) 検査終了件数

区 分	16年7月 ～17年6月	17年7月 ～18年6月	18年7月 ～19年6月	19年7月 ～20年6月	20年7月 ～21年6月
検 査 終 了 件 数	147	150	209	219	220
金融商品取引業者	118	120	164	180	182
第一種金融商品取引業者	118	93	113	139	118
旧国内証券会社	103	69	90	93	92
旧外国証券会社	15	12	11	2	4
旧金融先物取引業者	—	12	12	44	22
第二種金融商品取引業者	—	—	—	0	3
投資運用業者		10	25	18	16
投資助言・代理業者		17	26	23	45
登録金融機関	28	27	30	31	27
金融商品仲介業者	—	1	1	0	1
投資法人		2	7	4	9
自主規制機関	1	—	7	1	1
そ の 他	—	—	—	3	0

(注1) 「検査終了件数」とは、検査事務年度中に被検査法人等に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了した件数をいい、前検査事務年度着手分を含む。なお、支店単独検査は含まない。

(注2) 「投資信託委託業者」、「投資法人」及び「投資顧問業者」は、平成17年7月からの証券検査一元化に伴い、金融庁から証券監視委に移管された。

(注3) 18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は、「旧投資顧問業者」である。

(2) 問題点が認められた業者等の数

区 分	18年7月 ～19年6月	19年7月 ～20年6月	20年7月 ～21年6月
問題点が認められた業者等の数	142	121	112
不公正取引に関するもの	20	11	16
投資者保護に関するもの	74	49	43
財産・経理等に関するもの	25	44	28
その他業務運営に関するもの	101	81	60

(注1) 「問題点が認められた会社等の数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

(注2) 問題点の区分は、証券検査一元化に伴い検査範囲及び検査対象先が拡大したため、見直しを行った。区分は、「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」とした。

(注3) 「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた会社等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社等の数」の数値とは一致しない。

(参考) 17事務年度までの問題点が認められた会社数

区 分	16年7月 ～17年6月	17年7月 ～18年6月
問題点が認められた会社数	67	93
市場ルール等関係	50	18
営業姿勢関係	8	50
内部管理体制関係	43	25
その他	1	60

(注1) 「問題点が認められた会社数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社の数をいう。

(注2) 「市場ルール等関係」、「営業姿勢関係」、「内部管理体制関係」及び「その他」は、各々の項目で問題点が認められた会社の数をいう。したがって、各項目で重複する会社があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社数」の数値とは一致しない。

4 グループ一体型検査の実施状況

(注1) グループ一体型検査は、資本関係等にあるグループ内検査対象先の一体型の同時検査をいう。

グループ一体型検査	ソシエテ・ジェネラル・セキュリティーズ・ノースパシフィック・リミテッド ソシエテ・ジェネラル・アセット・マネジメント
	日興コーディアル証券 日興シティグループ証券 日興アセットマネジメント
	東京証券取引所 東京証券取引所グループ 東京証券取引所自主規制法人
	野村證券 野村アセットマネジメント

5 平成20検査事務年度に検査が終了した法人一覧

担 当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	勸 告
委員会	金商業者						
	1種業 (旧国内)	1	クレディ・スイス証券	H19.9.20	H19.11.16	H20.9.25	
		2	ゴールドマン・サックス証券	H19.12.10	H20.3.7	H20.8.1	
		3	大和証券エスエムビーシー	H20.1.21	H20.3.21	H20.10.23	
		4	JPモルガン証券	H20.3.17	H20.4.25	H20.7.8	
		5	リーマン・ブラザーズ証券	H20.4.14	H20.6.6	H20.10.9	
		1	みずほ証券	H20.7.7	H20.8.22	H20.12.16	
		2	三菱UFJメルリンチPB証券	H20.9.1	H20.10.10	H20.11.12	
		3	楽天証券	H20.9.1	H20.10.17	H21.3.13	○
		4	SMBCフレンド証券	H20.9.1	H20.10.17	H20.12.16	
		5	エース証券	H20.9.1	H20.10.14	H20.12.16	
		6	マネックス証券	H20.11.4	H20.12.12	H21.3.13	○
		7	メルリンチ日本証券	H20.11.4	H20.12.17	H21.3.26	
		8	日興コーディアル証券	H21.1.19	H21.3.24	H21.4.28	
	(旧外証)	1	ドレスナー・クライノート(ジャパン)リミテッド	H20.8.28	H20.9.26	H20.10.17	
		2	ケービーシー・ファイナンシャル・プロダクツ・ユークー・リミテッド	H20.9.16	H20.10.8	H20.11.18	
		3	ソシエテ ジェネラル セキュリティーズ ノースパシフィック リミテッド	H20.10.20	H20.12.2	H21.1.16	
		4	UBSセキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	H21.1.19	H21.3.13	H21.4.24	
	2種業	1	エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ	H20.5.26	H20.6.13	H20.7.30	
		2	ジャフコ	H20.6.2	H20.6.20	H20.8.4	
		1	ゲインズ・アセット・マネジメント	H21.6.8	H21.6.24	H21.6.26	○
	運用	1	カナル投信	H19.12.17	H20.2.20	H20.9.9	
		2	ジョイント・キャピタル・パートナーズ	H20.1.17	H20.2.26	H20.9.30	
		3	クリード・リート・アドバイザーズ	H20.3.13	H20.4.18	H20.11.14	○
		4	ラサール インベストメント アドバイザーズ	H20.3.17	H20.4.25	H20.9.17	
		5	JPモルガン・アセット・マネジメント	H20.3.24	H20.4.25	H20.9.16	
		6	ラッセル・インベストメント	H20.4.7	H20.5.13	H20.7.31	
		7	シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント	H20.5.19	H20.6.18	H20.11.7	○
		8	スターツアセットマネジメント投信	H20.5.21	H20.6.18	H20.8.6	
		9	HCアセットマネジメント	H20.6.16	H20.7.11	H20.9.16	
		10	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー	H20.6.16	H20.7.4	H20.7.31	
		1	あすかアセットマネジメントリミテッド	H20.7.7	H20.7.17	H20.9.22	
		2	ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント	H20.9.1	H20.10.17	H20.12.22	
		3	ソシエテジェネラルアセットマネジメント	H20.11.10	H20.12.12	H21.3.2	
		4	東京リアルティ・インベストメント・マネジメント	H20.11.10	H20.12.15	H21.6.8	
		5	オリックス不動産投資顧問	H20.11.10	H20.11.26	H20.12.12	
		6	ジャパン・リート・アドバイザーズ	H20.11.10	H20.12.16	H21.2.2	
	助言	1	ジャパン・アドバイザリー	H20.5.26	H20.6.17	H20.12.5	○
		1	ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン	H21.4.20	H21.5.13	H21.5.29	

担 当	区 分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	勸 告
	投資法人	1	クレッシェンド投資法人	H19.12.17	H20.2.20	H20.9.9	
		2	ジョイント・リート投資法人	H20.1.17	H20.2.26	H20.9.30	
		3	クリード・オフィス投資法人	H20.3.13	H20.4.18	H20.11.14	
		4	ラサール ジャパン投資法人	H20.3.17	H20.4.25	H20.9.17	
		5	ニューシティ・レジデンス投資法人	H20.5.19	H20.6.18	H20.11.7	
		6	スターツプロシード投資法人	H20.5.21	H20.6.18	H20.8.6	
		1	ジャパンリアルエステイト投資法人	H20.9.1	H20.10.17	H20.12.22	
		2	日本プライムリアルティ投資法人	H20.11.10	H20.12.15	H21.6.8	
		3	ユナイテッド・アーバン投資法人	H20.11.10	H20.12.16	H21.2.2	
	登 金	1	常陽銀行	H20.5.26	H20.6.13	H20.7.30	
		1	新生銀行	H20.11.4	H20.11.27	H21.4.15	
	自 主	1	大阪証券取引所	H20.4.21	H20.6.13	H20.9.22	

(注1) 区分欄の「国内」は国内証券会社、「外証」は外国証券会社、「登金」は登録金融機関、「運用」は投資運用業者、「投資法人」は投資法人、「助言」は投資助言・代理業者、「自主」は自主規制機関である。

(注2) 斜字体数字は、平成19検査事務年度に検査に着手した法人である。

(注3) 勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。

なお、勧告の公表を抑える場合がある。

担 当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	勧告
関 東	金商業者						
		旧国内	1 アヴァロン湘南証券	H20.2.19	H20.3.4	H21.3.27	○
			2 トレイダーズ証券	H20.4.9	H20.4.24	H21.4.13	
			3 丸三証券	H20.4.17	H20.6.4	H20.10.15	○
			4 121証券	H20.5.21	H20.6.3	H20.7.22	
			1 C&M証券	H20.7.15	H20.7.25	H20.9.10	
			2 パトナム・インベストメンツ証券	H20.7.15	H20.7.18	H20.9.3	
			3 アイ・キャピタル証券	H20.7.15	H20.7.23	H20.9.4	
			4 スパークス証券	H20.7.15	H20.7.25	H20.9.3	
			5 インタースイストラスト証券	H20.7.15	H20.7.23	H20.9.11	
			6 中央証券	H20.8.28	H20.9.26	H20.11.7	
			7 フィデリティ証券	H20.8.28	H20.9.9	H20.10.29	
			8 三栄証券	H20.8.28	H20.9.11	H20.10.9	
			9 丸國証券	H20.8.28	H20.9.17	H20.10.21	
			10 十字屋証券	H20.8.28	H20.9.17	H20.11.27	
			11 成瀬証券	H20.8.28	H20.9.18	H21.6.5	○
			12 長野證券	H20.9.2	H20.9.18	H20.10.17	
			13 飯田証券	H20.9.2	H20.9.12	H20.10.17	
			14 共和証券	H20.10.2	H20.10.29	H20.12.16	
			15 日本アジア証券	H20.10.2	H20.11.5	H21.1.23	
			16 リテラ・クレア証券	H20.10.2	H20.11.5	H21.1.21	
			17 金山証券	H20.10.2	H20.10.21	H20.12.3	
			18 堂島関東証券	H20.10.2	H20.10.22	H20.12.9	
			19 新潟証券	H20.10.7	H20.10.24	H20.12.10	
			20 ヴァリュエ証券	H20.11.10	H20.11.14	H21.1.15	
			21 日本インベスターズ証券	H20.11.19	H20.12.2	H21.5.29	○
			22 ストラテジック証券	H20.11.26	H20.12.3	H21.1.8	
			23 丸福証券	H21.1.20	H21.2.6	H21.3.16	
			24 伊藤忠キャピタル証券	H21.1.20	H21.1.30	H21.3.5	
			25 プライベートエクイティ証券	H21.1.22	H21.1.28	H21.2.24	
			26 大成証券	H21.2.24	H21.3.6	H21.4.2	
			27 アイティーエム証券	H21.2.24	H21.3.6	H21.4.9	
			28 日本プライベート証券	H21.2.24	H21.3.4	H21.4.17	
			29 インヴァスト証券	H21.2.25	H21.3.17	H21.5.28	
			30 みらい証券	H21.3.3	H21.3.13	H21.4.16	
			31 プレステージ・アセット・マネジメント証券	H21.3.11	H21.3.18	H21.4.23	
			32 赤木屋証券	H21.4.9	H21.4.24	H21.6.4	
			33 武甲証券	H21.4.14	H21.4.23	H21.5.27	
			34 スーパーファンド証券	H21.6.2	H21.6.11	H21.6.25	
	旧金先	1	常盤Investments(特別検査)	H19.12.5	H20.1.28	H20.8.8	○
		2	アセットプラスワン(特別検査)	H19.12.5	H19.12.14	H20.7.31	
		3	セブンインベスターズ	H20.5.21	H20.6.3	H20.7.14	
		1	セントラル短資オンライントレード	H20.10.15	H20.10.28	H20.12.17	
		2	小林洋行	H20.10.16	H20.10.23	H20.11.27	
		3	スター為替	H20.11.11	H20.11.21	H21.2.6	
		4	Phillip Financials	H20.11.11	H20.11.21	H21.1.26	
		5	豊商事	H20.11.19	H20.12.3	H21.1.28	
		6	マネックスFX	H20.11.25	H20.12.5	H21.2.3	
		7	FXプライム	H20.11.25	H20.12.5	H21.1.14	

担 当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	勧告
		8	CMC Markets Japan	H20.12.2	H20.12.12	H21.2.6	
		9	NTTスマートトレード	H21.1.20	H21.1.30	H21.3.2	
		10	ネクストインベストメント	H21.1.20	H21.1.27	H21.2.27	
		11	エーアールティー	H21.1.20	H21.1.27	H21.4.6	
		12	AFT	H21.1.22	H21.1.30	H21.4.2	
		13	上田ハーロー	H21.2.24	H21.3.6	H21.4.21	
		14	カネツFX	H21.3.3	H21.3.13	H21.4.16	
		15	カネツGKGoh	H21.3.3	H21.3.13	H21.6.8	
	助言	1	テリーサ ポートフォリオ マネジメント	H20.5.29	H20.6.11	H20.10.29	○
		1	KUROKI投資	H20.11.10	H20.11.14	H20.12.24	
		2	グリーンリバー	H20.11.10	H20.11.14	H21.1.9	
		3	M・Aアセットマネージメント	H20.11.26	H20.12.3	H21.4.21	
		4	アセットファクター	H20.12.3	H20.12.9	H21.1.23	
		5	ブンセキ	H20.12.3	H20.12.10	H21.1.21	
		6	ボラリス投資顧問	H20.12.3	H20.12.10	H21.1.29	
		7	イー・キャピタル	H21.1.19	H21.1.30	H21.6.30	
		8	コモドアインベストメント	H21.1.19	H21.1.30	H21.3.5	
		9	エスアンドケイ投資顧問	H21.1.20	H21.1.30	H21.4.10	
		10	エフ・エリオット	H21.4.9	H21.4.17	H21.6.26	
		11	オスピス	H21.4.13	H21.4.17	H21.6.26	
		12	フィスコブレイス	H21.4.15	H21.4.22	H21.5.27	
		13	ライジングブル投資顧問	H21.5.21	H21.5.29	H21.6.25	
	仲 介	1	ユウキャピタルマネジメント	H20.6.3	H20.6.18	H21.3.27	○
近 畿	金 商 業 者						
	旧国内	1	パンタ・レイ証券	H19.10.16	H19.11.1	H20.9.17	○
		2	エンゼル証券	H20.5.21	H20.6.6	H20.10.3	
		1	タイコム証券	H20.9.1	H20.9.19	H21.1.16	
		2	奈良証券	H20.9.1	H20.9.17	H20.11.21	
		3	永和証券	H20.9.1	H20.9.18	H20.11.4	
		4	日の出証券	H20.10.7	H20.11.5	H21.2.19	
		5	内藤証券	H20.10.7	H20.10.31	H20.12.12	
		6	都証券	H20.11.25	H20.12.11	H21.1.27	
		7	六和証券	H20.11.25	H20.12.12	H21.1.26	
		8	広田証券	H21.1.19	H21.2.12	H21.5.14	
		9	環証券	H21.1.19	H21.2.4	H21.2.24	
		10	三京証券	H21.2.26	H21.3.16	H21.4.24	
		11	だいこう証券ビジネス	H21.3.4	H21.3.19	H21.6.11	
		12	光世証券	H21.4.8	H21.4.28	H21.6.10	
		13	神崎証券	H21.4.8	H21.4.23	H21.6.5	
	旧金先	1	大阪為替倶楽部	H21.5.11	H21.5.15	H21.5.27	
	助 言	1	サクシード	H20.2.5	H20.2.12	H20.7.8	
		1	ムーラン投資研究室	H20.7.22	H20.7.25	H20.10.31	
		2	アセットアライブ	H20.11.25	H20.11.28	H21.1.21	
		3	IPOカルチャー	H20.11.25	H20.11.28	H20.12.19	
		4	フィナンシャル・アドバイス	H20.11.25	H20.12.2	H21.1.14	
		5	マーケットブレース	H21.2.10	H21.2.13	H21.3.30	
		6	ジェイエスアール	H21.2.10	H21.2.13	H21.4.20	
		7	エクスポネンシャル	H21.4.6	H21.4.9	H21.4.30	
		8	まんてん	H21.4.14	H21.4.17	H21.6.4	
		9	ウィン情報	H21.5.27	H21.6.2	H21.6.30	
		10	らくらくトレード投資顧問	H21.5.27	H21.6.2	H21.6.30	
		11	システムトレード投資顧問	H21.5.27	H21.6.2	H21.6.25	
		12	マネービル	H21.5.27	H21.6.2	H21.6.18	

担 当	区 分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	勧告
	登 金	1	滋賀銀行	H20.7.17	H20.7.31	H20.8.29	
		2	京都信用金庫	H21.3.2	H21.3.13	H21.4.7	
		3	但馬銀行	H21.5.27	H21.6.9	H21.6.25	
北海道	金商業者						
	旧国内	1	上光証券	H20.9.3	H20.10.1	H20.12.24	
		2	SBI証券 函館支店	H21.3.9	H21.3.19	H21.6.16	
		3	大和証券 釧路支店	H21.5.19	H21.5.29	H21.6.30	
	旧金先	1	アセットカンパニー	H20.6.2	H20.7.4	H20.8.1	○
	助 言	1	さくら投資顧問	H21.4.15	H21.4.16	H21.6.15	
		2	FPLアセットマネジメント	H21.6.17	H21.6.18	H21.6.30	
	登 金	1	北海信用金庫	H20.10.22	H20.10.30	H20.11.28	
		2	苫小牧信用金庫	H20.11.12	H20.11.20	H21.1.16	
		3	北海道労働金庫	H20.12.3	H20.12.12	H21.2.24	
東 北	金商業者						
	旧国内	1	山形証券	H20.8.27	H20.9.19	H20.10.8	
		2	荘内証券	H20.10.1	H20.11.6	H21.1.15	
		3	みずほインバスターズ証券 福島支店	H21.3.9	H21.3.19	H21.4.20	
		4	大和証券 山形支店	H21.4.6	H21.4.17	H21.6.19	
		5	三菱UFJ証券 会津支店	H21.5.18	H21.5.29	H21.6.18	
	登 金	1	福島信用金庫	H20.7.14	H20.8.1	H20.10.23	
		2	仙台銀行	H20.11.25	H20.12.8	H21.1.27	
		3	秋田銀行	H21.2.16	H21.2.27	H21.4.21	
東 海	金商業者						
	旧国内	1	静銀ティーエム証券	H20.5.20	H20.6.12	H20.7.16	
		2	木村証券	H20.5.27	H20.6.18	H20.7.9	
		1	大万証券	H20.9.2	H20.9.24	H20.12.10	
		2	伊勢証券	H20.9.2	H20.9.22	H20.10.30	
		3	大徳証券	H20.10.15	H20.11.5	H21.1.13	
		4	中泉証券	H20.10.15	H20.10.31	H21.1.23	
	旧金先	1	TONK	H21.3.18	H21.4.3	H21.6.26	○
	助 言	1	井上投資コンサルタント事務所	H20.7.14	H20.7.16	H20.9.17	
		2	四季データリサーチ	H21.2.25	H21.3.3	H21.3.18	
		3	United Neutral Office	H21.3.2	H21.3.19	H21.5.19	
		4	大伸経済研究社	H21.5.12	H21.5.14	H21.6.30	
		5	余吾経済研究社	H21.6.8	H21.6.11	H21.6.24	
	登 金	1	静岡信用金庫	H20.12.2	H20.12.15	H21.1.16	
		2	清水銀行	H21.3.24	H21.4.10	H21.4.24	
北 陸	金商業者						
	旧国内	1	新光証券 金沢支店	H20.4.17	H20.4.30	H20.9.9	
		2	三津井証券	H20.5.15	H20.5.29	H20.9.8	
		1	坂本北陸証券	H20.9.17	H20.10.6	H20.12.17	
		2	島大証券	H20.10.22	H20.11.5	H21.2.18	
		3	新林証券	H20.11.19	H20.12.3	H21.3.9	
		4	東海東京証券 富山支店	H21.2.19	H21.3.3	H21.6.29	
		5	竹松証券	H21.3.12	H21.3.31	H21.6.22	
	助言	1	スイングウェバー	H20.6.16	H20.6.18	H20.7.23	
	登 金	1	福井信用金庫	H20.4.18	H20.4.25	H20.7.4	
		1	金沢信用金庫	H20.8.21	H20.9.1	H20.11.10	
		2	北國銀行	H20.8.21	H20.9.1	H20.10.16	
		3	福井銀行	H20.12.16	H20.12.25	H21.3.23	

担 当	区 分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	勧告
中 国	金商業者						
	旧国内	1	八幡証券	H20.5.8	H20.6.6	H20.8.20	
		1	カドヤ証券	H20.9.9	H20.9.26	H20.11.21	
		2	ひろぎんウツミ屋証券	H20.10.7	H20.11.7	H21.1.15	
		3	東海東京証券 岡山支店	H20.11.17	H20.11.28	H21.2.20	
		4	岡三証券 広島支店	H21.1.13	H21.1.23	H21.5.27	
		5	大山日ノ丸証券	H21.2.24	H21.3.13	H21.5.21	
		6	大和証券 鳥取支店	H21.3.31	H21.4.10	H21.6.17	
		7	ウツミ屋証券	H21.5.25	H21.6.5	H21.6.29	
	助 言	1	マーケットリサーチ	H20.8.21	H20.8.28	H21.3.11	
	登 金	1	呉信用金庫	H20.7.14	H20.7.18	H20.9.5	
		2	山口銀行	H20.12.8	H20.12.16	H21.3.30	
		3	吉備信用金庫	H21.4.20	H21.4.24	H21.6.23	
四 国	金商業者						
	旧国内	1	二浪証券	H20.5.28	H20.6.13	H20.7.16	
		1	三豊証券	H20.9.17	H20.10.1	H20.11.19	
		2	阿波証券	H20.10.15	H20.11.5	H20.12.18	
		3	東海東京証券 高知支店	H20.11.18	H20.12.5	H21.1.22	
		4	大和証券 徳島支店	H21.3.3	H21.3.24	H21.5.28	
	助 言	1	香賀投資顧問	H21.2.18	H21.2.20	H21.3.31	
	登 金	1	愛媛信用金庫	H20.8.20	H20.9.3	H20.10.14	
		2	百十四銀行	H21.4.2	H21.4.14	H21.5.28	
		3	愛媛銀行	H21.4.23	H21.5.15	H21.6.30	
九 州	金商業者						
	旧国内	1	三菱UFJ証券 熊本支店	H20.8.19	H20.8.29	H20.11.11	
		2	大熊本証券	H20.10.6	H20.10.22	H20.12.25	
		3	みずほインベスターズ証券 熊本支店	H21.3.23	H21.3.31	H21.4.28	
		4	岡三証券 熊本支店	H21.5.26	H21.6.3	H21.6.29	
	助 言	1	ナガタ投資顧問	H21.4.14	H21.4.17	H21.5.27	
	登 金	1	熊本中央信用金庫	H20.9.10	H20.9.19	H20.11.10	
		2	鹿児島銀行	H20.11.25	H20.12.5	H21.2.27	
		3	肥後銀行	H21.2.23	H21.3.6	H21.4.13	
福 岡	金商業者						
	旧国内	1	佐世保証証券	H20.9.2	H20.9.30	H21.1.22	
		2	飯塚中川証券	H20.10.9	H20.10.29	H21.5.14	
		3	新光証券 佐賀支店	H20.12.4	H20.12.18	H21.2.17	
	金先	1	サクセツト	H20.1.10	H20.2.1	H20.11.4	○
	助 言	1	ゴールデンピラミッド	H20.3.11	H20.3.21	H20.7.11	○
		1	オフィス出島	H20.11.11	H20.11.21	H21.4.22	
		2	KG投資顧問	H21.3.12	H21.3.18	H21.6.30	
		3	ゴールドスター・アセットマネジメント	H21.4.8	H21.4.17	H21.6.18	
		4	福岡キャピタルパートナーズ	H21.5.25	H21.5.29	H21.6.30	
	登 金	1	福岡ひびき信用金庫	H21.2.19	H21.3.3	H21.4.23	
沖 縄	金商業者						
	旧国内	1	おきなわ証券	H20.9.8	H20.9.26	H20.11.13	

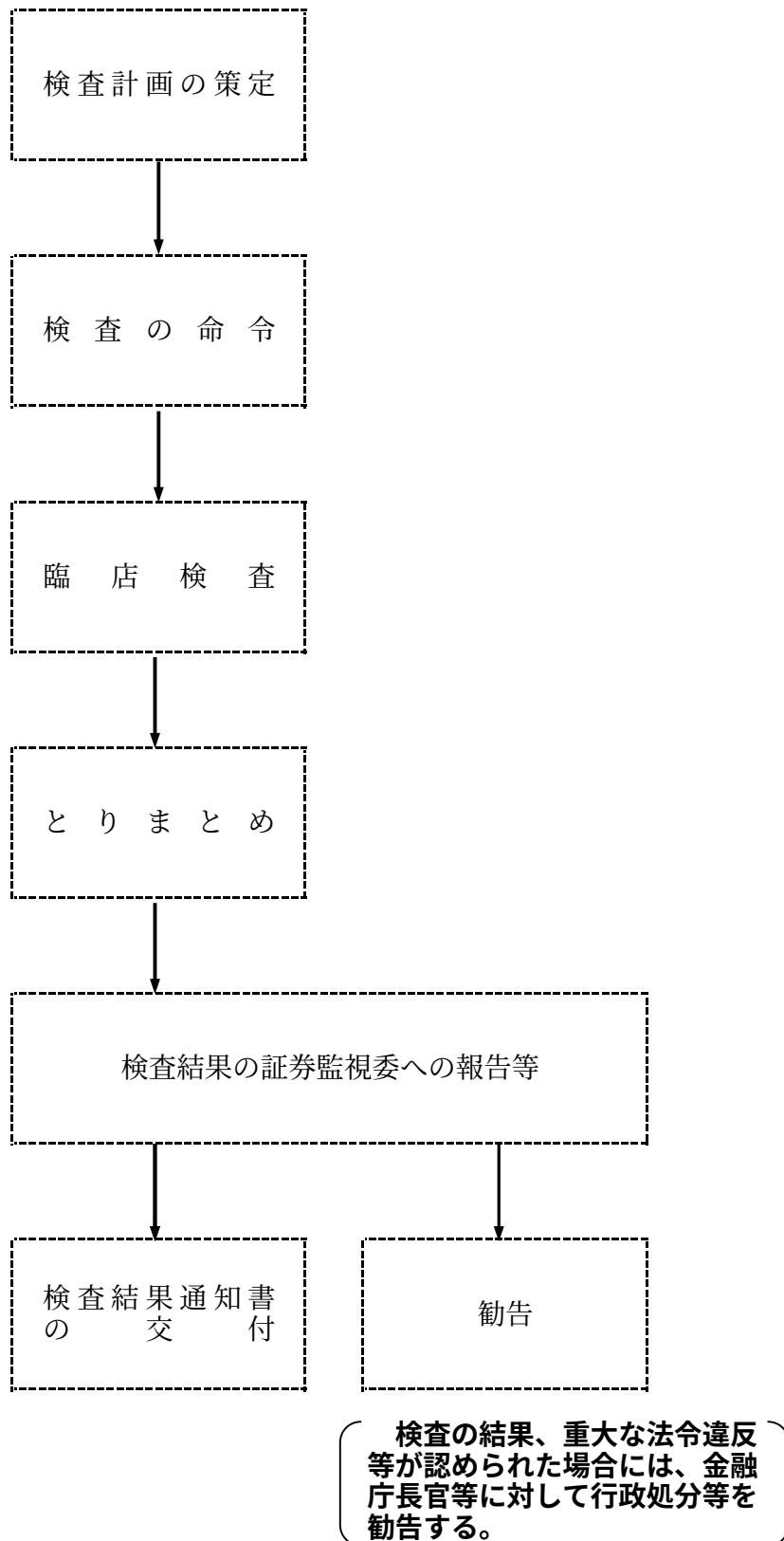
(注1) 区分欄の「旧国内」は金商法施行前の区分の国内証券会社、「登金」は登録金融機関、「金先」は金融先物取引業者、「仲介」は証券仲介業者、「助言」は投資助言・代理業者である。

(注2) 斜字体数字は、平成19検査事務年度に検査に着手した法人である。

(注3) 勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。

なお、勧告の公表を控える場合がある。

6 証券検査の手順



2-4 勧告実施状況

1 勧告実施件数一覧表

区 分	16年7月 ～ 17年6月	17年7月 ～ 18年6月	18年7月 ～ 19年6月	19年7月 ～ 20年6月	20年7月 ～ 21年6月
勧 告 件 数	17	39	43	59	50
課徴金納付命令に関する勧告	—	9	14	31	32
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	—	1	1	—	—
証券検査結果に基づく勧告	17	29	28	28	18
証券監視委の行った 検査に基づく勧告	5	10	13	13	6
財務局長等の行った 検査に基づく勧告	12	19	15	15	12
犯 則 事 件 の 調 査 に 基 づ く 勧 告	1	—	—	—	—

(注) 平成16検査事務年度の勧告には、検査に基づく勧告と犯則事件の調査に基づく勧告を併せて行ったので、勧告合計と内訳は一致しない。

2 勧告件数（法令違反等の内容別）

(1) 証券検査

法令違反等の内容	勧告対象の別	16年7月 ～ 17年6月	17年7月 ～ 18年6月	18年7月 ～ 19年6月	19年7月 ～ 20年6月	20年7月 ～ 21年6月	合 計
取引一任勘定取引契約の締結	会社及び外務員	4	2	1	2		9
	会社のみ		1	1			2
	外務員のみ	4			1		5
有価証券の売買等に関する虚偽又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をする行為	会社及び外務員	3	1				4
	会社のみ		2				2
	外務員のみ			1			1
特別の利益を提供することを約して勧誘する行為	会社及び外務員						
	会社のみ		1				1
	外務員のみ						
作為的相場形成	会社及び外務員	2	1	1	1		5
	会社のみ						
	外務員のみ						
職務上知りえた特別の情報に基づく有価証券の売買及び投機的利益追及	会社及び外務員				1		1
	会社のみ						
	外務員のみ	1	1	1	3		6
法人関係情報を提供した勧誘	会社及び外務員						
	会社のみ						
	外務員のみ						
損失補てん等	会社及び外務員		1		1		2
	会社のみ			2			2
	外務員のみ		1				1
適合性原則違反	会社及び外務員						
	会社のみ						
	外務員のみ						
法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な有価証券の売買に関する管理の状況	会社及び外務員		2	1	1		4
	会社のみ				1		1
	外務員のみ						
投資信託受益証券の乗換勧誘に際し、重要な事項について説明を行っていない状況	会社及び外務員	2					2
	会社のみ						
	外務員のみ						
証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況	会社及び外務員		1				1
	会社のみ			1	2	3	6
	外務員のみ						
調達資金が親法人への弁済に充てられることの不告知	会社及び外務員						
	会社のみ						
	外務員のみ						
親法人等との非公開情報の授受	会社及び外務員		1		1		2
	会社のみ						
	外務員のみ						
外務員の職務に関する著しく不適当な行為	会社及び外務員						
	会社のみ						
	外務員のみ			2	1		3

法令違反等の内容	勧告対象の別	16年7月 ～ 17年6月	17年7月 ～ 18年6月	18年7月 ～ 19年6月	19年7月 ～ 20年6月	20年7月 ～ 21年6月	合 計
信用の供与の条件として有価証券の 売買等をする行為	会社及び外務員						
	会社のみ	1					1
	外務員のみ						
仮装取引及び馴合い取引	会社及び外務員						
	会社のみ	1					1
	外務員のみ						
本人確認法違反	会社及び外務員	1		1			2
	会社のみ				2		2
	外務員のみ				1		1
自主規制業務の不備	会社及び外務員						
	会社のみ			5	2		7
	外務員のみ						
不招請勧誘、再勧誘、両建取引の勧誘	会社及び外務員			5	2		7
	会社のみ		5	1			6
	外務員のみ						
著しく事実と相違する表示のある 広告をする行為	会社及び外務員						
	会社のみ		2	3		1	6
	外務員のみ						
その他	会社及び役職員	1	3	4	9	4	21
	会社のみ		15	13	21	11	60
	役職員のみ				1		1
合 計	会社及び役職員	13	12	13	18	4	60
	会社のみ	2	26	26	28	15	97
	役職員のみ	5	2	4	7		18

- (2) 課徴金納付命令
 不公正取引 (20年7月～21年6月) 20件
 開示書類の虚偽記載 (20年7月～21年6月) 12件
- (3) 訂正報告書等の提出命令
 開示書類の虚偽記載 (20年7月～21年6月) 0件

3 勧告事案の概要一覧表

(1) 証券検査に基づく勧告

①金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告

(凡例)

◎は、会社等及び役職員が勧告の対象となったもの。

○は、会社等が勧告の対象となったもの。

・は、役職員が勧告の対象となったもの。

区分欄は、検査を実施した財務局等の略称（表示の無いものは証券監視委の検査）。

(平成 20 年 7 月～平成 21 年 6 月末)

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	20. 7 .11 (福岡)	○ 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為 有限会社ゴールデンピラミッドは、平成 18 年 8 月 1 日から同 19 年 9 月 30 日までの間、顧客開拓を目的としたリーフレットを 3 回（計 17,080 枚）作成し、タクシー車内での配布用に供していた。 当該リーフレットは、法令等遵守指導部門責任者を兼務している金融商品取引業統括部門責任者自らが作成したものであり、計 12 名（第 1 回から第 3 回までのリーフレットに各 4 名）の顧客について、「入会日」、「運用資金」、「パフォーマンス」等の事項に係る実績が記載されており、当社の顧客が当社の助言に基づき高い運用実績を達成したと受け取れる内容となっているものの、 ① 当該 12 名全てについて、そもそも当社の顧客には該当する者が存在していない ② 「パフォーマンス」について、具体的な顧客の実績に基づいて算出することなく、また、「運用資金」と「パフォーマンス」を自らの都合のよいイメージに従って記載しているなど、当社は、投資顧問契約に基づく助言業務に係る実績について、広く一般に配布するリーフレットに虚偽の実績を記載することにより、著しく事実に相違する表示を行っていた。	会社に対する処分 業務停止命令 ・平成 20 年 8 月 1 日から平成 20 年 8 月 31 日までの間、投資助言業に係る全業務の停止 業務改善命令 ① 本件の法令違反行為の責任を明確化すること ② 内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること ③ 法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること ④ 社内検査態勢の充実のための方策を講じること ⑤ 上記の①から④について、その対応状況を書面で報告すること
2	20. 8 .1 (北海道)	○ 不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた行為及び自己資本規制比率が 120%を下回る状況等 (1) 不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた行為 アセットカンパニー株式会社においては、平成 19 年 11 月、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 31 条第 4 項の規定に基づき第一種金融商品取引業の登録申請を行った。しかし、当社の同年 9 月末時点の純財産額及び自己資本規制比率は、登録拒否要件を規定する金商法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロの純財産額（5 千万円）及び同項第 6 号イの比率（120%）を下回る状況にあった。 そこで当社は、同年 9 月末及び 10 月末時点につき、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書（金融商品取引業等に関する内閣府令第 10 条第 1 項第 1 号）を作成したほか、純財産額を算出した書面（同項第 2 号イ）及び自己資本規制比率を算出した書面（同項第 3 号ロ）についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして、登録申請を行った。当社は、同年 11 月 28 日、第一種金融商品取引業者の登録を受けた。	会社に対する処分 登録の取消 代表取締役の解任 業務改善命令 ① 顧客取引を速やかに結了し、かつ、顧客から預託を受けた保証金等を遅滞なく返還するとともに、会社財産を不当に消費する行為を行わないこと ② 顧客の間における公平に配慮しつつ、顧客の保護に万全

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
2 つづき		(2) 自己資本規制比率が120%を下回る状況等 ア. 当社の自己資本規制比率は、本件登録申請日（平成19年11月2日）以降、検査基準日（同20年5月30日）までの間、120%を下回る状況となっていた。また、当社の純財産額についても同様に、本件登録申請日以降、検査基準日までの間、5千万円に満たない状況となっていた。 イ. 当社は、本件登録申請日（平成19年11月2日）以降、検査基準日（同20年5月30日）までの間、金商法第46条の6第1項に基づく自己資本規制比率の状況について、140%を下回っていたにもかかわらず、その旨の届出を行わず、また、毎月末の届出に関しても、その比率が120%の基準を満たしているとした虚偽の内容の書面を提出した。 ウ. 当社は、本件登録に際し、当局から、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求命令として資料の提出を命じられ、本件登録以降、毎月末の自己資本規制比率に係る届出の添付資料として、① 毎月末の残高試算表、② 顧客からの預り金残高の明細を提出した。しかし、当該添付資料のうち①については、平成19年11月以降同20年4月までの間の各月末時点のものに関し、また、②については、同20年2月以降同年4月までの間の各月末時点のものに関し、それぞれ虚偽の内容を記載した。 (3) 自己の財産と顧客の財産を区分管理していない状況 当社は、顧客の預り保証金及び外国為替証拠金取引に係る実現損益、評価損益等に相当する金額を、保証金顧客口の銀行預金及び当社のカバー取引先への保証金（以下「区分管理額」という。）として預託することにより、自己の財産と顧客の財産を区分管理することとしていたが、平成19年12月14日に区分管理額不足が発生した後、検査基準日である平成20年5月30日に至るまで区分管理額不足となっていた。	の措置を講じること ③ 上記の登録取消しについて、店頭及びホームページに表示する等、顧客への周知を徹底するとともに、顧客への適切な対応に配慮すること ④ 上記①から③の実施状況を報告するとともに、全ての顧客への保証金等の返還が完了するまで、随時報告すること
3	20.8.8 (関東)	○ 電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況 常盤 Investments 株式会社は、インターネットを主体とした外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）を行っているところ、FX取引に係る電子情報処理組織（以下「システム」という。）の保守管理等については、業務委託先に対し全面的に一任している状況にあり、当社自らが、システム障害の発生状況すら把握・管理する態勢にない。 今回検査において、当社におけるシステム障害の発生状況について検証したところ、業務開始日から検査基準日までの約16か月間において、少なくとも30件のシステム障害が発生していることが認められ、これらのシステム障害の中には、FX取引に係る顧客の注文が発注できないなどの顧客の取引に重大な影響を与えるものが複数含まれている。しかしながら、当社は、当該システム障害による顧客の損害発生状況を一切確認せず、損失補てん等の必要な顧客対応も行っていない。 以上のように、当社におけるシステムリスク管理態勢は、極めて杜撰であることが認められた。	会社に対する処分 業務改善命令 ① 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ② システムの現状、システム障害の発生原因を十分確認・検討し、外部システム監査の実施及びシステム障害発生時の速やかな報告態勢の確立等、実効性のあるシステムリスク管理態勢の整備を図り、確実に実行すること ③ 今般の行政処分を踏まえ、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること ④ 上記の①から③について、その対応状況を書面で報告すること。また、外部システム監査の結果を含め、②及び③については、その実施状況を、当分の間3ヶ月ごとに書面で報告すること

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
4	20.9.17 (近畿)	◎ 顧客の損失を補てんするため、財産上の利益を提供する行為等 (1) 架空取引を捏造して顧客に財産上の利益を提供する行為 株式会社パンタ・レイ証券FX事業部員は、その業務に関し、平成19年8月にロスカットされたことなどにより生じた外国為替証拠金取引に係る顧客の損失及び逸失利益について、顧客より財産上の利益を提供するよう要求を受け、独断でこれに応ずる旨を約束し、同19年9月5日、同月10日及び同年10月9日の3日間、計6回にわたり、管理端末に架空の新規・決済注文を入力することで決済益を出す方法、又は約定データの単価を変更して決済損を少なくする方法により、計12,580千円の財産上の利益を提供した。 (2) システム障害により損失を受けた顧客に対し、損失を補てんするため財産上の利益を提供しながら、その届出を行わない行為等 当社は、(イ)平成19年7月13日から同年8月9日までの間に発生した8回の外国為替証拠金取引に係るシステム障害発生時において、損失を受けた顧客10名に対し、同年7月13日から同年9月4日にかけて、計7,888千円の損失補てんを行いながら、これらについて、近畿財務局長に届出を行っていなかった。また、(ロ)同年7月20日及び同年8月9日に発生した2回のシステム障害発生時においては、損失を受けた顧客3名に対し、同年8月6日及び同年9月4日、損失額を超える計47千円の財産上の利益を提供していた。 ○ 電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況 当社は、平成19年6月から同年9月までの間に、外国為替証拠金取引に係るシステムにおいて、少なくとも18件のシステム障害を発生させており、これらのシステム障害においては、顧客の取引に損失を与えたものも多数含まれている。しかしながら、当社においては、システム障害発生時における対応手順が確立されておらず、顧客の損失の発生状況すら把握せず、担当者が場当たり的な対応に終始し、組織的な対応が行われていない。 また、当社においては、システムリスク管理を一部の使用人に任せきりとし、全社的なシステムリスク管理態勢が確立されていないことから、上記(1)のとおり、FX事業部員が、顧客からの要求に応じ、単独で、管理端末より架空取引を入力して財産上の利益を提供していたことを看過している。 以上のように、当社におけるシステムリスク管理態勢については、極めて杜撰である状況が認められた。	会社に対する処分 業務停止命令 〔平成20年9月29日から同年10月1日までの間、全ての店頭デリバティブ取引業務の停止〕 業務改善命令 〔①今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること ②法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること ③内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役員への周知徹底を図ること ④システム障害の発生原因を十分認識・検討し、監査の実施及びシステム障害発生時の速やかな報告態勢の確立等、実効性のあるシステムリスク管理態勢の整備を図り、確実に実行すること ⑤上記の①から④について、その対応状況を書面で報告することとし、②から④については、その実施状況を、当分の間3か月ごとに書面で報告すること〕 外務員に対する処分 職務停止6週間
5	20.10.15 (関東)	○ 特定口座開設顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況 丸三証券株式会社は、平成15年に、特定口座制度導入に伴うシステム開発を行った際、特定口座開設顧客が当該口座において保有する現物株式の銘柄に係る株主割当増資に関し、当該増資への申込みを行うか否かにかかわらず、当該銘柄を保有する顧客全員が申込みを行ったものとみなして、株式の平均取得単価を算出するシステムを構築した。 上記のシステムにおいては、当該増資への申込みを行わない顧客について、権利落ち後に、当該銘柄の平均取得単価を修正する必要があるものの、当社は、平成17年10月から同20年4月までの間、株主割当増資の払込期日が到来した4銘柄について、当該増資への申込みを行わなかった顧客の平均取得単価を修正せず、その結果、当該増資に係る銘柄を売却している顧客152名(延べ153名)に対して、誤った平均取得単価を用いて算出された取得価額を通知する等、不適切な情報を通知している。	会社に対する処分 業務改善命令 〔①今般の問題により影響を受けた顧客に対し、適切な説明を行うとともに、顧客対応に万全を期すること ②今般の証券取引等監視委員会の指摘内容を踏まえ、根本的な原因を究明し、問題の所在を総括した上で、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること〕

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
5 つづき			・内部管理態勢のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること ・役職員の法令遵守意識を高め、公正かつ適切な業務運営がなされるよう必要な研修及び周知徹底すること ・上記を踏まえ、再発防止策を策定し、実施すること ③上記①及び②について、その対応・実施状況を書面で報告すること
6	20.10.29 (関東)	○ 検査忌避及び報告徴取命令違反 (1) 検査忌避 平成 20 年 5 月 28 日午前 9 時頃、関東財務局（以下「当局」という。）の検査官は、テリーサポートフォリオマネジメント株式会社に対する検査のため、当社に臨店したが、当社代表取締役社長（以下「社長」という。）は、当日は出社できないこと、無予告の検査には応じられないことなどを理由に、当日の臨店検査を拒んだ。 翌 29 日、当局検査官は再度当社に臨店し、社長は、検査に時間的制限を課した上で応ずるとしたが、その後の臨店検査において、現物検査や他の役職員への面談を拒むなどした。 また、当局検査官が検査に必要とする資料の提示等を依頼しても、当社の業務実態等の検証・把握を行うことは到底できない、一部の僅かな資料を提示し、それ以外の資料については、「あるが探さないと分からない。」などの回答を繰り返すのみであった。 さらに、社長は、個人情報の漏えいのおそれがあるとして、提示した資料のコピーを拒んだ。 (2) 報告徴取命令違反 上記（１）のとおり、今回検査において、当社の業務実態等を何ら検証・把握することができなかったことから、当局は、当社の業務実態等の検証・把握を目的として、当社に対し、帳簿書類等の業務に関する資料を提出するよう、報告徴取命令を発した。 当該報告徴取命令の報告期限当日、社長は、提出を命じられた資料の一部とするものを持参した。しかしながら、当該資料では当社の業務実態等を検証・把握することはできなかった。また、当該資料以外の資料については、その一部は提出しないと、残る資料については後日提出するとしながら、未だ一切提出されていない。	会社に対する処分 業務停止命令 〔金融商品取引業の全ての業務を平成 20 年 11 月 10 日から平成 21 年 5 月 8 日まで停止すること〕 業務改善命令 ①金融商品取引業務（投資助言・代理業務）を適切に行うための経営管理態勢（取締役及び監査役等の職責等）及び業務運営態勢（執行体制）の整備 ②投資顧問契約書、助言記録、契約締結前書面、契約締結時書面及び財産経理等に関する法定帳簿の適切な管理態勢の整備 ③行政による処分（検査、報告命令等）に適切に対応するための態勢の整備 ④全ての顧客に対して本件処分について周知を図るとともに、顧客に対し、誠実に対応すること ⑤業務に関する各種帳簿書類の写し等（平成 17 年 4 月から直近のものすべて）、上記④の周知・対応の状況及び上記①から③までのことについて、具体的な態勢整備や改善策を提出すること。以降、その後の実施状況を当分の間毎月末までに

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
6 つづき			提出すること
7	20.11.4 (福岡)	◎ 店頭金融先物取引において、売付け及び買付けの価格を同時に提示せずに値決めを行っている状況 (1) サクセット株式会社が行っている店頭外国為替証拠金取引業務において、当社が顧客に対して交付している契約締結前交付書面等に記載された方法と異なり、取引通貨の売付け及び買付けの価格の双方があるにもかかわらず、顧客に対してこれらを同時に提示しておらず、値決め担当者が売付け及び買付けの価格を任意に決定している状況にあった。 こうした状況の中、当社の値決め担当者である管理部係長代理は、平成19年5月から同年6月頃、為替相場が円安傾向にあったため、顧客が行ったニュージーランドドル/円の通貨取引（以下「本件NZドル/円取引」という。）の買建てについて、反対売買を行ったならば、利益を得ることができると認識した。 (2) 管理部係長代理は、上記(1)記載の業務状況にあって、通常、顧客からの注文を成行で受注していたことを奇貨として、上記(1)記載の認識に基づき行った本件NZドル/円取引の反対売買について、顧客との間の取引は、当社のカバー取引先（以下「当社カバー先」という。）の提示レート（対顧客との間の値決めにおいて当社が参照するとしている価格）より大幅に低い価格で約定処理を行う一方で、当社カバー先との間の取引は提示レートで約定することにより、対顧客と対当社カバー先との取引による差額分を当社に帰属させることを企図した。 (3) 管理部係長代理は、上記(2)記載の企図のもと、平成19年6月12日から同月15日にかけて、当社の各営業員に対し、本件NZドル/円取引の買建てに係る仕切り売り希望の有無を確認するよう指示し、かかる指示を受けた営業員が取引の勧誘を行った。この結果、売付け及び買付けの価格の双方があるにもかかわらず、顧客に対してこれらを同時に提示することなく、46顧客から仕切り売り注文（成行）を受注し、当社カバー先が提示する価格より、さらに1通貨単位当たり約4円から2円低い価格で約定した。 一方、管理部係長代理は、当該約定後、当社カバー先における仕切り売りを提示レートで行うことにより、当社は対顧客と対当社カバー先との取引の差額として、売買益48,526,300円（当社が顧客に説明しているスプレッド、手数料を除く。）を取得した。	会社に対する処分 業務改善命令 ① 公正かつ適切な業務運営を実現するため、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びにこれらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること ② 実効性のある再発防止策を策定・実施し、責任の所在の明確化を図ること ③ 上記①及び②の措置を講じ、その対応状況を書面で報告すること 外務員に対する処分 職務停止3週間
8	20.11.7	○ 第三者割当増資の決議等に係る議事録の不実記載等 シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社は、ニューシティ・レジデンス投資法人の資産運用を行っているが、当投資法人の第三者割当による新投資口の発行（以下「第三者割当増資」という。）に対する当社の助言等に関する投資委員会（以下「本件投資委員会」という。）及び本件投資委員会後に開催された取締役会（以下「本件取締役会」という。）での審議、承認及び決議等において、第三者割当増資議案に係る誤った決議、当該誤決議に気づいた直後の不適切な対応、社外取締役に対する本件投資委員会議事録及び本件取締役会議事録（これらの議事録を総称して、以下「本件議事録」という。）の不実記載への協力に関する依頼、本件議事録の不実記載を行っていた。 (1) 本件投資委員会での第三者割当増資議案に係る誤った決議 本件投資委員会（平成20年4月22日開催）において、当社の社内規程では、「議決権を有する社外取締役全員の賛成」が決議要件とされているところ、投資委員全員及び陪席者全員が当該決議要件を認識していなかったことから、第三者割当増資議案について、当社の社外取締役（以下「社外取締役」という。）が決議において反対の意思を表明したにもかかわらず、社外取締役を除く他の委員の賛成により多数決で可決した。 (2) 本件投資委員会での誤決議に気づいた直後の不適切な対応 当社チーフ・コンプライアンス・オフィサー（以下「CCO」という。）は、本件投資委員会（CCOは、本件投資委	会社に対する処分 業務改善命令 当社に対して既に発出した業務改善命令（H20.10.9）に包含

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
8 つづき		員会に陪席。)に引き続き同日開催された本件取締役会の最中に、本件投資委員会における第三者割当増資議案が社外取締役の反対により当該決議要件を満たしておらず、取締役会に上程することが適切でないことに気づいたにもかかわらず適切な対応をとることなく、本件取締役会の議事を続行させた。その後、当投資法人は、第三者割当増資議案を決議し、当投資法人及び当社は、その結果につきプレスリリースを行うとともに、当投資法人は、有価証券届出書を関東財務局に提出した。 (3) 社外取締役に対する本件議事録の不実記載への協力に関する依頼 CCOは、同年4月23日、当社代表取締役社長(以下「代表取締役」という。)ほか2名とともに、本件投資委員会における第三者割当増資議案の決議に係る善後策を検討した結果、社外取締役に対して、本件投資委員会における第三者割当増資議案について、① 決議を棄権したこと、② その結果、全員賛成で決議されたと議事録に記載させて欲しい旨を依頼することとし、代表取締役及びCCOほか1名が依頼文を作成し、同月28日付で社外取締役に送付した。 (4) 本件議事録の不実記載 ① 同年5月20日、CCOは自ら、本件取締役会議事録のドラフト(第三者割当増資議案の箇所)について、社外取締役は、決議への参加を棄権し、議決権を放棄し、満場一致で承認・可決した旨の事実と異なる記載をした。 また、本件投資委員会議事録のドラフトも、本件取締役会議事録のドラフトを基に作成しているため、同様に事実と異なる記載がなされた。 ② 当社は、同月22日、事実と異なる記載がなされた本件議事録のドラフトへの承認及び押印を社外取締役に依頼したところ、社外取締役はこれに応じず、本件投資委員会及び本件取締役会における第三者割当増資議案に棄権することなく反対票を投じた旨の回答があった。 また、社外取締役は、当社のグループ会社の社長(以下「日本法人社長」という。)をして、代表取締役に対し、議事録の訂正内容の確認を要求した。 これらを受け、代表取締役は、本件取締役会議事録のドラフトのうち、第三者割当増資議案に係る決議事項部分についてのみ、社外取締役が反対した旨に記載内容を訂正し、再度社外取締役に承認の依頼をし、また、日本法人社長に対し、当該訂正部分のみを提示し、日本法人社長の了承を得た。 ③ しかしながら、当社が正本とした本件取締役会議事録には、第三者割当増資議案は、本件投資委員会において審議及び可決の上、本件取締役会に上程された旨の事実と異なる記載がなされており、代表取締役及びCCOは、当該記載が事実と異なる記載であることを認識しているにもかかわらず、当該記載を訂正しないまま、正本とした。 また、本件投資委員会議事録についても一切訂正しておらず、社外取締役にに対し、確認のためこれを送付さえしていない状況にある。 上記のとおり、当社では、本件投資委員会での第三者割当増資議案に係る決議について、① 法令遵守責任者であるCCOが、決議要件を満たしていないことを認識しながら適切な対応を行っておらず、② 代表取締役及びCCOは、第三者割当増資議案に反対した社外取締役にに対し、当該議案に棄権したことにして欲しいと依頼し、③ CCOは、社外取締役が当該依頼に同意することを前提に、自ら不実の本件取締役会議事録のドラフトを作成しており、また、本件議事録も訂正されることはなく、④ 更に、これらCCOの行為を代表取締役が容認している。	

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
9	20.11.14	○ 利害関係を有する者からの資産の取得等に係る善管注意義務違反 クリード・リート・アドバイザーズ株式会社は、クリード・オフィス投資法人との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている当投資法人の資産の運用に関し、平成 18 年 3 月、当社の親会社等の利害関係を有する者から物件を取得するに際し、1 物件について、当社が定めるアスベストを使用している物件の取得に係る投資方針等の基準を満たすための対応を怠り、当投資法人に不要な費用の支出をさせた。また、他の 1 物件について、増改築工事中の賃料未収入期間を考慮することなく、当投資法人に資産を取得させるなどしていた。	会社に対する処分 業務改善命令 ①投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びにこれらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること ②投資法人の運用資産の取得・運用に際しては、適切な鑑定評価額に基づいた物件取得を行うため、不動産鑑定業者へ提供する資料の適切性や当該資料の鑑定評価への反映状況について確認等を行う態勢を構築すること ③実効性のある再発防止策を策定・実施し、責任の所在の明確化を図ること ④上記①～③に関する業務改善計画を書面で提出し、直ちに実行すること
10	20.12.5	○ 法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が機能していない状況及び法人関係情報を利用した助言 ジャパン・アドバイザーズ合同会社は、法人関係情報を取得した際は、コンプライアンス・オフィサーに報告することを社内規程に定めている。しかしながら、当該社内規程において法人関係情報の定義を明確化しておらず、これまで法人関係情報として報告されたものが 1 件もないなど、当社においては、法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が機能していない状況にある。 当社シニアアナリストは、平成 19 年 8 月 22 日、上場会社より同社が自己株式の買付けを行う旨の法人関係情報を取得し、当該法人関係情報を当社代表社員に伝達した。しかしながら、当社においては上記の業務の運営の状況にあることから、上記のいずれの者も当該法人関係情報をコンプライアンス・オフィサーに報告しなかったため、当社は、当該法人関係情報が公表された同月 27 日の前に、当該法人関係情報を利用して、顧客に対し、当該上場会社の株式に係る買い推奨の助言をした。	会社に対する処分 業務改善命令 ①法人関係情報の管理に関する内部管理態勢の整備を図ること ②代表者を含む役職員の法令理解及び遵守意識の向上を図ること ③上記①及び②について、具体的な改善策を提出すること
11	21.3.13	○ 金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況 マネックス証券株式会社は、金融庁長官から、平成 18 年 6 月 7 日、「証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況に該当する」との理由で業務改善命令を受け、同命令に基づき、同年 7 月 7 日、「証券取引法第 56 条第 1 項の業務改善命令に基づく報告について」（以下「改善報告書」という。）を金融庁長官に提出し、外部委託先に対する改善の要請と当社による当該改善実施状況の継続的確認、及び当社における改善策の実施に係る報告を行った。 しかしながら、当社における当該改善策等の対応は、以下のとおり不十分なものとなっており、依然として電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にある。これは、当社経営陣が、上記改善策等の実施状況について、電子情報処理組織の管理	会社に対する処分 業務停止命令 ・平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの間、システム整備を伴う新たな業務展開の停止 業務改善命令 ①前回の業務改善命令を受けて当庁に報告した改善策が

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
11 つづき	21. 3 .13	に係る改善活動の主体であるテクノロジー部からの報告を受けるのみで、①各部が行う改善状況を統括的に管理監督する責務を担う部署を定めず、②改善活動の具体的な方針を定めず、③改善活動の評価基準を定めていなかったことに起因するものである。 (1) 外部委託先における改善策の実施状況 当社は、外部委託先の改善項目について、その改善がどのように実施されているかを把握しておらず、多数の改善漏れが発生した。 (2) 当社における改善策の実施状況 当社は、改善報告書において、以下の点を改善項目として挙げていたが、その改善状況は十分なものと認められない。また、改善報告書に基づく改善状況を監査する立場の業務改善支援室は、各改善項目に係る実効性のある検証を行っていたものとは認められない。 ① A S P（アプリケーション・サービス・プロバイダー、外部委託先）管理態勢の強化 当社は、改善報告書において、A S P共通の管理確認リストを作成し、管理レベルを整備するなどとし、「管理確認リスト」を作成して外部委託先の評価を行っていたものの、当社が行っているA S Pの評価は、A S Pによる自己評価であり、当社は、当該自己評価の結果について、裏付資料を徴求するなど、主体的な評価を行っていない。 ② 容量不足に起因するシステム障害防止対策 当社は、改善報告書において、各A S Pのキャパシティ管理基準の妥当性の検証等を行うとしていたものの、外部委託先との契約において、キャパシティ管理基準上の閾値を具体的に定めておらず、平成20年4月から同年10月までの間に、容量不足に起因するシステム障害を9件発生させた。 ③ 設計ミス又はテスト漏れに起因するシステム障害防止策 当社は、改善報告書において、レビュールールとしての責任の所在及び手続きの明確化等を行うとしていたものの、当該改善項目を適切に実施していないことに起因するシステム障害を発生させた。 ④ 運用ミスに起因するシステム障害防止策 当社は、改善報告書において、当社による主体的な当社システムの変更管理の実施、並びに修正範囲、影響範囲及び障害発生時のリカバリー方法等の事前確認等を行うとしていたものの、影響範囲の確認等を行わなかったこと等に起因してシステム障害を発生・拡大させた。 ⑤ 再発防止策の実効性確保 当社は、改善報告書において、システム障害の再発防止策の実施状況についての確認及び検証、並びにコンプライアンス・ミーティングへの報告等を行うとしていたものの、再発防止策の実施状況の確認等が実効的になされているとは認められない。 ⑥ 検証体制の強化 当社は、改善報告書において、システム部門による再発防止策検証会議の開催等を行うとしており、当該会議を実施していたものの、業務改善支援室は、当該会議の審議内容についての検証を行っていない。 ⑦ 外部システム監査 当社は、改善報告書において、外部システム監査を実施するとしていたものの、改善報告書提出以降検査基準日までの間、外部システム監査を全く行っていない。	適切に実行されなかった原因を究明し、経営管理態勢・内部管理態勢の見直しを図るとともに、経営陣を含む責任の所在を明確化すること ② 前回の業務改善命令を受けて当庁に報告した改善策について必要な見直しを行い、適切に実施すること ③ 上記②の改善策の一環として、システム全体を対象とする外部システム監査を実施することにより、システム管理の有効性を検証し、その結果を踏まえた態勢整備を行うこと ④ 上記②の改善策の実施に際して、改善状況を適切にモニタリングするために必要な態勢を構築すること ⑤ 役職員にシステム管理の重要性を再認識させるとともに、適切な業務運営体制を確保するため、必要な体制整備及び研修等を実施すること ⑥ 上記①から⑤について書面で報告し、さらに必要に応じて随時（上記②③については、進捗状況について3月毎）に、書面で報告すること

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
12	21. 3 .13	○ 金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況 楽天証券株式会社は、(1)平成20年11月11日に、すべての顧客に対して前場を含め約7時間にわたる受注停止という影響を及ぼした大規模システム障害（以下「平成20年11月11日の障害」という。）、及び(2)平成21年1月13日に、3,024名の顧客に対して前場を含め最長5時間弱にわたる発注遅延という影響を及ぼしたシステム障害（以下「平成21年1月13日の障害」という。）を発生させたものであるが、以下のとおり、当社においては、システム障害による被害の拡大を未然に防ぐための、又は被害を最小化するための障害復旧態勢の整備が不十分であり、障害発生時に顧客に無用の混乱を生じさせないための適切な措置が講じられていないことが認められた。 (1) 平成20年11月11日の障害 ① 当社は、データベース製品の不具合によって発生した障害（以下「1次障害」という。）の復旧作業中、担当ベンダーによるオペレーションの順番相違等により、「日本株式の逆指値注文の受注停止」等といった2次障害を発生させた。 上記2次障害は、このようなリスクの高い臨時オペレーションに対して、担当ベンダー以外の者が結果確認をするダブルチェック態勢等がとられていなかったこと、及び当社が当該オペレーションの終了報告を担当ベンダーから受けるのみで、結果確認をしていなかったことに起因するもので、オペレーションミスの防止態勢に不備があったものと認められる。 ② 当社は、夜間バッチ処理が遅延したため自動起動しなかったシステムを手動起動で復旧する作業を担当ベンダーへ指示したが、担当ベンダーの参照したマニュアルに一部記載漏れがあったため、当該作業において、一部処理の起動漏れが発生し、「先物・オプションの大阪証券取引所イブニングセッション受注開始遅延」等といった2次障害が発生した。 上記2次障害は、当該マニュアルの実効性が確保されていなかったこと、及び障害影響範囲を確認していなかったこと等、管理・確認態勢の不備に起因するものと認められる。 ③ 当社においては、受注停止及びログイン停止の解除というような重要な判断における判断基準又は判断指針が事前に具体化及び明確化されていなかったという態勢上の不備から、当社重度システム障害対策委員会は、障害復旧状況を確認しないまま、受注停止及びログイン停止の解除を行い、その結果、当社は、過誤訂正の対象となる注文を受けてしまうなどの結果を発生させた。 (2) 平成21年1月13日の障害 ① 当社は、平成20年2月、2つに分かれていたデータセンターを統合するに際し、発注システムのネットワーク設定という重要な作業において、設定作業ごとにチェックを入れるなどの見落とし防止の工夫やエビデンスによる確認作業等を行わなかったため、誤設定を看過し、その結果、平成21年1月13日の障害を発生させており、当社のオペレーションミスの防止態勢には不備があると認められる。 ② 当社は、上記誤設定により、東京証券取引所との接続が断たれてしまった発注システムに滞留していた注文を、正常に接続されていた発注システムに振り替えるといった復旧作業を行ったものの、準備されていた障害復旧手順書においては、上記作業ケースが想定されておらず、復旧作業に相当の時間を要してしまった。 ③ 当社においては、「受注済・発注未済取引の失効処理」を実施する判断基準又は判断指針が事前に具体化及び明確化されていなかったことから、訂正・取消しが行われた注文についての当社重度システム障害対策委員会による失効の判断が遅れ、失効処理が完了するまでの間、当該注文を行った顧客は訂正・取消しもできず、相当の時間、当該注文分の売買余力が拘束されていた状態にあった。	会社に対する処分 業務停止命令 〔平成21年4月1日から平成21年4月30日までの間、システム整備を伴う新たな業務展開の停止〕 業務改善命令 ① 過去のシステム障害事例の検証を行うこと等により、想定される障害復旧態勢の問題点を類型化し、実効性ある対策を講じること ② 「電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」による3回目の業務改善命令となることも踏まえ、経営陣を含む責任の所在を明確化すること ③ システムを安定的に運用できる態勢の構築に向けて、計画・開発・運用・保守等の各局面にわたる改善計画を策定し、実施すること ④ 上記③の改善計画の策定・実施に際しては、システム全体を対象とする外部システム監査を実施することによりシステム管理の有効性を検証し、その結果を踏まえた態勢整備を行うこと ⑤ 役職員にシステム管理の重要性を再認識させるとともに、適切な業務運営体制を確保するため、必要な体制整備及び研修等を実施すること ⑥ 上記①から⑤について書面で報告し、さらに必要に応じて随時（上記③④については進捗状況について3月毎）に、書面で報告すること

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
13	21. 3 .27 (関東)	○ 金融商品仲介業者の法令違反行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況、及び、特定同意注文に基づく取引を行う場合の十分な社内管理体制を整備していない状況 (1) 金融商品仲介業者の法令違反行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況 アヴァロン湘南証券株式会社は、平成 19 年 12 月 24 日、ユウキャピタルマネジメント株式会社（以下「ユウキャピタル」という。）との間で、金融商品仲介業者に係る業務委託契約を締結し、同社に金融商品仲介行為を委託している。 しかしながら、当社においては、ユウキャピタルに対し、法令違反行為を防止するための各種研修や監査等といった、金融商品仲介業者に法令遵守意識の徹底を求めるための措置を何ら講じておらず、また、ユウキャピタルが顧客から受託した取引は同社が管理するものであるとして、同社の投資勧誘や営業状況の実態把握・検証等を全く行っていないなど、金融商品仲介業者の法令違反行為を防止するための措置が十分に講じられていない状況にあると認められる。 (2) 特定同意注文に基づく取引を行う場合の十分な社内管理体制を整備していない状況 当社は、平成 19 年 12 月 25 日、ユウキャピタルの勧誘・仲介により、顧客 4 名との間で、日経平均株価指数オプション取引に関して、売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については特定同意（当該同意の時点における相場又は当該同意の直近の時点における相場を考慮して何円以上又は何円以下という幅を持たせた同意。以下同じ。）の範囲内で当社が定めることができることを内容とする契約を締結した。 しかしながら、当社は、当該特定同意注文に基づく取引を行うに当たり、その関係法令等の確認等を行っておらず、また、仲介の委託をしたユウキャピタルが自らの判断で当該取引を受託・執行するという法令違反行為に及んでいるにもかかわらず、これについては同社が管理するものであるとして、その取引の実態を何ら把握・管理をしていないなどの状況にあり、顧客の注文内容が誠実に執行できるような体制や、執行状況の検証あるいはモニタリング体制等が整備されていないなど、適切な体制の整備や法令遵守の徹底等がなされておらず、十分な社内管理体制があらかじめ整備されていない状況にあると認められる。	会社に対する処分 業務改善命令 ① 今般の証券取引等監視委員会の指摘内容を踏まえ、根本的な原因を究明し、問題の所在を総括した上で、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること ・内部管理態勢のあり方について検証するとともに責任の所在の明確化を図ること ・役職員の法令遵守意識を高め、公正かつ適切な業務運営がなされるよう必要な研修及び周知徹底すること ・上記を踏まえ、再発防止策を策定し、実施すること ② 上記①について、その対応・実施状況を書面で報告すること
14	21. 3 .27 (関東)	◎ 金融商品仲介業者に係る制限を超える金融商品取引行為等 ユウキャピタルマネジメント株式会社は、金融商品仲介業の登録を受け、アヴァロン湘南証券株式会社（以下「アヴァロン湘南証券」という。）等から金融商品仲介行為の委託を受けている金融商品仲介業者であり、また投資顧問業（投資助言業）の登録を受けている金融商品取引業者であるが、以下のとおり、金融商品仲介業者に係る制限を超える金融商品取引行為等が認められた。 (1) 仲介の委託を受けた特定同意注文に基づく取引につき自ら価格を決定して発注する行為 当社は、平成 19 年 12 月 24 日、アヴァロン湘南証券との間で金融商品仲介業者に係る業務委託契約を締結し、同月 25 日、アヴァロン湘南証券は、顧客 4 名との間で、日経平均株価指数オプション取引に関して、売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については特定同意（当該同意の時点における相場又は当該同意の直近の時点における相場を考慮して何円以上又は何円以下という幅を持たせた同意。以下同じ。）の範囲内でアヴァロン湘南証券が定めることができることを内容とする契約を締結した。 当該特定同意注文に基づく取引において、当社は、本来は、その媒介行為として勧誘・仲介を行うべきところ、当社シニア・デリバティブ・コンサルタントである歩合外務員及びその部下は、その業務に関し、平成 20 年 1 月 15 日から同年 6 月 2 日までの間、当該 4 顧客から受託した特定同意注文に	会社に対する処分 業務停止命令 ・平成 21 年 4 月 15 日から平成 21 年 10 月 14 日までの間（6 ヶ月間）、金融商品仲介業及び投資助言業に係る全ての業務の停止 業務改善命令 ① 業務停止について、顧客等への周知を徹底すること ② 経営管理態勢・内部管理態勢のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること ③ 役職員の法令遵守意識を高め、公正かつ適切な業務運営

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
14 つづき		つき、媒介の範囲を超え、自らの判断により、当該特定同意の範囲内で価格を決定し、アヴァロン湘南証券の取次母店である証券会社に直接発注していた。 (2) 所属金融商品取引業者の委託を受けていない私募の取扱い等 当社の代表取締役及び専務取締役は、その業務に関し、平成19年5月10日から同年6月29日までの間、当社の所属証券会社（所属金融商品取引業者）の委託を受けておらず、また、証券業の登録を受けていない状況であるにもかかわらず、延べ26名（うち2名は所属証券会社の顧客）に対し、他の会社の社債に係る私募の取扱いを行った。	がなされるよう必要な研修等を行うこと ④上記を踏まえ、再発防止策を策定し、実施すること ⑤上記①から④の業務改善命令への対応・実施状況を書面で報告すること。以降、当分の間毎月末までに書面で報告すること 外務員に対する処分 ・代表取締役 職務停止2年間 ・専務取締役 職務停止2年間 ・シニア・デリバティブ・コンサルタント 職務停止13週間
15	21.5.29 (関東)	◎ 外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客分別金の信託不足 日本インベスターズ証券株式会社は、前回検査において顧客分別金の信託不足につき指摘を受け、これに基づき業務改善命令を受けたにもかかわらず、今回検査においても外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客の計算に属する金銭（以下「解約代金等」という。）について、当社取締役副社長（当時。現代表取締役社長。）の判断により、分別管理を行わないまま業務を継続していた。 その結果、当社は、平成19年10月22日から検査基準日（同20年11月18日）までの間に57回到来した顧客分別金必要額の差替計算基準日において、解約代金等につき25回の顧客分別金必要額への未計上が認められ、顧客分別金の信託不足（5回、最高額 約139百万円）を生じさせた。	業務改善命令 ①分別管理に係る手続きの点検・整備を実施し、顧客分別金信託が適切に行われる態勢を構築すること ②前回の業務改善命令と同様、再び顧客分別金の信託漏れを指摘されたことを踏まえ、根本的な原因を究明し、責任の所在を明確化すること ③上記①及び②の措置を講じた上で、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実、強化を図ること ④役職員の法令遵守意識を高めるよう必要な研修等を実施すること ⑤上記①から④について、対応・実施状況を書面で報告すること 外務員に対する処分 職務停止1年間

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
16	21.6.5 (関東)	○ 当社に帰属しない配当金を不当に受領する行為等 成瀬証券株式会社において、下記のとおり、遅くとも平成 10 年 4 月から検査基準日（同 20 年 8 月 27 日）までの間、顧客や当社元社員に係る株券につき、当社の収益を向上させることを目的として、当該株券に係る当社に帰属しない配当金を不当な手段を用いて受領する行為等が認められた。 (1) 顧客に係る株券につき配当金を不当に受領する行為等 当社は、その収益向上を目的として、保護預り株券のうち本人名義への書換え等に同意していない顧客計 76 名に係る株券 201 銘柄（数量 1,042,973 株）について、権利確定日の直前に当該株券がその保管先から返還されることを利用して、何らの権限もないにもかかわらず、当該株券の名義を当社名義に書き換える又は当社を実質株主として報告するなどした上で、当該株券につき当社に送付されてくる当社名義の配当金支払通知書添付の払出金受領証に記載・押印するなどし、当該株券に係る顧客等に帰属すべき配当金を不当に受領した（当社が受領した金額は、少なくとも約 5,897 千円である。）。 (2) 当社元社員に係る株券につき配当金を不当に受領する行為等 また、当社は、その収益向上を目的として、当社元社員計 6 名に係る個人名義の株券 7 銘柄（数量 1,131 株）について、当該株券に係る配当金支払通知書が当社あてに郵送されてくることを利用して、当該通知書に添付されている払出金受領証に元社員の氏名を記載し、当社代表取締役印を押印するなどし、何らの権限もないにもかかわらず、当該株券に係る元社員等に帰属すべき配当金を不当に受領した（当社が受領した金額は、少なくとも約 53 千円である。）。 当社における上記の行為は、市場仲介者として公正性・透明性が要求される証券会社の信頼を著しく失墜させる不当な手段を用いて、当社に帰属しない金銭（顧客等及び元社員等に帰属すべき配当金）を受領等していたものであり、当社においては、このような行為が要職にある者の主導により長期間にわたり継続的に行われ、また、経営者や監査部署はこれを看過してきたのであり、このような当社の内部管理態勢には重大な不備があり、行政処分によりその業務の改善を求める必要があるものと認められる。	会社に対する処分 業務改善命令 ① 不当に受領した配当金について、顧客等へ返還する措置を講ずること ② 根本的な原因を究明し、内部管理態勢の強化を図るとともに、責任の所在を明確化すること ③ 役職員に対し、公正かつ適切な業務運営がなされるよう必要事項を周知徹底するとともに、研修等を実行すること ④ 監査機能の実効性を確保すること ⑤ 上記①から④を踏まえ、再発防止策を策定し、実行すること ⑥ 上記①から⑤について、その対応・実施状況を書面で報告すること
17	21.6.26	○ 集団投資スキーム持分の募集において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況 ゲインズ・アセット・マネジメント株式会社は、平成 20 年 5 月に第二種金融商品取引業の登録を受け、匿名組合契約に係る出資の募集を主要業務としているものであり、当該募集による出資金を充てて行われる事業（以下「出資対象事業」という。）は、高濃度酸素発生器のリース事業（当該事業における事業管理会社を、以下「A 社」という。）を含む 2 事業である。 当社は、当該酸素発生器リース事業に係る集団投資スキーム（以下「O2 ファンド」という。）の持分につき、平成 20 年 5 月以降、7 種類募集しているが、当該募集において、下記(2)及び(3)のとおり、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められた。 (1) 本件 O2 ファンドの運営状況等 ① 匿名組合財産や出資対象事業の運用実績の裏付けのない配当 本件 O2 ファンドに係る出資対象事業につき、平成 20 年 11 月分以降、A 社から当該事業に係る稼働・運用報告がなされず、また、同年 12 月分以降については、酸素発生器の稼働率が相当悪化して出資対象事業の収益	会社に対する処分 業務停止命令 〔平成 21 年 6 月 26 日から平成 21 年 12 月 25 日までの間、金融商品取引業の全ての業務の停止〕 業務改善命令 ① 顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること ② 顧客に対し、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意向も踏まえて必要な手続きを行

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
17 つづき		がほとんどないため、当社においてA社からの収益金の入金が遅延し又は入金がないなどといった状況にあった。 このような状況の中で当社は、本匿名組合財産の状況や出資対象事業の運用実績を把握・確認することなく、現にその運用実績の裏付けがないにもかかわらず、稼働率70%を前提とした年利回り10%前後の配当をしている。 ②出資者に説明されていない多額の出資者負担費用（販促費用）の徴取 当社は、当社が出資金から徴取する手数料その他の出資者が負担する費用等（以下「出資者負担費用」という。）につき、販売勧誘資料や契約締結前交付書面において「申込手数料」として出資金の5%相当額（一口50万円につき2万5000円）等を記載しているにとどまる。 しかしながら、当社は、出資金一口50万円から、上記「申込手数料」のほか販促費用20万円（一口50万円の40%相当額）をA社から入金を受けてこれを徴取し、出資者に負担させていた。 (2)出資者に誤解を生じさせる広告及び表示等 上記(1)の事実関係は、いずれも出資者が本件O2ファンドに出資をするかどうかの投資判断に重大な影響を与えるものと認められ、当社は、遅くとも平成21年3月頃以降、当該各事実関係を認識し又はこれらを調査・確認すべきであったと認められる。 しかしながら、当社は、 ① 出資金一口（50万円）のうち20万円を販促費用として徴取しているが、その募集に際して販売勧誘資料等において、当社が出資金から徴取する出資者負担費用として「申込手数料」（2万5000円）等を記載するにとどまり、当該販促費用につきこれを表示し、出資者に説明すべきものと認められるにもかかわらず、これを徴取する旨の表示・説明がなされていない。 ② 当社が行った配当につき、出資対象事業の運用実績の裏付けが全くないものであるにもかかわらず、当社のホームページには年利回り「10.8%」など并表示されており、「70%程度の稼働率があり、そのような運用実績の裏付けがある」という著しい誤解を生じさせる表示となっている。 ③ 平成21年3月以降に募集が開始された本件O2ファンドに係る出資の募集に際し、その当時において出資対象事業の運用実績が確認できず、また、実際の稼働率が相当悪化し、対象期間の収益金がA社から入金されていない状況であったにもかかわらず、販売勧誘資料である「募集要項」には、そのような現状からは実現可能性がほとんどないというべき稼働率（50～90%）に着目した想定利回り表が掲載されているほか、稼働率の維持に努めるなどといった記載もあり、匿名組合契約書の運用方針には、想定稼働率を60%以上と設定する旨記載されている。このような表示は全体として、「酸素発生器の稼働率として50～90%も実現可能であり、また、当社が実際の稼働率を把握・確認した上で配当を行っている」と受け取れる誤解を生じさせる表示であると認められる。 (3)無登録業者への名義貸しによる募集 株式会社Bの社員は、平成20年12月頃以降、本匿名組合契約に係る出資の募集につき、同社の業務として、営業代行と称して当社の名義を用いて当該募集を行っており、当社は、金融商品取引業の登録を受けていない同社及びその社員に対して当社の名義を貸し、当該募集行為を行わせている。	うこと ③顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること ④顧客への説明及び出資金の返還のために必要な人的体制を整えること ⑤会社財産の不当な費消を行わないこと ⑥上記①から⑤について、その対応・実施状況を期日までに及び随時に書面で報告すること

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
18	21.6.26 (東海)	○ 自己資本規制比率が120%を下回る状況 株式会社 TONK (旧商号: 株式会社ユニバーサル・インベストメント) の自己資本規制比率は、平成 21 年 3 月 17 日現在 120% を下回っている。 ○ 純財産額が最低純財産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況 当社の純財産額は、平成 21 年 3 月 17 日現在 5 千万円を下回っている。	会社に対する処分 業務停止命令 〔平成 21 年 7 月 9 日から同年 10 月 8 日までの間、全店舗における全ての店頭デリバティブ取引等業務の停止〕 業務改善命令 ① 自己資本規制比率及び純財産額の改善計画を策定し、速やかに実行すること ② 顧客から預託を受けた保証金等の保全と区別管理を引き続き徹底すること ③ 顧客に対して、今回の行政処分の内容を周知した上で、顧客の求めがあれば預託を受けた保証金等の返還、契約の解消を速やかに実施すること ④ 会社財産を不当に費消する行為を行わないこと ⑤ 同一の理由による 2 度目の行政処分であることを踏まえ、投資者を保護するために必要な内部管理態勢を整備すること ⑥ 上記①から⑤について期日まで書面で報告し、以後その進捗状況について毎月最初の営業日及び随時(上記②から④については毎週月曜日と随時)に、報告すること

(2) 課徴金納付命令に関する勧告（不公正取引）

(注) 内部者取引における課徴金額は、表中において特に注記のない限り、旧金融商品取引法第 175 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、下記のとおり算出される。

① 買付けを行った場合

$$\begin{aligned} & (\text{重要事実/公開買付けの実施に関する事実が公表された翌日の終値}) \times (\text{買付株数}) \\ & - (\text{買付価格}) \times (\text{買付株数}) \end{aligned}$$

② 売付けを行った場合

$$\begin{aligned} & (\text{売付価格}) \times (\text{売付株数}) \\ & - (\text{重要事実/公開買付けの実施に関する事実が公表された翌日の終値}) \times (\text{売付株数}) \end{aligned}$$

(平成 20 年 7 月～平成 21 年 6 月)

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	20.7.24	・ 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項） 課徴金納付命令対象者は、株式会社サンエー・インターナショナルの役員であったが、同社が株式の発行を行うことを決定した事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平成 18 年 7 月 14 日より以前の同年 4 月 20 日に、株券合計 4,800 株を総額 2,907 万 1,000 円で売り付けたものである。 ・ 課徴金額 1,246 万円 (注) 課徴金額は、重要事実の公表翌日が市場休業日であったため、以後の直近の株式会社サンエー・インターナショナルの株価である平成 18 年 7 月 19 日の始値の 3,460 円と売付価額の 2,907 万 1,000 円を前記②の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 $\text{売付価額 } 29,071,000 \text{ 円} - (3,460 \text{ 円} \times 4,800 \text{ 株}) = 12,463,000 \text{ 円}$ ⇒売付価額は、 $\left[\begin{array}{ll} 6,000 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} & 6,010 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \\ 6,020 \text{ 円} \times 1,300 \text{ 株} & 6,030 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} \\ 6,080 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} & 6,100 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \\ 6,120 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} & 6,140 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} \end{array} \right]$ の合計額である。 ⇒課徴金額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>1,246 万円</u>	審判手続開始決定日 平成 20 年 7 月 24 日 課徴金納付命令日 平成 20 年 8 月 22 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
2	20.10.17	・ 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項） 課徴金納付命令対象者は、 (1) 株式会社ヴァリックの役員であったが、同社の業務執行を決定する機関が株式会社 AOKI ホールディングスとの間で株式交換を行うことについての決定をした旨の事実を、その職務に関し知り、この事実が公表される平成 19 年 11 月 15 日午後 3 時 30 分より以前の同日に、株式会社ヴァリックの株券合計 8 株を総額 93 万 4,000 円で買い付け、 (2) 株式会社ラヴィスと機密保持契約を締結していた株式会社ヴァリックの役員として、同契約を履行していたものであったが、株式会社ラヴィスの業務執行を決定する機関が株式会社 AOKI ホールディングスとの間で株式交換を行うことについての決定をした旨の事実を、同契約の履行に関し知り、この事実が公表される平成 19 年 11 月 15 日午	審判手続開始決定日 平成 20 年 10 月 17 日 課徴金納付命令日 平成 20 年 11 月 7 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

2 つき		後3時30分より以前の同月14日及び同月15日に、株式会社ラヴィスの株券合計12株を総額97万2,000円で買い付けたものである。 ・課徴金額 34万円 (注) 課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成19年11月16日の株式会社ヴァリックの株価の終値の14万2,000円、株式会社ラヴィスの株価の終値の9万2,800円とそれぞれの株券に係る買付価額を上記①の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される(1)と(2)の合計額である。 (1) 株式会社ヴァリック株式について $(142,000 \text{ 円} \times 8 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 934,000 \text{ 円} = 202,000 \text{ 円}$ ⇒買付価額は、 $\left(\begin{array}{l} 115,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 117,000 \text{ 円} \times 7 \text{ 株} \end{array} \right)$ の合計額である。 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>20万円</u> (2) 株式会社ラヴィス株式について $(92,800 \text{ 円} \times 12 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 972,000 \text{ 円} = 141,600 \text{ 円}$ ⇒買付価額は、 $\left(\begin{array}{l} 80,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \\ 80,800 \text{ 円} \times 8 \text{ 株} \\ 82,800 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \end{array} \right)$ の合計額である。 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>14万円</u>	
3	20.10.17	・内部者取引（金商法第175条第1項） 課徴金納付命令対象者は、株式会社ヴァリックの社員であったが、同社の業務執行を決定する機関が株式会社AOKIホールディングスとの間で株式交換を行うことについての決定をした旨の事実を、その職務に関し知り、株式会社ヴァリックを退職した後、この事実が公表される平成19年11月15日より以前の同月2日及び同月7日に、株式会社ヴァリックの株券合計2株を総額22万5,000円で買い付けたものである。 ・課徴金額 5万円 (注) 課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成19年11月16日の株式会社ヴァリックの株価の終値の14万2,000円と買付価額22万5,000円を前記①の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 $(142,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 225,000 \text{ 円} = 59,000 \text{ 円}$ ⇒買付価額は、 $\left(\begin{array}{l} 112,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 113,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \end{array} \right)$ の合計額である。 ⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、<u>5万円</u>	審判手続開始決定日 平成20年10月17日 課徴金納付命令日 平成20年11月7日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

4	20.10.24	・ 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項） 課徴金納付命令対象者は、株式会社メディセオ・パルタックホールディングスの社員であったが、同社の他の社員が、同社とクオール株式会社が締結した守秘義務契約の履行に関して知った、クオール株式会社の業務執行を決定する機関が株式会社エーベルを吸収合併することについての決定をした旨の事実を、その職務に関し知り、株式会社メディセオ・パルタックホールディングスを退職した後、この事実が公表される平成 19 年 5 月 25 日より以前の同月 14 日から同月 23 日までの間に、クオール株式会社の株券合計 102 株を買付価額 2,085 万 1,000 円で買い付けたものである。 ・ 課徴金額 118 万円 （注） 課徴金額は、重要事実の公表翌日が市場休業日であったため、以後の直近のクオール株式会社の株価である平成 19 年 5 月 28 日の始値の 21 万 6,000 円と買付価額 2,085 万 1,000 円を前記①の計算式に当てはめた結果、以下のよう に算出される。 （216,000 円×102 株）－買付価額 20,851,000 円 ＝1,181,000 円 ⇒買付価額は、 <table><tr><td>176,000 円× 4 株</td></tr><tr><td>177,000 円× 4 株</td></tr><tr><td>178,000 円× 8 株</td></tr><tr><td>179,000 円× 1 株</td></tr><tr><td>189,000 円× 5 株</td></tr><tr><td>195,000 円× 5 株</td></tr><tr><td>207,000 円×10 株</td></tr><tr><td>209,000 円× 4 株</td></tr><tr><td>210,000 円×21 株</td></tr><tr><td>215,000 円×40 株</td></tr></table> の合計額である。 ⇒課徴金額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>118 万円</u>	176,000 円× 4 株	177,000 円× 4 株	178,000 円× 8 株	179,000 円× 1 株	189,000 円× 5 株	195,000 円× 5 株	207,000 円×10 株	209,000 円× 4 株	210,000 円×21 株	215,000 円×40 株	審判手続開始決定日 平成 20 年 10 月 24 日 課徴金納付命令日 平成 20 年 11 月 18 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
176,000 円× 4 株													
177,000 円× 4 株													
178,000 円× 8 株													
179,000 円× 1 株													
189,000 円× 5 株													
195,000 円× 5 株													
207,000 円×10 株													
209,000 円× 4 株													
210,000 円×21 株													
215,000 円×40 株													

5	20.11.4	・内部者取引（金商法第175条第1項） 課徴金納付命令対象者は、株式会社いい生活の社員であったが、 (1) 同社が平成19年3月期の業績予想を下方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平成19年1月31日より以前の同月11日から同月30日までの間に、株式会社いい生活の株券合計317株を総額6,457万6,000円で売り付け、 (2) 同社が平成20年3月期の業績予想を下方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平成19年10月29日午後5時50分より以前の同月12日から同月29日までの間に、株式会社いい生活の株券合計403株を総額3,760万6,500円で売り付けたものである。 ・課徴金額 2,079万円 (注) 課徴金額は、以下の(1)と(2)の合計額である。 (1) 課徴金額は、平成19年3月期の業績予想を下方修正する事実の公表翌日である平成19年2月1日の株式会社いい生活の株価の終値である16万9,000円と売付価額6,457万6,000円を前記②の計算式に当てはめた結果、以下のよう に算出される。 売付価額 64,576,000円－（169,000円×317株） ＝11,003,000円 ⇒売付価額は、 <table><tr><td>197,000円×12株</td><td>198,000円×58株</td></tr><tr><td>199,000円×19株</td><td>200,000円×25株</td></tr><tr><td>201,000円×21株</td><td>202,000円×55株</td></tr><tr><td>203,000円×22株</td><td>204,000円×12株</td></tr><tr><td>205,000円×10株</td><td>207,000円×5株</td></tr><tr><td>208,000円×6株</td><td>209,000円×15株</td></tr><tr><td>210,000円×33株</td><td>211,000円×1株</td></tr><tr><td>218,000円×5株</td><td>220,000円×5株</td></tr><tr><td>222,000円×8株</td><td>223,000円×2株</td></tr><tr><td>227,000円×3株</td><td></td></tr></table> の合計額である。 ⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、<u>1,100万円</u> (2) 課徴金額は、平成20年3月期の業績予想を下方修正する事実の公表翌日及び翌々日は売買が成立せず、値がつかなかったため、以後の直近の株式会社いい生活の株価である平成19年11月1日の始値の6万9,000円と売付価額3,760万6,500円を前記②の計算式に当てはめた結果、以下のよう に算出される。 売付価額 37,606,500円－（69,000円×403株） ＝9,799,500円	197,000円×12株	198,000円×58株	199,000円×19株	200,000円×25株	201,000円×21株	202,000円×55株	203,000円×22株	204,000円×12株	205,000円×10株	207,000円×5株	208,000円×6株	209,000円×15株	210,000円×33株	211,000円×1株	218,000円×5株	220,000円×5株	222,000円×8株	223,000円×2株	227,000円×3株		審判手続開始決定日 平成20年11月4日 課徴金納付命令日 平成20年11月18日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
197,000円×12株	198,000円×58株																						
199,000円×19株	200,000円×25株																						
201,000円×21株	202,000円×55株																						
203,000円×22株	204,000円×12株																						
205,000円×10株	207,000円×5株																						
208,000円×6株	209,000円×15株																						
210,000円×33株	211,000円×1株																						
218,000円×5株	220,000円×5株																						
222,000円×8株	223,000円×2株																						
227,000円×3株																							

5 つづき		⇒売付価額は、 86,000 円×12 株86,100 円× 2 株 86,300 円× 2 株86,400 円× 4 株 87,700 円× 5 株88,500 円×17 株 88,600 円× 4 株88,700 円×12 株 88,800 円× 6 株89,500 円×10 株 89,700 円× 7 株90,000 円× 8 株 90,100 円× 7 株90,500 円×11 株 90,600 円× 3 株90,700 円× 4 株 90,900 円× 5 株91,000 円×17 株 91,100 円× 1 株91,500 円× 3 株 92,000 円× 8 株92,200 円× 7 株 92,500 円×20 株94,000 円×10 株 94,500 円× 5 株95,000 円×37 株 95,200 円× 3 株95,500 円×10 株 96,000 円×67 株96,100 円× 6 株 96,200 円×17 株96,300 円× 5 株 96,400 円× 1 株96,500 円×10 株 96,600 円× 2 株96,800 円× 8 株 97,000 円×36 株97,400 円× 1 株 97,500 円× 7 株97,600 円× 3 株 の合計額である。 ⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、979万円	
6	20.12.12	・内部者取引（旧金商法第175条第2項） 課徴金納付命令対象者は、株式会社A P 8（現株式会社レックス・ホールディングス）と公開買付け応募契約の締結の交渉をしていた者から、同人がその契約の締結の交渉に関し知った、同社が株式会社レックス・ホールディングス(平成19年9月1日合併により解散)の株券の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表される平成18年11月11日より以前の同月8日に、株券17株を総額363万8,000円で買い付けたものである。 ・課徴金額 23万円 (注) 課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表翌日が市場休業日であったため、以後の直近の株式会社レックス・ホールディングスの株価である平成18年11月13日の始値の22万8,000円と買付価額363万8,000円を前記①の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 (228,000円×17株) －買付価額3,638,000円（214,000円×17株） =238,000円 ⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、23万円	審判手続開始決定日 平成20年12月12日 課徴金納付命令日 平成21年1月20日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

7	20.12.19	・現実売買による相場操縦（証取法第174条第1項） 課徴金納付命令対象者は、トリニティ工業株式会社の株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成18年1月5日から同月6日までの間、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げるなどの方法により、同株券合計17万株を買い付け、同株券合計17万4,000株を売り付け、同株券の株価を1,680円から1,790円まで高騰させるなどし、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。 ・課徴金額 745万円 （注）証券取引法第174条第1項に基づき、課徴金の額は、 （イ）売買対当数量※1に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額）と、 （ロ）当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合には、 買付け等対当数量※2に係るものについて、 （当該違反行為が終了した日から1月以内に行われた有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額）との合計額として計算される。 ※1 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ※2 買付け等対当数量：当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合における当該を超える数量と、当該違反行為が終了した日から1月以内に行われた当該違反行為に係る売付数量のうちいずれか少ない数量をいう。 本件における課徴金の額は、下記（1）及び（2）によりそれぞれ算定される額の合計 7,456,000円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>745万円</u> （1）当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は17万4,000株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量17万0,000株に、同条第9項により、違反行為開始時にその時の価格（1,699円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量22万8,000株を加えた39万8,000株であることから、17万4,000株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 300,792,000円※3 － 買付価額（1,699円×174,000株）※4 ＝<u>5,166,000円</u>	審判手続開始決定日 平成20年12月19日 課徴金納付命令日 平成21年1月20日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
---	----------	---	---

7
つづき

※3 売付価額は、

1,670 円× 1,000 株	1,680 円× 2,000 株
1,681 円× 1,000 株	1,685 円× 1,000 株
1,690 円× 4,000 株	1,699 円× 1,000 株
1,700 円× 40,000 株	1,704 円× 10,000 株
1,706 円× 10,000 株	1,708 円× 10,000 株
1,709 円× 10,000 株	1,720 円× 9,000 株
1,722 円× 10,000 株	1,729 円× 1,000 株
1,732 円× 1,000 株	1,737 円× 10,000 株
1,738 円× 1,000 株	1,740 円× 1,000 株
1,747 円× 1,000 株	1,748 円× 10,000 株
1,785 円× 29,000 株	1,786 円× 1,000 株
1,788 円× 10,000 株	

の合計額である。

※4 買付価額の算定においては、金商法施行令（平成 20 年政令第 369 号による改正前のもの。以下同じ。）第 33 条の 14 第 5 項の規定により、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。

本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、証券取引法第 174 条第 9 項の規定により、違反行為の開始時点にその時における価格（1,699 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から、順次割り当てている。

(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、当該違反行為に係る買付け等対当数量は、買付数量が売付数量を超える数量 22 万 4,000 株（398,000－174,000）と、

当該違反行為が終了した日から 1 月以内に行われた売付数量 3 万 5,000 株

とを比較して少ない数量である、3 万 5,000 株となる。

当該買付け等対当数量に係るものについて、

違反行為終了日から 1 月以内の売付価額 61,755,000 円※ 5
－買付価額（1,699 円× 35,000 株）※ 6
＝2,290,000 円

※5 売付価額は、

1,724 円× 11,000 株	1,740 円× 2,000 株
1,750 円× 3,000 株	1,769 円× 1,000 株
1,770 円× 1,000 株	1,773 円× 1,000 株
1,790 円× 5,000 株	1,799 円× 1,000 株
1,800 円× 10,000 株	

の合計額である。

※6 買付価額の算定においては、金商法施行令第 33 条の 14 第 7 項の規定により、同条第 5 項の規定により割り当てられなかった有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該買付け対当数量に達するまで割り当てることとなる。

本件においては、※4 と同様にみなし買付けから順次割り当てている。

8	21.2.10	・ 内部者取引（旧金商法第 175 条第 1 項） 課徴金納付命令対象者は、アルテック株式会社の子会社社員であったが、アルテック株式会社が平成 19 年 11 月期の連結業績予想を上方修正する事実を、その職務に関し知り、この事実が公表される平成 20 年 1 月 21 日午後 11 時 4 分より以前の同月 9 日から同月 21 日までの間に、アルテック株式会社の株券合計 1 万 4,900 株を総額 368 万 1,400 円で買い付けたものである。 ・ 課徴金額 55 万円 （注） 課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 20 年 1 月 22 日のアルテック株式会社の株価の終値である 284 円と買付価額 368 万 1,400 円を前記①の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 （284 円×14,900 株）－買付価額 3,681,400 円 ＝550,200 円 買付価額は、 <table><tr><td>227 円× 600 株</td><td>228 円× 100 株</td></tr><tr><td>230 円×1,200 株</td><td>231 円× 500 株</td></tr><tr><td>232 円×1,000 株</td><td>233 円× 400 株</td></tr><tr><td>234 円× 900 株</td><td>237 円×1,500 株</td></tr><tr><td>243 円× 100 株</td><td>247 円× 500 株</td></tr><tr><td>248 円×1,000 株</td><td>252 円× 500 株</td></tr><tr><td>253 円× 100 株</td><td>254 円× 500 株</td></tr><tr><td>255 円× 500 株</td><td>256 円× 600 株</td></tr><tr><td>257 円×2,400 株</td><td>260 円× 500 株</td></tr><tr><td>262 円× 200 株</td><td>264 円× 800 株</td></tr><tr><td>267 円× 200 株</td><td>268 円× 100 株</td></tr><tr><td>270 円× 100 株</td><td>272 円× 200 株</td></tr><tr><td>275 円× 100 株</td><td>281 円× 100 株</td></tr><tr><td>284 円× 200 株</td><td></td></tr></table> の合計額である。 ⇒課徴金額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>55 万円</u>	227 円× 600 株	228 円× 100 株	230 円×1,200 株	231 円× 500 株	232 円×1,000 株	233 円× 400 株	234 円× 900 株	237 円×1,500 株	243 円× 100 株	247 円× 500 株	248 円×1,000 株	252 円× 500 株	253 円× 100 株	254 円× 500 株	255 円× 500 株	256 円× 600 株	257 円×2,400 株	260 円× 500 株	262 円× 200 株	264 円× 800 株	267 円× 200 株	268 円× 100 株	270 円× 100 株	272 円× 200 株	275 円× 100 株	281 円× 100 株	284 円× 200 株		審判手続開始決定日 平成 21 年 2 月 10 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 3 月 10 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
227 円× 600 株	228 円× 100 株																														
230 円×1,200 株	231 円× 500 株																														
232 円×1,000 株	233 円× 400 株																														
234 円× 900 株	237 円×1,500 株																														
243 円× 100 株	247 円× 500 株																														
248 円×1,000 株	252 円× 500 株																														
253 円× 100 株	254 円× 500 株																														
255 円× 500 株	256 円× 600 株																														
257 円×2,400 株	260 円× 500 株																														
262 円× 200 株	264 円× 800 株																														
267 円× 200 株	268 円× 100 株																														
270 円× 100 株	272 円× 200 株																														
275 円× 100 株	281 円× 100 株																														
284 円× 200 株																															

9	21.3.12	・ 内部者取引（旧金商法第 175 条第 2 項） 課徴金納付命令対象者は、パイオニア株式会社の監査役であったが、パイオニア株式会社が東北パイオニア株式会社の株券の公開買付けを行うことについての決定をした事実を、その職務に関して知り、この事実が公表される平成 19 年 5 月 15 日より以前の同年 4 月 27 日から同年 5 月 14 日までの間に、株券合計 3,200 株を総額 559 万 8,000 円で買い付けたものである。 ・ 課徴金額 144 万円 （注） 課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表翌日である平成 19 年 5 月 16 日の東北パイオニア株式会社の株価の 終値の 2,200 円と買付価額 559 万 8,000 円を前記①の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される （2,200 円×3,200 株） － 買付価額 5,598,000 円＝1,442,000 円 買付価額は、 <table><tr><td>1,700 円×700 株</td><td>1,732 円×500 株</td></tr><tr><td>1,735 円×300 株</td><td>1,752 円×100 株</td></tr><tr><td>1,753 円×200 株</td><td>1,759 円×500 株</td></tr><tr><td>1,793 円×400 株</td><td>1,798 円×500 株</td></tr></table> の合計額である。 ⇒課徴金額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>144 万円</u>	1,700 円×700 株	1,732 円×500 株	1,735 円×300 株	1,752 円×100 株	1,753 円×200 株	1,759 円×500 株	1,793 円×400 株	1,798 円×500 株	審判手続開始決定日 平成 21 年 3 月 12 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 3 月 31 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
1,700 円×700 株	1,732 円×500 株										
1,735 円×300 株	1,752 円×100 株										
1,753 円×200 株	1,759 円×500 株										
1,793 円×400 株	1,798 円×500 株										

10	21.3.26	・ 内部者取引（旧金商法第 175 条第 1 項及び第 2 項） 課徴金納付命令対象者は (1) 株式会社キャビンの役員から、同人がその職務に関し知った、株式会社キャビンの業務執行を決定する機関が大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社との業務上の提携の解消を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 18 年 4 月 19 日午後 3 時 1 分より前の同年 3 月 29 日から同年 4 月 19 日までの間に、株式会社キャビンの株券合計 4 万株を総額 1,900 万 3,000 円で買い付け、 (2) 株式会社ファーストリテイリングと業務提携契約を締結していた株式会社キャビンの役員から、同人が同契約の履行に関し知った、株式会社ファーストリテイリングの業務執行を決定する機関が株式会社キャビンの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 19 年 7 月 23 日より前の同年 6 月 11 日から同年 7 月 19 日までの間に、株式会社キャビンの株券合計 7 万 2,000 株を総額 3,828 万 3,000 円で買い付けたものである。 ・ 課徴金額 1,860 万円 (注) 課徴金額は以下の(1)と(2)の合計額である。 (1) 課徴金額は、業務上の提携の解消に関する事実の公表翌日である平成 18 年 4 月 20 日の株式会社キャビンの株価の終値の 623 円と買付価額 1,900 万 3,000 円を前記①の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 (623 円×40,000 株)－買付価額 19,003,000 円 ＝5,917,000 円 買付価額は、 <table><tr><td>443 円×11,000 株</td><td>445 円×4,000 株</td></tr><tr><td>446 円× 1,000 株</td><td>447 円×9,000 株</td></tr><tr><td>517 円× 1,000 株</td><td>518 円×7,000 株</td></tr><tr><td>519 円× 2,000 株</td><td>540 円×5,000 株</td></tr></table> の合計額である。 ⇒課徴金額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>591 万円</u> (2) 課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表翌日である平成 19 年 7 月 24 日の株式会社キャビンの株価の終値の 708 円と買付価額 3,828 万 3,000 円を前記①の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 (708 円×72,000 株)－買付価額 38,283,000 円 ＝12,693,000 円 買付価額は、 <table><tr><td>517 円×10,000 株</td><td>518 円× 5,000 株</td></tr><tr><td>519 円× 2,000 株</td><td>520 円× 3,000 株</td></tr><tr><td>522 円× 1,000 株</td><td>525 円×16,000 株</td></tr><tr><td>526 円× 1,000 株</td><td>527 円× 1,000 株</td></tr><tr><td>528 円×10,000 株</td><td>529 円× 2,000 株</td></tr><tr><td>535 円× 6,000 株</td><td>552 円× 5,000 株</td></tr><tr><td>554 円× 3,000 株</td><td>555 円× 2,000 株</td></tr><tr><td>574 円× 5,000 株</td><td></td></tr></table> の合計額である。 ⇒課徴金額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>1,269 万円</u>	443 円×11,000 株	445 円×4,000 株	446 円× 1,000 株	447 円×9,000 株	517 円× 1,000 株	518 円×7,000 株	519 円× 2,000 株	540 円×5,000 株	517 円×10,000 株	518 円× 5,000 株	519 円× 2,000 株	520 円× 3,000 株	522 円× 1,000 株	525 円×16,000 株	526 円× 1,000 株	527 円× 1,000 株	528 円×10,000 株	529 円× 2,000 株	535 円× 6,000 株	552 円× 5,000 株	554 円× 3,000 株	555 円× 2,000 株	574 円× 5,000 株		審判手続開始決定日 平成 21 年 3 月 26 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 4 月 21 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
443 円×11,000 株	445 円×4,000 株																										
446 円× 1,000 株	447 円×9,000 株																										
517 円× 1,000 株	518 円×7,000 株																										
519 円× 2,000 株	540 円×5,000 株																										
517 円×10,000 株	518 円× 5,000 株																										
519 円× 2,000 株	520 円× 3,000 株																										
522 円× 1,000 株	525 円×16,000 株																										
526 円× 1,000 株	527 円× 1,000 株																										
528 円×10,000 株	529 円× 2,000 株																										
535 円× 6,000 株	552 円× 5,000 株																										
554 円× 3,000 株	555 円× 2,000 株																										
574 円× 5,000 株																											

11	21.4.17	・ 内部者取引（旧金商法第 175 条第 1 項） 課徴金納付命令対象者は、株式会社ジー・エフ（現日本アジアグループ株式会社）の役員であったが、同社が株式の発行を行うことを決定した事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 19 年 12 月 21 日より前の同年 9 月 19 日から同年 10 月 3 日の間に、株式会社ジー・エフの株券合計 100 株を総額 312 万 7,150 円で買い付けたものである。 ・ 課徴金額 170 万円 （注） 課徴金額は、重要事実の公表翌日が市場休業日であったため、以後の直近の株式会社ジー・エフの株価である平成 19 年 12 月 25 日の始値の 4 万 8,300 円と買付価額 312 万 7,150 円を前記①の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 （48,300 円×100 株） － 買付価額 3,127,150 円＝1,702,850 円 買付価額は、 <table><tr><td>29,200 円×30 株</td><td>30,000 円× 5 株</td></tr><tr><td>30,900 円× 1 株</td><td>31,000 円× 4 株</td></tr><tr><td>31,550 円×10 株</td><td>31,600 円× 7 株</td></tr><tr><td>31,950 円× 1 株</td><td>32,000 円×10 株</td></tr><tr><td>32,800 円×12 株</td><td>33,200 円×20 株</td></tr></table> の合計額である。 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>170 万円</u>	29,200 円×30 株	30,000 円× 5 株	30,900 円× 1 株	31,000 円× 4 株	31,550 円×10 株	31,600 円× 7 株	31,950 円× 1 株	32,000 円×10 株	32,800 円×12 株	33,200 円×20 株	審判手続開始決定日 平成 21 年 4 月 17 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 5 月 14 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
29,200 円×30 株	30,000 円× 5 株												
30,900 円× 1 株	31,000 円× 4 株												
31,550 円×10 株	31,600 円× 7 株												
31,950 円× 1 株	32,000 円×10 株												
32,800 円×12 株	33,200 円×20 株												
12	21.4.22	・ 内部者取引（旧金商法第 175 条第 1 項） 課徴金納付命令対象者は、株式会社栗本鐵工所取引先の社員であったが、同社の他の社員が、同社と株式会社栗本鐵工所が締結した売買契約の履行に関し知った、株式会社栗本鐵工所が製造、販売する高速道路用ホロースラブパイプについて、強度試験の検査数値の改ざん及び板厚の改ざんが確認された旨の同社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成 19 年 11 月 21 日午後 1 時 30 分より前の同日に、株式会社栗本鐵工所の株券合計 1 万 1,000 株を総額 345 万 4,000 円で売り付けたものである。 ・ 課徴金額 121 万円 （注） 課徴金額は、重要事実の公表翌日である平成 19 年 11 月 22 日の株式会社栗本鐵工所の株価の終値の 204 円と売付価額 345 万 4,000 円を前記②の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 売付価額 3,454,000 円 －（204 円×11,000 株）＝<u>1,210,000 円</u> 売付価額は、 <table><tr><td>313 円×6,000 株</td><td rowspan="3">の合計額である。</td></tr><tr><td>314 円×2,000 株</td></tr><tr><td>316 円×3,000 株</td></tr></table>	313 円×6,000 株	の合計額である。	314 円×2,000 株	316 円×3,000 株	審判手続開始決定日 平成 21 年 4 月 22 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 5 月 21 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。						
313 円×6,000 株	の合計額である。												
314 円×2,000 株													
316 円×3,000 株													

13	21.5.22	・内部者取引（旧金商法第 175 条第 2 項） 課徴金納付命令対象者は、キャノンマーケティングジャパン株式会社ほか 4 社との公開買付け代理人契約又は公開買付けに係るアドバイザー契約等の契約締結先の証券会社社員から、同人がその契約の履行若しくは締結の交渉又はその職務に関し知った、キャノンマーケティングジャパン株式会社ほか 4 社が、それぞれ株式会社アルゴ 21 ほか 4 社の株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、これらの事実が公表されるより以前の平成 19 年 4 月 25 日から同年 11 月 12 日までの間に、株式会社アルゴ 21 ほか 4 社の株券合計 7,800 株を総額 683 万 3,900 円で買い付けたものである。 ・課徴金額 258 万円 （注）課徴金納付命令対象者が買い付けたそれぞれの株券の銘柄、買付価額及び課徴金額は以下のとおり。 (1) キャノンマーケティングジャパン株式会社による株式会社アルゴ 21 の株券の公開買付けの実施に関する事実 平成 19 年 4 月 25 日及び同年 5 月 1 日にアルゴ 21 の株券 1,300 株を買付価額 128 万 5,500 円で買い付けた。上記事実公表翌日の平成 19 年 5 月 18 日の株式会社アルゴ 21 の株価の終値である 1,396 円を前記①の計算式に当てはめた結果、課徴金額は以下のように算出される。 $(1,396 \text{ 円} \times 1,300 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 1,285,500 \text{ 円} = 529,300 \text{ 円}$ 買付価額は、 $\left(\begin{array}{l} 970 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \\ 998 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \\ 1,005 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \end{array} \right) \text{ の合計額である。}$ ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>52 万円</u> (2) 株式会社ファーストリテイリングによる株式会社キャビンの株券の公開買付けの実施に関する事実 平成 19 年 7 月 13 日にキャビンの株券 2,000 株を買付価額 105 万 2,000 円で買い付けた。上記事実公表翌日の平成 19 年 7 月 24 日の株式会社キャビンの株価の終値である 708 円を前記①の計算式に当てはめた結果、課徴金額は以下のように算出される。 $(708 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 1,052,000 \text{ 円} = 364,000 \text{ 円}$ 買付価額は、 $\left(\begin{array}{l} 525 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 527 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \end{array} \right) \text{ の合計額である。}$ ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>36 万円</u> (3) 株式会社 M I による株式会社パーテックススタンダードの株券の公開買付けの実施に関する事実 平成 19 年 8 月 15 日から同年 10 月 29 日までの間にパーテックススタンダードの株券 1,400 株を買付価額 221 万 7,300 円で買い付けた。上記事実公表翌日の平成 19 年 11 月 7 日の株式会社パーテックススタンダードの株価の終値である 2,190 円を前記①の計算式に当てはめた結果、課徴金額は以下のように算出される。 $(2,190 \text{ 円} \times 1,400 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 2,217,300 \text{ 円} = 848,700 \text{ 円}$ 買付価額は、 $\left(\begin{array}{l} 1,500 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ 1,575 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 1,585 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 1,590 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} \\ 1,608 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 1,635 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 1,640 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \end{array} \right) \text{ の合計額である。}$	審判手続開始決定日 平成 21 年 5 月 22 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 6 月 23 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
----	---------	--	--

13 つづき		⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>84万円</u> (4) TDK株式会社によるデンセイ・ラムダ株式会社の株券の公開買付けの実施に関する事実 平成19年9月12日から同年9月25日までの間にデンセイ・ラムダの株券1,100株を買付価額139万2,100円で買い付けた。上記事実公表翌日の平成19年9月28日のデンセイ・ラムダ株式会社の株価の終値である1,709円を前記①の計算式に当てはめた結果、課徴金額は以下のように算出される。 $(1,709 \text{ 円} \times 1,100 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 1,392,100 \text{ 円} = 487,800 \text{ 円}$ 買付価額は、 $\left(\begin{array}{l} 1,187 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ 1,280 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} \\ 1,289 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \end{array} \right)$ の合計額である。 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>48万円</u> (5) 株式会社トプコンによる株式会社ソキアの株券の公開買付けの実施に関する事実 平成19年11月5日及び同年11月12日にソキアの株券2,000株を買付価額88万7,000円で買い付けた。上記事実公表翌日の平成19年12月12日の株式会社ソキアの株価の終値である634円を前記①の計算式に当てはめた結果、課徴金額は以下のように算出される。 $(634 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 887,000 \text{ 円} = 381,000 \text{ 円}$ 買付価額は、 $\left(\begin{array}{l} 436 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 451 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \end{array} \right)$ の合計額である。 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>38万円</u>	
14	21.6.5	・内部者取引（旧金商法第175条第2項） 課徴金納付命令対象者①は、株式会社三菱東京UFJ銀行と業務・資本提携に関する契約を締結していたカブドットコム証券株式会社の社員であったが、同社の役員が、同契約の履行に関し知った、 (1) 株式会社三菱東京UFJ銀行の業務執行を決定する機関がカブドットコム証券株式会社株券の公開買付けを行うことを決定した事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成19年3月6日より前の同月5日に、自己の計算において、カブドットコム証券株式会社の株券合計26株を総額510万1,000円で買い付け、 (2) 株式会社三菱東京UFJ銀行の業務執行を決定する機関がカブドットコム証券株式会社株券の公開買付けを行うことを決定した事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成19年11月15日より前の同月14日に、自己の計算において、カブドットコム証券株式会社の株券7.5株を総額114万7,500円で買い付けたものである。 ・課徴金額 44万円 (注) 課徴金額は以下の(1)と(2)の合計額である。 (1) 株式会社三菱東京UFJ銀行によるカブドットコム証券株式会社の株券の公開買付けの実施に関する事実の公表翌日の平成19年3月7日のカブドットコム証券株式会社の株価の終値の21万1,000円と買付価額510万1,000円を前記②の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 $(211,000 \text{ 円} \times 26 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 5,101,000 = 385,000 \text{ 円}$ 買付価額は、 $\left(\begin{array}{l} 196,000 \text{ 円} \times 21 \text{ 株} \\ 197,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} \end{array} \right)$ の合計額である。	審判手続開始決定日 平成21年6月5日 課徴金納付命令日 平成21年6月26日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

14 つづき		⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>38万円</u> (2) 株式会社三菱東京UFJ銀行によるカブドットコム証券株式会社の株券の公開買付けの実施に関する事実の公表翌日の平成19年11月16日のカブドットコム証券株式会社の株価の終値の16万2,000円と買付価額114万7,500円を前期②の計算式にあてはめた結果、以下のように算出される。 $(162,000 \text{ 円} \times 7.5 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 1,147,500 \text{ 円} = 67,500 \text{ 円}$ 買付価額は $[153,000 \text{ 円} \times 7.5 \text{ 株} = 1,147,500]$ ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため<u>6万円</u> 課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①から、上記(1)の事実の伝達を受け、この事実が公表された平成19年3月6日より前の同月5日に、自己の計算において、カブドットコム証券株式会社の株券合計26株を総額510万1,000円で買い付けたものである。 ・課徴金額 38万円 (注) 課徴金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行によるカブドットコム証券株式会社の株券の公開買付けの実施に関する事実の公表翌日の平成19年3月7日のカブドットコム証券株式会社の株価の終値の21万1,000円と買付価額510万1,000円を前記②の計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。 $(211,000 \text{ 円} \times 26 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 5,101,000 \text{ 円} = 385,000 \text{ 円}$ 買付価額は、 $[196,000 \text{ 円} \times 21 \text{ 株}]$ $[197,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 株}]$ の合計額である。 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>38万円</u>	
15	21.6.19	・内部者取引（旧金商法第175条第1項） 課徴金納付命令対象者は、カルピス株式会社と株式交換契約の締結の交渉をしていた味の素株式会社の社員であったが、同社の他の社員が、同契約の締結の交渉に関し知った、カルピス株式会社の業務執行を決定する機関が味の素株式会社との間で株式交換を行うことについての決定をした旨の事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成19年6月11日午後3時00分より前の同日に、カルピス株式会社の株券合計2,000株を総額221万3,000円で買い付けたものである。 ・課徴金額 39万円 (注) 課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成19年6月12日のカルピス株式会社の株価の終値の1,306円と買付価格221万3,000円をあてはめた結果、以下のように算出される。 $(1,306 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 2,213,000 \text{ 円} = 399,000 \text{ 円}$ 買付価額は、 $[1,106 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}]$ $[1,107 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}]$ の合計額である。 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>39万円</u>	審判手続開始決定日 平成21年6月19日

16	21.6.19	・ 内部者取引（旧金商法第 175 条第 1 項） 課徴金納付命令対象者は、カルピス株式会社社員から、同人がその職務に関し知った、カルピス株式会社の業務執行を決定する機関が味の素株式会社との間で株式交換を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 19 年 6 月 11 日より前の同月 8 日に、カルピス株式会社の株券 2,000 株を総額 222 万円で買い付けたものである。 ・ 課徴金額 39 万円 （注） 課徴金額は、重要事実の公表翌日の平成 19 年 6 月 12 日のカルピス株式会社の株価の終値の 1,306 円と買付価格 222 万円をあてはめた結果、以下のように算出される。 $(1,306 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 2,220,000 \text{ 円} (1,110 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) = 392,000 \text{ 円}$ ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>39 万円</u>	審判手続開始決定日 平成 21 年 6 月 19 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 7 月 7 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
17	21.6.25	・ 内部者取引（旧金商法第 175 条第 2 項） 課徴金納付命令対象者は、伊藤忠商事株式会社の社員であったが、同社が株式会社アドウェイズの総株主の議決権の数の 100 分の 5 以上の株券を買い集めることを決定した旨の公開買付けに準ずる行為の実施に関する事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成 19 年 6 月 15 日より前の同月 14 日に、株式会社アドウェイズの株券合計 50 株を総額 494 万円で買い付けたものである。 ・ 課徴金額 141 万円 （注） 課徴金額は、公開買付け等の実施に関する事実の公表翌日が市場休業日であるため、以後の直近の株式会社アドウェイズの株価である平成 19 年 6 月 18 日の始値の 12 万 7,000 円と買付価額 494 万円をあてはめた結果、以下のように算出される。 $(127,000 \text{ 円} \times 50 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 4,940,000 \text{ 円} = 1,410,000 \text{ 円}$ 買付価額は、 $\left(\begin{array}{l} 97,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 株} \\ 98,500 \text{ 円} \times 20 \text{ 株} \\ 100,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 株} \end{array} \right)$ の合計額である。 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>141 万円</u>	審判手続開始決定日 平成 21 年 6 月 25 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 7 月 24 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
18	21.6.25	・ 内部者取引（旧金商法第 175 条第 1 項） 課徴金納付命令対象者は、株式会社ジー・エフ（現日本アジアグループ株式会社）役員から、同人がその職務に関し知った、同社が株式の発行を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 19 年 12 月 21 日より前の同年 10 月 9 日から同年 11 月 6 日の間に、株式会社ジー・エフの株券合計 30 株を総額 104 万 7,650 円で買い付けたものである。 ・ 課徴金額 40 万円 （注） 課徴金額は、重要事実の公表翌日が市場休業日であるため、以後の直近の株式会社ジー・エフの株価である平成 19 年 12 月 25 日の始値の 48,300 円と買付価格 104 万 7,650 円をあてはめた結果、以下のように算出される。	審判手続開始決定日 平成 21 年 6 月 25 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 7 月 24 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

18 つづき		(48,300 円×30 株) ー買付価額 1,047,650 円 =401,350 円 買付価額は、 $\left(\begin{array}{ll} 31,500 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} & 31,600 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 33,000 \text{ 円} \times 8 \text{ 株} & 34,100 \text{ 円} \times 8 \text{ 株} \\ 35,950 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} & 36,950 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\ 37,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} & 38,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} \end{array} \right)$ の合計額である。 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>40 万円</u>	
19	21.6.30	・ 現実売買による相場操縦（旧金商法第 174 条第 1 項） 課徴金納付命令対象者は、株式会社ガイアックスの株券につき、その株価の高値形成や終値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 20 年 6 月 13 日から同月 23 日までの間、買い注文を発注して買い特別気配を表示させ、これを更新させた後、売り注文を発注して板寄せを成立させる方法や、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対させ株価を引き上げるなどの方法により、同株券合計 173 株を買い付ける一方、同株券合計 86 株を売り付け、同株券の株価を 6 万 8,000 円から 9 万 5,000 円まで高騰させるなどし、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。 ・ 課徴金額 326 万円 （注） 相場操縦における課徴金額の計算方法は、トリニティ工業株式会社株券に係る相場操縦事案（前記 7）を参照。 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 3,266,900 円。 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>326 万円</u> (1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量 86 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 173 株に、同条第 9 項により、違反行為開始時にその時の価格（68,000 円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 28 株を加えた 201 株である ことから、86 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 6,841,500 円（※ 1） ー買付価額 6,160,600 円（※ 2、 3） =<u>680,900 円</u> ※ 1 売付価額は、 $\left(\begin{array}{ll} 68,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 株} & 73,000 \text{ 円} \times 15 \text{ 株} \\ 80,000 \text{ 円} \times 18 \text{ 株} & 81,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ 82,000 \text{ 円} \times 28 \text{ 株} & 82,900 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} \\ 85,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} & 95,000 \text{ 円} \times 7 \text{ 株} \end{array} \right)$ の合計額である。 ※ 2 買付価額は、 $\left(\begin{array}{ll} 68,000 \text{ 円} \times 42 \text{ 株} & 73,000 \text{ 円} \times 34 \text{ 株} \\ 79,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} & 82,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\ 82,800 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} & 83,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} \end{array} \right)$ の合計額である。 ※ 3 買付価額の算定においては、金商法施行令（平成 20 年政令第 369 号による改正前のもの。以下同じ。）第 33 条の 14 第 5 項の規定により、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、旧金商法第 174 条第 9 項の規定により、違反行為の開始時点にその時における価格（68,000 円）で買付けしたものとみなされるもの（みなし買付け）から、順次割り当てている。	審判手続開始決定日 平成 21 年 6 月 30 日

19 つづき	(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、当該違反行為に係る買付け等対当数量は、買付数量が売付数量を超える数量 115 株 (201 株－86 株) と、 当該違反行為が終了した日から 1 月以内に行われた売付数量 116 株 とを比較して少ない数量である、115 株となる。 当該買付け等対当数量に係るものについて、 違反行為終了日から 1 月以内の売付価額 12,062,500 円 (※4, 5)－買付価額 9,476,500 円 (※6) =<u>2,586,000 円</u> ※4 売付価額は <table><tr><td>84,000 円× 1 株</td><td>85,000 円× 1 株</td></tr><tr><td>86,000 円× 3 株</td><td>87,000 円× 6 株</td></tr><tr><td>89,000 円× 5 株</td><td>90,000 円× 4 株</td></tr><tr><td>92,000 円× 1 株</td><td>93,000 円× 1 株</td></tr><tr><td>94,000 円× 2 株</td><td>95,900 円× 1 株</td></tr><tr><td>96,000 円× 1 株</td><td>97,000 円× 1 株</td></tr><tr><td>97,800 円× 2 株</td><td>99,000 円× 3 株</td></tr><tr><td>101,000 円× 3 株</td><td>104,000 円× 7 株</td></tr><tr><td>105,000 円× 12 株</td><td>106,000 円× 12 株</td></tr><tr><td>107,000 円× 1 株</td><td>108,000 円× 9 株</td></tr><tr><td>109,000 円× 1 株</td><td>110,000 円× 5 株</td></tr><tr><td>111,000 円× 1 株</td><td>112,000 円× 5 株</td></tr><tr><td>113,000 円× 2 株</td><td>114,000 円× 4 株</td></tr><tr><td>116,000 円× 2 株</td><td>117,000 円× 5 株</td></tr><tr><td>118,000 円× 4 株</td><td>120,000 円× 6 株</td></tr><tr><td>122,000 円× 1 株</td><td>123,000 円× 3 株</td></tr></table> ※5 売付価額の算定においては、金商法施行令第 33 条の 14 第 7 項の規定により、同条第 5 項の規定により割り当てられなかった有価証券の売付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該買付け等対当数量に達するまで割り当てることとなる。 ※6 買付価額は、 <table><tr><td>78,000 円× 2 株</td><td>79,000 円× 5 株</td></tr><tr><td>80,000 円× 30 株</td><td>81,000 円× 3 株</td></tr><tr><td>82,000 円× 36 株</td><td>82,800 円× 1 株</td></tr><tr><td>82,900 円× 7 株</td><td>83,000 円× 21 株</td></tr><tr><td>85,000 円× 2 株</td><td>93,000 円× 1 株</td></tr><tr><td>94,100 円× 3 株</td><td>94,500 円× 1 株</td></tr><tr><td>94,800 円× 2 株</td><td>95,000 円× 1 株</td></tr></table> の合計額である	84,000 円× 1 株	85,000 円× 1 株	86,000 円× 3 株	87,000 円× 6 株	89,000 円× 5 株	90,000 円× 4 株	92,000 円× 1 株	93,000 円× 1 株	94,000 円× 2 株	95,900 円× 1 株	96,000 円× 1 株	97,000 円× 1 株	97,800 円× 2 株	99,000 円× 3 株	101,000 円× 3 株	104,000 円× 7 株	105,000 円× 12 株	106,000 円× 12 株	107,000 円× 1 株	108,000 円× 9 株	109,000 円× 1 株	110,000 円× 5 株	111,000 円× 1 株	112,000 円× 5 株	113,000 円× 2 株	114,000 円× 4 株	116,000 円× 2 株	117,000 円× 5 株	118,000 円× 4 株	120,000 円× 6 株	122,000 円× 1 株	123,000 円× 3 株	78,000 円× 2 株	79,000 円× 5 株	80,000 円× 30 株	81,000 円× 3 株	82,000 円× 36 株	82,800 円× 1 株	82,900 円× 7 株	83,000 円× 21 株	85,000 円× 2 株	93,000 円× 1 株	94,100 円× 3 株	94,500 円× 1 株	94,800 円× 2 株	95,000 円× 1 株
84,000 円× 1 株	85,000 円× 1 株																																														
86,000 円× 3 株	87,000 円× 6 株																																														
89,000 円× 5 株	90,000 円× 4 株																																														
92,000 円× 1 株	93,000 円× 1 株																																														
94,000 円× 2 株	95,900 円× 1 株																																														
96,000 円× 1 株	97,000 円× 1 株																																														
97,800 円× 2 株	99,000 円× 3 株																																														
101,000 円× 3 株	104,000 円× 7 株																																														
105,000 円× 12 株	106,000 円× 12 株																																														
107,000 円× 1 株	108,000 円× 9 株																																														
109,000 円× 1 株	110,000 円× 5 株																																														
111,000 円× 1 株	112,000 円× 5 株																																														
113,000 円× 2 株	114,000 円× 4 株																																														
116,000 円× 2 株	117,000 円× 5 株																																														
118,000 円× 4 株	120,000 円× 6 株																																														
122,000 円× 1 株	123,000 円× 3 株																																														
78,000 円× 2 株	79,000 円× 5 株																																														
80,000 円× 30 株	81,000 円× 3 株																																														
82,000 円× 36 株	82,800 円× 1 株																																														
82,900 円× 7 株	83,000 円× 21 株																																														
85,000 円× 2 株	93,000 円× 1 株																																														
94,100 円× 3 株	94,500 円× 1 株																																														
94,800 円× 2 株	95,000 円× 1 株																																														

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

不正取引に係る課徴金調査の流れ

問題・事案
の認識

金融庁における手続

- ・ 他の部署からの情報
 - ・ 報道
 - ・ 一般からの情報受付
- 資料・情報の収集・検討**

基礎調査

- ・ 事件関係人の状況把握
- ・ 資金の流れの解明
- ・ 株取引状況の解明

本格調査

- ・ 事件関係人・参考人の質問調査
- ・ 事件関係人の営業所等への立入検査

内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告

審判手続

- ・ 課徴金納付命令対象者が違反事実について争う場合に、公正・中立な審判官による審判が開かれる。

課徴金納付命令

(3) 課徴金納付命令に関する勧告(開示書類の虚偽記載)

(平成20年7月～平成21年6月)

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	20.7.3	・ 有価証券届出書及び有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第172条の2第1項、第2項、第172条第1項) 真柄建設株式会社は、 (1) 有価証券報告書等について、 ① 平成17年12月22日、売上の過大計上及び売上原価の過少計上により、中間純損益が405百万円(百万円未満切捨て。以下、中間純損益額及び当期純損益額について同じ。)の損失であったにもかかわらず、これを165百万円の損失と記載するなどした中間損益計算書を掲載した平成17年9月中間期半期報告書を、 ② 平成18年6月30日、売上の過大計上及び売上原価の過少計上により、当期純損益が199百万円の利益であったにもかかわらず、これを911百万円の利益と記載するなどした損益計算書を掲載した平成18年3月期有価証券報告書を、 ③ 平成18年12月21日、売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、中間純損益が913百万円の損失であったにもかかわらず、これを34百万円の利益と記載するなどした中間損益計算書を掲載した平成18年9月中間期半期報告書を、 ④ 平成19年6月29日、売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、当期純損益が1,624百万円の損失であったにもかかわらず、これを1,003百万円の利益と記載するなどした損益計算書を掲載した平成19年3月期有価証券報告書を それぞれ、関東財務局長に対して提出した。 (2) 有価証券届出書について、 平成18年12月22日、関東財務局長に対し、平成18年3月期有価証券報告書及び平成18年9月中間期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成19年1月11日、新株予約権付社債券を1,000,000,000円で取得させた。 ・ 課徴金額 2,499万9,999円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成17年9月中間期半期報告書及び平成18年3月期有価証券報告書に係るもの 同社株式の市場価額の総額に10万分の2を乗じて得た額(174,135円)が200万円を超えないことから、 イ 同半期報告書については、200万円の2分の1に相当する額である100万円 ロ 同有価証券報告書については、200万円となる。 ここで、金商法第185条の7第2項の規定により、同一の事業年度に係る2以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり200万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成17年9月中間期半期報告書に係る課徴金の額は $\frac{2,000,000 \times 1,000,000}{(1,000,000 + 2,000,000)} = 666,666 \text{ 円}$ (半期報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) ii 平成18年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は $\frac{2,000,000 \times 2,000,000}{(1,000,000 + 2,000,000)} = 1,333,333 \text{ 円}$ (有価証券報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) ② 平成18年9月中間期半期報告書及び平成19年3月期有価証券報告書に係るもの 同社株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(290,822円)が300万円を超えないことから、同半期報告書及び同有価証券報告書にかかる個別決定ごとの算出額は、 イ 同半期報告書については、300万円の2分の1に相当する額	審判手続開始決定日 平成20年7月3日 課徴金納付命令日 平成20年8月1日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		である 150 万円 ロ 同有価証券報告書については、300 万円となる。 ここで、金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 18 年 9 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は $3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000)$ (半期報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) = <u>1,000,000 円</u> ii 平成 19 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は $3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000)$ (有価証券報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) = <u>2,000,000 円</u> ③ 平成 18 年 12 月 22 日提出の有価証券届出書に係るもの 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、 同有価証券届出書に係る課徴金の額は、 $1,000,000,000 \times 2 / 100 = \underline{20,000,000 \text{ 円}}$ となる。	
2	20. 9 .12	・ 有価証券届出書及び有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 172 条第 1 項) 平和奥田株式会社は、 (1) 有価証券報告書等について、 ① 平成 17 年 12 月 21 日、売上の過大計上、減損損失の不計上等により、連結経常損益が 943 百万円 (百万円未満切捨て。以下、連結経常損益額、連結当期純損益額、連結中間純損失額及び連結純資産額について同じ。) の損失であったにもかかわらず、これを 581 百万円の損失と、連結当期純損益が 2,026 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 350 百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成 17 年 9 月期有価証券報告書を、 ② 平成 18 年 6 月 23 日、売上原価の過少計上等により、連結経常損益が 1,126 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 226 百万円の利益と、連結中間純損益が 1,581 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 307 百万円の損失と記載するなどした中間連結損益計算書を掲載した平成 18 年 3 月中間期半期報告書を、 ③ 平成 18 年 12 月 20 日、売上の過大計上、貸倒引当金繰入額の過少計上等により、連結経常損益が 1,825 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 528 百万円の利益と、連結当期純損益が 2,263 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 7 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成 18 年 9 月期有価証券報告書を、 ④ 平成 19 年 6 月 27 日、売上債権及び棚卸資産の過大計上等により、連結純資産額が 485 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 1,804 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 19 年 3 月中間期半期報告書をそれぞれ、近畿財務局長に対して提出した。 (2) 有価証券届出書について、 近畿財務局長に対し、平成 18 年 12 月 12 日、平成 17 年 9 月期有価証券報告書及び平成 18 年 3 月中間期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書、並びに同月 20 日、平成 18 年 9 月期有価証券報告書を組込情報とする同有価証券届出書の訂正届出書を提出し、同有価証券届出書及び同訂正届出書に基づく募集により、同月 28 日、770,000 株の株券を 308,000,000 円で取得させた。 ・ 課徴金額 1,266 万円	審判手続開始決定日 平成 20 年 9 月 12 日 課徴金納付命令日 平成 20 年 10 月 1 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		(注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 17 年 9 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 2 を乗じて得た額 (68,139 円) が 200 万円を超えないことから、<u>2,000,000 円</u>となる。 ② 平成 18 年 3 月中間期半期報告書及び同年 9 月期有価証券報告書に係るもの 平成 18 年 3 月中間期半期報告書について、平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の規定 (軽減措置) の適用により、同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 2 を乗じて得た額 (77,396 円) が 200 万円を超えないこと及び同年 9 月期有価証券報告書について、同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (116,094 円) が 300 万円を超えないことから、同半期報告書及び同有価証券報告書に係る個別決定ごとの算出額は、 イ 同半期報告書については、200 万円の 2 分の 1 に相当する額である 100 万円 ロ 同有価証券報告書については、300 万円となる。 ここで、金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 18 年 3 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は $3,000,000 \times 1,000,000 / (1,000,000 + 3,000,000)$ (半期報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) = 750,000 円 ii 平成 18 年 9 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は $3,000,000 \times 3,000,000 / (1,000,000 + 3,000,000)$ (有価証券報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) = 2,250,000 円 ③ 平成 19 年 3 月中間期半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (75,250 円) が 300 万円を超えないことから、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である 150 万円となる。 ④ 平成 18 年 12 月 12 日提出の有価証券届出書及び同月 20 日提出の同有価証券届出書の訂正届出書に係るもの 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、平成 18 年 12 月 12 日提出の有価証券届出書及び同月 20 日提出の同有価証券届出書の訂正届出書に係る課徴金の額は、 $308,000,000 \times 2 / 100 = 6,160,000$ 円 となる。	
3	20.10.31	・ 有価証券報告書の虚偽記載 (金商法第 172 条の 2 第 1 項) 株式会社サイバーファームは、平成 18 年 3 月 31 日、売上の前倒し計上により、連結経常損益が 862 百万円 (百万円未満切捨て。以下、連結経常利益額及び連結当期純利益額について同じ。) の利益を上回ることにはなかったにもかかわらず、これを 1,245 百万円の利益と、連結当期純損益が 139 百万円の利益を上回ることにはなかったにもかかわらず、これを 522 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成 17 年 12 月期有価証券報告書を沖縄総合事務局長に対して提出した。 ・ 課徴金額 300 万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (635,459 円) が 300 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。	審判手続開始決定日 平成 20 年 10 月 31 日 課徴金納付命令日 平成 20 年 11 月 21 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4	20.11.11	・ 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 2 第 1 項、第 2 項) 中道機械株式会社は、北海道財務局長に対し、 (1) 平成 18 年 4 月 20 日、売上原価の過少計上及び棚卸資産の過大計上により、当期純損益が 32 百万円(百万円未満切捨て。以下、当期純利益額及び純資産額について同じ。)の損失であったにもかかわらず、これを 30 百万円の利益と記載するなどした損益計算書、及び純資産額が 1,618 百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「資本合計」欄に 2,138 百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した平成 18 年 1 月期有価証券報告書を提出し、 (2) 平成 18 年 10 月 20 日、棚卸資産の過大計上により、純資産額が 1,337 百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 1,772 百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成 18 年 7 月中間期半期報告書を提出し、 (3) 平成 19 年 4 月 18 日、棚卸資産の過大計上により、純資産額が 1,433 百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 1,894 百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した平成 19 年 1 月期有価証券報告書を提出し、 (4) 平成 19 年 10 月 18 日、棚卸資産の過大計上により、純資産額が 1,251 百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 1,733 百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成 19 年 7 月中間期半期報告書を提出した。 ・ 課徴金額 750 万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 18 年 1 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額(72,707 円)が 300 万円を超えないことから、300 万円となる。 ② 平成 18 年 7 月中間期半期報告書及び平成 19 年 1 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額(70,253 円)が 300 万円を超えないことから、課徴金額は イ 同半期報告書については、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である 150 万円 ロ 同有価証券報告書については、300 万円となる。 ここで、金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 18 年 7 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は $3,000,000 \times 1,500,000 \div (1,500,000 + 3,000,000)$ (半期報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) = <u>1,000,000 円</u> ii 平成 19 年 1 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は $3,000,000 \times 3,000,000 \div (1,500,000 + 3,000,000)$ (有価証券報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) = <u>2,000,000 円</u> ③ 平成 19 年 7 月中間期半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額(73,571 円)が 300 万円を超えないことから、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である <u>150 万円</u>となる。	審判手続開始決定日 平成 20 年 11 月 11 日 課徴金納付命令日 平成 20 年 12 月 3 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5	20.11.21	・ 有価証券届出書及び有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 172 条第 1 項) トラステックスホールディングス株式会社は (1) 有価証券報告書等について、 ① 平成 17 年 12 月 27 日、近畿財務局長に対し、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金及び破産・更生債権等（以下、「長期未収入金等」という。）並びに劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 994 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結経常損益額、連結当期純損益額、連結中間純損益額及び連結純資産額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを 1,083 百万円の利益と、連結中間純損益が 1,170 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 578 百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が 2,623 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 7,697 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 17 年 9 月中間期半期報告書を提出し、 ② 平成 18 年 6 月 30 日、近畿財務局長に対し、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 528 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 1,885 百万円の利益と、連結当期純損益が 955 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 1,314 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 1,796 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 9,052 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 3 月期有価証券報告書を提出し、 ③ 平成 19 年 1 月 16 日、関東財務局長に対し、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 313 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 319 百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が 605 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 1,586 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 9 月中間期半期報告書を提出し、 ④ 平成 19 年 6 月 29 日、近畿財務局長に対し、長期未収入金等の過大計上等により、連結純資産額が 1,643 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 918 百万円の債務超過と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 19 年 3 月期有価証券報告書を提出し、 ⑤ 平成 19 年 12 月 28 日、近畿財務局長に対し、長期未収入金等の過大計上等により、連結純資産額が 134 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 849 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 19 年 9 月中間期半期報告書を提出し、 ⑥ 平成 20 年 6 月 30 日、近畿財務局長に対し、貸倒損失の過少計上、長期未収入金の過大計上等により、連結経常損益が 411 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 248 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 298 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 786 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 20 年 3 月期有価証券報告書を提出した。 (2) 有価証券届出書について、 ① 平成 17 年 11 月 25 日、近畿財務局長に対し、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 207 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 656 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 1,366 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 7,247 百	審判手続開始決定日 平成 20 年 11 月 21 日 課徴金納付命令日 平成 20 年 12 月 19 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 17 年 3 月期有価証券報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 17 年 12 月 12 日、新株予約権付社債券を 5,000,000,000 円で取得させ、 ② 平成 19 年 1 月 16 日、関東財務局長に対し、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 528 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 1,885 百万円の利益と、連結当期純損益が 955 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 1,314 百万円の利益と記載するなどした平成 18 年 3 月期の連結損益計算書、及び連結純資産額が 1,796 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 9,052 百万円と記載するなどした平成 18 年 3 月期の連結貸借対照表、並びに売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、連結経常損益が 313 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 319 百万円の利益と記載するなどした平成 18 年 9 月中間期の中間連結損益計算書、及び連結純資産額が 605 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 1,586 百万円と記載するなどした平成 18 年 9 月中間期の中間連結貸借対照表をそれぞれ掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 2 月 5 日、新株予約権付社債券を 300,000,000 円で取得させ、 ③ 平成 19 年 2 月 22 日、関東財務局長に対し、(2)の②と同様の内容を記載した平成 18 年 3 月期の連結損益計算書及び連結貸借対照表並びに平成 18 年 9 月中間期の中間連結損益計算書及び中間連結貸借対照表をそれぞれ掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 3 月 12 日、新株予約権付社債券を 260,000,000 円で取得させ、 ④ 平成 19 年 3 月 2 日、関東財務局長に対し、(2)の②と同様の内容を記載した平成 18 年 3 月期の連結損益計算書及び連結貸借対照表並びに平成 18 年 9 月中間期の中間連結損益計算書及び中間連結貸借対照表をそれぞれ掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同月 19 日、新株予約権付社債券を 100,000,000 円で取得させ、 ⑤ 平成 19 年 4 月 27 日、関東財務局長に対し、(2)の②と同様の内容を記載した平成 18 年 3 月期の連結損益計算書及び連結貸借対照表並びに平成 18 年 9 月中間期の中間連結損益計算書及び中間連結貸借対照表をそれぞれ掲載した有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 5 月 17 日、60,023,540 株の株券を 5,102,000,900 円で取得させた。 ・ 課徴金額 2 億 2,424 万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 17 年 9 月中間期半期報告書及び平成 18 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (476,482 円) が 300 万円を超えないことから、 イ 同半期報告書については、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である 150 万円 ロ 同有価証券報告書については、300 万円となる。 ここで、金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 17 年 9 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は $3,000,000 \times 1,500,000 \div (1,500,000 + 3,000,000)$ (半期報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) = 1,000,000 円	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		ii 平成 18 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は $3,000,000 \times 3,000,000 \div (1,500,000 + 3,000,000)$ (有価証券報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) = <u>2,000,000 円</u> ② 平成 18 年 9 月中間期半期報告書及び平成 19 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (288,987 円) が 300 万円を超えないことから、 イ 同半期報告書については、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である 150 万円 ロ 同有価証券報告書については、300 万円となる。 ここで、金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 18 年 9 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は $3,000,000 \times 1,500,000 \div (1,500,000 + 3,000,000)$ (半期報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) = <u>1,000,000 円</u> ii 平成 19 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は $3,000,000 \times 3,000,000 \div (1,500,000 + 3,000,000)$ (有価証券報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) = <u>2,000,000 円</u> ③ 平成 19 年 9 月中間期半期報告書及び平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (133,900 円) が 300 万円を超えないことから、同半期報告書については、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である 150 万円 同有価証券報告書については、300 万円となる。 ここで、金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 19 年 9 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は $3,000,000 \times 1,500,000 \div (1,500,000 + 3,000,000)$ (半期報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) = <u>1,000,000 円</u> ii 平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は $3,000,000 \times 3,000,000 \div (1,500,000 + 3,000,000)$ (有価証券報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) = <u>2,000,000 円</u> ④ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、 i 平成 17 年 11 月 25 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 $5,000,000,000 \text{ 円} \times 2 \div 100 = \underline{100,000,000 \text{ 円}}$ ii 平成 19 年 1 月 16 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 $300,000,000 \text{ 円} \times 2 \div 100 = \underline{6,000,000 \text{ 円}}$ iii 平成 19 年 2 月 22 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 $260,000,000 \text{ 円} \times 2 \div 100 = \underline{5,200,000 \text{ 円}}$ iv 平成 19 年 3 月 2 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 $100,000,000 \text{ 円} \times 2 \div 100 = \underline{2,000,000 \text{ 円}}$ v 平成 19 年 4 月 27 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 $5,102,000,900 \text{ 円} \times 2 \div 100 = \underline{102,040,018 \text{ 円}}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>102,040,000 円</u>となる。	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6	21.1.21	・ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項、第 2 項) 株式会社プラコーは、関東財務局長に対し、売上の前倒し計上、売上債権の過大計上、前受金の過少計上等により、 (1) 平成 19 年 12 月 21 日、経常損益が 68 百万円（百万円未満切捨て。以下、経常損益額、中間純損益額、純資産額及び当期純損益額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを 2 百万円の利益と、中間純損益が 95 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 7 百万円の利益と記載するなどした中間損益計算書、及び純資産額が 475 百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 638 百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成 19 年 9 月中間期半期報告書を提出し、 (2) 平成 20 年 6 月 30 日、経常損益が 64 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 17 百万円の利益と、当期純損益が 97 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 17 百万円の利益と記載するなどした損益計算書、及び純資産額が 451 百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 625 百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した平成 20 年 3 月期有価証券報告書を提出した。 ・ 課徴金額 300 万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 平成 19 年 9 月中間期半期報告書及び平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 個別決定ごとの算出額は、同社株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (46,774 円) が 300 万円を超えないことから、 イ 同半期報告書については、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である 150 万円 ロ 同有価証券報告書については、300 万円となる。 ここで、旧金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類等が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 19 年 9 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は $\frac{3,000,000 \times 1,500,000}{(1,500,000 + 3,000,000)} = 1,000,000 \text{ 円}$ (半期報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) ii 平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は $\frac{3,000,000 \times 3,000,000}{(1,500,000 + 3,000,000)} = 2,000,000 \text{ 円}$ (有価証券報告書の個別決定額) (個別決定額の合計)	審判手続開始決定日 平成 21 年 1 月 21 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 2 月 17 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
7	21.3.24	・ 有価証券届出書及び有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 172 条第 1 項) 株式会社アイ・ビー・イーホールディングスは、 (1) 有価証券報告書等について、無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等により、関東財務局長に対し、 ① 平成 18 年 6 月 30 日、連結純資産額が 894 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結純資産額及び純資産額について同じ。）の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 40 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 3 月期有価証券報告書を提出し、 ② 平成 18 年 12 月 26 日、連結純資産額が 1,005 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 254 百万円の債務超過と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 9 月中間期半期報告書を提出し、 ③ 平成 19 年 6 月 28 日、純資産額が 40 百万円の債務超過	審判手続開始決定日 平成 21 年 3 月 24 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 4 月 10 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき		であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 95 百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した平成 19 年 3 月期有価証券報告書を提出し、 ④ 平成 19 年 12 月 21 日、純資産額が 83 百万円の債務超過であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 22 百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成 19 年 9 月中間期半期報告書を提出した。 (2) 有価証券届出書について、関東財務局長に対し、 ① 平成 19 年 2 月 21 日、平成 18 年 3 月期有価証券報告書及び平成 18 年 9 月中間期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 19 年 3 月 8 日、19,610 株の株券を 921,670,000 円で取得させ、 ② 平成 19 年 7 月 25 日、平成 19 年 3 月期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 8 月 9 日、新株予約権付社債を 400,000,000 円で取得させた。 ・課徴金額 3,393 万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 18 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (198,864 円) が 300 万円を超えないことから、 同有価証券報告書については、<u>3,000,000 円</u>となる。 ② 平成 18 年 9 月中間期半期報告書及び平成 19 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 個別決定ごとの算出額は、同社株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (88,430 円) が 300 万円を超えないことから、 イ 同半期報告書については、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である 150 万円 ロ 同有価証券報告書については、300 万円となる。 ここで、旧金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類等が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 18 年 9 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は $3,000,000 \times 1,500,000 \div (1,500,000 + 3,000,000)$ (半期報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) <u>=1,000,000 円</u> ii 平成 19 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は $3,000,000 \times 3,000,000 \div (1,500,000 + 3,000,000)$ (有価証券報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) <u>=2,000,000 円</u> ③ 平成 19 年 9 月中間期半期報告書に係るもの 同社株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (123,157 円) が 300 万円を超えないことから、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である <u>150 万円</u>となる。 ④ 平成 19 年 2 月 21 日提出の有価証券届出書に係るもの 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、 平成 19 年 2 月 21 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 $921,670,000 \text{ 円} \times 2 \div 100 = 18,433,400 \text{ 円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>18,430,000 円</u> 同有価証券届出書に係る課徴金の額は、 $400,000,000 \text{ 円} \times 2 \div 100 = 8,000,000 \text{ 円}$ となる。	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8	21.4.21	・ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項、第 2 項) 株式会社ゼンテック・テクノロジー・ジャパンは、関東財務局長に対し、 (1) 平成 20 年 6 月 25 日、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、売上債権及びのれんの過大計上等により、連結経常損益が 761 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結経常利益額、連結当期純損益額及び連結純資産額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを 1,228 百万円の利益と、連結当期純損益が 3,421 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 645 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 6,396 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 10,435 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 20 年 3 月期有価証券報告書を提出し、 (2) 平成 20 年 8 月 14 日、売上債権及びのれんの過大計上等により、連結純資産額が 6,514 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 10,041 百万円と記載するなどした連結四半期貸借対照表を掲載した平成 20 年 6 月第 1 四半期四半期報告書を提出し、 (3) 平成 20 年 11 月 14 日、売上債権及びのれんの過大計上等により、連結純資産額が 3,569 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 6,137 百万円と記載するなどした連結四半期貸借対照表を掲載した平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書を提出した。 ・ 課徴金額 600 万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（721,872 円）が 300 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。 ② 平成 20 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係るもの 同社株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（122,534 円）が 300 万円を超えないことから、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である <u>150 万円</u>となる。 ③ 平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係るもの 同社株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（122,534 円）が 300 万円を超えないことから、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である <u>150 万円</u>となる。	審判手続開始決定日 平成 21 年 4 月 21 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 5 月 21 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。
9	21.6.16	・ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項、第 2 項) ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社は、関東財務局長に対し、 (1) 平成 18 年 6 月 30 日、架空売上の計上、売上債権及び無形固定資産の過大計上等により、連結当期純損益が 1,020 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結当期純損失額及び連結純資産額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを 677 百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 2,475 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 3,317 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 3 月期有価証券報告書を提出し、 (2) 平成 18 年 12 月 22 日、売上債権及び貸付金の過大計上等により、連結純資産額が 1,978 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 2,729 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 9 月中間期半期報告書を提出し、 (3) 平成 19 年 5 月 25 日、売上債権及び貸付金の過大計上等により、連結純資産額が 1,978 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 2,511 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した	審判手続開始決定日 平成 21 年 6 月 16 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 7 月 14 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9 つづき		平成 18 年 9 月中間期半期報告書に係る訂正報告書を提出した。 ・ 課徴金額 600 万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 18 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (743,016 円) が 300 万円を超えないことから <u>300 万円</u>となる。 ② 平成 18 年 9 月中間期半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (237,263 円) が 300 万円を超えないことから、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である <u>150 万円</u>となる。 ③ 平成 18 年 9 月中間期半期報告書の訂正報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (237,263 円) が 300 万円を超えないことから、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である <u>150 万円</u>となる。	
10	21.6.23	・ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項、第 2 項) フタバ産業株式会社は、関東財務局長に対し、 (1) 平成 18 年 6 月 29 日、売上原価の過少計上等により、連結経常損益が 2,571 百万円 (百万円未満切捨て。以下、連結経常利益額、連結当期純損益額、連結中間純損益額、連結純資産額及び連結四半期純利益額について同じ。) の利益であったにもかかわらず、これを 19,429 百万円の利益と、連結当期純損益が 13,096 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 11,499 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成 18 年 3 月期有価証券報告書を提出し、 (2) 平成 18 年 12 月 28 日、売上原価の過少計上、減損損失の不計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が 1,721 百万円の利益であったにもかかわらず、これを 9,721 百万円の利益と、連結中間純損益が 24,949 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 5,256 百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が 114,770 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 177,696 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 9 月中間期半期報告書を提出し、 (3) 平成 19 年 6 月 28 日、売上原価の過少計上、減損損失の不計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が 291 百万円の利益であったにもかかわらず、これを 23,457 百万円の利益と、連結当期純損益が 33,827 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 12,770 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 109,701 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 189,122 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 19 年 3 月期有価証券報告書を提出し、 (4) 平成 19 年 12 月 26 日、売上原価の過少計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が 1,565 百万円の利益であったにもかかわらず、これを 12,014 百万円の利益と、連結中間純損益が 5,205 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 5,322 百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が 104,918 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 194,462 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 19 年 9 月中間期半期報告書を提出し、 (5) 平成 20 年 6 月 30 日、売上原価の過少計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が 1,745 百万円の利益であったにもかかわらず、これを 24,847 百万円の利益と、連結当期純損益が 13,061 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 11,046 百万円の	審判手続開始決定日 平成 21 年 6 月 23 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 7 月 28 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10 つづき		利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 94,219 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 198,030 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 20 年 3 月期有価証券報告書を提出し、 (6) 平成 20 年 8 月 13 日、売上原価の過少計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が 1,403 百万円の利益であったにもかかわらず、これを 3,486 百万円の利益と、連結四半期純損益が 163 百万円の利益であったにもかかわらず、これを 1,406 百万円の利益と記載するなどした四半期連結損益計算書、及び連結純資産額が 91,339 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 196,374 百万円と記載するなどした四半期連結貸借対照表を掲載した平成 20 年 6 月第 1 四半期四半期報告書を提出した。 ・課徴金額 1,816 万 9,998 円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 18 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (4,970,814 円) が 300 万円を超えることから、4,970,814 円について、1 万円未満を切り捨てて 4,970,000 円となる。 ② 平成 18 年 9 月中間期半期報告書及び平成 19 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 個別決定ごとの算出額は、同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (5,717,062 円) が 300 万円を超えることから、 イ 同半期報告書については、5,717,062 円の 2 分の 1 に相当する額である 2,850,000 円 (1 万円未満を切り捨て) ロ 同有価証券報告書については、5,710,000 円 (1 万円未満を切り捨て) となる。 ここで、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類等が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記の通り 571 万円を個別決定ごとの算出に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 18 年 9 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は $\frac{5,710,000 \times 2,850,000}{(2,850,000 + 5,710,000)} = 1,901,109 \text{ 円}$ (半期報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) ii 平成 19 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は $\frac{5,710,000 \times 5,710,000}{(2,850,000 + 5,710,000)} = 3,808,890 \text{ 円}$ (有価証券報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) ③ 平成 19 年 9 月中間期半期報告書及び平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 個別決定ごとの算出額は、同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (5,995,689 円) が 300 万円を超えることから、 イ 同半期報告書については、5,995,689 円の 2 分の 1 に相当する額である 2,990,000 円 (1 万円未満を切り捨て) ロ 同有価証券報告書については、5,990,000 円 (1 万円未満を切り捨て) となる。 ここで、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類等が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり 599 万円を個別決定ごとの算出に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 19 年 9 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は $\frac{5,990,000 \times 2,990,000}{(5,990,000 + 2,990,000)} = 1,994,443 \text{ 円}$ (半期報告書の個別決定額) (個別決定額の合計)	

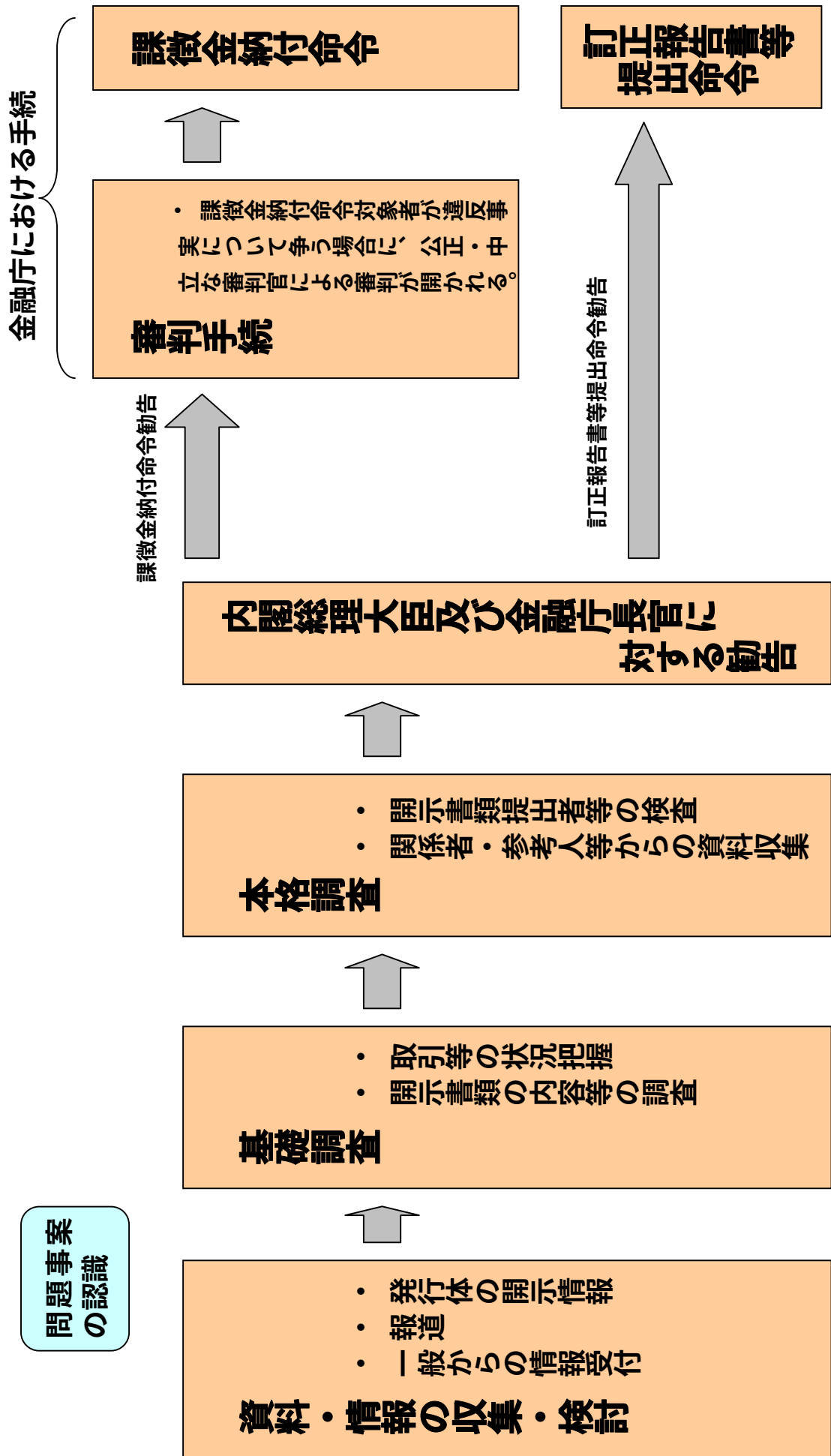
一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10 つづき		ii 平成 20 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は $5,990,000 \times 5,990,000 \div (5,990,000 + 2,990,000)$ (有価証券報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) = <u>3,995,556 円</u> ④ 平成 20 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係るもの、 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (2,735,505 円) が 300 万円を超えないことから、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である <u>150 万円</u>となる。	
11	21.6.26	・ 有価証券届出書及び有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 172 条第 1 項) 株式会社ビックカメラ (以下、「ビックカメラ」という。) は、 (1) 特別目的会社を活用した不動産流動化スキームを行っ たところ、ビックカメラとともに、当該特別目的会社が組 成した匿名組合への出資を行った株式会社豊島企画は、そ の出資、融資等の実態からビックカメラの子会社に該当す ることとなり、同スキームにおけるビックカメラのリスク 負担割合は約 31%となるから、同スキームの終了に伴い、 平成 19 年 10 月 26 日に、ビックカメラに匿名組合からの 匿名組合清算配当金として 4,920 百万円 (百万円未満切捨 て。) が発生することではなく、これをビックカメラの特別 利益として計上することはできないにもかかわらず、株式 会社豊島企画の出資者をビックカメラとは無関係の第三 者に仮装していたことにより、匿名組合清算配当金が発生 し、これを特別利益として計上することができる場合に該 当するとして、有価証券報告書等について、関東財務局長 に対し、 ① 平成 19 年 11 月 20 日、ビックカメラ及びビックカメラ の連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与え る事象が発生したとして「同スキームの終了に伴い、匿名 組合清算配当金が発生し」、「平成 20 年 8 月期の個別決 算及び連結決算において、特別利益として匿名組合清算配 当金 4,920 百万円を計上する予定であります」と記載した 臨時報告書を提出し、 ② 平成 19 年 11 月 29 日、平成 19 年 8 月期連結財務諸表の 「重要な後発事象」の注記において、「同スキームの終了 に伴い、平成 19 年 10 月 26 日付で匿名組合清算配当金 4,920 百万円が発生しております」と記載した平成 19 年 8 月期有価証券報告書を提出し、 ③ 平成 20 年 5 月 2 日、匿名組合清算配当金の計上等によ り、連結中間純損益が 1,398 百万円 (百万円未満切捨て。 以下、連結中間純利益額及び連結当期純損益額について同 じ。) の利益であったにもかかわらず、これを 7,145 百万 円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書を掲載 した平成 20 年 2 月中間期半期報告書を提出し、 ④ 平成 20 年 11 月 27 日、匿名組合清算配当金の計上等に より、連結当期純損益が 1,662 百万円の損失であったにも 関わらず、これを 4,112 百万円の利益と記載するなどした 連結損益計算書を掲載した平成 20 年 8 月期有価証券報 告書を提出した。 (2) また、ビックカメラは、有価証券届出書について、関東 財務局長に対し、 平成 20 年 5 月 16 日、平成 19 年 8 月期有価証券報告書 及び平成 20 年 2 月中間期半期報告書を参照書類とする有 価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集に より、同年 6 月 9 日、163,500 株の株券を 123 億 3,771 万 円で取得させた。 ・ 課徴金額 2 億 5,353 万円	審判手続開始決定日 平成 21 年 6 月 26 日 課徴金納付命令日 平成 21 年 7 月 30 日

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
11 つづき		(注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 19 年 8 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (3,400,654 円) が 300 万円を超えることから、3,400,654 円について、1 万円未満を切り捨てて <u>3,400,000 円</u> となる。 ② 平成 19 年 11 月 20 日提出の臨時報告書、平成 20 年 2 月中間期半期報告書及び平成 20 年 8 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (3,380,271 円) が 300 万円を超えることから、 イ 同臨時報告書については、3,380,271 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,690,000 円 (1 万円未満を切り捨て) ロ 同半期報告書については、3,380,271 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,690,000 円 (1 万円未満を切り捨て) ハ 同有価証券報告書については、3,380,000 円 (1 万円未満を切り捨て) となる。 ここで、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類等が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり 338 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 19 年 11 月 20 日提出の臨時報告書に係る課徴金の額は $3,380,000 \times 1,690,000 / (1,690,000 + 1,690,000 + 3,380,000)$ (臨時報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) <u>= 845,000 円</u> ii 平成 20 年 2 月中間期半期報告書に係る課徴金の額は $3,380,000 \times 1,690,000 / (1,690,000 + 1,690,000 + 3,380,000)$ (中間報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) <u>= 845,000 円</u> iii 平成 20 年 8 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は $3,380,000 \times 3,380,000 / (1,690,000 + 1,690,000 + 3,380,000)$ (有価証券報告書の個別決定額) (個別決定額の合計) <u>= 1,690,000 円</u> ③ 旧金商法第 172 条第 1 項第 1 号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、 平成 20 年 5 月 16 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 $12,337,710,000 \times 2 / 100 = 246,754,200 \text{ 円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>246,750,000 円</u> となる。	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
12	21.6.26	・ 目論見書の虚偽記載 (旧金商法第 172 条第 5 項、第 2 項) 課徴金納付命令対象者(株式会社ビックカメラ役員)は、株式会社ビックカメラ(以下、「ビックカメラ」という。)が、特別目的会社を活用した不動産流動化スキームを行ったところ、ビックカメラとともに、当該特別目的会社が組成した匿名組合への出資を行った株式会社豊島企画は、その出資、融資等の実態からビックカメラの子会社に該当することとなり、同スキームにおけるビックカメラのリスク負担割合は約 31%となるから、同スキームの終了に伴い、平成 19 年 10 月 26 日に、ビックカメラに匿名組合からの匿名組合清算配当金として 4,920 百万円(百万円未満切捨て。)が発生することはなく、これをビックカメラの特別利益として計上することはできないにもかかわらず、株式会社豊島企画の出資者をビックカメラとは無関係の第三者に仮装していたことにより、匿名組合清算配当金が発生し、これを特別利益として計上することができる場合に該当するとして、 (1) 平成 19 年 8 月期連結財務諸表の「重要な後発事象」の注記において、「同スキームの終了に伴い、平成 19 年 10 月 26 日付で匿名組合清算配当金 4,920 百万円が発生しております」と記載した平成 19 年 8 月期有価証券報告書、及び (2) 匿名組合清算配当金の計上等により、連結中間純損益が 1,398 百万円(百万円未満切捨て。)の利益であったにもかかわらず、これを 7,145 百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書を掲載した平成 20 年 2 月中間期半期報告書 を参照書類とする目論見書を使用したところ、同目論見書に虚偽の記載があることを知りながら、その作成に関与し、平成 20 年 6 月 10 日、同目論見書に係る売出しにより、同人が所有する 80,000 株のビックカメラ株券を 60 億 3,680 万円で売り付けた。 ・ 課徴金額 1 億 2,073 万円 (注) 課徴金額は、以下のように算出される。 課徴金額は、旧金商法第 172 条第 5 項で準用する同条第 2 項の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書に係る売出しにより売り付けた課徴金納付命令対象者が所有する株券等の売価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、 平成 20 年 6 月 10 日、同人が所有するビックカメラの株券を、売出しにより売り付けるに当たり使用した目論見書に係る課徴金の額は、 $6,036,800,000 \times 2 / 100 = 120,736,000$ 円 について、1 万円未満を切り捨てて、<u>120,730,000 円</u>となる。	審判手続開始決定日 平成 21 年 6 月 26 日

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

開示検査の流れ



2-5 告発実施状況

1 告発件数等一覧表

区分	4～15 事務年度	16 事務年度	17 事務年度	18 事務年度	19 事務年度	20 事務年度	合計
告発件数	63	11	11	13	10	13	121
告発人数	222	18	32	31	33	21	357

(注) 事務年度：7月～翌年6月

2 告発事件の概要一覧表（関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5.5.21	証取法第125条第1項、第2項等 (相場操縦) 証取法第27条の23第1項等 (大量保有報告書の不提出)	① 日本ユニシス(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 (嫌疑者) 不動産会社社長 金融業者役員 ② 上記売買の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。 (嫌疑者) 不動産会社社長	①につき 6.10.3 (東京地裁) 不動産会社社長 懲役2年6月(執行猶予4年) 金融業者役員 懲役2年(執行猶予3年) (いずれも確定) ②につき 不動産会社社長 不起訴
2	6.5.17	証取法第197条第1号の2 同法第207条第1項等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)アイベックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28 (東京地裁) 同社社長 懲役1年8月 同社役員 懲役1年2月 15.11.13 (東京高裁) 同社役員 懲役1年2月(執行猶予3年) 15.11.18 (東京高裁) 同社社長 懲役1年8月(執行猶予4年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
3	6.10.14	証取法第 166 条第 1 項、第 3 項 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	日本商事(株)の新薬の投与による副作用死亡例の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役職員 取引先職員 医師(第一次情報受領者)	6.12.20(大阪簡裁) 会社役職員 取引先職員 24 名 罰金 20~50 万円(略式命令) 8.5.24(大阪地裁) 医師 罰金 30 万円 9.10.24(大阪高裁) 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.2.16(最高裁) 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13.3.16(大阪高裁) 医師 控訴棄却 16.1.13(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
4	7.2.10	証取法第 166 条第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 (内部者取引)	新日本国土工業(株)の約束手形の不渡りの発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	7.3.24(東京簡裁) 取引銀行 罰金 50 万円 同行役職員 2 名 罰金 20~50 万円 取引先、同社職員 罰金 30 万円(略式命令) (いずれも確定)
5	7.6.23	証取法第 158 条同法第 197 条第 9 号 (風説の流布)	テーエスデー(株)の社長は、同社株券の価格を高騰させるため、虚偽の事実を発表。 (嫌疑者) 当該会社社長	8.3.22(東京地裁) 懲役 1 年 4 月(執行猶予 3 年) (確定)
6	7.12.22	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 (損失補てん)	千代田証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役職員 顧客	8.2.19(東京簡裁) 同社社長 同社役職員 4 名 罰金 30~50 万円(略式命令) 8.12.24(東京地裁) 証券会社 罰金 1,500 万円 同社役員 懲役 6 月(執行猶予 2 年) (いずれも確定)
7	8.8.2	証取法第 166 条第 1 項、第 2 項 同法第 200 条第 6 号 (内部者取引)	日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 割当先監査役(弁護士)	9.7.28(東京地裁) 懲役 6 月(執行猶予 3 年) 追徴金約 2,600 万円 10.9.21(東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.6.10(最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し 12.3.24(東京高裁) 控訴棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
8	9.1.17	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 9 号 (風説の流布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 (疑惑者) 雑誌監修人(投資顧問業)	9.1.30 (東京簡裁) 罰金 50 万円(略式命令) (確定)
9	9.4.8	証取法第 166 条第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (内部者取引)	(株)鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑惑者) 当該会社社長 当該会社役員 関連会社	9.5.1 (名古屋簡裁) 同社役員 4 名及び関連会社 罰金 50 万円(略式命令) 9.9.30 (名古屋地裁) 同会社社長 懲役 6 月(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
10	9.4.25	証取法第 166 条第 3 項 同法第 200 条 第 6 号等 (内部者取引)	シントム(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (疑惑者) 割当先社長 割当先会社等	9.5.27 (東京簡裁) 割当先社長及び割当先会社等 罰金 30 万円(略式命令) (いずれも確定)
11	9.5.13	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	野村証券(株)は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (疑惑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20 (東京地裁) 証券会社 罰金 1 億円 同社社長、同社役員 A 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 同社役員 B 懲役 8 月(執行猶予 3 年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 (いずれも確定) (注)山一、日興、大和証券関連と共に一括審理
12	9.9.17	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 (疑惑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員 A 懲役 10 月(執行猶予 2 年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 10.11.6 (東京地裁) 同社職員 懲役 10 月(執行猶予 2 年) 同社役員 2 名 懲役 8 月(執行猶予 2 年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 (注)11 号事件と一括審理 11.6.24 (東京地裁) 同社役員 B 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 12.3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
13	9.10.21	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社職員 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 同社役員 2 名 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
14	9.10.23	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員 A 懲役 10 月 (執行猶予 2 年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 10.11.6 (東京地裁) 同社役職員 2 名 懲役 8 月 (執行猶予 2 年) 11.1.29 (東京地裁) 同社役員 B 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 11.6.24 (東京地裁) 同社役員 C 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 12.3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) (いずれも確定)
15	9.10.28	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	大和証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.10.15 (東京地裁) 証券会社 罰金 4,000 万円 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同社役職員 3 名 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 同社役職員 2 名 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
16	10.3.9	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社役員 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事 件	告 発 年 月 日	関 係 条 文	事 件 の 概 要	判 決
17	10.3.20	証取法第 197 条第 1 号 同法第 207 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	山一証券(株)は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28 (東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) (いずれも確定)
18	10.5.29	証取法第 167 条第 1 号 同法施行令第 31 条 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	トーソク(株)の株券について、親会社から他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施すること(重要事実)を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 親会社役員	10.8.26 (横浜簡裁) 罰金 50 万円 (略式命令) (確定)
19	10.7.6	証取法第 166 条第 3 項 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	大都工業(株)の会社更生手続開始の申立ての決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17 (東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金 50 万円 (略式命令) 10.11.10 (東京地裁) 関連会社役員 懲役 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 (いずれも確定)
20	10.10.30	証取法第 166 条第 1 項 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	日本エム・アイ・シー(株)のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19 (東京地裁) 証券会社職員 懲役 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 12.3.28 (東京地裁) 合併相手先役員 懲役 6 月 罰金 50 万円 12.11.20 (東京高裁) 合併相手先役員 控訴棄却 15.12.3 (最高裁) 合併相手先役員 上告棄却 (いずれも確定)
21	10.12.17	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員 同部下職員	11.2.10 (東京簡裁) 部下職員 罰金 50 万円 (略式命令) 11.4.13 (東京地裁) 取引先役員 懲役 1 年 罰金 200 万円 11.10.29 (東京高裁) 取引先役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
22	11.2.10	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員 同業他社社長	11.4.13(東京地裁) 取引先役員 懲役 1 年 罰金 200 万円 同業他社社長 懲役 10 月 罰金 200 万円 11.10.29(東京高裁) 取引先役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 同業他社社長 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 (いずれも確定) (注)21 号事件と一括審理
23	11.3.4	証取法第 159 条第 1 項、第 2 項 同法第 197 条等 (相場操縦)	昭和化学工業(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 (嫌疑者) 金融業者 金融業者役員	11.6.24(大阪地裁) 金融業者役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 金融業者 罰金 400 万円 (いずれも確定)
24	11.6.30	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14.9.10(東京地裁) 同行頭取 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 同行副頭取 2 名 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 17.6.21(東京高裁) いずれも控訴棄却 20.7.18(最高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
25	11.8.13	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16.5.28(東京地裁) 同行会長 懲役 1 年 4 月(執行猶予 3 年) 同行頭取 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 同行副頭取 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 19.3.14(東京高裁) いずれも控訴棄却 いずれも公判係属中(最高裁)
26	11.12.3	証取法第 159 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 4 項 同法第 197 条第 8 号 (相場操縦)	(株)ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 (嫌疑者) 会社社長 会社役員	12.5.19(横浜地裁) 会社社長 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) (確定)

事 件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
27	11.12.27	証取法第 198 条第 4 号等 (虚偽の半 期 報 告 書 の 提出)	(株)ヤクルト本社は、プリンスン債が 償還済であるという事実を隠蔽し、資 産及び収益を過大に計上する方法で、 虚偽の記載をした半期報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14.9.12 (東京地裁) 同社副社長 懲役 7 年 罰金 6,000 万円 当該会社 罰金 1,000 万円 15.8.11 (東京高裁) いずれも控訴棄却 (いずれも確定)
28	12.1.31	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有 価 証 券 報 告 書の提出)	(株)テスコンは、架空売上の計上により 粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有 価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.1.30 (横浜地裁) 同社社長 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定)
29	12.3.21	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 6 号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・ リミテッドは、プリンスン債を販売 するため「当局の承認が得られている 商品である」旨の虚偽の資料を使用。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役職員	12.3.22 (東京簡裁) 同社役職員 2 名 罰金 30 万円 (略式命令) (いずれも確定)
30	12.3.22	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 6 号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・ リミテッドは、プリンスン債を販売 するため、投資家に虚偽の説明。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社会長	14.10.10 (東京地裁) 同社会長 懲役 3 年 罰金 6,400 万円 15.11.10 (東京高裁) 控訴棄却 18.11.20 (最高裁) 上告棄却 (確定)
31	12.5.26	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取 引)	(株)ピコイが和議開始の申立てを行う こと (重要事実) を知り、公表前に同 社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員	12.7.19 (東京地裁) 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 449 万円 (確定)
32	12.11.28	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取 引)	(株)プレナスが子会社の異動を伴う株 券の取得を行う (重要事実) ことを知 り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員の姉	12.11.28 (東京簡裁) 罰金 50 万円 (略式命令) 追徴金約 158 万円 (確定)

事 件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
33	12.12.4	証取法第 158 条等 同法第 197 条 第 1 項第 5 号 等 (風説の流 布、虚偽の大 量保有報告 書の提出)	(株)東天紅の株価を高騰させるため、公 開買付けをする旨の虚偽発表をする とともに、虚偽の大量保有報告書を提 出。 (嫌疑者) 会社役員等	12.12.4 (東京簡裁) 会社役員ら 3 名 罰金 50 万円 (略式命令) 14.11.8 (東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 (いずれも確定)
34	12.12.4	証取法第 27 条の 23 第 1 項 同法第 198 条 第 5 号 (大量保有 報告書の不 提出)	会社役員は、(株)東天紅の株券の大量保 有者になったにもかかわらず、期限ま でに大量保有報告書を提出しなかつ た。 (嫌疑者) 会社役員	14.11.8 (東京地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 (確定)
35	13.3.12	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取 引)	武藤工業(株)が他社と資本業務提携を 行う (重要事実) ことを知り、公表前 に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 提携先社員 (公認会計士)	13.5.29 (東京地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,414 万円 (確定)
36	13.4.27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号 同法第 197 条 第 1 項第 5 号 (相場操縦)	アイカ工業(株)の株価を高騰させるこ とを目的とした複数名義による買上 がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者) 会社社長	14.9.12 (名古屋地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2,818 万円 (確定)
37	13.12.20	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	フットワークエクスプレス(株)は架空 収益の計上等により粉飾経理を行い、 虚偽の記載のある有価証券報告書を 提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社常務 当該会社社員	14.10.8 (大阪地裁) 同社社長 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同社常務 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
38	14.3.20	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等、第 2 項第 1 号 同法第 197 条第 1 項第 7 号等 (相場操縦)	志村化工(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者) 会社役員等	15.7.30 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 1,395 万円 15.11.11 (東京地裁) 無職 C 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 2,080 万円 会社役員 B 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 2,080 万円 16.7.14 (東京高裁) 会社役員 B 控訴棄却 19.3.29 (最高裁) 会社役員 B 上告棄却 (いずれも確定)
39	14.3.26	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条第 18 号等 (内部者取引)	(株)ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 記者発表会業務下請会社役員	14.10.16 (東京地裁) 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 922 万円 (確定)
40	14.6.7	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士	14.6.10(大阪簡裁) 公認会計士 2 名 罰金 50 万円 (略式命令) (いずれも確定) 公認会計士 1 名 (大阪地裁) 死亡による公訴棄却
41	14.6.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成 12 年 3 月期及び平成 13 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13 (大阪地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 15.3.31 (大阪地裁) 同社役員 懲役 3 年 6 月 15.9.16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
42	14.6.28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けを行うこと (重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 銀行員 (契約締結先) 等	15.5.2 (東京地裁) 銀行員 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15.11.28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
43	14.6.28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	三陽エンジニアリング(株)が三陽パックス(株)の株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)銀行員(第一次情報受領者)等	15.5.2(東京地裁) 銀行員 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15.11.28(東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定) (注)42 号事件と一括審理
44	14.7.31	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)光通信が(株)クレイフィッシュの株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員	15.2.28(東京地裁) 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,048 万円 (確定)
45	14.9.6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成 10 年 3 月期及び平成 11 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13(大阪地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 15.3.31(大阪地裁) 同社役員 懲役 3 年 6 月 15.9.16(大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16(最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定) (注)41 号事件と一括審理
46	14.11.29	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項第 7 号 (風説の流布及び偽計)	ドリームテクノロジーズ(株)の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 (嫌疑者)当該株券取引者	15.3.28(広島簡裁) 罰金 30 万円 追徴金 36 万 6 千円 (略式命令) (確定)
47	14.12.16	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出)	(株)エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長	15.7.14(東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
48	14.12.19	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15.9.10 (東京地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 921 万円 (確定)
49	14.12.26	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項等 (偽計)	(株)エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	15.7.14 (東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 (確定) (注)47 号事件と一括審理
50	15.2.13	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等	15.7.3 (大阪地裁) 会社職員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円、 追徴金 290 万円 職員知人 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円、 追徴金約 210 万円 (いずれも確定)
51	15.2.20	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 290 万円 (注)50 号事件と一括審理 職員実弟 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 545 万円 (いずれも確定)
52	15.3.24	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17 (東京地裁) 同社専務 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 15.12.11 (東京地裁) 同社常務 懲役 4 年 16.7.29 (東京高裁) 同社常務 控訴棄却 16.10.7 (東京地裁) 同社会長 懲役 8 年 17.9.28 (東京高裁) 同社会長 控訴棄却 18.7.3 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
53	15.5.28	証 取 法 第 167 条第 1 項 等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21 (東京地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 891 万円 (確定)
54	15.7.16	証 取 法 第 166 条第 2 項 第 1 号等 (内部者取引)	(株)ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと(ともに重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 当該会社職員	16.1.30 (横浜地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 845 万円 (確定)
55	15.7.25	証 取 法 第 159 条第 1 項 第 3 号等 (相場操縦)	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 (嫌疑者) (株)大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17.2.17 (大阪地裁) 同取引所副理事長 無罪 18.10.6 (大阪高裁) 同取引所副理事長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 19.7.12 (最高裁) 同取引所副理事長 上告棄却 (確定)
56	15.7.30	証 取 法 第 167 条第 1 項 等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員 (元課長)	15.10.30 (東京地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 936 万円 (確定)
57	15.11.14	証 取 法 第 166 条第 3 項 等 (内部者取引)	(株)アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 会社役員	16.8.3 (名古屋地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 1,105 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
58	16.2.24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 当該会社社長等	17.2.8(東京地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 同社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 会社役員 B 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 17.3.11 (東京地裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 17.9.7 (東京高裁) 会社役員 B 控訴棄却 19.2.20 (最高裁) 会社役員 B 上告棄却 (いずれも確定)
59	16.2.27	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	大日本土木㈱が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社員	16.5.27 (名古屋地裁) 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 (確定)
60	16.3.29	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出)	㈱キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、 また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17.3.4 (東京地裁) 会社役員 C 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 17.3.11 (東京地裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 (注)58 号事件と一括審理 (いずれも確定) 18.3.24 (東京地裁) 公認会計士 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 19.7.11 (東京高裁) 公認会計士 控訴棄却 公判係属中(最高裁)
61	16.5.31	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱デジタルが他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	16.9.3 (大阪地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 945 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
62	16.6.22	証 取 法 第 197 条第 1 項 第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	17.5.13 (大阪地裁) 同社役員 A 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 17.5.20 (大阪地裁) 同社役員 B 懲役 2 年 (執行猶予 5 年) 17.7.12 (大阪地裁) 同社役員 C 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) (いずれも確定) 18.4.18 (大阪地裁) 同社役員 D 懲役 6 年 20.1.15 (大阪高裁) 同社役員 D 控訴棄却 公判係属中 (最高裁)
63	16.6.24	証 取 法 第 166 条第 1 項 等 (内部者取引)	(株)イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員 会社役員	17.7.22 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金 655 万円 17.10.19 (東京地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 1,000 万円 18.2.2 (東京高裁) 会社役員 A 控訴棄却 18.4.26 (最高裁) 会社役員 A 上告棄却 (いずれも確定) 会社役員 B 死亡による公訴棄却
64	16.11.2	証 取 法 第 166 条第 1 項 等 (内部者取引)	(株)メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社長	17.5.2 (大阪地裁) 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 17.10.14 (大阪高裁) 控訴棄却 18.2.20 (最高裁) 上告棄却 (確定)
65	16.11.19	証 取 法 第 158 条 同法第 197 条第 1 項第 7 号等 (風説の流布及び偽計)	(株)メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17.5.2 (大阪地裁) 同社社長 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 当該会社 罰金 500 万円 17.10.14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64 号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
66	16.11.30	証 取 法 第 159条第2項 第1号等 (相場操縦)	真柄建設(株)等複数銘柄の株価を高騰 させることを目的とした見せ玉を行 った。 (嫌疑者) 会社員	17.12.9 (釧路地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 (確定)
67	16.12.9	証 取 法 第 197条第1項 第1号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	(株)メディア・リンクスは、架空売上及 び架空仕入れを計上するなどの方法 により粉飾経理を行い、虚偽の記載の ある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17.5.2 (大阪地裁) 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64号事件及び65号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (注)65号事件と一括審理 (いずれも確定)
68	17.1.26	証 取 法 第 166条第2項 等 (内部者取 引)	(株)シーエスケイコミュニケーション ズが(株)シーエスケイとの株式交換(重 要事実)により(株)シーエスケイの完全 子会社になることを知り、公表前に同 社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員等	18.8.10 (東京地裁) 会社役員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金20万円 追徴金約310万円 上記役員が経営する会社 罰金100万円 追徴金約851万円 (いずれも確定)
69	17.3.14	証 取 法 第 167条第1項 等 (内部者取 引)	コダックジャパンデジタルプロダク トディベロップメント(株)が、産業活力 再生特別措置法の適用を前提として、 チノン(株)株式の公開買付けを行うこ と(重要事実)を知り、公表前に同社 株券を買い付けた。 (嫌疑者) 国家公務員	17.10.28 (東京地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金90万円 追徴金約1,373万円 (確定)
70	17.3.22	証 取 法 第 166条第1項 等 (内部者取 引)	南野建設(株)が第三者割当増資による 新株の発行を行うこと(重要事実)を 知り、公表前に同社株券を買い付け た。 (嫌疑者) 当該会社役員等	17.6.27 (大阪地裁) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約625万円 役員妻 懲役1年(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約625万円 (いずれも確定)
71	17.3.22	証 取 法 第 197条第1項 第1号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	西武鉄道(株)は、(株)コクドの所有に係る 西武鉄道(株)株式につき、発行済み株式 総数に対する所有割合を少なく記載 するなどし、重要な事項につき虚偽の 記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社等	17.10.27 (東京地裁) 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 当該会社 罰金2億円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
72	17.3.22	証 取 法 第 166条第2項 等 (内部者取引)	西武鉄道(株)が有価証券報告書に継続的に(株)コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員等	17.10.27 (東京地裁) 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 (注)71号事件と一括審理 親会社 罰金1億5,000万円 (いずれも確定)
73	17.6.10	証 取 法 第 166条第1項 等 (内部者取引)	キャノンソフトウェア(株)が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 業務委託契約先社員	18.7.7 (東京地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金658万円 (確定)
74	17.6.20	証 取 法 第 159条第1項 等 (相場操縦)	日信工業(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、偽装売買等を行った。 (嫌疑者) 個人投資家	19.12.21 (東京地裁) 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1,166万円 21.3.26 (東京高裁) 控訴棄却 公判係属中(最高裁)
75	17.8.17	証 取 法 第 197条第1項 第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	カネボウ(株)は、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18.3.27 (東京地裁) 同社社長 懲役2年(執行猶予3年) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) (いずれも確定)
76	17.9.30	証 取 法 第 197条第1項 第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士としてカネボウ(株)の監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士	18.8.9 (東京地裁) 公認会計士A 懲役1年6月(執行猶予3年) 公認会計士B 懲役1年(執行猶予3年) 公認会計士C 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)
77	17.11.15	証 取 法 第 159条第1項 第1号等 (相場操縦)	(株)ソキアの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、偽装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員	18.7.19 (大阪地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約4,924万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
78	18.2.10	証 取 法 第 158 条 同 法 第 197 条第 1 項第 7 号 (風説の流 布及び偽計)	(株)ライブドアは、(株)ライブドアマーケ ティング株式の売買のため及び同社 の株価の高騰を図る目的をもって、同 社をして虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員 (2 名) 会社役員	19.3.16 (東京地裁) 同社代表取締役 懲役 2 年 6 月 20.7.25 (東京高裁) 控訴棄却 公判係属中 (最高裁) 19.3.22 (東京地裁) 同社役員 A 懲役 1 年 8 月 20.9.12 (東京高裁) 懲役 1 年 2 月 (確定) 19.3.22 (東京地裁) 同社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定) 19.3.23 (東京地裁) 当該会社 罰金 2 億 8,000 万円 同社子会社 罰金 4,000 万円 (確定)
79	18.2.22	証 取 法 第 166 条第 3 項 等 (内部者取 引)	(株)東北エンタープライズが民事再生 手続開始の申立てを行うこと (重要事 実) を知り、公表前に同社株券を売り 付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18.9.19 (仙台地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 60 万円 追徴金約 429 万円 (確定)
80	18.2.22	証 取 法 第 166 条第 1 項 第 1 号等 (内部者取 引)	(株)東北エンタープライズが民事再生 手続開始の申立てを行うこと (重要事 実) を知り、公表前に同社株券を売り 付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18.8.11 (福島地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 345 万 (確定)
81	18.2.22	証 取 法 第 166 条第 1 項 第 1 号等 (内部者取 引)	(株)東北エンタープライズが民事再生 手続開始の申立てを行うこと (重要事 実) を知り、公表前に同社株券を売り 付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18.8.11 (福島地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 30 万円 追徴金約 124 万円 (確定)

事 件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
82	18.3.13	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員 (3 名) 会社役員	19.3.16 (東京地裁) 同社代表取締役 懲役 2 年 6 月 20.7.25 (東京高裁) 控訴棄却 (注)78 号事件と一括審理 公判係属中 (最高裁) 19.3.22 (東京地裁) 同社役員 A 懲役 1 年 8 月 公判係属中 (東京高裁) 同社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定) (注)いずれも 78 号事件と一括審理 同社役員 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (確定) 19.3.23 (東京地裁) 当該会社 罰金 2 億 8,000 万円 (注)78 号事件と一括処理 (確定)
83	18.3.30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士や監査の実質的責任者として(株)ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士 (2 名)	19.3.23 (東京地裁) 公認会計士 A 懲役 10 月 公認会計士 B 懲役 1 年 (執行猶予 4 年) 20.9.19 (東京高裁) 公認会計士 A 懲役 1 年 (執行猶予 4 年) (確定) 20.9.26 (東京高裁) 公認会計士 B 控訴棄却 公判係属中 (最高裁)
84	18.5.30	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	アライドテレシス(株)が株式の分割を行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員等	18.11.28 (さいたま地裁) 同社役員同居人 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 4 年) 追徴金約 452 万円 同社役員同居人の実妹 懲役 1 年 (執行猶予 4 年) 追徴金約 435 万円 19.3.20 (さいたま地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 5 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,089 万円 同社役員実子 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 4 年) 罰金 50 万円 追徴金約 1,532 万円 19.7.31 (東京高裁) 同社役員実子 控訴棄却 (いずれも確定)

事 件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
85	18.6.22	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)ライブドアが(株)ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買集める旨の公開買付に準ずる行為の実施(重要事実)を知り、公表前に(株)ニッポン放送株券を買付けた。 (嫌疑者) ファンド中核会社 ファンド実質経営者	19.7.19 (東京地裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社 罰金 3 億円 21.2.3 (東京高裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社 罰金 2 億円 公判係属中(最高裁)
86	18.7.25	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)西松屋チェーン他 4 社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 新聞社社員	18.12.25 (東京地裁) 新聞社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 追徴金約 1 億 1,674 万円 (確定)
87	18.8.3	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと(重要事実)、(株)オーエー・システム・プラザが(株)ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと(重要事実)、及び(株)オーエー・システム・プラザが株式を発行すること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	19.12.18 (横浜地裁) 懲役 4 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 1 億 938 万円 (確定)
88	18.10.20	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)IMJ が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 当該会社顧問	19.1.16 (東京地裁) 同社顧問 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金 1,675 万円 (確定)
89	19.2.5	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員 会社社員	19.6.22 (大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 (確定)
90	19.2.6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	サンビン(株)は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19.5.7 (名古屋地裁) 同社社長 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 同社役員 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
91	19.2.26	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員	19.6.22 (大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 (確定) (注)89 号事件と一括審理
92	19.2.26	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員の知人	19.5.9 (大阪地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 533 万円 (確定)
93	19.3.27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等 (7 名)	20.10.31 (大阪地裁) 会社役員 B 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金 2 億 4533 万円 (確定) 20.11.13 (大阪地裁) 会社役員 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金 2 億 4533 万円 公判係属中 (大阪高裁) 会社役員 A, D 公判係属中 (大阪地裁) (注) 104 号事件と一括審理
94	19.5.29	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	ホームマック(株)及び(株)カーマが、ホームマック(株)、(株)カーマ及びダイキ(株)による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	20.1.16 (札幌地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 3,591 万円 20.7.15 (札幌高裁) 原判決破棄 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 3,591 万円 (確定)
95	19.6.4	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	ホームマック(株)が(株)カーマ及びダイキ(株)と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	19.9.10 (札幌地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 5,407 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
96	19.6.7	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)伊藤園ほか 17 社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6 名)	20.1.23 (秋田地裁) 印刷会社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族 B 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族 C 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 親族 D 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 *追徴金 ・ 12 銘柄の取引について、全員から約 7 億 1,029 万円 ・ 3 銘柄の取引について、印刷会社社員及び親族 A から約 9,985 万円 ・ 3 銘柄の取引について、印刷会社社員、親族 A、B、C から約 1 億 3,463 万円 (いずれも確定)
97	19.6.25	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	川上塗料(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 無職 会社役員	20.6.30 (さいたま地裁) 無職 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 (連帯)
98	19.6.28	証取法第 159 条第 2 項第 2 号等 (相場操縦)	川上塗料(株)の株取引を誘引する目的をもって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動する旨の情報を流布した。 (嫌疑者) 無職	21.5.14 (東京高裁) 無職 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 (注)102 号事件と一括審理
99	19.10.15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)オーエー・システム・プラザの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20.7.25 (大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金約 4 億 4,225 万円 (確定)
100	19.10.30	証取法第 158 条 (風説の流布)	(株)大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。 (嫌疑者) 会社役員	20.9.17 (東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 追徴金約 15 億 6,110 万円 公判係属中 (東京高裁)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
101	19.11.1	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	南野建設(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 株式投資アドバイザー等	20.3.21 (大阪地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 (執行猶予 5 年) 追徴金約 3 億 8,379 万円 (確定) 20.7.25 (大阪地裁) 会社役員 B 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金約 4 億 4,225 万円 公判係属中 (大阪高裁) (注) 99 号事件と一括審理 株式投資アドバイザー 公判係属中 (大阪地裁)
102	19.11.29	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20.6.30 (さいたま地裁) 無職 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 (連帯) 21.5.14 (東京高裁) 無職 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 (注)97、98 号事件と一括審理
103	20.3.4	証取法第 159 条第 3 項等 (相場固定)	丸八証券(株)は、同社が主幹事であった ケイエス冷凍食品(株)の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該証券会社役員	20.6.17 (名古屋地裁) 当該証券会社 罰金 2,500 万円 証券会社役員 B 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 証券会社役員 C 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定) 20.9.9 (名古屋地裁) 証券会社役員 A 懲役 1 年 4 月 21.3.30 (名古屋高裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) (確定)
104	20.3.5	証取法第 158 条 (偽計)	(株)アイ・シー・エフ (現：(株)オーベン)の株券の取引のため、会社役員の 1 名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20.10.10 (大阪地裁) 当該会社 罰金 500 万円 追徴金 7 億 3315 万円 (連帯) 20.10.17 (大阪地裁) 会社役員 A 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3315 万円 会社役員 B 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3315 万円 (連帯) (いずれも確定) 当該会社、会社役員 C 公判係属中 (注) 93 号事件と一括審理

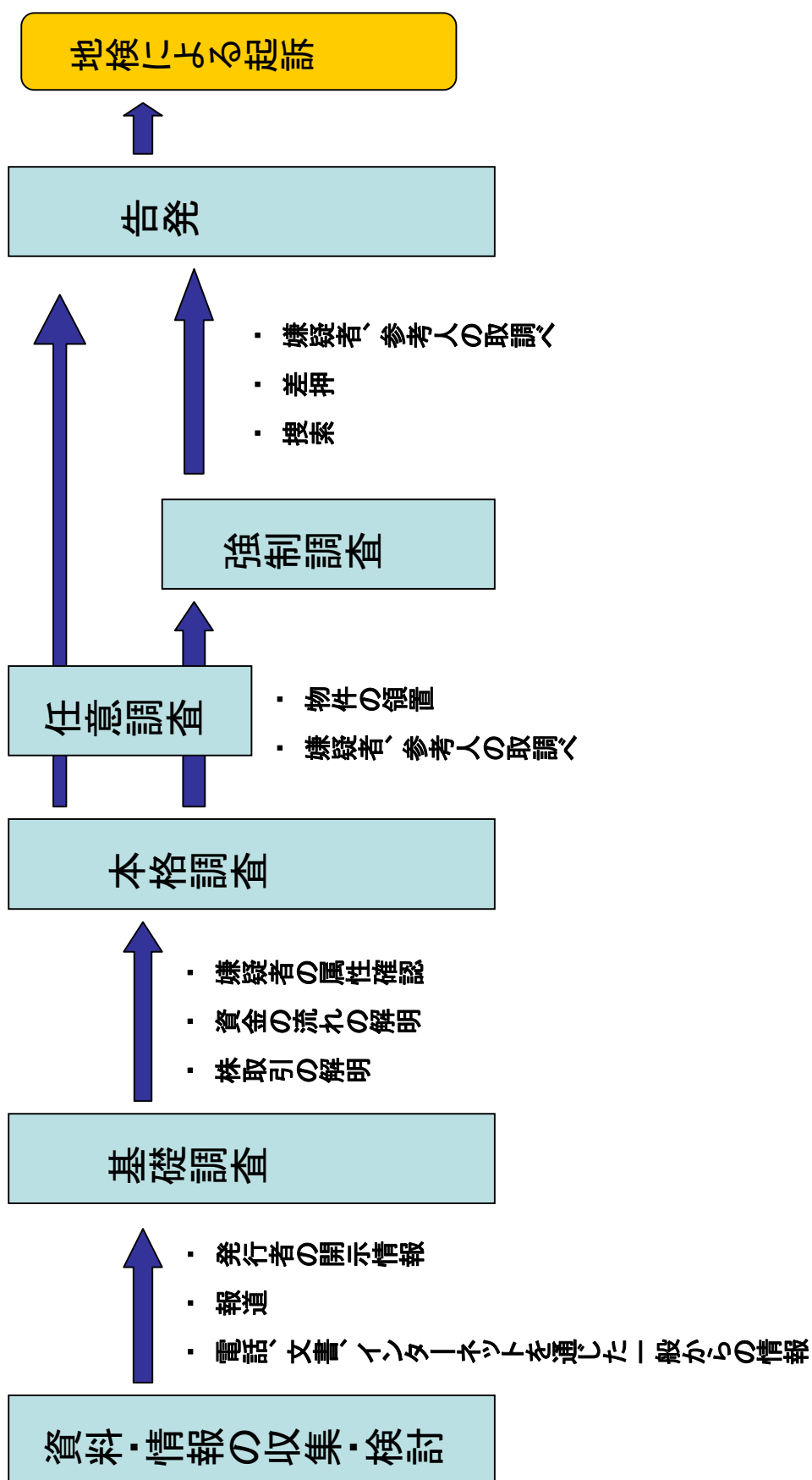
事 件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
105	20.3.14	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取引)	(株)ポッカコーポレーション他 4 社が株式公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)印刷会社社員	20.3.25 (札幌簡裁) 印刷会社社員 B 罰金 50 万円 (確定) 20.5.23 (札幌地裁) 印刷会社社員 A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 追徴金約 1 億 5,938 万円 (確定)
106	20.5.30	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	証券会社社員等は、三光純薬(株)他 3 社が株式交換を行うことなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)証券会社社員等	20.12.25 (東京地裁) 証券会社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 100 万円 追徴金 635 万円 証券会社役員の知人 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金 5,544 万円 (内 635 万円は連帯) (いずれも確定)
107	20.6.16	証取法第 207 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員	20.11.28 (神戸地裁) 当該会社 罰金 500 万円 当該会社役員 B 懲役 3 年(執行猶予 4 年) (いずれも確定) 当該会社役員 A 公判係属中(神戸地裁)
108	20.6.17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	(株)アイ・エックス・アイは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の公募増資にあたり、上記有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員	21.1.29 (大阪地裁) 当該会社役員 C 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 (確定) 21.2.9 (大阪地裁) 当該会社役員 B 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 (確定) 当該会社役員 A 公判係属中(大阪地裁)
109	20.10.7	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等(内部者取引)	(株) L T T バイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重要事実)及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社役員	公判係属中(東京地裁)

事 件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
110	20.11.26	金商法第 158 条等（暴行・脅迫）	(株)ドン・キホーテの株式について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火（暴行）し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知（脅迫）した。 （嫌疑者）会社員	公判係属中（横浜地裁）
111	20.12.5	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	(株) L T T バイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと（重要事実）及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員	21.4.15（東京地裁） 会社役員 懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） 罰金 100 万円 追徴金約 1,924 万円 （確定）
112	20.12.17	金商法第 158 条等（暴行・脅迫）	(株)ドン・キホーテの株式について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火（暴行）し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知（脅迫）した。 （嫌疑者）会社員	公判係属中（横浜地裁）
113	20.12.24	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	(株)オー・エイチ・ティーは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（2 期）し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社役員（2 名）	21.4.28（広島地裁） 当該会社 罰金 800 万円 当該会社取締役社長 懲役 2 年（執行猶予 4 年） 当該会社役員 A 懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年） 当該会社役員 B 懲役 1 年（執行猶予 3 年） （いずれも確定）
114	21.2.10	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	(株)ワークスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ(株)の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、同社株を売り付けた。 （嫌疑者）I R コンサルティング業	21.5.25（大阪地裁） 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 1092 万円

事 件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
115	21.3.25	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券届出 書の提出)	(株)プロデュースは、上場に伴う株式の 募集等を行うに際し、架空売上を計上 するなど虚偽の記載のある損益計算 書等を掲載した有価証券届出書を提 出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	公判係属中 (さいたま地裁)
116	21.3.27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者 取引)	(株)キャビンがプライベートエクイテ ィファンドとの業務上の提携を解消 することについて決定したこと (重要 事実) を知り、公表前に同社株券を買 い付けた。 (嫌疑者) 東証一部上場企業代表取締 役 同人の実質支配会社	公判係属中 (高松地裁)
117	21.3.31	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者 取引)	(株)プロデュースが粉飾決算を内実と する金融商品取引法違反等の嫌疑で 証券取引等監視委員会から強制調査 を受けたこと (重要事実) を知り、公 表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社の元役員	21.5.27 (さいたま地裁) 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金 7,888 万円 (確定)
118	21.4.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者 取引)	ジェイ・ブリッジ(株)の売上高及び経常 利益について、直近の公表された予想 値に比較して新たに算出した予想値 に差異が生じたこと (重要事実) を知 り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社常務執行役員	公判係属中 (東京地裁)
119	21.4.27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者 取引)	ジェイ・ブリッジ(株)の売上高及び経常 利益について、直近の公表された予想 値に比較して新たに算出した予想値 に差異が生じたこと (重要事実) を知 り、シンガポールの金融機関に開設し た英領ヴァージン諸島に設立された 法人名義の口座を利用し、公表前に同 社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社取締役会長	公判係属中 (東京地裁)

事 件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
120	21.4.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書及び有価 証券届出書 の提出)	(株)プロデュースは、架空売上を計上する など虚偽の記載のある損益計算書 等を掲載した有価証券報告書を提出 (2期)し、その後の株式募集を行う にあたり虚偽の有価証券報告書を参 照すべき旨を記載した有価証券届出 書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	公判係属中 (さいたま地裁)
121	21.4.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有 価証券報告 書及び有価 証券届出書 の提出)	(株)プロデュースは、架空売上を計上する など、上場に伴う株式の募集等を行 うに際し虚偽の記載のある損益計算 書等を掲載した有価証券届出書を提 出し、さらに虚偽の記載のある損益計 算書等を掲載した有価証券報告書を 提出 (2期)し、その後の株式募集を 行うにあたり虚偽の有価証券報告書 を参照すべき旨を記載した有価証券 届出書を提出した。 (嫌疑者) 公認会計士	公判係属中 (さいたま地裁)

犯罪調査の流れ



2-6 建議実施状況

1 建議実施状況一覧表

(単位：件)

事務年度	4～12	13	14	15	16	17	18	19	20	合計
件数	4	0	2	1	0	5	3	0	4	19

2 建議案件の概要一覧表

建議年月日	建議の内容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。
15.4.22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
15.12.16	証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。
17.11.29	相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。 相場操縦の禁止について規定する証取法第 159 条第 2 項第 1 号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第 174 条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成 18 年 6 月 7 日成立した（同法の当該部分は平成 18 年 7 月 4 日から施行された。）。
17.11.29	証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第 159 条第 2 項第 1 号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。 「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第 197 条第 1 項第 7 号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第 174 条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成 18 年 6 月 7 日成立した（同法の当該部分は平成 18 年 7 月 4 日から施行された。）。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
17.11.29	金融審議会金融分科会第一部会（中間整理）によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。 当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成19年9月30日から施行された。）。
18.4.14	上場会社が株式や新株予約権付社債（以下「株式等」という。）を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報（以下「発行情報」という。）の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査（以下「プレ・ヒアリング」という。）を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。 当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。 他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。 ついては、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに（平成18年11月1日施行）、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）を制定し、具体的な取扱いが規定された（平成19年1月4日施行）。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
18.4.21	上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。 当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第 60 条）として証取法第 226 条の規定に基づき告発した。 一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。 しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。 公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	平成 18 年 12 月 22 日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「(行政処分の) 処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。 また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成 19 年 6 月 20 日成立した(平成 20 年 4 月 1 日施行)。
19.2.16	証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。 株券等の募集・売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。	金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成 19 年 9 月 30 日施行)。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
19.2.16	証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引（以下「本件 TOPIX 先物取引」という。）において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ（以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。）、その結果、当日の本件 TOPIX 先物取引の約定指数の出来高加重平均値（いわゆる「市場 VWAP」）を当該トレーダーに有利な方向に変動させるとともに、当日公表された本件 TOPIX 先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。 市場 VWAP は、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。 ついては、証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。	金融庁は証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制すべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年 9 月 30 日施行）。
19.2.16	平成 18 年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（第 24 条第 1 項ほか）、不正取引（第 157 条）、風説の流布・偽計等（第 158 条）、及び相場操縦行為等（第 159 条）に係る懲役刑が 5 年以下から 10 年以下に引き上げられている。 これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第 250 条の規定によって 5 年から 7 年へと延長されている。 一方、証券取引法第 188 条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第 60 条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が 5 年とされているところであり、5 年から 7 年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。 そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。	金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（5 年）と公訴時効（最大 7 年）との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年 9 月 30 日施行）。
21. 4. 24	外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。 これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した（平成 21 年 8 月 1 日施行）。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
21. 4. 24	ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した(平成21年8月1日施行)。
21. 4. 24	外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。 現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した(平成22年8月1日施行)。
21. 4. 24	金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。 したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した(平成21年8月1日から適用)。

2-7 平成20事務年度 主な講演会等の開催状況
 ー市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組みー

開催日		講演等主催者〔対象〕	テーマ
【市場参加者】			
平成20年	9月3日	経営法友会(大阪)	証券市場の監視体制と最近の事案傾向
	9月5日	金融財政事情研究会	・証券検査の着眼点 ・インサイダー取引を防ぐ内部情報管理
	9月10日	東証・JQ「上場会社コンプライアンスフォーラム」(東京)	インサイダー取引への対応 ー証券監視委の活動と市場参加者の役割ー
	9月10日	日本経済団体連合会(資本市場部会)	金商法における課徴金事例の具体的な分析及び今後の取組み
	9月18日	日本民間放送連盟	インサイダー取引への対応 ー証券監視委の活動と市場参加者の役割ー
	9月26日	信託銀行(証券代行委託会社)	公正な証券市場の確立に向けて ー証券監視委の取組みと市場参加者の役割ー
	9月30日	経営法友会(東京)	公正な証券市場の確立に向けて ー証券監視委の取組みと市場参加者の役割ー
	10月9日	信託銀行(証券代行委託会社)	公正な証券市場の確立に向けて ー証券監視委の取組みと市場参加者の役割ー
	10月20日	資本市場研究会	証券検査を巡る動向について
	11月7日	東証・大証「上場会社コンプライアンスフォーラム」(大阪)	インサイダー取引に対する証券監視委の対応
	11月20日	日本プライベート・エクイティ協会	公正な証券市場の確立に向けて ーインサイダー取引への対応を含めた証券監視委の取組みー
	12月11日	東証・札証「上場会社コンプライアンスフォーラム」(札幌)	インサイダー取引に対する証券監視委の対応
	12月15日	デジタル・フォレンジック研究会	公正な証券市場の確立に向けて ー証券監視委の取組みと市場参加者の役割ー
	12月16日	信託銀行(証券代行委託会社)	公正な証券市場の確立に向けて ーインサイダー取引への対応を含めた証券監視委の取組みー
平成21年	1月9日	日本経営士会	証券監視委の活動状況について
	1月26日	東証・名証「上場会社コンプライアンスフォーラム」(名古屋)	インサイダー取引に対する証券監視委の対応
	3月4日	東証・福証「上場会社コンプライアンスフォーラム」(福岡)	インサイダー取引に対する証券監視委の対応
	3月18日	信託銀行(証券代行委託会社)	証券監視委の活動状況 ーインサイダー取引の課徴金事例を中心にー
	3月30日	日本不動産学会	不動産ファンドの鑑定評価をめぐる諸問題
	4月10日	金融財政事情研究会(大阪)	インサイダー取引規制等市場のルールに係るコンプライアンスの確保について
	4月23日	金融財政事情研究会	証券検査を巡る動向について
	5月21日	関西生産性本部	公正な証券市場の確立に向けて ー証券監視委の活動と市場参加者の役割ー
	5月28日	日本証券経済倶楽部	金融商品市場における現状と課題
	6月29日	情報システムコントロール協会	公正な証券市場の確立に向けて ー証券監視委の活動と市場参加者の役割ー
【公認会計士協会】			
平成20年	8月21日	日本公認会計士協会	インサイダー取引の防止 ー規制の内容と具体的防止策ー
	10月2日	日本公認会計士協会	新興市場における最近の監査の現状を踏まえての意見交換
	10月8日	日本公認会計士協会(近畿会)	課徴金制度の概要ーインサイダー取引についてー
平成21年	1月16日	日本公認会計士協会	証券監視委の活動状況
	3月27日	日本公認会計士協会	発行市場の悪用と証券不正取引 ー不正ファイナンスへの対応ー
	4月8日	日本公認会計士協会(兵庫会)	金商法における課徴金事例集について
【日弁連等】			
平成20年	7月9日	日本弁護士連合会(司法制度調査会)	証券監視委の取組みと市場参加者の役割
	9月1日	日本弁護士連合会(司法制度調査会)	課徴金にかかる制度のあり方と運用
	10月22日	第一東京弁護士会	公正な証券市場の確立に向けて ー証券監視委の活動と市場参加者の役割ー

開催日		講演等主催者〔対象〕	テーマ
平成21年	11月6日	日本弁護士連合会(司法制度調査会)	新たな金融商品と法規制のあり方・法の執行
	11月13日	日本弁護士連合会(消費者問題対策委員会)	投資者保護実現のための情報交換、活動協力のあり方ほか
	4月6日	日本弁護士連合会(司法制度調査会)	証券監視委における法の運用体制と現在の規制のあり方
【大学・大学院】			
平成20年	7月2日	東京大学法科大学院	公正な証券市場の確立に向けて -証券監視委の取組みと市場参加者の役割-
	9月5日	流通科学大学	証券監視委の活動状況ほか
	9月25日	信州大学	証券監視委の活動状況ほか
	10月8日	慶応大学	公正な証券市場の確立に向けて -証券監視委の取組みと市場参加者の役割-
	11月19日	近畿大学	市場の公正性・透明性の確保について -証券市場の現状と監視委員会の役割-
平成21年	1月16日	慶應大学法科大学院	公正な証券市場の確立に向けて -証券監視委の取組みと市場参加者の役割-
	4月9日	同志社大学法科大学院	証券監視委の活動状況について
	5月11日	明治大学法科大学院	証券監視委の活動状況について
	5月20日	京都大学法科大学院	公正な証券市場の確立に向けて -証券監視委の活動と市場参加者の役割-
	5月21日	早稲田大学会計大学院	公正な証券市場の確立に向けて -証券監視委の取組みと市場参加者の役割-
	6月17日	名古屋大学法科大学院	公正な証券市場の確立に向けて -証券監視委の活動と市場参加者の役割-
	6月18日	北海道大学	証券市場の仕組みと今 -法執行の視点から-
	6月18日	北海道大学会計大学院	証券市場の仕組みと今 -法執行の視点から-
	6月18日	小樽商科大学	証券市場の仕組みと今 -法執行の視点から-
	6月30日	東京大学法科大学院	公正な証券市場の確立に向けて -証券監視委の取組みと市場参加者の役割-
【自主規制機関等】			
(取引所)			
平成20年	7月18日	東京証券取引所	業況を踏まえた意見交換
	7月30日	ジャスダック証券取引所	業況を踏まえた意見交換
	8月1日	大阪証券取引所	業況を踏まえた意見交換
	8月5日	東京金融取引所	業況を踏まえた意見交換
	9月26日	名古屋証券取引所	業況を踏まえた意見交換
	10月3日	福岡証券取引所	業況を踏まえた意見交換
	10月7日	札幌証券取引所	業況を踏まえた意見交換
平成21年	1月20日	ジャスダック証券取引所	業況を踏まえた意見交換
	1月23日	大阪証券取引所	業況を踏まえた意見交換
	2月3日	東京証券取引所	業況を踏まえた意見交換
	2月12日	名古屋証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	3月4日	福岡証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	3月5日	大阪証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	5月28日	大阪証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	6月17日	福岡証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
(取引業協会等)			
平成20年	7月15日	日本証券業協会	業況を踏まえた意見交換
	7月18日	投資信託協会	業況を踏まえた意見交換

開催日		講演等主催者〔対象〕	テーマ
	7月23日	日本証券業協会	業況を踏まえた意見交換
	7月25日	投資信託協会	業況を踏まえた意見交換
	7月30日	不動産証券化協会	公正な証券市場の確立に向けて -証券監視委の取組みと市場参加者の役割-
	8月8日	金融先物取引業協会	業況を踏まえた意見交換
	8月27日	日本不動産鑑定協会	公正な証券市場の確立に向けて -証券監視委の取組みと市場参加者の役割-
	9月18日	国際銀行協会	証券検査基本方針について
	10月22日	証券投資顧問業協会	業況を踏まえた意見交換
	10月24日	不動産証券化協会	J-REIT資産運用会社の検査について
	11月7日	日本不動産鑑定協会	業況を踏まえた意見交換
	11月12日	日本証券業協会 北陸地区協会	証券監視委の活動状況ほか
	11月13日	日本証券業協会 名古屋地区協会	証券監視委の活動状況ほか
	11月18日	日本証券業協会	業況を踏まえた意見交換
	11月20日	日本証券業協会 九州地区協会	証券監視委の活動状況ほか
	11月28日	日本証券クリアリング機構	業況を踏まえた意見交換
	12月11日	日本証券業協会 北海道地区協会	証券監視委の活動状況ほか
	12月17日	日本証券業協会 四国地区協会	証券監視委の活動状況ほか
	12月18日	日本証券業協会 中国地区協会	証券監視委の活動状況ほか
平成21年	1月14日	日本証券業協会	業況を踏まえた意見交換
	1月19日	日本証券業協会	検査の概要と市場監視について
	1月30日	日本証券業協会	証券監視委の活動状況
	2月4日	日本証券業協会	証券監視委の現況
	2月12日	日本証券業協会	証券監視委の現況
	3月2日	日本証券業協会	証券検査に係る業務点検プロジェクトの検討状況について
	3月5日	日本証券業協会 大阪地区協会	証券監視委の活動状況ほか
	3月6日	証券保管振替機構	業況を踏まえた意見交換
	3月9日	日本証券業協会 大阪地区協会	証券検査に係る業務点検プロジェクトの検討状況について
	3月18日	日本監査役協会	公正な証券市場の確立に向けて -証券監視委の取組みと市場参加者の役割-
	4月14日	国際銀行協会	公正な証券市場の確立に向けて -証券監視委の取組みと市場参加者の役割-
	5月27日	日本証券業協会 大阪地区協会	証券監視委の現況
	6月18日	証券投資顧問業協会	証券監視委の証券検査
	6月29日	国際銀行協会	平成21年度証券検査基本方針ほか

○記者会見等の実施回数 86回

○新聞・雑誌・テレビ等からの取材・出演回数 21回

2－8 金商法改正後の権限及び範囲

(1) 拡大された証券検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

金商法改正による検査権限等の範囲の拡大については、以下のとおりである。

〔金商法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第66条の45	第194条の7第2項第3号の2第3項	信用格付業者、これと取引をする者、当該信用格付業者から業務の委託を受けた者若しくは当該信用格付業者の関係法人

3 自主規制機関の活動実績

3-1 日本証券業協会の活動状況

1 監査の実施状況

(1) 会員

(単位：社)

区 分	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月	18年4月 ～ 19年3月	19年4月 ～ 20年3月	20年4月 ～ 21年3月
金融商品取引業者 (旧国内証券会社)	90	79	88	89	98	86
金融商品取引業者 (旧外国証券会社)	14	16	14	9	10	5
合 計	104	95	102	98	108	91

(注) 平成20年度は、38社(旧国内証券会社34社、旧外国証券会社4社)について証券取引所等と合同検査(複数の機関が同時に臨店して一体的に検査を実施する方法)を行った。(合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当協会と他の機関の合同検査件数は一致しない。)

(2) 特別会員

(単位：機関)

区 分	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月	18年4月 ～ 19年3月	19年4月 ～ 20年3月	20年4月 ～ 21年3月
都 市 銀 行 等	8	8	8	7	8	7
地 方 銀 行	22	19	22	18	23	25
第二地銀協地銀	18	14	16	18	16	16
信 用 金 庫 等	13	12	11	8	13	11
生 命 保 険 会 社	5	4	4	7	3	1
損 害 保 険 会 社	5	5	3	2	3	0
そ の 他	1	0	6	3	3	1
合 計	72	62	70	63	69	61

(注) 「都市銀行等」には、信託銀行及び政府系・系統金融機関等を含む。「信用金庫等」には、信金中央金庫を含む。「その他」とは、短資会社、外国銀行、証券金融会社及び公社等である。

3-2 証券取引所の活動状況

1 検査（考査）の実施状況

（東京証券取引所自主規制法人）

（単位：社）

区 分		15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月	18年4月 ～ 19年3月	19年4月 ～ 20年3月	20年4月 ～ 21年3月
総合 取引 参加 者	金融商品取引業者 (旧国内証券会社)	39	39	31	36	34	35
	金融商品取引業者 (旧外国証券会社)	7	9	6	7	5	4
国債先物等取引参加者		0	0	0	3	3	1
合 計		46	48	37	46	42	40

（注1）上記の計数は終了件数。

（注2）平成20年度は、38社（旧国内証券会社35社、旧外国証券会社3社）について日本証券業協会等と合同検査を行った。

（合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当法人と他の機関の合同検査件数は一致しない。）

（大阪証券取引所）

（単位：社）

区 分		15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月	18年4月 ～ 19年3月	19年4月 ～ 20年3月	20年4月 ～ 21年3月
金融商品取引業者 (旧国内証券会社)		11	18	22	28	27	36
金融商品取引業者 (旧外国証券会社)		5	5	6	3	5	2
合 計		16	23	28	31	32	38

（注1）上記の計数は終了件数。

（注2）平成20年度は、38社のうち、33社（旧国内証券会社31社、旧外国証券会社2社）について、日本証券業協会等と合同検査を行った。

（合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当取引所と他の機関の合同検査件数は一致しない。）

(ジャスダック証券取引所)

(単位：社)

区 分	16 年 12 月 13 日 ～ 17 年 3 月	17 年 4 月 ～ 18 年 3 月	18 年 4 月 ～ 19 年 3 月	19 年 4 月 ～ 20 年 3 月	20 年 4 月 ～ 21 年 3 月
金融商品取引業者 (旧国内証券会社)	0	2 5	3 3	3 0	3 8
金融商品取引業者 (旧外国証券会社)	0	5	3	4	3
合 計	0	3 0	3 6	3 4	4 1

(注 1) 上記の計数は終了件数。

(注 2) 平成 20 年度は、41 社（旧国内証券会社 38 社、旧外国証券会社 3 社）について日本証券業協会等と合同検査を行った。

（合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当取引所と他の機関の合同検査件数は一致しない。）

(注 3) 日本証券業協会が開設する「店頭売買有価証券市場」として位置づけられていたジャスダック市場は、平成 16 年 12 月 3 日に証取法上の「取引所有価証券市場」の免許を取得し、同年 12 月 13 日に証券取引所として市場を開設し業務を開始した。

2 売買審査の実施状況

(東京証券取引所自主規制法人)

(単位：件数)

区 分	15 年 4 月 ～ 16 年 3 月	16 年 4 月 ～ 17 年 3 月	17 年 4 月 ～ 18 年 3 月	18 年 4 月 ～ 19 年 3 月	19 年 4 月 ～ 20 年 3 月	20 年 4 月 ～ 21 年 3 月
	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数
	審査 件数	審査 件数	審査 件数	審査 件数	審査 件数	審査 件数
価格形成に関する もの	2, 994 44	2, 337 53	1, 377 31	1, 315 27	198 (注3) 24	229 31
内部者取引に関する もの	9, 344 200	11, 668 266	8, 371 154	9, 972 249	8, 685 220	11, 464 228
そ の 他 の 観 点	145 16	277 11	365 5	308 7	417 9	576 6
合 計	12, 483 260	14, 282 330	10, 113 190	11, 595 283	9,300 253	12, 269 265

(注 1) 上記の件数は各期間に調査・審査が終了した件数。

(注 2) 「調査」とは、価格、売買高等の動向及び取引参加者の売買手口の状況等に関して初動的な調査

を行ったもの。「内部者取引に関するもの」については重要事実が公表された全銘柄、「価格形成に関するもの」及び「その他の観点」については価格・売買高等に不自然な形態が認められた銘柄等が対象。

「審査」とは、調査実施後、委託者の属性、売買執行状況等について更に詳細な分析を行ったもの。審査した案件については、審査件数としてカウントし、調査件数としてはカウントしない。

(注3) 平成19年度から、「価格形成に関するもの」に関する「調査」への抽出については、その実効性を高めるため、より実質的な調査を行うこととして基準を変更した。

(大阪証券取引所)

(単位：件数)

区 分	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月	18年4月 ～ 19年3月	19年4月 ～ 20年3月	20年4月 ～ 21年3月
	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数
	審査 件数	審査 件数	審査 件数	審査 件数	審査 件数	審査 件数
価格形成に関する もの	2,164 11	2,125 5	3,043 9	2,040 6	2,243 3	2,792 10
内部者取引に関する もの	2,196 11	2,007 16	1,844 17	1,805 25	2,260 50	5,339 66
そ の 他 の 観 点	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
合 計	4,360 22	4,132 21	4,887 26	3,845 31	4,503 53	8,131 76

(注1) 上記の件数は各期間に調査・審査が終了した件数。

(注2) 「調査」とは、価格、売買高等の動向及び取引参加者の売買手口の状況等に関して初動的な調査を行ったもの。「内部者取引に関するもの」については重要事実が公表された全銘柄、「価格形成に関するもの」及び「その他の観点」については価格・売買高等に不自然な形態が認められた銘柄等が対象。

「審査」とは、調査実施後、委託者の属性、売買執行状況等について更に詳細な分析を行ったもの。

(単位：件数)

区 分	15 年 4 月 ～ 16 年 3 月		16 年 4 月 ～ 17 年 3 月		17 年 4 月 ～ 18 年 3 月		18 年 4 月 ～ 19 年 3 月		19 年 4 月 ～ 20 年 3 月		20 年 4 月 ～ 21 年 3 月	
	調査件数		調査件数		調査件数		調査件数		調査件数		調査件数	
		審査 件数		審査 件数		審査 件数		審査 件数		審査 件数		審査 件数
価格形成に関する もの	4, 101		5, 318		10, 507		25, 320		15, 733		21, 112	
		61		94		79		66		36		45
内部者取引に関する もの	3, 026		2, 916		2, 988		3, 348		4, 311		5, 247	
		45		76		109		116		99		89
そ の 他 の 観 点	0		0		0		0		0		0	
		0		0		0		0		0		0
合 計	7, 126		8, 234		13, 495		28, 668		20, 044		26, 359	
		106		170		188		182		135		134

(注1) 上記の件数のうち、調査に関しては実施した件数。平成 19 年 3 月以前の審査に関しては各期間に着手した件数、平成 19 年 4 月以降の審査に関しては終了した件数。

(注2) 「調査」とは、価格、売買高等の動向及び取引参加者の売買手口の状況等に関して初動的な調査を行ったもの。「内部者取引に関するもの」については重要事実が公表された全銘柄、「価格形成に関するもの」及び「その他の観点」については価格・売買高等に不自然な形態が認められた銘柄等が対象。

「審査」とは、調査実施後、委託者の属性、売買執行状況等について更に詳細な分析を行ったもの。審査した案件については、審査件数としてカウントし、調査件数には含まない。

(注3) 上記のうち、平成 16 年 12 月 12 日以前の審査は、日本証券業協会が実施している（日本証券業協会が開設する「店頭売買有価証券市場」として位置づけられていたジャスダック市場は、平成 16 年 12 月 3 日に証取法上の「取引所有価証券市場」の免許を取得し、同年 12 月 13 日に証券取引所として市場を開設し業務を開始した。）。

3-3 金融先物取引業協会の活動状況

監査実施状況

(単位:社)

区 分	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月	18年4月 ～ 19年3月	19年4月 ～ 20年3月	20年4月 ～ 21年3月
銀 行	1	1	1	0 (1)	1	2 (4)
金融商品取引業者	1 1	1 0	1 3	1 2 (67)	1 9 (20)	2 3 (126)
旧 証 券 会 社	1 0	9	7	3 (23)	7 (13)	7 (46)
商品先物会社	0	0	4	1 (8)	1	5 (11)
先物専門会社	1	1	2	8 (36)	1 1 (7)	1 1 (69)
そ の 他	0	0	0	0	0	0
合 計	1 2	1 1	1 4	12(68)	20(20)	25(130)

(注1)「その他」とは、信用金庫、系統金融機関及び短資会社である。

(注2) () 書きは、書類監査実施先数等で外数である。平成20年度実績には概況調査実施先数5社(先物専門会社)を含む。

(注3) 上記のうち平成17年度の3社(銀行1社、旧証券会社2社)、18年度の1社(旧証券会社)、19年度の4社(銀行1社、旧証券会社3社)及び20年度の8社(銀行2社、旧証券会社4社、商品先物会社2社)については東京金融取引所と合同検査を行った。

3-4 東京金融取引所の活動状況

審査実施状況

(単位:社)

区 分	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月	17年4月 ～ 18年3月	18年4月 ～ 19年3月	19年4月 ～ 20年3月	20年4月 ～ 21年3月
銀 行	2	5	3 (1)	2	5	6
金融商品取引業者 (旧証券会社)	7	15 (8)	13 (4)	12 (3)	10 (4)	9 (2)
短 資 会 社	0	0	0	0	0	0
そ の 他	1	0	1	0	3	2
合 計	10	20 (8)	17 (5)	14 (3)	18 (4)	17 (2)

(注1)「その他」とは、系統金融機関、信用金庫及び旧証券会社を除く金融商品取引業者である。

(注2) () 書きは、証拠金の分別管理状況に係る書類審査先の数である。

(注3) 上記のうち平成17年度の3社(銀行1社、旧証券会社2社)、18年度の1社(旧証券会社1社)、及び19年度の4社(銀行1社、旧証券会社3社)及び20年度の8社(銀行2社、旧証券会社4社、その他2社)については、金融先物取引業協会と合同検査を行った。

[参考]

区 分	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末
金利先物等取引 参加者数	67	68	66	64	65	65
為替証拠金取引 参加者数	—	—	14	15	17	22

(注) 平成17年7月1日に取引所為替証拠金取引を開始した。

公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

- **市場の公正性・透明性の確保**
- **投資者の保護**

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

2. 基本的な考え方

我が国市場を取り巻く状況は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、それらを踏まえた金融商品取引法の施行をはじめとする制度の変革など、ダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、2つの基本的な考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

（1）機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- ▶ 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- ▶ その際、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- ▶ また、自主規制機関、海外当局などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

（2）市場規律の強化に向けた働きかけ

- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- ▶ そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

証券監視委としては、このような考え方にに基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

(1) 包括的かつ機動的な市場監視

- ▶ 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行います。
- ▶ 直ちに法令違反とは言えないような取引などについても、幅広く注意を払っていきます。
- ▶ 個別取引や市場動向の背景にある問題を分析し、機動的な市場監視に役立てていきます。

(2) 課徴金制度の一層の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査の実施に努めるとともに、課徴金制度の見直しに適切に対応していきます。

(3) 金融商品取引法制の適切な運用

- ▶ 検査対象業者の範囲の拡大などを踏まえ、検査マニュアルを全面改訂し、検査手法やノウハウの確立に取り組むほか、公益の確保や投資者保護を念頭に、内部管理態勢に着目した検査を実施していきます。
- ▶ 開示検査についても、四半期開示制度の導入などに適切に対応していきます。

(4) 自主規制機関などとの連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者への情報発信の面での連携を一層強化していきます。

(5) グローバル化への対応

- ▶ 情報交換や国際的な電子取引への監視の強化など、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいきます。

～市場参加者の皆さんへ～

市場の公正性・透明性を確保するためには、市場参加者一人一人の努力が不可欠です。証券監視委と力を合わせ、我が国市場を誰でも安心して利用できる公正・透明なものとしていきましょう。

皆様からの情報提供が、市場を守ります！

証券監視委では、広く一般の皆様から情報を受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

個別銘柄に関する情報

相場操縦(見せ玉や空売りなど)やインサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど)、風説の流布(ネット掲示板の書き込み等によるデマ情報など)、疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書・適時開示・IRなど)やファイナンス(疑わしい割当先など)、上場会社の内部統制の問題……など

金融商品取引業者に関する情報

証券会社や外国為替証拠金取引業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説明の不足、システム上の問題など)や、財務内容の健全性等の経営管理態勢に関する問題……など

その他の情報

疑わしい金融商品やファンド、無登録業者……など



お気付きの情報がありましたら、こちらまでお寄せください

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直通: 03-3581-9909 代表: 03-3506-6000 FAX: 03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！ ～ 未公開株に関するご注意 ～

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者から「未公開株の上場が決まりました」「未公開株の買取り交渉を行います」などといった不審な電話がある、との情報が多数寄せられています。



金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、このような電話をしたり、外部に委託したりすることは一切ありませんので、くれぐれもご注意ください！

※このような電話を受けた場合には、裏面の金融庁又は証券取引等監視委員会の窓口までご連絡ください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！

～ 未公開株に関するご注意 ～

平成21年6月19日

金 融 庁

証券取引等監視委員会

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又は証券取引等監視委員会を連想させる組織(注)の職員であると名乗る者が、

- 「未公開株の被害調査を行っている。」「いまお持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
- 「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、

などといった情報が、多数寄せられています。

注：証券取引等監視委員会を連想させるような名称の例

- ・証券監視委員会
- ・NPO法人 証券等監視委員会
- ・証券取引監査委員会
- ・証券取引監視協会
- など

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話により未公開株の上場時期などについて言及したり、未公開株の買取り交渉を行ったりすること、また、これらの行為を外部に委託することも一切ありませんので、上記のような不審な連絡等については、十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室又は証券取引等監視委員会情報受付窓口まで情報のご提供を頂くとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

情報の受付窓口

- 金融庁金融サービス利用者相談室

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※IP 電話・PHSからは03-5251-6811におかけください。

FAX：03-3506-6699

- 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

直 通：03-3581-9909

FAX：03-5251-2136

代 表：03-3506-6000 （内線3091、3093）

「コンプライアンスWAN」の利用開始について

平成 21 年 1 月 26 日

証券取引等監視委員会

1. 全国の証券会社と自主規制機関、証券取引等監視委員会（証券監視委）及び財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買審査のための取引に係るデータの授受を電子的、一元的に処理するためのシステムである「コンプライアンスWAN」が本日から稼動することとなり、証券監視委及び財務局等でも利用することとなりました。従来、フロッピーディスク、電子メール等で行っていた売買データの授受を安全性の高い専用ネットワーク網を経由する方法に一本化することにより、データ授受にかかる時間の短縮及びセキュリティレベルの向上の実現が期待されます。

（注）本日から東京証券取引所及びその総合取引参加者が利用開始。他の取引所、証券業協会及び東京証券取引所の総合取引参加者以外の証券会社は本年 4 月から利用開始予定。

2. 証券市場における不公正取引に係る市場関係者間の情報交換のための電子ネットワークの整備については、平成 18 年 3 月に金融庁監督局に設置された「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」の論点整理（平成 18 年 6 月）において「不公正取引に関する市場関係者（当局を含む）の情報交換を迅速かつ円滑に行うための電子データの様式の見直しやWANの構築等について検討を進める観点から、証券業協会及び証券取引所を中心として具体的な検討を行っていくことが必要」とされていたところです。
3. これを踏まえ、証券業協会及び証券取引所を中心として具体的な検討が進められた結果、今般、新システム（「コンプライアンスWAN」）が構築され、運用される運びとなりました。
4. 証券監視委としても、その使命である「市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護」に向けて「自主規制機関などとの連携」を重点施策として掲げているところであり、今般の「コンプライアンスWAN」の利用も含め、今後とも実効性のある効率的な市場監視を行ってまいります。

（問い合わせ先）

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 総務係

電話番号 03-3506-6000(代表) 内線 3238、3031

(参考1)「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」論点整理
(平成18年6月30日公表)より抜粋

2. 証券会社の市場仲介機能等を巡る主な論点

(3) 投資家に対する証券会社のチェック機能の発揮

① 相場操縦関係

投資家による相場操縦等の不公正取引に関しては、本年6月から、証券会社が最低限実施すべき売買審査項目等を定めた証券業協会の自主規制規則が施行され、証券会社は、顧客の不公正取引に繋がるおそれがあると認められた場合には、当該顧客に対して注意喚起や注文の受託停止等の措置を講ずることとされている。

他方、証券取引所等においては、各取引参加者等の協力を得て個別取引に関する売買記録を電子データで授受することにより迅速な集計・分析を行った上で、不公正取引を行った顧客の有無等について審査を行う態勢の整備が進められている。これについては、証券取引所の取引参加者以外の者が対象となっていないとの指摘があるほか、懇談会においては、当局を含む市場関係者間での円滑な情報交換が望まれるとの意見があった。

このため、懇談会としては、不公正取引に関する市場関係者(当局を含む)間の情報交換を迅速かつ円滑に行うための電子データの様式の見直しや WAN の構築等について検討を進める観点から、証券業協会及び証券取引所を中心として具体的な検討を行っていくことが必要と考える。

(参考2)「公正な市場の確立に向けて ～『市場の番人』としての今後の取組み～」
(証券監視委の今後の取組み方針、平成19年9月5日公表)(抄)

1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会(証券監視委)は、引き続き、

○市場の公正性・透明性の確保

○投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

(4) 自主規制機関などとの連携

全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者への情報発信の面での連携を一層強化していきます。

証券検査に関する基本指針

I 検査の基本事項

1. 検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先（別紙「検査対象先」のとおり）の業務又は財産の状況等を検証することにより経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて内閣総理大臣（金融庁長官）に対する適切な措置、施策を求め、又は監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局。）へ必要な情報を提供する等の措置を講じることを使命とする。

近年、証券監視委の検査対象先は多種多様化し、その数も大幅に増加している。また、今日のグローバルな資本市場の現状を踏まえた、システミック・リスクへの配慮も必要となっている。こうした状況に対応しつつ、上記の使命を適切に果たしていくためには、業者の規模・特性を勘案した、木目細かな検査対応を行うことにより、検査の効率性、実効性をより高めて行く必要がある。また、法令等違反行為の検証を基本としつつも、さらに進んで、公益の確保や投資者保護を念頭に、内部管理態勢やリスク管理態勢に着目した検査も一層充実させ、それぞれの規模・特性を勘案しつつ、態勢面のチェックも行っていく必要がある。その際には検査対象先との双方向の対話を重視した検査プロセスを通じて持続的な業務改善に結びつけていくことが重要である。

こうした考えのもと、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を行うためには、業者の規模・特性を勘案しつつ、以下のような目的及び方法（基本原則）に留意して行う必要がある。

（証券検査の目的）

- ① 証券検査は、取引の公正確保を基本としつつも、金融商品取引業者の財務の健全性を含め、そのリスク管理態勢の適切性確保をも目的とするものである。
- ② 証券検査は、不公正な取引等を行わせないような内部管理態勢及びリスク管理態勢の構築を金融商品取引業者等に促すことを目的とするものである。

（注） 「内部管理態勢」とは法令等遵守に係る管理態勢を指す。「リスク管理態勢」とは信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等に係る管理態勢を指す。以下同じ。

- ③ 証券検査は、金融商品取引業者等のゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

(証券検査の方法)

- ① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。
- ② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めることとする。
- ③ 証券検査においては、全体を広く鳥瞰しつつ重大な問題を捉えるようにする。
- ④ 証券検査は、証券監督行政と十分連携して行うこととする。

2. 検査官の心構え

(1) 目的の認識

検査官は、公益又は投資者保護が検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

(2) 効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

(3) 適正な手続きの遵守

検査官は、検査が私企業への権限の行使であることを自覚し、適正な手続きに基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査業務を遂行しなければならない。

(4) 信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 実態の把握

検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。

(6) 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、金融

商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

3. 関係部局との連携等

証券監視委は、財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）への適切な指揮監督を行うとともに、効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、証券監視委と財務局等又は財務局等相互間において、必要な情報の伝達や検査官を派遣し合同して行う検査を積極的に実施するなど連携を図るものとする。

なお、金融庁検査局又は監督局（財務局等にあつては理財部又は財務部）等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

4. 自主規制機関との情報交換等

（１） 認可金融商品取引業協会などの自主規制機関の検査部門等と情報交換を図ることで、業界及び個々の検査対象先の実態把握に努めるものとする。

（２） 自主規制機関による検査業務の実施状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

II 検査実施の手続等

1. 検査の基本方針及び基本計画の策定

証券監視委事務局は、毎年度の当初に「検査基本方針」及び「検査基本計画」を策定するものとする。これらの策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場をめぐる環境の変化等に十分配慮することとし、また、策定した「検査基本方針」及び「検査基本計画」を公表するものとする。

2. 検査実施計画の策定

（１） 検査実施計画の策定

証券監視委事務局及び財務局等は、「検査基本方針」及び「検査基本計画」に基づき、「検査実施計画」を策定する。「検査実施計画」における検査対象先及び臨店検査先店舗の選定等に当たっては、監督部局の監督方針や経済環境及び金融商品市場の動向のほか、次の事項にも留意するものとする。また、テーマ別特別検査の必要性についても十分検討の上策定に当たるものとする。

① 検査対象先

検査対象先は、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等から想定されるリスクの程度を基に選定するなど、機械的な選定にならないようにするとともに、選定理由や着眼等の明確化に努めるものとする。

② 検査日数

検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容及び前回検査の結果等を考慮して決定する。

③ 臨店検査官数

臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。

④ 臨店検査先店舗

臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の結果及び各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。

(2) 支店単独検査

原則として本店等検査実施後相当期間経過した検査対象先の支店等の中から、各種情報及び本店等検査の検査結果等からみて特に検査を要すると認められるもの、あるいは検査実績等を考慮して対象を選定するものとする。

(3) グループ一体型の検査実施計画の策定

「検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、一体として検査を実施することが適当と判断される他の検査対象先がある場合は、必要に応じて、グループ一体型の「検査実施計画」を策定するものとする。

(4) 特別検査に関する検査実施計画の策定

特別検査を実施する場合、当該検査を必要とする業務運営等に係る

特定の事項について、その規模や情報の信ぴょう性等に配慮しつつ対象とする検査対象先（必要があると認められる場合は複数の対象先）、検査期間等を決定するものとする。

なお、検査項目の範囲や前回検査からの経過期間等を考慮し、特別検査として実施するか、又は一般検査の周期を早めて実施するか等について十分検討する。

3. 検査の種類

(1) 検査の種類は、次のとおりとする。

① 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。

② 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

(2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委、財務局等が単独で、担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

① 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対して行う検査（①に掲げるものを除く。）をいう。

③ 同時検査

効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局（財務局等にあっては、理財部又は財務部。以下同じ。）と時期を同じくして行う検査をいう。

4. 検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法（以下「臨店検査」という。）により行うものとする。

5. 検査予告

① 原則として無予告で検査を行うものとする。

② 予告検査の試行的実施

イ. 当面、証券監視委が実施する第一種金融商品取引業者等に対する検査について、例えば、その目的が、法令等遵守状況の検証だけでなく、リスク管理態勢にも着目した検証である場合においては、検査の効率性と実効性への影響等を総合的に勘案して、予告検査を試行的に実施するものとする。

ロ. 予告は検査着手日の概ね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、検査着手日等必要な事項を伝えるものとする（8.（1）参照。）。

主任検査官は、予告を行った時には、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

6. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする。

（注） 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

7. 検査命令書の作成

検査命令書（別紙様式1）は、証券監視委においては委員会名、財務局等においては財務局長等（財務局にあっては「財務局長」、財務支局にあっては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。）名で作成する。

8. 検査実施の留意事項

（1） 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査に着手した時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、以下の事項について説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的（一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障とならない範囲で、検査の重点分野にも言及する。）
- ② 検査への協力依頼
- ③ 検査のプロセス（初回検査先以外は省略可。）
- ④ 検査モニターの概要
- ⑤ 意見申出制度の概要
- ⑥ 検査関係情報等の第三者への開示制限の概要
- ⑦ 必要な提出資料の提示（IV 参考「2．提出資料一覧」参照）
- ⑧ その他必要な事項

なお、予告検査の場合には、電話予告時に上記の①、②の項目の説明と検査着手日の伝達及び予告日以後の資料保存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うこととする。予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達することとする。それ以外の項目については、臨店初日までに説明することとする。

また、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、常に携帯するものとする。

（2） 現物検査

- ① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。
- ② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。
 - イ．検査対象先の責任者等1名以上を立ち合わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。
 - ロ．検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て検査を実施するよう努める。

（3） 検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的に検査を遂行するものとする。

- ① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。

また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

② 臨店検査先店舗の巡回指導

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③ 法令違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、検査中に把握した事項について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査監理官（以下「証券検査監理官」という。）と適宜、密接に連携を取り、早期に取りまとめるものとする。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当（以下「審査係」という。）と連携を図りながら速やかに処理するよう努めるものとする。

イ．事案の事実の的確な把握

ロ．検査対象先における問題の重要性

ハ．根拠規定

ニ．発生原因及び責任の所在の解明

ホ．検査対象先の認識及び対応

（注） 財務局等にあっては、審査係（各局の審査担当等を經由）と適宜、密接に連携を取り、早期に取りまとめるものとする。

④ 証券検査監理官による巡回指導

証券検査監理官は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票（(11)①参照）として求めるか等、検査チームが臨店検査中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

（４） 検査対象先の就業時間への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時

間外に行おうとする時は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に検査を行うことのないように配慮するものとする。

(5) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的、効果的検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣を交えた意見交換を行うなど、検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店初日（初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに）に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。
- ② 臨店終了時に意見交換（以下「エグジット・ミーティング」という。）を行い、臨店中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が検査の結果、問題点として認識した事実関係について、検査官としての評価（法令適用及び内部管理態勢の不備等）を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことも併せて伝えるものとする。また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについても改めて説明するものとする。

エグジット・ミーティングにおいて、認識に相違が生じた場合には、主任検査官は当該相違を明らかにし、書面を作成するものとし、検査対象先からその写しを求められた場合には交付することとする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票（(11)①参照）で当該相違が明らか場合は、改めて書面を作成することを要しないものとする。

主任検査官は上記以外にも必要に応じて経営陣との意見交換を行い、検査の進捗状況や、検査対象先の検査への対応、検査官の検査手法等についての意見交換も適宜行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合には、意見交換によりその業務内容や特殊性等についても十分な理解に努めるものとする。

(6) 検査対象先への指示

検査官は、検査実施中、事実の解明又は認定に止めるものとし、その把握した事実に基づき検査官の私見により断定的にその是非を述べる
こと又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これ
は事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを
聴取することを妨げるものではない。

(7) 検査基本方針及び検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「検査基本方針」を十分踏まえ、
「検査マニュアル」を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものと
する。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握
する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査
対象先の規模、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各
項目を機械的、画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とする
ものとする。

(8) ヒアリングの実施

検査官は、役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員
の同席の要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これ
を認めるものとする。

なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対
して説明するものとする。

(9) 検査対象先からの申し入れ等

検査官は、検査対象先から検査に関する申し入れ等があった場合には、
主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申し入れ等につ
いて慎重な取扱いが必要と判断した場合には、証券検査監理官（財務局
等）にあっては証券取引等監視官）へ連絡するものとする。

(10) 計数等による実態把握

検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存すること
なく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の
遵守状況について計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握す
るよう努めるものとする。

(11) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

① 整理票(別紙様式2)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて整理票を作成する。

② 質問票(別紙様式3)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて質問票を作成する。

(12) 業務運営等の基本的問題の把握

検査官は、検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。さらに、経営方針等との相互関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

(13) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等により検査の実施が困難な状況になった時は、検査対象先に対する説得に努めるとともに、経緯及び事実関係（検査対象先の言動等）を詳細に記録し、直ちに証券検査監理官（財務局等にあつては証券取引等監視官）にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査監理官は主任検査官に指示を与えるに先立ち、必要に応じて証券監視委事務局証券検査課長（以下「証券検査課長」という。）に報告を行い、指示を受けるものとする。

この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(14) 臨店検査期間の変更

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上臨店を終えるように努めることとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合等には、証券検査監理官（財務局等にあつては証券取引等監視官）にその旨報告し、期間の延長の是非について指示を受けることとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監理官（財務局等にあつては証券取引等監視官）にその旨報告し、期間の短縮の是非について指示を受けることとする。証券検査監理官は臨店検査期間の変更の指示を行った場合は、速やかに証券検査課長にその旨報告するものとする。

(15) 反面調査の留意事項

主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等を確認（反面調査）する必要があると判断した場合には、証券検査課長（財務局等にあつては証券取引等監視官）に報告し指示を受けて行うものとする。

(16) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて審査係（財務局等にあつては各局の審査担当等を経由）と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

9. 検査資料の徴求

(1) 既存資料の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じるものとする。

(2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるものとし、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、検査業務の優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等が無いように努めるものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

10. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により検査の実態を把握することで、証券監視委及び財務局等による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付（アンケート方式）」の2つの方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局幹部（事務局長、総務課長、証券検査課長等）とする。

財務局等においては、原則として証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者（必要に応じ証券監視委事務局の実施者）とする。

ロ．実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

② 意見受付（アンケート方式）

イ．意見提出方法

所定のアンケート用紙(別紙様式 4)に記入し、電子メール又は郵送により送付。

ロ．提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長とする。財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、証券検査課長あてに提出することもできる。

ハ．受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後の 10 日目（土日祝日を除く）を目安とする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

11. 講評等

- ① 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で（指摘事項がない場合は可能な限り速やかに）、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長（財務局等にあつては証券取引等監視官）が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合には、講評を行わない場合もある。

（注） 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

イ．検査で認められた事実のうち、法令等違反や公益又は投資者保護上問題と思われる業務の運営又は財産の状況（以下「法令違反事項等」という。問題が認められない場合にはその旨）を伝達する。

ロ．上記イ．のうち、意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。

- ② 主任検査官は、必要に応じ、講評内容に変更が生じた場合は、改めて講評を行う旨を説明するものとする。
- ③ 講評の際の出席者
 - イ. 当局
 - 原則として、主任検査官のほか担当検査官 1 名以上とする。
 - ロ. 検査対象先
 - 検査対象先の責任者の出席を必須とする。責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。
- ④ 講評方法
 - 講評は、主任検査官が口頭により責任者に対して伝達する方法で行うものとする。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

12. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上、手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を検査に着手した時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者（検査対象先の代表者）の意見を意見申出書（別紙様式 5）に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から 3 日間（講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を

除く。)とする。ただし、講評の終わった日から3日以内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ．意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ．申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書（別紙様式6）を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

イ．意見申出事項は、証券監視委事務局（証券検査課以外の課）が作成した審理結果（案）に基づいて証券監視委において審理を行う。

ロ．審理結果については、検査結果通知書に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

審理結果については、検査結果通知書に包含した形で処理する。

13. 検査結果の通知

検査の結果については、証券監視委の議決後速やかに（財務局等にあつては財務局長等説明後速やかに）証券監視委委員長名（財務局等にあつては財務局長等名）において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする（別紙様式7）。

なお、検査結果通知書の交付は、臨店検査終了後、3月以内を目途に行うよう努めるものとする。

14. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令違反事項等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局より監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

15. 検査結果等の公表

(1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、ホームページ上等で公表するものとする。

- ① 勧告に至った事案について、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する。
- ② 勧告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、適宜、公表する。なお、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えることとする。
- ③ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。

(2) 検査対象先の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査期間中（予告検査の場合にあっては予告日から臨店検査終了までの間）、ホームページ上で検査対象先を公表するものとする。

16. その他留意事項

(1) 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況や、次回の本店等検査の参考となるものを検証する。

(2) 合同検査及び同時検査の実施

実施に当たっては、連携する財務局等及び金融庁検査局と十分調整の上行うものとする。

なお、講評については、本店等主任検査官が臨店検査先店舗を総括して行うことから、本店等以外の臨店検査先店舗を担当した検査官は講評を行わないものとする。

(3) 特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失することなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

(4) 情報の管理

検査関係情報（注）及び検査結果通知書には、検査対象先の経営実態又はその顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、さらには検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていることから、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取扱うこととする。

- ① 主任検査官は臨店検査着手時（予告の場合は臨店検査着手前）に検査対象先に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官、臨店検査終了後であれば証券検査課長（財務局等にあつては証券取引等監視官）の事前の承諾なく、検査・監督部局及び自主規制機関以外の第三者に開示してはならない旨説明し、この旨記載した承諾書（別紙様式8）に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。ただし、検査対象先が臨店検査中に弁護士、公認会計士、不動産鑑定士と相談する場合（今回検査に係る事項についての相談に限る。）は、主任検査官は事前の報告を求めたうえで、検査の実効性確保に支障がないと認められる場合は当該報告で足りるものとする。
- ② 検査対象先において第三者への開示が必要な場合（下記のような事例が想定される。）には、書面（別紙様式9）による申請を求めるものとし、主任検査官又は証券検査課長（財務局等にあつては証券取引等監視官）は、①開示の必要性、②開示対象者における保秘義務の状況（守秘義務契約の締結等）、③検査の実効性への影響、等を総合的に勘案して承諾の可否を判断するものとする。

（検査対象先から申請が行われることが想定される事例）

- ・持株会社等検査対象先の経営管理会社への開示
- ・検査対象先の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- ・検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
- ・検査対象先に係る破産や民事再生手続きが開始された場合における管財人、監督委員への開示

(注) 検査関係情報とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請
その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容をいう。

III 施行日

本指針は、平成 17 年 7 月 14 日以降を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成 18 年 7 月 3 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 19 年 9 月 30 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 20 年 8 月 11 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 21 年 6 月 29 日から適用する。

IV 参考

1. 検査のイメージ図 ( [PDF 版](#))

2. 提出資料一覧 ( [PDF 版](#))

(別紙)

- ・様式 1 検査命令書 ( [PDF 版](#))
- ・様式 2 整理票 ( [PDF 版](#))
- ・様式 3 質問票 ( [PDF 版](#))
- ・様式 4 オフサイト検査モニター用紙 ( [word 版](#)、 [PDF 版](#))
- ・様式 5 意見申出書 ( [word 版](#)、 [PDF 版](#))
- ・様式 6 意見申出取下書 ( [word 版](#)、 [PDF 版](#))
- ・様式 7 検査結果通知書 ( [PDF 版](#))
- ・様式 8 承諾書 ( [word 版](#)、 [PDF 版](#))
- ・様式 9 - 1 検査関係情報・検査結果通知 開示承諾申請書（経営管理会社用）( [word 版](#)、 [PDF 版](#))
- ・様式 9 - 2 検査関係情報・検査結果通知 開示承諾申請書（経営管理会社以外用）( [word 版](#)、 [PDF 版](#))

※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

・ 検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び同条第 3 項）
- (2) 取引所取引許可業者（金融商品取引法第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び同条第 3 項）
- (3) 特例業務届出者（金融商品取引法第 63 条第 8 項、第 194 条の 7 第 3 項）
- (4) 金融商品仲介業者（金融商品取引法第 66 条の 22、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号及び同条第 3 項）
- (5) 認可金融商品取引業協会（金融商品取引法第 75 条、第 194 条の 7 第 2 項第 4 号及び同条第 3 項）
- (6) 認定金融商品取引業協会（金融商品取引法第 79 条の 4、第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び同条第 3 項）
- (7) 投資者保護基金（金融商品取引法第 79 条の 77、第 194 条の 7 第 3 項）
- (8) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引法第 103 条の 4、第 194 条の 7 第 3 項）
- (9) 株式会社金融商品取引所の主要株主（金融商品取引法第 106 条の 6、第 194 条の 7 第 3 項）
- (10) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引法第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項）
- (11) 金融商品取引所持株会社の主要株主（金融商品取引法第 106 条の 20、第 194 条の 7 第 3 項）
- (12) 金融商品取引所持株会社（金融商品取引法第 106 条の 27、第 194 条の 7 第 3 項）
- (13) 金融商品取引所（金融商品取引法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び同条第 3 項）
- (14) 自主規制法人（金融商品取引法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び同条第 3 項）
- (15) 外国金融商品取引所（金融商品取引法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び同条第 3 項）
- (16) 金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項）
- (17) 証券金融会社（金融商品取引法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項）
- (18) 投資信託委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項）

- (19) 投資法人の設立企画人等（投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項）
- (20) 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項）
- (21) 投資法人の資産保管会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項）
- (22) 投資法人の執行役員等（投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項）
- (23) 特定譲渡人（資産の流動化に関する法律第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項）
- (24) 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項）
- (25) 特定目的信託の原委託者（資産の流動化に関する法律第 286 条第 1 項において準用する第 209 条（第 217 条第 1 項）、第 290 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項）
- (26) 振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項）
- (27) その他、上記(1)から(27)までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施することとするので留意する。

- イ．金融商品取引業者（法令により規制対象とならない業者を除く。）、特例業務届出者（犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 1 号）
- ロ．登録金融機関（犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 2 号）
- ハ．証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関（犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 7 項（附則第 5 条により読替え））

（注）（ ）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

○ 証券検査に関する「よくある質問」

証券監視委が実施する証券検査に関し、金融商品取引業者等から寄せられる「よくある質問」を以下のとおり Q & A 形式で取りまとめましたので、検査の透明性及び予見可能性向上の観点から、これを公表することとします。

なお、今後寄せられる質問についても、公表が適当と判断した場合には、本 Q & A に随時追加することとします。

Q（質問）	A（回答）
1. 検査対象となる業者によって検査周期が大幅に異なっているケースがあります。どのような基準で検査先を選定しているのですか。	平成 17 年 7 月の検査権限の一元化（証券会社の財務の健全性等に関する検査権限や投資信託委託会社、投資顧問業者等に対する検査権限を金融庁から証券監視委に移管。）及び平成 19 年 9 月の金融商品取引法の全面施行等に伴い、証券監視委の検査権限が大幅に拡大されました。 これに対応するために、証券監視委では、平成 21 年度の証券検査基本方針（平成 21 年 4 月公表）に記載しているとおり、機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、市場動向等を的確に捉えた情報収集・分析を行うと同時に、検査対象先の市場における位置付けや抱えている問題点（投資者又は市場に影響を与える将来顕在化が想定される各種リスク（法令違反の蓋然性や財務の健全性のほか、経営管理態勢、内部管理態勢及びリスク管理態勢等））などを総合的に勘案することにより、検査周期にとらわれることなく検査の優先度を判断し、検査対象先を弾力的に選定しています。 なお、検査日数についても、業者によって大幅に異なっているケースがありますが、これは、検査対象先の規模や業務内容等のほか、検査で把握した事実の分析や問題点の原因究明等に要する時間が異なることによるものとご理解願います。
2. テーマ別検査とは、どのような検査なのです。	証券監視委では、年度ごとに自らが行う証券検査を計画的に実施・管理するため、検査

	の重点項目を定めた証券検査基本方針を策定しています。 平成 21 年度の証券検査基本方針においては、検査を実施する上での基本的考え方として、効率的かつ効果的な検査の実現を目指し、その一環として、内在するリスクをできるだけ早く認識し、検査対象先のリスクの所在を分析するとともに、当該リスクに焦点を当てたメリハリのある検査を行うこととしています。 さらにこうした考え方に基づき、21 年度の検査実施方針として、機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定するとともに、市場を巡る問題や関心事項について横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の問題がある検査対象先に対して特別検査（いわゆる「テーマ別検査」）を行うこととしています。 これまでのテーマ別検査としては、以下のようなものがあります。 ① 平成 19 年 5 月のオー・エイチ・ティー株式の株価急落により、本銘柄の信用取引を受託していた結果、多額の立替金が発生した証券会社に対して、立替金の発生状況を把握するとともに、顧客管理態勢及び与信リスク管理態勢等について横断的に検証を行い、平成 20 年 2 月 8 日に「オー・エイチ・ティー株式に係る証券会社検査結果の概要について」を公表しました。 ② また、平成 19 年 8 月の米国のサブプライムローン問題に端を発した経済情勢の急変や F X 取引業者の破綻を踏まえ、特に、同年 11 月以降、F X 取引業者に対し重点的に検査を実施し、財務の健全性やリスク管理態勢に重点をおいた検証を行い、平成 20 年 7 月 2 日に「外国為替証拠金取引業者に対する検査結果の概要について」を公表しました。 なお、②の検査結果を踏まえ、平成 21 年 4 月 24 日、以下の 4 点につき、金融庁長官に
--	---

	対して建議を行いました。 ・ 区分管理方法の見直し ・ ロスカットルールの制定 ・ 適切な保証金の預託 ・ 登録申請時の徴求書類等の見直し 今後も、このようなテーマ別検査は、証券検査の中で重要な位置を占めるものと考えられます。
3.証券監視委は試行的に検査の予告制を導入するとのことですが、こういった場合に予告して検査を行うのですか。	予告制については、これまで、法令等遵守状況の検証の実効性確保等を重視する観点から、無予告を原則としてきたところです。しかしながら、今後、証券検査の目的が、例えば、法令等遵守状況の検証だけではなく、リスク管理態勢¹にも着目した検証を行う場合には、証券監視委と検査先双方にとって事前準備等の観点から、予告制を導入することが効率的であると考えられます。 こうした観点から、当面、証券監視委が実施する第一種金融商品取引業者等に対する検査について、例えば、その目的が法令等遵守状況の検証だけでなく、リスク管理態勢にも着目した検証である場合には、検査の効率性と実効性への影響等を総合的に勘案して、予告検査を試行的に実施します。
4.証券監視委による検査は、金融商品取引業者等検査マニュアルどおりの検査を行うことになるのですか。	検査マニュアルは、検査官の検査の手引書と位置付けており、検査に際して活用することとしています。しかしながら、証券監視委の検査対象となる金融商品取引業者等は、業務内容、組織、規模等が様々であり、これにより必要となる管理態勢等も大きく異なることから、検査マニュアルに記載した確認項目を機械的、画一的に検証するような検査は行わないこととしています。 検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握するうえで有効と考

¹ リスク管理態勢とは信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクに係る管理態勢を指します。

	えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。
5. 検査中の対話の充実を図る観点から、臨店検査の開始及び終了時点等において、経営陣を交えたミーティング（エグジット・ミーティング等）を行うということです。これらは具体的にどのようなミーティングなのか。	これまでも検査班は臨店検査の開始及び終了時点等において、実質的にはミーティングを行ってきています。 今後は検査対象先との検査中の対話の充実をさらに図る観点から、例えば、臨店検査の開始時点若しくは必要に応じ、臨店中においても、経営陣との意見交換を行い、経営陣の法令遵守や内部管理に対する認識等の把握に努めることとします。 エグジット・ミーティングについても、検査班と検査対象先の双方が、臨店中の意見交換等を通じて十分に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認する場として、検査の結果問題点として認識した事実関係について、検査班としての評価（法令適用及び内部管理態勢の不備等）を検査対象先に口頭で伝えることとします。ただし、これはあくまでも検査班としての評価にすぎず、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見ではありません。
6. 検査関係情報及び検査結果通知書について第三者に対する開示制限をかけることだが、どのような場合であれば、開示が認められるのか。	開示を認める判断基準としてまず挙げられるのは、当該第三者が業務上知っておく必要があるかどうかということです。こうした観点から想定される事例としては、以下のようものが考えられます。 ・持株会社等検査対象先の経営管理会社への開示 ・検査対象先の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示 ・検査対象先に係るデューディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示 ・検査対象先に係る破産や民事再生手続きが開始された場合における管財人、監督委員への開示 検査対象先から開示の承諾を求められた

	場合には、上記の事例を含め、個々のケース毎に①開示の必要性、②開示対象者における保秘義務の状況（守秘義務契約の締結等）、③検査の実効性への影響、等を総合的に勘案して承諾の可否を判断します。 なお、検査・監督部局及び自主規制機関は、開示してはならない第三者から除きます。
7. 検査モニターで出された意見は、どのように活用しているのですか。	検査モニターは、検査官の検査手法等について、検査対象先を訪問して意見を伺うというもので、原則として、実施することとしています。 証券監視委では、いただいた意見を踏まえ、主任検査官へ必要な指示を行うとともに、検査官への教育・研修や検査手法等に取り入れることで、今後の証券監視委の検査活動に役立てることとしています。 なお、検査モニターで意見をいただいたことで、当該検査対象先のその後の検査に影響が出るということはありません。
8. 検査官との意見相違事項に関し意見申出を行った場合、どのように処理しているのですか。	証券監視委の検査は、対話を重視することにより検査対象先との認識を一致させるよう努めているところですが、仮に、検査対象先と検査官の間に意見相違が生じた場合、検査官の意見が一方的に検査結果に反映されてしまうことを防止するため、意見申出制度を導入しています。 申出のあった意見は、中立的かつ公正な処理を行うために、検査担当部署である証券検査課とは別の部署でその内容を精査、調査して委員会に諮ることとなります。 委員会では、検査対象先からの意見を公正な立場で審理し、その結果を検査結果通知書に反映させて検査対象先に通知することとなります。
9. 証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、どのような判断基準によって行政処分を求める勧告を行うのですか。	行政処分を求める勧告は、金融庁設置法に基づき証券監視委に付与された権限ですが、証券監視委が勧告を行うか否かについては、

	個々の事案の重大性や悪質性に加え、当該行為の背景となった内部管理態勢や業務運営態勢の適切性等を総合的に勘案して判断することとしています。 具体的には、 ① 違反した法令等の保護法益の重要性 ② 行為又は状況等の悪質性 - ア 行為の態様 - イ 被害の程度 - ウ 件数・期間・反復性 - エ 反社会的勢力の関与 - オ 行為者・関与者の認識、地位、隠蔽の有無 ③ 当該行為の背景となった内部管理態勢の適切性 等を総合的に勘案しています。 当該勧告の判断要素は、金融庁が公表している「行政処分の基準」と整合性のあるものと考えています。 なお、最近の勧告及び指摘事例については、証券監視委のホームページで公表しています。
10. 金融商品取引法第 51 条（登録金融機関にあっては同法第 51 条の 2）は、どのような判断基準によって適用するのですか。	金融商品取引法第 51 条（登録金融機関にあっては同法第 51 条の 2）を適用する場合においても、証券監視委では勧告を伴うこととなるため、基本的に勧告の判断要素を勘案して判断することとなります。 しかし、本条文では、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」とされ、個々の行為が法令違反に該当することを行政処分の発動要件としていません。このため、勧告の判断要素のうち、「違反した法令等の保護法益の重要性」の判断については、金融商品取引法の目的、制度趣旨に照らした判断を行うこととなり、将来リスクの顕在化の可能性や内部管理態勢等の適切性も判断要素となります。 なお、当面は、個別の判断を行うに当たり、

	対象となる金融商品取引業者等に対し、具体的・詳細な説明に努めることとし、将来的には、本条文の発動に関する包括的な考え方を整理し公表したいと考えています。
11. 検査結果通知書に記載されない事項については、証券監視委が検査で把握しなかった事項又は検査で把握した問題であっても不適切ではなかったものと理解してよいのでしょうか。	証券監視委では、限られた時間と人的資源を最大限に活用して、効率的かつ効果的な検査の実施に努めているところですが、検査対象先の全ての業務内容等を検証できるものではなく、検査で把握できない問題点もあり得ると考えられます。 したがって、検査で把握できなかったものについて、証券監視委が適切であると認定するものではないことをご理解願います。 なお、当該問題を次回以降の検査等で把握した場合には、証券監視委があらためて不適切であると認定することも考えられます。 また、検査で把握した問題点については、勧告の判断要素（上記 8. ①～③）に記載した事項も踏まえつつ検査結果通知書への記載の必要性を検討することとしており、軽微なもの等については指摘を見送ることも考えられます。このような事案については、証券監視委が適切であったとの認定を行ったものではなく、あくまで、不適切ではあるものの、金融商品取引業者等の自主的な努力による改善が期待できると判断し指摘を見送るものです。このため、状況の変化や新たな事実を把握した場合には、次回以降の検査等であらためて指摘することも考えられ、改善に向けた自助努力を怠ることのないようにしていただきたいと思います。
12. 証券監視委では、証券検査に関する質問や意見を受け付けてもらえるのでしょうか。	証券監視委では、検査対象先から検査手法等に関する意見を受け付けるための検査モニター制度を導入しており、証券監視委の幹部が検査対象先を訪問して直接意見を伺う「意見聴取」と、電子メールで意見を受け付ける「意見受付」の2通りの方法で実施して

	おります。 また、21 年 7 月からは、「意見受付」の方法をアンケート方式に変更し、より意見が出しやすくなるよう改善を図ったところです。なお、「意見受付」の受付期間は、臨店検査開始日から臨店検査終了後の 10 日目（土日祝日を除く）を目安としています。 このほかにも、検査対象先となる金融商品取引業者等との様々な対話の場を通じて質問や意見を受け付けておりますが、個々の業者からのみならず、加入する自主規制機関等の団体を通じた質問や意見も受け付けております。
--	--

証券取引等監視委員会事務局

平成 20 年 9 月 17 日
証券取引等監視委員会

証券検査に係る業務点検プロジェクトについて

我が国金融・資本市場は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境変化や金融商品取引法の施行をはじめとする制度の変革など、ダイナミックな状況変化に直面している。

こうした状況の下、金融庁においては、海外証券規制当局と同様、より質の高い規制を目指すベターレギュレーションによる取組みが行われている。また、金融商品取引法の施行により、証券取引等監視委員会の検査対象範囲は更に拡大してきている。

こうした中、これまでも証券取引等監視委員会は、「金融商品取引業者等検査マニュアル」の策定、証券検査に係る指摘事例集の四半期ごとの公表及びテーマ別検査の導入等を進めてきたところである。しかしながら、上述のような新たな動きを踏まえ、さらに、より効率的・効果的な証券検査の実現を目指し、その実効性を改めて検証するとともに改善すべき点がないかどうかについて検討するため、証券検査に係る業務点検プロジェクトを開始する。

1. プロジェクトの目的

当プロジェクトは、より効率的・効果的な検査を実現するために検査の手続面を中心に点検を行い、必要があれば見直しを行うことを目的とする。

2. プロジェクトのメンバー

当プロジェクトの事務局は証券検査課に置くものとし、そのメンバーは国際・情報総括官ほか、関係課長等とする。

3. プロジェクトの進め方

本年9月以降、原則、月2回の会議を開催し、年末までに一定の方向性を得ることを目指すこととする。当プロジェクトの議論の成果は必要に応じ、「証券検査に関する基本指針」や「金融商品取引業者等検査マニュアル」等に反映させることとする。

なお、議論の過程で必要に応じ、日本証券業協会等業界団体と意見交換する場を設けることを検討する。

お問い合わせ先

証券取引等監視委員会 Tel 03-3506-6000（代表）
事務局証券検査課 （内線：3044、3039）

証券検査に係る業務点検プロジェクトの検討状況について

1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会（証券監視委）の使命は、市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を目指して市場監視を行うことにある。

我が国金融・資本市場は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境変化や金融商品取引法の施行をはじめとする制度の変革など、ダイナミックな状況変化に直面している。こうした大きな変化に対応するためには、証券監視委の使命を踏まえつつ、これまで以上に、証券検査の効率性と実効性の向上を追求する必要がある。

証券検査の効率性と実効性の向上を図るためには、金融商品取引業者等における法令違反行為の検証を基本としつつも、公益の確保や投資者保護を念頭に、その背景となる内部管理態勢の適切性を、業者の規模・特性を踏まえつつ、検証することも重要である。

また、今般のグローバルな金融危機に鑑みれば、特に、グローバルに活動する金融商品取引業者等に対する検査等においては、財務の健全性を含め、広くそのリスク管理態勢のあり方にも着目していく必要がある。

2. 検討状況

検査の効率性と実効性の具体的な向上策として、以上のような観点から、当プロジェクトにおいて、以下のような方向で議論が進められているところである。証券監視委としては、今後、議論をさらに具体化し、「証券検査に関する基本指針」や「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の改訂に反映させていく方針である。

【検査の予告制】

検査の予告については、検査が法令違反行為の指摘だけでなく、その背景となる管理態勢をも検証するものへと拡張するにつれ、無予告制の意義が限定的な場合も増えると考えられることから、効率性向上の観点も踏まえ、一定の場合、予告制を試行的に導入することとする。

【検査中の対話の充実】

臨店中における、検査官と金融商品取引業者等との双方向の対話を充実させる観点から、臨店検査の開始及び終了時点等において、経営陣を交えたミーティング（エグジット・ミーティング等）を実施することとする。

また、双方向の対話の充実を促し、行政の透明性を図る観点から、検査結果の講評についても、なるべく早く実施することを検討するものとする。

【検査の品質管理】

業者の規模・特性を踏まえた内部管理態勢等の適切性の検証に関し、その検査の品質を確保し、検査官の目線を統一するためにも、ミドル・オフィス（検査監理官室等）による検査官のサポート体制を強化するとともに、検査官の研修を充実させ、検査マニュアルの見直しを検討するものとする。

検査モニターについても、検査の効率性だけでなく、対話を通じた内部管理態勢等の検証等が適切に行われているか等、検査の実効性についても、必要に応じ、モニターの対象とするものとする。また、臨店終了後もアンケート方式で意見を受け付ける、オフサイト検査モニターの導入等により、モニターの機能の充実を図る。

【検査の結果】

検査結果通知については、個々の法令違反行為の分析だけではなく、その背景にある金融商品取引業者等の内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性の分析も充実させることとする。

また、処分勧告等を行うか否かの判断に際しては、結果として生じている法令違反等の行為・状況の重大性・悪質性だけでなく、その背景となった管理態勢の適切性等についても、金融商品取引業者等の規模・特性を勘案しつつ、総合的に検証することとする。

以 上

（参考 1）当プロジェクト設置時の公表文は以下を参照。

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2008/2008/20080917-2.htm

（参考 2）当プロジェクトにおいては計 10 回の議論を行い、その過程において、日本証券業協会、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会、国際銀行協会とも意見交換を行った。

【問い合わせ先】

証券取引等監視委員会事務局証券検査課 TEL03(3506)6000
(内線:3044、3039)

ホームページ <http://www.fsa.go.jp/sesc/>

金融商品取引法における課徴金事例集

平成21年6月

証券取引等監視委員会事務局

はじめに

本書は、平成 20 年 6 月に市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため作成・公表した「金融商品取引法における課徴金事例集」の更新版として、平成 20 年 6 月から平成 21 年 5 月までに課徴金納付命令が決定され、決定取消しの訴えの期間が経過した 21 事例・22 件（内部者取引に係るもの 10 事例・11 件、相場操縦に係るもの 1 事例・件、開示書類の虚偽記載に係るもの 10 事例・件）を追加し、合計で 57 事例・74 件（内部者取引に係るもの 33 事例・50 件、相場操縦に係るもの 1 事例・件、開示書類の虚偽記載に係るもの 23 事例・件）について、その概要を取りまとめたものである。

平成 21 年 6 月

証券取引等監視委員会事務局

もくじ

I. 内部者取引に係る事例（33 事例）	・ ・ ・ ・	1～64 ページ
II. 相場操縦に係る事例（1 事例）	・ ・ ・ ・	65～66 ページ
III. 開示書類の虚偽記載に係る事例（23 事例）	・ ・ ・	67～113 ページ

（注）なお、今回新たに追加した事例については事例番号の横に「＊」を記している。

I. 内部者取引に係る事例

○ 事例 1

上場会社 A 社の社員である違反行為者は、A 社が転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者
 - 違反行為者① 上場会社 A 社の社員 (非役員)
株式、文書、広報等の事務に従事
 - 違反行為者② 上場会社 A 社の社員 (非役員)
経理等の事務に従事

2. 重要事実等 (適用条文)
転換社債型新株予約権付社債の募集 (法第 166 条第 2 項第 1 号イ)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期
8 月 11 日 常務以上の役員及び常勤監査役が出席する常務会において決定
(重要事実に係る取締役会決議は 8 月 25 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表
11 月 9 日午後 3 時 30 分 公表 (T Dnet)

5. 重要事実等の伝達 (適用条文)
違反行為者①及び②は、いずれも、9 月 5 日午前、A 社において本件社債の発行準備に携わる実務担当者には選ばれ、そのキックオフミーティングにおいて、A 社役員から当該重要事実を伝えられた。(法第 166 条第 1 項第 1 号)

6. 違反行為者の取引
違反行為者① 11 月 6 日に A 社の株券 200 株を売付価額 54 万円で売付け
違反行為者② 9 月 5 日午後 A 社の株券合計 1,000 株を売付価額 306 万 6,000 円で売付け

7. 課徴金額

- 違反行為者① 4 万円
(計算方法) 540,000 円 (売付価額)
- 2,480 円 (重要事実公表後の株価) × 200 株 [1 万円未満切捨て]
- 違反行為者② 5 8 万円
(計算方法) 3,066,000 円 (売付価額)
- 2,480 円 (重要事実公表後の株価) × 1,000 株 [1 万円未満切捨て]
- 8. その他
違反行為者①及び②は、いずれも、社員持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券を売付け

○ 事例 2

上場会社 A 社の役員である違反行為者は、A 社が転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に關し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者
上場会社 A 社の役員

2. 重要事実等 (適用条文)
転換社債型新株予約権付社債の募集 (法第 166 条第 2 項第 1 号イ)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期
5 月 25 日 A 社社長により決定 (A 社社長が当該社債の引受先である証券会社との打合わせの際に、発行方法、発行総額及び発行期日を決定し、その発行に向けて具体的な準備作業にとりかかるとした。)
(重要事実に係る取締役会決議は 7 月 20 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表
7 月 20 日午後 4 時 30 分頃 公表 (T Dnet)

5. 重要事実等の伝達 (適用条文)
違反行為者は、5 月 25 日、前記 3. の証券会社との打合わせに同席した際に、A 社社長が新株予約権付社債の発行について発言するのを聞いて、当該重要事実を知った。(法第 166 条第 1 項第 1 号)

6. 違反行為者の取引
5 月 30 日及び 6 月 1 日に A 社の株券合計 48 株を売付価額 470 万 8,800 円で売付け

7. 課徴金額
53 万円
(計算方法) 4,708,800 円 (売付価額)
－ 87,000 円 (重要事実公表後の株価) × 48 株 [1 万円未満切捨て]

8. その他
持株金から引き出して証券口座に入庫していた株券の売付け

○ 事例3

B社（違反行為者）の代表権のある役員Xは、B社と業務提携契約を締結している上場会社A社がB社に対し第三者割当による株式の発行を行うことについて決定した旨の重要事実を、同契約の履行に関して知り、B社の計算において、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者
上場会社A社と業務提携契約を締結している会社（B社）
2. 重要事実等（適用条文）
株式の発行（第三者割当増資）（法第166条第2項第1号イ）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期
前年10月4日 A社社長及び専務により決定（C銀行の同意を条件にB社に対して第三者割当による株式の発行を行う方針であったところ、C銀行の同意を得た。）
（重要事実に係る取締役会決議は1月6日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表
1月6日午後3時40分頃 公表（TDnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）
B社（代表権のある役員X）は、前年10月18日、かねてから業務提携契約の履行の一環として両社間で検討中であったA社によるB社への第三者割当による株式の発行について、A社の社長及び専務から、これを実行したい旨伝えられて、当該重要事実を知った。（法第166条第1項第4号）

6. 違反行為者の取引
B社（代表権のある役員X）は、B社の計算において、前年11月7日にA社の株券8,000株を買付価額316万円で買い付けた。

7. 課徴金額

39万円
（計算方法）444円（重要事実公表後の株価）× 8,000株
－ 3,160,000円（買付価額） [1万円未満切捨て]

○ 事例 4

上場会社 A 社の契約締結先の B 社社員（違反行為者①）及びその友人（違反行為者②）は、A 社が第三者割当による株式の発行を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

〔違反行為の内容及び課徴金額〕

1. 違反行為者
 - 違反行為者① 上場会社 A 社の契約締結先 B 社の社員（非役員）
品質管理・技術指導等を行う管理職
 - 違反行為者② 違反行為者①の友人

2. 重要事実等（適用条文）
株式の発行（第三者割当増資）（法第 166 条第 2 項第 1 号イ）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期
前年 12 月 23 日まで 社長及び常務取締役 2 人から成る 3 人の合議で決定
（重要事実に係る取締役会決議は 7 月 7 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表
7 月 7 日午後 3 時頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）
違反行為者① 2 月 4 日、A 社と B 社の間の部品取引基本契約の履行に関して、前記 3. 記載の A 社常務取締役の 1 人に対して技術上のアドバイスを行う過程で、同常務取締役から当該重要事実を聞いて知った。（法第 166 条第 1 項第 4 号）
違反行為者② 5 月 25 日、大学時代の友人である違反行為者①から借名口座による株券買付けを依頼された際に、当該重要事実の伝達を受けた。（法第 166 条第 3 項）

6. 違反行為者の取引
違反行為者① 6 月 17 日に A 社の株券 7,000 株を買付価額 420 万円で購入
違反行為者② 6 月 28 日及び 7 月 5 日に A 社の株券合計 5,000 株を買付価額 312 万 1,000 円で購入

7. 課徴金額

違反行為者① 8.2 万円
（計算方法）718 円（重要事実公表後の株価）× 7,000 株
－ 4,200,000 円（買付価額） [1 万円未満切捨て]
違反行為者② 4.6 万円
（計算方法）718 円（重要事実公表後の株価）× 5,000 株
－ 3,121,000 円（買付価額） [1 万円未満切捨て]

8. その他

違反行為者①は、違反行為者②名義の証券口座（借名口座）を利用して A 社株券を買い付けたが、違反行為者①が資金を提供して、その指示に従い違反行為者②が証券会社に発注し、その後両者間で精算が行われているので、違反行為者①の計算において行われたものと認定した。

○ 事例 5 *

上場会社 A 社の役員である違反行為者は、A 社が株式の発行を行うことを決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

〔違反行為の内容及び課徴金額〕

1. 違反行為者
上場会社 A 社の役員
2. 重要事実等 (適用条文)
株式の発行 (公募増資) (法第 166 条第 2 項第 1 号イ)
3. 重要事実等の決定機関・決定時期
3 月 1 日 A 社社長と役員との合議により決定
(A 社役員が公募増資の計画を報告し、社長が了承した。)
(重要事実に係る取締役会決議は 7 月 14 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)
4. 重要事実等の公表
7 月 14 日午後 4 時頃 公表 (T Dnet)
5. 重要事実等の伝達 (適用条文)
違反行為者は、3 月 1 日、当該重要事実の決定に関与し、当該重要事実を知った。
(法第 166 条第 1 項第 1 号)
6. 違反行為者の取引
4 月 20 日に A 社の株券 4,800 株を売付価額 2,907 万 1,000 円で売付け
7. 課徴金額
1, 2 4 6 万円
(計算方法) 29,071,000 円 (売付価額)
— 3,460 円 (重要事実公表後の株価) × 4,800 株 [1 万円未満切捨て]
8. その他
・ 違反行為者は、ストックオプションの行使により取得した A 社株券を売り付けたもの。

・ 違反行為に係る増資計画と公表された増資計画の同一性

当初計画されていた 6 月 1 日発行決議の日程での当該公募増資は、違反行為による違反行為直後の 4 月下旬にいったん中止され、その後、5 月下旬から 7 月 14 日発行決議の日程での公募増資が計画され、7 月 14 日に公表され実施されている。

内部者取引違反は、株式等の売買の時点で成立し、その後の重要事実の決定が変更、取消し、撤回されたとしても、内部者取引の成否には影響しないものと解されている。

しかし、内部者取引違反行為に対する課徴金については、重要事実公表後の株価を基準に課徴金額を算定することから、違反行為に係る重要事実の「公表」が必要であると解され、本件違反行為に係る重要事実、すなわち 6 月 1 日発行決議の日程での公募増資と、公表された 7 月 14 日発行決議の日程での公募増資との同一性が問題となるが、

- ① 公募増資計画をいったん中止したのは、違反行為者の株式売却が内部者取引と指摘される事態を避けるために過ぎず、その中止段階において、公募増資計画の再開時期について話題にするなど、公募増資計画の続行を前提にしていたこと、
 - ② 両増資計画の内容は、日程が異なるだけで、それ以外の新規発行株数などの内容には差異がないこと、
 - ③ 4 月下旬に増資計画が中止されてから、5 月下旬に再開されるまで、わずか 1 か月しか経過していないこと、
- などから、両増資計画は同一のものであると認定した。

○ 事例 6 *

上場会社 A 社の役員である違反行為者は、A 社が株式の発行を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

〔違反行為の内容及び課徴金額〕

1. 違反行為者

上場会社 A 社の役員

2. 重要事実等 (適用条文)

株式の発行 (第三者割当増資) (法第 166 条第 2 項第 1 号イ)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

8 月 18 日 A 社の社長、専務取締役及び常務取締役により決定 (株式の発行について、増資の時期、規模、方法 (第三者割当) などの方針を決定し、株数の割当先候補に増資引受等を打診し増資が可能であると判断しており、この後に取締役会決議を経て具体的な増資の準備を開始している。)

(重要事実に係る取締役会決議は 8 月 21 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

12 月 21 日午後 5 時 30 分頃 公表 (T Dnet)

5. 重要事実等の伝達 (適用条文)

違反行為者は、8 月 18 日、重要事実の決定に関与して、当該重要事実を知った。(法第 166 条第 1 項第 1 号)

6. 違反行為者の取引

9 月 19 日から 10 月 3 日の間に、A 社株券合計 100 株を買付価額 312 万 7,150 円で買付け

7. 課徴金額

170 万円

(計算方法) 48,300 円 (重要事実公表後の株価) × 100 株
－ 3,127,150 円 (買付価額) [1 万円未満切捨て]

8. その他

A 社の社長、専務取締役及び常務取締役 (業務執行決定機関) は、当該株式の発行について、8 月上旬までに増資の時期、規模、方法 (第三者割当) などの方針を立てているが、株式発行に係る市場調査や試算等の一般的情報収集すら行われておらず、専ら 3 人で検討したのみであるため、この時点では株式発行について具体性のある段階には至っておらず、重要事実は決定されていないと判断した。

○ 事例 7

上場会社 A 社（違反行為者②）の役員 X（違反行為者①）は、A 社が株式分割を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関して知り、A 社及び役員 X の計算において、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者
違反行為者① 上場会社 A 社の役員 X
違反行為者② 上場会社 A 社

2. 重要事実等（適用条文）
株式分割（法第 166 条第 2 項第 1 号へ）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期
9 月 7 日まで A 社社長により決定（A 社社長が証券会社に対し株式分割を行う意思を表示）

（重要事実に係る取締役会決議は 10 月 6 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表
10 月 6 日午後 3 時頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）
A 社の役員 X（違反行為者①）は、9 月 7 日までに、当該重要事実の決定に関与して当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引
違反行為者①は、自己の計算で、9 月 8 日から 10 月 6 日までの間に A 社の株券合計 6,100 株を買付価額 2,434 万 3,000 円で買い付けた。
A 社の役員 X（違反行為者①）は、A 社の計算で、10 月 3 日に証券会社を通じて、A 社の株券合計 1,000 株を買付価額 391 万 6,000 円で買い付けた。（法第 175 条第 7 項）

7. 課徴金額

違反行為者① 213 万円
（計算方法）4,340 円（重要事実公表後の株価）× 6,100 株
－ 24,343,000 円（買付価額） [1 万円未満切捨て]

違反行為者② 42 万円
（計算方法）4,340 円（重要事実公表後の株価）× 1,000 株
－ 3,916,000 円（買付価額） [1 万円未満切捨て]

8. その他

- ・ 違反行為者①及び違反行為者②は、いずれも、他人名義（取引先や知人名義）の証券口座を用いて本件買付けを行った。本件においては、①当該他人名義口座は違反行為者らの指示で開設され、概ね本件株式の買付けしか行われていないこと、②株式の買付けは、違反行為者らの指示に基づき実行され、口座名義人は指示されるままに機械的に発注手続きを行っていること、③株式の買付けは違反行為者らの資金で行われていること、④当該他人名義口座による株式買付けの経済的効果は違反行為者らに帰属していることなどから、本件買付けは、違反行為者らの計算において行われたものと認定した。
- ・ 違反行為者②の行為は、いわゆる自社株買いに当たる。

○ 事例 8 *

- ・ 上場会社A社の役員である違反行為者①は、
(1) A社がC社との間で株式交換を行うことについて決定した旨の重要事実を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付け、
(2) B社とC社との間で株式交換を行うことについて決定した旨の重要事実を、A社とB社との機密保持契約の履行に関し知り、当該重要事実の公表前にB社株券を買い付けたものである。
- ・ 上場会社A社の社員であった違反行為者②は、A社がC社との間で株式交換を行うことについて決定した旨の重要事実を、その職務に関し知り、A社を退職した後、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者
違反行為者① 上場会社A社（上場会社B社の契約締結先）の役員
違反行為者② 上場会社A社の元社員（非役員）
予算管理及び財務管理等に関する事務に従事
2. 重要事実等（適用条文）
株式交換（法第166条第2項第1号）
（A社及びB社が、C社との株式交換によりそれぞれC社の完全子会社となること）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期
7月30日 A社社長、B社社長及びC社取締役の間で決定（A社及びB社はC社グループに属しており、C社取締役からA社社長及びB社社長にそれぞれ、株式交換による完全子会社化の方針が伝えられ、A社社長及びB社社長はこれを了承した。）
（重要事実に係る取締役会決議は11月15日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表
11月15日午後3時30分頃 公表（T Dnet）
5. 重要事実等の伝達（適用条文）
違反行為者① A社において当該株式交換の担当者となっていたところ、8月17日に3社で開催された当該株式交換に係る会議において配付さ

れた資料のコピーを8月20日頃に受け取り、これを読んで当該重要事実を知った。（A社株券につき法第166条第1項第1号、B社株券につき同項第4号）

違反行為者② A社の予算・財務管理等に関する業務に携わっていたところ、8月20日頃に行われた打合せにおいて、経費の計上に関して、上司から当該株式交換に係るものである旨を聞き、当該重要事実を知った。（法第166条第1項第1号）

6. 違反行為者の取引
違反行為者① 11月15日にA社の株券合計8株を買付価額93万4,000円で買付け
11月14日及び15日にB社の株券合計12株を買付価額97万2,000円で買付け
違反行為者② 11月2日及び7日にA社の株券合計2株を買付価額22万5,000円で買付け

7. 課徴金額

違反行為者① 34万円
（計算方法）
A社株券：142,000円（重要事実公表後の株価）× 8株
－ 934,000円（買付価額） [1万円未満切捨て]
B社株券：92,800円（重要事実公表後の株価）× 12株
－ 972,000円（買付価額） [1万円未満切捨て]

違反行為者② 5万円
（計算方法） 142,000円（重要事実公表後の株価）× 2株
－ 225,000円（買付価額） [1万円未満切捨て]

8. その他

- ・ 違反行為者①は、知人名義の証券口座（借名口座）を利用してA社株券及びB社株券を買い付けた。
- ・ 違反行為者②は、親族名義の証券口座を新規に開設し、当該借名口座を利用してA社株券を買い付けた。

○ 事例 9

上場会社 A 社との合併契約の交渉を行っていた B 社の社員である違反行為者は、A 社と B 社が合併することについて決定した旨の重要事実を同契約の締結及びその交渉に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

なお、上場会社 A 社は事例 10 の B 社に当たり、B 社は事例 10 の上場会社 A 社に当たる。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者
上場会社 A 社の契約締結先 B 社社員（非役員）
会計、決算事務に従事
2. 重要事実等（適用条文）
合併（法第 166 条第 2 項第 1 号又）
3. 重要事実等の決定機関・決定時期
5 月 30 日 A 社社長により決定（B 社社長との会合で大筋合意）
（重要事実に係る取締役会決議は 10 月 19 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）
4. 重要事実等の公表
10 月 19 日午前 8 時 40 分頃 公表（T Dnet）
5. 重要事実等の伝達（適用条文）
違反行為者は、7 月 3 日、B 社役員から合併基本合意に基づきデューデリジェンス業務等を行うプロジェクトチームに部下を参加させるなどの協力を要請されて、当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 4 号）

6. 違反行為者の取引
7 月 24 日に A 社の株券 200 株を買付価額 98 万 2,000 円で買付け

7. 課徴金額
20 万円
（計算方法）5,910 円（重要事実公表後の株価）× 200 株
－ 982,000 円（買付価額） [1 万円未満切捨て]

○ 事例 10

上場会社 A 社との合併契約の交渉を行っていた B 社の社員である違反行為者は、A 社と B 社が合併することについて決定した旨の重要事実を同契約の締結及びその交渉に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

なお、上場会社 A 社は事例 9 の B 社に当たり、B 社は事例 9 の上場会社 A 社に当たる。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者
上場会社 A 社の契約締結先 B 社社員（非役員）
与信審査事務に従事
2. 重要事実等（適用条文）
合併（法第 166 条第 2 項第 1 号又）
3. 重要事実等の決定機関・決定時期
5 月 30 日 A 社社長により決定（B 社社長との会合で大筋合意）
（重要事実に係る取締役会決議は 10 月 19 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）
4. 重要事実等の公表
10 月 19 日午前 8 時 40 分頃 公表（T Dnet）
5. 重要事実等の伝達（適用条文）
違反行為者は、7 月 7 日、B 社の役員から合併基本合意に基づきデューデリジェンス業務等を行うプロジェクトチームへの参加を指示されて、当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 4 号）

6. 違反行為者の取引
9 月 21 日及び 25 日に A 社の株券合計 500 株を買付価額 249 万 4,000 円で買付け

7. 課徴金額
42 万円
（計算方法）5,840 円（重要事実公表後の株価）× 500 株
－ 2,494,000 円（買付価額） [1 万円未満切捨て]

8. その他

A社株券を信用取引により買付け

○ 事例 11 *

上場会社B社の社員であった違反行為者は、上場会社A社がC社を吸収合併することについて決定した旨の重要事実について、A社との守秘義務契約の履行に関し知ったB社の他の社員からその職務に関し伝達を受け、B社を退職した後、当該重要事実の公表前にA社の株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社B社の元社員

関係会社の管理等に関する事務に従事

2. 重要事実等 (適用条文)

合併 (法第 166 条第 2 項第 1 号又)

(上場会社A社が、上場会社B社の曾孫会社であるC社を吸収合併)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

前年 11 月 15 日 A 社社長により決定

(B社社長及びB社取締役との話し合いで合意)

(重要事実に係る取締役会決議は5月25日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

5 月 25 日午後 4 時 40 分頃 公表 (T Dnet)

5. 重要事実等の伝達 (適用条文)

違反行為者は、B社において関係会社の管理等に関する事務に従事し、C社に関して最も精通していたため、当該合併の担当者であったB社の他の社員Xとの間で、C社の財務内容や当該合併の検討状況について情報を交換していたところ、2月21日、社員Xからメールで送信された合併準備委員会の議事録(案)を読み、当該重要事実を知った。(法第 166 条第 1 項第 5 号、第 4 号)

6. 違反行為者の取引

5 月 14 日から 23 日までの間に、A 社の株券合計 102 株を買付価額 2,085 万 1,000 円で買付け

7. 課徴金額

118万円

(計算方法) 216,000円(重要事実公表後の株価)×102株

－20,851,000円(買付価額) [1万円未満切捨て]

○ 事例12

上場会社A社の社員である違反行為者は、A社がB社と業務上の提携を行うこと、B社に対し第三者割当による株式の発行を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

- 違反行為者① 上場会社A社の社員(非役員)
営業等の業務に従事
- 違反行為者② 上場会社A社の社員(非役員)
経理等の業務に従事
- 違反行為者③ 上場会社A社の社員(非役員)
業務管理等の業務に従事

2. 重要事実等(適用条文)

業務上の提携(法第166条第2項第1号ヨ、施行令第28条第1号)

株式の発行(法第166条第2項第1号イ)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

前年7月14日 A社社長により業務上の提携を決定(B社との業務提携に向けてB社との秘密保持契約締結に係る社内決裁が取られている。)

4月20日 A社社長により第三者割当による株式の発行を決定(第三者割当による株式の発行を行う方向で検討する旨をB社側に言及し、具体的検討を開始)

(これらの重要事実に係る取締役会決議は6月21日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

6月21日午後4時頃 第三者割当による株式の発行の公表

(大阪証券取引所ED-NET)

6月22日午前8時30分頃 業務上の提携の公表(大阪証券取引所ED-NET)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

違反行為者① 5月30日、社内会議において業務上の提携及び第三者割当による株式の発行の事実を知った。(法第166条第1項第1号)

違反行為者② 6月1日、社内会議において業務上の提携の事実を、6月6日、
 上司からの検討の指示により第三者割当による株式の発行の事実
 をそれぞれ知った。(法第166条第1項第1号)

違反行為者③ 6月1日、社内会議において業務上の提携の事実を知った。(法
 第166条第1項第1号)

6. 違反行為者の取引

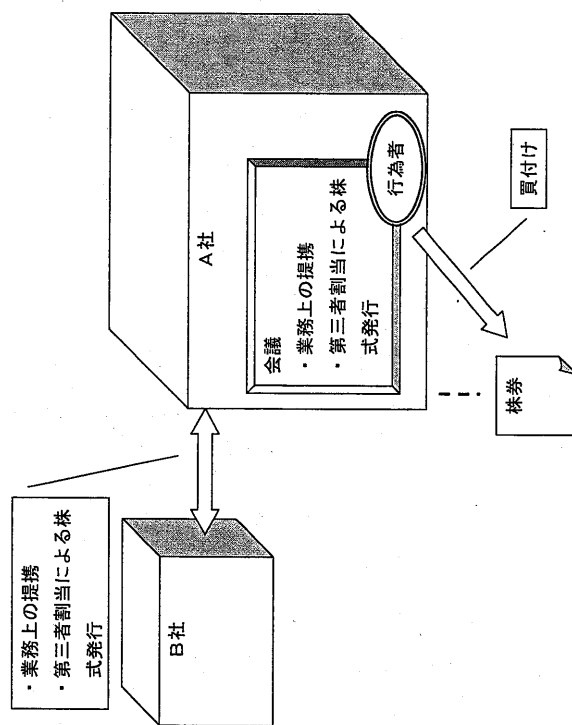
違反行為者① 6月14日にA社の株券1株を買付価額119万円で買付け
 違反行為者② 6月16日にA社の株券1株を買付価額120万円で買付け
 違反行為者③ 6月16日にA社の株券1株を買付価額120万円で買付け

7. 課徴金額

違反行為者① 32万円
 (計算方法) $1,510,000 \text{ 円 (重要事実公表後の株価)} \times 1 \text{ 株}$
 - $1,190,000 \text{ 円 (買付価額)}$ [1万円未満切捨て]

違反行為者② 31万円
 (計算方法) $1,510,000 \text{ 円 (重要事実公表後の株価)} \times 1 \text{ 株}$
 - $1,200,000 \text{ 円 (買付価額)}$ [1万円未満切捨て]

違反行為者③ 31万円
 (計算方法) $1,510,000 \text{ 円 (重要事実公表後の株価)} \times 1 \text{ 株}$
 - $1,200,000 \text{ 円 (買付価額)}$ [1万円未満切捨て]



○ 事例 1 3

上場会社 A 社と合併会社設立契約の交渉を行っていた B 社の社員である違反行為者は、A 社と B 社が業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実を同契約の締結及び交渉に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者
上場会社 A 社の契約締結先 B 社社員（非役員）
A 社との業務提携に関する事務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

業務上の提携（合併会社の設立）
（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、施行令第 28 条第 1 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

前年 8 月 9 日 A 社役員ミーティング（取締役と常勤監査役が出席）で決定
（重要事実に係る取締役会決議は 11 月 23 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

11 月 24 日午後 1 時頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、11 月 3 日、A 社社員から合併事業の調印日が決定したことを知らせるメールの送信を受けて、当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 4 号）

6. 違反行為者の取引

11 月 16 日及び 17 日に A 社の株券合計 3,000 株を買付価額 187 万 7,200 円で買付け

7. 課徴金額

15 万円
（計算方法）678 円（重要事実公表後の株価）× 3,000 株
－ 1,877,200 円（買付価額） [1 万円未満切捨て]

○ 事例 1 4

違反行為者①～⑥は、上場会社 A 社との業務委託契約の締結先又は締結交渉先の役員である。これらの者は、A 社が B 社と業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実を当該契約の締結の交渉に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

違反行為者⑦は、上場会社 A 社の契約締結先 G 社の役員から職務上当該重要事実の伝達を受けた役員が所属する H 社の他の役員であり、その職務に関し当該重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

- 違反行為者① 上場会社 A 社の業務委託契約の締結先 D 社の役員
- 違反行為者② 上場会社 A 社の業務委託契約の締結交渉先 E 社の役員
- 違反行為者③ 上場会社 A 社の業務委託契約の締結交渉先 E 社の役員
- 違反行為者④ 上場会社 A 社の業務委託契約の締結先 F 社の役員
- 違反行為者⑤ 上場会社 A 社の業務委託契約の締結交渉先 G 社の役員
- 違反行為者⑥ 上場会社 A 社の業務委託契約の締結交渉先 G 社の役員
- 違反行為者⑦ 上場会社 A 社の業務委託契約の締結交渉先 G 社の取引先 H 社の役員

2. 重要事実等（適用条文）

A 社が B 社製品の総販売元代理店になるという業務上の提携（法第 166 条第 2 項第 1 号ヨ、施行令第 28 条第 1 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

3 月上旬 A 社取締役及び C 社社長の間で決定（A 社及び B 社はいずれも C 社グループに属しており、A 社及び C 社の前記役員間で、A 社及び B 社の業務上の提携に向けて準備を進めることが確認された。）

（重要事実に係る取締役会決議は 4 月 20 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

4 月 20 日午後 3 時頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達 (適用条文)

違反行為者① 3月22日にA社の営業担当社員からB社製品の販売代行に係る業務委託契約の締結交渉の過程で当該重要事実を聞いて知った。
(法第166条第1項第4号)

違反行為者② 4月9日にA社の営業担当社員からB社製品の販売代行に係る業務委託契約の締結交渉の過程で当該重要事実の伝達を受けた部下から報告を受けて知った。(法第166条第1項第4号)

違反行為者③ 4月9日にA社の営業担当社員からB社製品の販売代行に係る業務委託契約の締結交渉の過程で当該重要事実を聞いて知った。
(法第166条第1項第4号)

違反行為者④ 3月30日にA社の顧問からB社製品の販売代行に係る業務委託契約の締結交渉の過程で当該重要事実の伝達を受けたF社の顧問から聞いて知った。(法第166条第1項第4号)

違反行為者⑤ 4月4日頃にA社の顧問からB社製品の販売代行に係る業務委託契約の締結交渉の過程で当該重要事実の伝達を受けたG社の他の役員から聞いて知った。(法第166条第1項第4号)

違反行為者⑥ 4月4日にA社の顧問からB社製品の販売代行に係る業務委託契約の締結交渉の過程で当該重要事実を聞いて知った。
(法第166条第1項第4号)

違反行為者⑦ B社製品の販売代行に係る業務委託契約の締結交渉の過程でA社の顧問からG社役員に伝達され、G社役員からその主要取引先であるH社の他の役員に職務上伝達され、4月10日に当該他の役員から違反行為者⑦に職務上伝達された。(法第166条第3項)

6. 違反行為者の取引

違反行為者① 4月4日及び5日にA社の株券合計2万6,000株を買付価額98万円で買付け

違反行為者② 4月13日にA社の株券合計1万株を買付価額392万5,000円で買付け

違反行為者③ 4月13日にA社の株券5,000株を買付価額188万円で買付け

違反行為者④ 4月2日及び6日にA社の株券合計6,000株を買付価額228万9,000円で買付け

違反行為者⑤ 4月9日及び11日にA社の株券合計3,000株を買付価額109万9,000円で買付け

違反行為者⑥ 4月6日及び12日にA社の株券合計8,000株を買付価額295万円で買付け

違反行為者⑦ 4月11日及び12日にA社の株券合計5,000株を買付価額184万8,000円で買付け

7. 課徴金額

違反行為者① 104万円

違反行為者② 27万円

違反行為者③ 22万円

違反行為者④ 23万円

違反行為者⑤ 16万円

違反行為者⑥ 41万円

違反行為者⑦ 25万円

(計算方法) 420円 (重要事実公表後の株価) × (買付株数) - (買付価額)
[1万円未満切捨て]

8. その他

・ 配偶者名義の証券口座を利用した買付け

違反行為者⑦は、配偶者名義の証券口座で株式の買付けを行っているが、i) 当該口座で行われた内部者取引に係る株式売買は、違反行為者の指示に基づき行われたものであり、口座名義人の意思は何ら問題とされていないこと、ii) 当該株式の買付資金は、違反行為者の資金が充てられていること、iii) 内部者取引により生じた利益は、夫婦の生活資金として費消したほか、違反行為者の借財の返済に充てられていることなどから、違反取引の経済的効果は違反行為者及び、違反行為者が「自己の計算において」行ったものと認められる。

○ 事例 15

違反行為者は、上場会社A社とB社が資本提携を伴う業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実について、B社の役員から伝達を受け、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

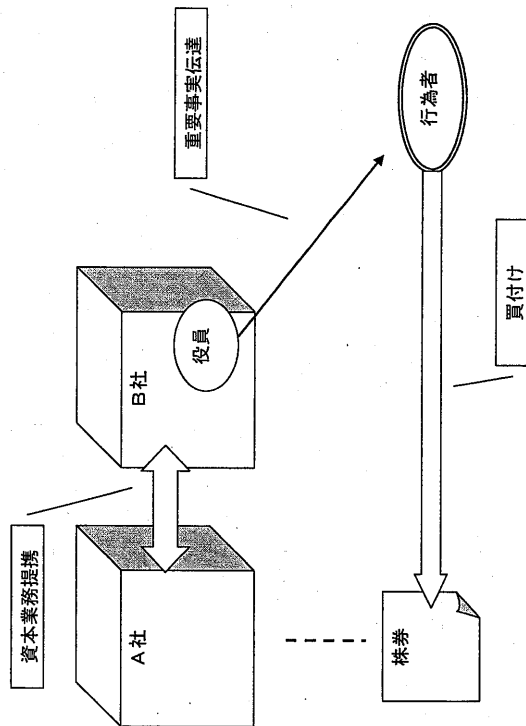
なお、本件のA社と事例16のA社、本件のB社と事例16のB社は、いずれも同一の会社である。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者
上場会社A社の業務提携契約締結交渉先B社の役員からの第一次情報受領者
2. 重要事実等 (適用条文)
業務上の提携 (法第166条第2項第1号ヨ、施行令第28条第1号)
3. 重要事実等の決定機関・決定時期
2月28日まで A社会長が最終決定 (B社会長と業務上の提携の最終確認)
(重要事実に係る取締役会決議は3月8日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)
4. 重要事実等の公表
3月8日午後3時15分頃 公表 (T Dnet)
5. 重要事実等の伝達 (適用条文)
違反行為者は、3月7日、B社役員からB社がA社と資本提携を伴う業務上の提携を行うことを決定したとの事実の伝達を受けた。(法第166条第3項)

6. 違反行為者の取引
3月8日午前、A社の株券4,000株を買付価額665万6,000円で買付け

7. 課徴金額
44万円
(計算方法) 1,774円 (重要事実公表後の株価) × 4,000株
－ 6,656,000円 (買付価額) [1万円未満切捨て]



○ 事例 16

放送局の職員である違反行為者は、上場会社B社の社員から同放送局の記者が職務上伝達を受けたB社と上場会社A社が資本提携を伴う業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実を、同放送局の設備である報道情報端末等を通じて、その職務に関し知り、当該重要事実の公表前にA社株券またはB社株券を買い付けたものである。なお、本件のA社と事例15のA社、本件のB社と事例15のB社は、いずれも同一の会社である。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

A社とB社が資本提携を伴う業務上の提携を行うことをB社の社員から取材した記者が所属する放送局の職員

違反行為者① 取材等の業務に従事

違反行為者② 放送番組の企画、制作等の業務に従事

違反行為者③ ニュース原稿の編集等の業務に従事

2. 重要事実等 (適用条文)

業務上の提携 (法第166条第2項第1号ヨ、施行令第28条第1号)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

2月28日まで A社社長及びB社社長が最終決定 (相互に業務上の提携を最終確認)

(重要事実に係るA社及びB社の取締役会決議はいずれも3月8日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

3月8日午後3時15分頃 公表 (T Dnet)

5. 重要事実等の伝達等 (適用条文)

違反行為者の所属する放送局の記者は、3月8日午後2時台、B社の社員への取材により、A社及びB社が資本提携を伴う業務上の提携を行うことを知った。この取材内容は、直ちに、放送用原稿として、同放送局の報道情報端末に入力されると共に、違反行為者③の勤務場所においては放送用原稿の概要が館内放送された。

違反行為者①及び②は、この報道情報端末に入力された放送用原稿を閲覧することにより、当該重要事実を知った。(法第166条第3項)

違反行為者③は、この館内放送により、当該重要事実を知った。(法第166条第3項)

6. 違反行為者の取引

違反行為者① 3月8日午後2時台 (前記5. の伝達後)、A社株券合計 3,150株を買付価額 539万7,900円で、B社株券合計 2,500株を買付価額 327万6,000円で、それぞれ買付け

違反行為者② 3月8日午後2時台 (前記5. の伝達後)、A社株券合計 3,000株を買付価額 515万円で買付け

違反行為者③ 3月8日午後2時台 (前記5. の伝達後)、A社株券合計 1,000株を買付価額 171万950円で買付け

6. 課徴金額

違反行為者① 26万円

(計算方法) A社株券: 1,774円 (重要事実公表後の株価) × 3,150株

— 5,397,900円 (買付価額) [1万円未満切捨て]

B社株券: 1,340円 (重要事実公表後の株価) × 2,500株

— 3,276,000円 (買付価額) [1万円未満切捨て]

違反行為者② 17万円

(計算方法) A社株券: 1,774円 (重要事実公表後の株価) × 3,000株

— 5,150,000円 (買付価額) [1万円未満切捨て]

違反行為者③ 6万円

(計算方法) A社株券: 1,774円 (重要事実公表後の株価) × 1,000株

— 1,710,950円 (買付価額) [1万円未満切捨て]

7. その他

違反行為者① A社株券の一部を信用取引により買付け

違反行為者② A社株券を信用取引により買付け

○ 事例 17 *

- ① 違反行為者は、上場会社A社の役員Xから、A社がB社との業務上の提携を解消することについて決定した旨の重要事実の伝達を受け、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。
- ② 違反行為者は、A社役員Xから、A社の新たな業務提携契約先C社がA社株券の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実の伝達を受け、当該事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社（公開買付け者C社の業務提携契約先）の役員からの第一次情報受領者（A社の取引先社員）

2. 重要事実等（適用条文）

- ① 業務上の提携の解消（法第166条第2項第1号ヨ、施行令第28条第1号）
- ② 公開買付けの実施（法第167条第3項）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

- ① 1月20日 A社社長により決定（B社（A社の筆頭株主・業務提携先）からA社株式の売却方針を通知され、同株式売却と業務提携の解消を了承。）

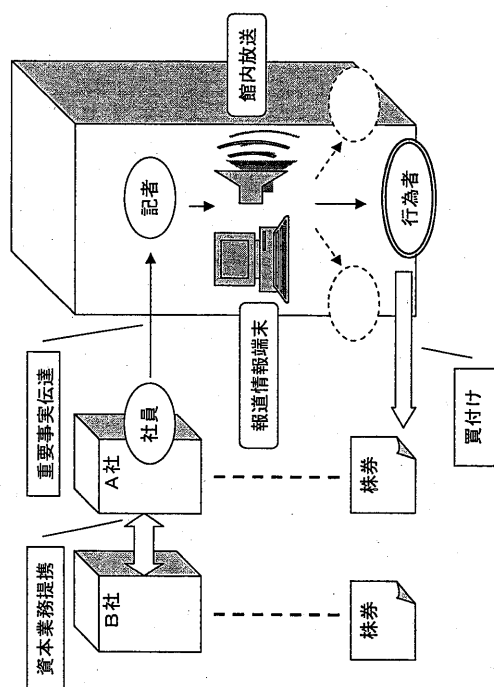
（①業務提携の解消に係る取締役会決議は翌年4月21日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

- ② 翌年3月13日頃 C社代表により決定（C社代表は、A社の完全子会社化を検討する中で、部下から公開買付けによるA社の完全子会社化について説明を受け、その方向で準備を進めることを了承。）

（②公開買付けに関する事実に係る取締役会決議は翌年7月20日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

- ① 4月19日午後3時1分頃 業務上の提携の解消を公表（T Dnet）
- ② 翌年7月23日 公開買付けを公表（本件公開買付けに係る公開買付け開始公告をするともに、公開買付け届出書を提出）



5. 重要事実等の伝達 (適用条文)

① 違反行為者は、A社の取引先の社員であり、A社役員Xとは、仕事上の付き合いのみならず、個人的にも長年にわたり付き合いを続けていたが、3月下旬頃、A社役員Xと会食をする中で、同人がその職務に關し知った業務上の提携解消の重要事実を知った。(法第166条第3項)

② 違反行為者は、翌年6月上旬頃、A社役員Xと会食をする中で、同人がC社との業務提携契約の履行に關し知った公開買付けの実施に關する事実を知った。(法第167条第3項)

6. 違反行為者の取引

① 3月29日から4月19日までの間に、A社の株券合計4万株を買付価額1,900万3,000円で買付け

② 翌年6月11日から7月19日までの間に、A社の株券合計7万2,000株を買付価額3,828万3,000円で買付け

7. 課徴金額

1,860万円

内訳 ① 591万円
(計算方法) 623円 (重要事実公表後の株価) × 40,000株
－ 19,003,000円 (買付価額) [1万円未満切捨て]

② 1,269万円
(計算方法) 708円 (重要事実公表後の株価) × 72,000株
－ 38,283,000円 (買付価額) [1万円未満切捨て]

8. その他

知人名義等の証券口座を利用した買付け

○ 事例18

上場会社A社の社員である違反行為者は、A社が民事再生手続開始の申立てを行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に關し知り、当該重要事実の公表前にA社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社の社員 (非役員)
工事業務の管理等を行う管理職

2. 重要事実等 (適用条文)

民事再生手続開始の申立て (法第166条第2項第1号ヨ、施行令第28条第8号)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

5月13日 役員会 (取締役と監査役が出席する会議で、取締役会には当たらない。) で決定
(重要事実に係る取締役会決議は5月19日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

5月19日午後5時40分頃 公表 (T Dnet)

5. 重要事実等の伝達 (適用条文)

5月13日の役員会に出席したA社のX取締役が、同日、同役員会を欠席したA社のY取締役が民事再生手続開始の申立ての事実を伝え、Y取締役は、5月15日、当該重要事実を部下である違反行為者に伝えた。(法第166条第1項第1号)

6. 違反行為者の取引

5月16日にA社の株券合計9,000株を買付価額207万1,000円で売付け

7. 課徴金額

72万円

(計算方法) 2,071,000円 (売付価額)

－ 150円 (重要事実公表後の株価) × 9,000株 [1万円未満切捨て]

8. その他

社員持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券の売付け

○ 事例19

上場会社A社の社員である違反行為者は、A社が当期純利益及び配当の予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に關し知り、当該重要事実の公表前にA社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社の社員（非役員）

法務、取締役会運営等の業務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

業績及び配当予想値の下方修正（法第166条第2項第3号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

9月2日 A社社長が当期純利益の予想値の修正の報告を受け了承

9月14日 A社社長が筆頭株主であるB社の経営陣に対し、配当予想値の修正を表明

（これらの重要事実に係る取締役会決議は9月22日午前であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

9月22日午後3時頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、9月22日午前、上記重要事実が記載された取締役会資料を見た上、上司から取締役会において全議案が承認された旨を聞いて業績及び配当予想値の下方修正を知った。（法第166条第1項第1号）

6. 違反行為者の取引

9月22日午後0時30分頃にA社の株券500株を売付価額49万4,500円で売付け

7. 課徴金額

5万円

（計算方法）494,500円（売付価額）

－ 887円（重要事実公表後の株価）× 500株 [1万円未満切捨て]

○ 事例 2 0

A社の社員である違反行為者は、A社が連結当期純利益の予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に關し知り、当該重要事実の公表前にA社株券を売り付けたものである。

〔違反行為の内容及び課徴金額〕

1. 違反行為者
上場会社A社の社員（非役員）
経理等の業務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

業績予想値の下方修正（法第166条第2項第3号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

5月8日午前 A社の主要役員間の話し合いで了承

4. 重要事実等の公表

5月8日午後4時40分頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、5月8日午前、自己の上司がA社役員から本日中に業績予想値の下方修正の開示をするよう指示を受けているのを聞いて、当該重要事実を知った。（法第166条第1項第1号）

6. 違反行為者の取引

5月8日午後2時台にA社の株券合計1,100株を売付価額98万600円で売付け

7. 課徴金額

4万円

（計算方法）980,600円（売付価額）

－ 854円（重要事実公表後の株価）× 1,100株 [1万円未満切捨て]

8. その他

A社株券を信用取引により売付け

○ 事例 2 1

上場会社A社（違反行為者）の役員Xは、A社が配当の予想値の上方修正について決定した旨の重要事実をその職務に關し知り、A社の計算において、当該重要事実の公表前にA社株券（自己株式）を買い付けたものである。

〔違反行為の内容及び課徴金額〕

1. 違反行為者
上場会社A社

2. 重要事実等（適用条文）

配当予想値の上方修正（法第166条第2項第3号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

2月9日まで A社社長により了承

（重要事実に係る取締役会決議は2月23日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

2月23日午後3時頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

A社の役員Xは、2月9日までに、その職務に關し、当該重要事実を知った。（法第166条第1項第1号）

6. 違反行為者の取引

A社の役員Xは、A社の計算で、2月10日から22日までの間に証券会社を通じて、A社の株券合計7万9,000株を買付価額3億3,295万5,000円で買付けた。（法第175条第7項）

7. 課徴金額

3,044万円

（計算方法）4,600円（重要事実公表後の株価）× 79,000株

－ 332,955,000円（買付価額） [1万円未満切捨て]

8. その他

違反行為者の行為は、いわゆる自社株買いに当たる。

○ 事例 2.2

上場会社 A 社の社員である違反行為者は、A 社が当期の個別及び連結業績予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者
上場会社 A 社の社員（非役員）
経営等の業務に従事
2. 重要事実等（適用条文）
業績予想値の下方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）
3. 重要事実等の決定機関・決定時期
3 月 14 日 社内取締役及び監査役が出席する経営会議で了承
（重要事実に係る取締役会決議は 3 月 15 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）
4. 重要事実等の公表
4 月 10 日午後 3 時頃 公表（T Dnet）
5. 重要事実等の伝達（適用条文）
違反行為者は、3 月 15 日、社内会議において、A 社社長から、経営会議等の決定事項の伝達を受けて当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）
6. 違反行為者の取引
3 月 19 日に A 社の株券合計 1,500 株を売付価額 129 万 3,500 円で売付け
7. 課徴金額
9 万円
（計算方法）1,293,500 円（売付価額）
－ 802 円（重要事実公表後の株価）× 1,500 株 [1 万円未満切捨て]
8. その他
社員持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券の売付け

○ 事例 2.3

上場会社 A 社の社員である違反行為者は、A 社が当期の業績予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者
上場会社 A 社の社員（非役員）
営業戦略の企画立案等の業務に従事
2. 重要事実等（適用条文）
業績予想値の下方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）
3. 重要事実等の決定機関・決定時期
7 月 26 日 取締役（会長を除く）以上の役員及び経理担当が出席するリーダー会議で了承
（重要事実に係る取締役会決議は 8 月 7 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）
4. 重要事実等の公表
8 月 7 日午後 3 時 30 分頃 公表（T Dnet）
5. 重要事実等の伝達（適用条文）
違反行為者は、7 月 27 日、上記リーダー会議の結果を記載した社内メールの送信を受けて当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項 1 号）
6. 違反行為者の取引
8 月 6 日に A 社の株券合計 3,400 株を売付価額 501 万 5,000 円で売付け
7. 課徴金額
9 4 万円
（計算方法）5,015,000 円（売付価額）
－ 1,197 円（重要事実公表後の株価）× 3,400 株 [1 万円未満切捨て]
8. その他
社員持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券の売付け

○ 事例 2 4

上場会社 A 社の社員である違反行為者①並びに A 社の関係会社役員である違反行為者②及び違反行為者③は、A 社が当期純利益の予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

- 違反行為者① 上場会社 A 社の社員 (非役員)
技術開発・営業支援等業務を統括管理
- 違反行為者② 上場会社 A 社の関係会社 B 社の役員
- 違反行為者③ 上場会社 A 社の関係会社 C 社の役員

2. 重要事実等 (適用条文)

業績予想値の下方修正 (法第 166 条第 2 項第 3 号)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

10 月 4 日 常勤役員会で了承

4. 重要事実等の公表

10 月 18 日午後 3 時頃 公表 (T Dnet)

5. 重要事実等の伝達 (適用条文)

違反行為者① 10 月 4 日、A 社役員から業績予想値の下方修正が記載されたメールの送信を受けて (その職務に関して) 当該重要事実を知った。(法第 166 条第 1 項第 1 号)

違反行為者② 10 月 4 日、A 社役員から業績予想値の下方修正が記載されたメールの送信を受けて当該重要事実を知った。(法第 166 条第 3 項)

違反行為者③ 10 月 11 日、関係会社役員が集められた会議において、A 社役員が業績予想値の下方修正を説明したことから当該重要事実を知った。(法第 166 条第 3 項)

6. 違反行為者の取引

違反行為者① 10 月 7 日に A 社の株券合計 3,000 株を売付価額 250 万 8,000 円で売付け

違反行為者② 10 月 6 日に A 社の株券合計 4,000 株を売付価額 327 万 6,000 円で売付け

違反行為者③ 10 月 12 日及び 13 日に A 社の株券合計 1 万株を売付価額 850 万 2,000 円で売付け

7. 課徴金額

違反行為者① 17 万円
(計算方法) 2,508,000 円 (売付価額)

— 777 円 (重要事実公表後の株価) × 3,000 株 [1 万円未満切捨て]

違反行為者② 16 万円
(計算方法) 3,276,000 円 (売付価額)

— 777 円 (重要事実公表後の株価) × 4,000 株 [1 万円未満切捨て]

違反行為者③ 73 万円
(計算方法) 8,502,000 円 (売付価額)

— 777 円 (重要事実公表後の株価) × 10,000 株 [1 万円未満切捨て]

8. その他

違反行為者らは、いずれも、ストックオプションの行使により取得した A 社株券を売り付けたもの。

○ 事例 2.5

違反行為者は、上場会社 A 社の監査契約締結先の監査法人の公認会計士である。同人は、A 社が当期の個別及び連結業績予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実を、当該契約の履行に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社と監査契約を締結している監査法人に所属する職員（非社員）
公認会計士（当時監査法人において上場会社 A 社の監査業務に従事）

2. 重要事実等（適用条文）

業績予想値の下方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

2月28日 取締役、常勤監査役、各グループの責任者、関係会社役員等が出席する計数管理会議で承認
（重要事実に係る取締役会決議は3月20日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定）

4. 重要事実等の公表

3月20日午後3時頃 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

監査法人において A 社の監査業務に従事していた同じチームの別の公認会計士は、A 社から業績予想値の下方修正の事実を知らされ、3月7日、その内容をメールで違反行為者に伝達した。（法第 166 条第 1 項第 4 号）

6. 違反行為者の取引

3月12日から20日までの間に、A社の株券合計261株を売付価額1,225万6,700円で売付け

7. 課徴金額

134万円

（計算方法）12,256,700円（売付価額）

－ 41,800円（重要事実公表後の株価）× 261株 [1万円未満切捨て]

8. その他

- ・ 違反行為者は A 社株券を信用取引により売付け
- ・ 違反行為者は、知人名義口座で、知人から借り入れた金銭を保証金として A 社株券の信用売りを実行したものであるが、取引終了後に金銭の貸借関係及び売買損益を精算する予定であったことから、違反行為者の「自己の計算において」行われたものと認定した。

○ 事例 2 6 *

上場会社 A 社社員である違反行為者は、A 社が当期の業績予想値（売上高）の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社社員（非役員）

顧客の獲得、商品の販売、売上数値の管理、売上予算の企画立案等の業務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

業績予想値の下方修正（法第 166 条第 2 項第 3 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

① 1 月 11 日 A 社副社長 X により当期の新たな売上高の予想値を了承

② 10 月 5 日 A 社副社長 X が、売上の速報値や案件の延期・失注等から、当期の業績予想値を下方修正せざるを得ないと判断

4. 重要事実等の公表

① 1 月 31 日 当期（同年 3 月期）の業績予想の下方修正を公表（T Dnet）

② 10 月 29 日 当期（翌年 3 月期）の業績予想の下方修正を公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

① 違反行為者は、A 社の他の社員とともに同年 3 月末までに見込まれる売上を精査し、1 月 11 日に A 社副社長 X に対して新たな売上高の予想値を報告したところ、A 社副社長 X から同数値を了承する旨が伝えられ、当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

② 違反行為者は、10 月 5 日から 9 日まで A 社副社長 X らと売上高の見込値を精査する協議の中で、A 社副社長 X が、当期の売上高予想値が直近の公表値を下回り、業績予想値の下方修正をせざるを得ないと判断したことを認識。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

6. 違反行為者の取引

① 1 月 11 日から同月 30 日までの間に A 社の株券合計 317 株を売付価額 6,457 万 6,000 円で売付け

② 10 月 12 日から同月 29 日までの間に A 社の株券合計 403 株を売付価額 3,760 万 6,500 円で売付け

7. 課徴金額

2,079 万円

内訳 ① 1,100 万円

(計算方法) 64,576,000 円 (売付価額)

－ 169,000 円 (重要事実公表後の株価) × 317 株
[1 万円未満切捨て]

② 979 万円

(計算方法) 37,606,500 円 (売付価額)

－ 69,000 円 (重要事実公表後の株価) × 403 株
[1 万円未満切捨て]

8. その他

- ・ 知人名義（1 人）、友人名義（2 人）の証券口座を利用した売付け
- ・ A 社株券の一部を信用取引により売付け

○ 事例 27 *

8. その他

知人名義の証券口座を利用した買付け

上場会社 A 社の連結子会社 B 社社員である違反行為者は、A 社が当期の連結経常利益予想値の上方修正を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者
上場会社 A 社の連結子会社 B 社社員 (非役員)
顧客の獲得、商品の販売等の業務に従事
2. 重要事実等 (適用条文)
業績予想値の上方修正 (法第 166 条第 2 項第 3 号)
3. 重要事実等の決定機関・決定時期
前年 12 月 28 日 A 社の役員及び各連結子会社の社長が参加する拡大経営会議で了承
4. 重要事実等の公表
1 月 21 日午後 11 時 4 分頃 公表 (T Dnet)
5. 重要事実等の伝達 (適用条文)
違反行為者は、1 月 7 日午前、B 社の全体ミーティングにおいて、B 社社長が、上記拡大経営会議に出席して知った連結経常利益予想値の上方修正を説明したことから、当該重要事実を知った。(法第 166 条第 1 項第 1 号)
6. 違反行為者の取引
1 月 9 日から同月 21 日までの間に、A 社の株券合計 1 万 4,900 株を買付価額 368 万 1,400 円で買付け
7. 課徴金額
55 万円
(計算方法) 284 円 (重要事実公表後の株価) × 14,900 株
－ 3,681,400 円 (買付価額) [1 万円未満切捨て]

○ 事例 28 *

上場会社 A 社の取引先 B 社の社員である違反行為者は、B 社の他の社員が A 社との売買契約の履行に関して知った、A 社が製造、販売する製品の強度試験の検査数値改ざん等が確認された旨の重要事実（A 社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして、法第 166 条第 2 項第 4 号のいわゆるバスケット条項に該当する事実）を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を売り付けたものである。

〔違反行為の内容及び課徴金額〕

1. 違反行為者

上場会社 A 社の取引先 B 社（非上場）の社員（非役員）
総務・経理や伝票整理などの庶務に関する職務に従事

2. 重要事実等（適用条文）

A 社が製造、販売する製品の強度試験の検査数値の改ざん及び板厚の改ざんが確認されたこと（法第 166 条第 2 項第 4 号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

11 月 8 日 社内調査の結果、製品の試験数値の改ざんが判明し、A 社社長に報告され、改ざんの事実が A 社において確認された。

11 月 19 日 社内調査の結果、製品の板厚の改ざんが判明し、A 社社長に報告され、改ざんの事実が A 社において確認された。

4. 重要事実等の公表

11 月 21 日午後 1 時 30 分 公表（T Dnet）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

A 社社員は、A 社役員から、当該重要事実の公表前に、混乱が生じないように販売先を回って事情を説明するよう指示を受け、B 社の他の社員に対し、11 月 19 日に製品の試験数値の改ざんの事実を、20 日に製品の板厚の改ざんの事実をそれぞれ伝えた。

当該重要事実を知った B 社の他の社員は、当該重要事実に関する客先からの照会に備えて製品納入実績などの資料を作成したり、客先からの問い合わせなどに対応してもらうため、違反行為者を含む B 社の部下社員に当該重要事実を伝えた。（法第 166 条第 1 項第 5 号、第 4 号）

6. 違反行為者の取引

11 月 21 日の午後 1 時 30 分より前に、A 社株券合計 1 万 1,000 株を売付価額 345 万 4,000 円で信用取引により売付け

7. 課徴金額

1 2 1 万円

（計算方法）3,454,000 円（売付価額）

－ 204 円（重要事実公表後の株価）× 11,000 株 [1 万円未満切捨て]

8. その他

法第 166 条第 2 項第 4 号（いわゆるバスケット条項）の適用

A 社が製造、販売する製品について強度試験の検査数値の改ざん及び板厚の改ざんが確認されたことは、

- ・ A 社の財務面に大きな影響を及ぼすおそれがあったこと、
- ・ A 社の社会的信用を著しく低下させ、今後の業務の展開に重大な支障を及ぼしかねないものであるとともに、市場の信頼性を損なうおそれのあるものであったこと

等に鑑み、当該事実が同社の「業務に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」に該当すると認定した。

○ 事例 29

上場会社 A 社（違反行為者）の役員 X は、A 社の子会社である B 社の解散を行うことについて決定した旨の重要事実をその職務に関し知り、A 社の計算において、当該重要事実の公表前に A 社株券（自己株式）を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者
上場会社 A 社
2. 重要事実等（適用条文）
子会社の解散（法第 166 条第 2 項第 5 号へ）
3. 重要事実等の決定機関・決定時期
6 月 21 日まで B 社取締役により決定（B 社の解散に係る申請書を A 社の役員 X に対してメールで送信）
4. 重要事実等の公表
7 月 13 日午後 3 時頃 公表（T Dnet）
5. 重要事実等の伝達（適用条文）
A 社の役員 X は、6 月 23 日頃、B 社から送付されてきた書類に目を通して B 社の解散に係る決裁を行い、当該重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）
6. 違反行為者の取引
A 社の役員 X は、A 社の計算で、信託銀行に委託して、7 月 4 日から 13 日までの間に A 社の株券合計 131 万 6,000 株を買付価額 11 億 7,746 万 1,000 円で買付けた。（法第 175 条第 7 項）
7. 課徴金額
4, 3 7 8 万円
(計算方法) 928 円（重要事実公表後の株価）× 1,316,000 株
－ 1,177,461,000 円（買付価額） [1 万円未満切捨て]

8. その他

- ・ 違反行為者の行為は、いわゆる自社株買いに当たる。
- ・ 自社株買いは信託を利用して行われていたが、A 社の役員 X は、6 月 23 日頃に当該重要事実を知りながら、7 月 4 日に当該信託契約を締結していた。

○ 事例 3 0

違反行為者は、公開買付者A社がB社の株券の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、当該公開買付者A社の業務に従事していた者から伝達を受け、当該事実の公表前にB社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者
公開買付者A社の業務従事者からの第一次情報受領者（B社監査役）
2. 重要事実等（適用条文）
公開買付けの実施（法第167条第2項）
3. 重要事実等の決定機関・決定時期
3月9日 A社設立準備中の者（B社経営陣）が、A社を設立してA社によるB社のMBO（マネジメント・バイアウト）を実施することを決定（A社の設立前にA社としての実質的な決定があったものと認定）
4. 重要事実等の公表
5月22日 公表（本件公開買付けに係る公開買付開始公告をするともに、公開買付届出書を提出）
5. 重要事実等の伝達（適用条文）
違反行為者は、3月26日、設立中の会社であるA社の業務従事者から当該公開買付けに関する事実を伝達された。（法第167条第3項）
6. 違反行為者の取引
5月2日から9日までの間にB社の株券合計7,000株を買付価額568万9,000円で買付け
7. 課徴金額
245万円
（計算方法）1,164円（重要事実公表後の株価）× 7,000株
－ 5,689,000円（買付価額） [1万円未満切捨て]
8. その他
親戚名義の証券口座を利用した買付け

○ 事例 3 1

違反行為者は、公開買付者が公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、当該公開買付者の契約締結先である印刷会社Xの社員より伝達を受け、当該事実の公表前に公開買付対象者の発行する株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

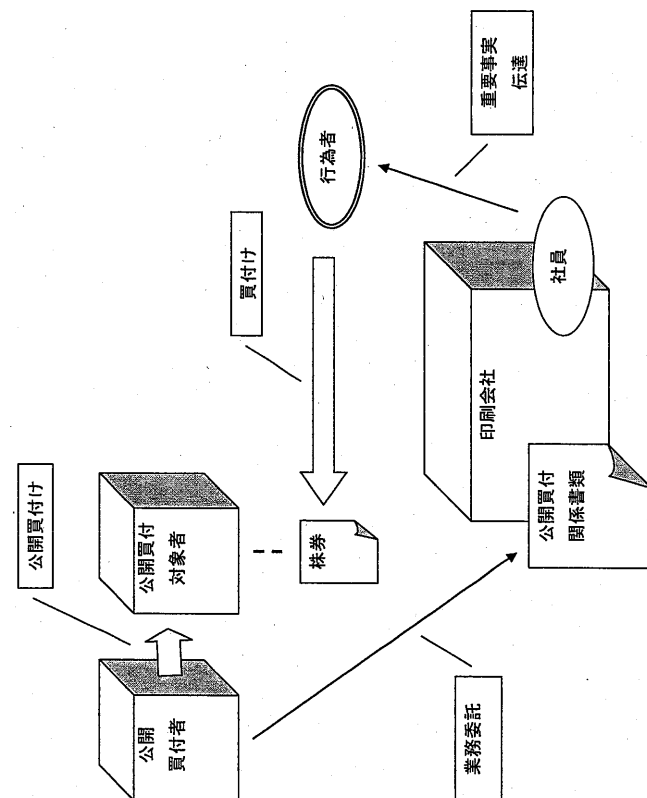
1. 違反行為者
違反行為者① X社社員①の高校時代の友人
違反行為者② X社社員②の元同僚
2. 重要事実等（適用条文）
公開買付けの実施（法第167条第2項）
3. 重要事実等の決定機関・決定時期
違反行為者①については（別表1）、違反行為者②については（別表2）を参照
4. 重要事実等の公表
違反行為者①については（別表1）、違反行為者②については（別表2）を参照
5. 重要事実等の伝達（適用条文）
X社は、当該公開買付者との間で公開買付関係書類の制作等に関する業務委託契約を締結したものであり、X社社員①及び②は、それぞれ当該契約の履行に関し、これら公開買付けに関する事実を知った。
違反行為者①は、X社社員①の高校時代の友人であり、X社社員①から当該公開買付けに関する事実の伝達を受けた。（法第167条第3項）
違反行為者②は、X社社員②の元同僚であり、X社社員②から当該公開買付けに関する事実の伝達を受けた。（法第167条第3項）
6. 違反行為者の取引
違反行為者① 当該事実の公表前に、合計10社の株券合計1万1,700株を買付価額833万9,000円で買付け
違反行為者② 当該事実の公表前に、合計3社の株券合計2,100株を買付価額404万5000円で買付け

7. 課徴金額

違反行為者① 167万円
 違反行為者② 76万円
 (計算方法) (重要事実公表後の株価) × (買付株数) - (買付価額)
 [1万円未満切捨て]

8. その他

- ・ 違反行為者②の配偶者名義の証券口座を利用した買付け
 違反行為者②の買付けのうち一部は、同人の配偶者名義の証券口座で行われたものであるが、当該口座で行われた内部者取引に係る株式売買は、違反行為者②の指示に基づき、発注手続きを行っていること、当該株式の買付資金は、違反行為者②が自由に使える特定口座から出されていること、内部者取引により生じた利益は、違反行為者②が自由に使えるよう、当該特定口座に振り替えられていることなどから、違反取引の経済的効果は違反行為者②に及び、違反行為者②が「自己の計算において」行ったものと認められる。



別表1

(別表1-①)

公開買付者	A社	B社	C社	D社	E社
重要事実等の決定機関	A社 代表取締役	B社取締役 3名	C社長	経営戦略会議 (社内取締役、 社内監査役がメンバー)	E社長
重要事実等の決定時期	7月11日まで	10月6日まで	1月23日まで	前年 11月14日	6月1日
取締役会等決議日	11月10日	11月24日	1月30日	4月24日	7月21日
重要事実等の伝達	11月7日頃	11月21日頃	1月28日頃	4月16日頃	7月21日頃
公開買付けの公表日	11月11日	11月25日	1月31日	4月24日	7月24日
違反行為者①の買付状況					
買付日	11月10日	11月24日	1月30日	4月20日	7月21日
買付株数	1,000株	1,000株	500株	200株	1,000株
買付価額	453,000円	485,000円	1,340,000円	996,000円	612,000円

別表 2

公開買付者	K社	C社	L社
重要事実等の決定機関	戦略会議 (社内取締役及び執行役専務がメンバー)	C社社長	L社社長及び専務取締役
重要事実等の決定時期	7月20日	3月1日まで	9月4日まで
取締役会等決議日	12月15日	4月3日	10月2日
重要事実等の伝達	12月12日頃	3月20日頃	9月29日頃
公開買付けの公表日	12月16日	4月5日	10月3日
違反行為②の買付状況			
買付日	12月13日	3月23日	10月2日
買付株数	1,000株	400株	700株
買付価額	1,599,000円	1,992,000円	449,500円

(別表 1-②)

公開買付者	F社	G社	H社	I社	J社
重要事実等の決定機関	F社取締役2名及び指名役員	投資の可否を決める委員会	H社の100%親会社の社長	I社の役員ミーティング	J社の取締役4名
重要事実等の決定時期	9月11日まで	8月21日まで	9月25日	前年 12月17日	6月12日まで
取締役会等決議日	10月31日	10月31日	11月17日	3月8日	8月6日
重要事実等の伝達	10月25日頃	10月25日頃	11月17日	3月7日頃	8月4日頃
公開買付けの公表日	11月1日	10月31日	11月18日	3月9日	8月7日
違反行為①の買付状況					
買付日	10月27日	10月30日	11月17日	3月7日	8月6日
買付株数	2,000株	1,000株	2,000株	1,000株	2,000株
買付価額	886,000円	560,000円	1,500,000円	408,000円	1,099,000円

○ 事例 32 *

上場会社A社の監査役である違反行為者は、公開買付者A社がB社の株券の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実を、その職務に関し知り、当該事実の公表前にB社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

2. 違反行為者

上場会社A社（公開買付者）の監査役

2. 重要事実等（適用条文）

公開買付けの実施（法第167条第1項第1号）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

3月19日 A社の経営執行会議（あらかじめ取締役会で指名された取締役及び執行役員、常勤監査役で構成）において、子会社であるB社を公開買付けにより完全子会社化することについて、5月14日に取締役会決議及び公表を行うことを前提に準備を進めていくことが決定された。

4. 重要事実等の公表

5月15日午前3時00分頃 公表

（A社は、5月14日午後3時頃、記者クラブに公表資料の投込みを行って公開しており、施行令第30条第1項第1号により、その12時間後に公表されたこととなる。）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、3月19日、上記のA社経営執行会議に出席し、当該公開買付けの実施に関する事実を知った。（法第167条第1項第1号）

6. 違反行為者の取引

4月27日、5月11日及び同月14日に、B社株券合計3,200株を買付価額559万8,000円で買付け

7. 課徴金額

144万円

（計算方法）2,200円（重要事実公表後の株価）×3,200株

－5,598,000円（買付価額） [1万円未満切捨て]

8. その他

A社社員名義の証券口座を利用した買付け

○ 事例 33 *

違反行為者は、公開買付者 A 社が上場会社 B 社の株券の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、当該公開買付けに応募する旨の契約（公開買付け応募契約）の締結交渉をしていた者（B 社役員 X）から伝達を受け、当該事実の公表前に B 社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

公開買付者 A 社と公開買付け応募契約の締結交渉をしていた者（上場会社 B 社役員 X、B 社株式の大株主）からの第一次情報受領者（証券会社社員）

2. 重要事実等（適用条文）

公開買付けの実施（法第 167 条第 3 項）

（ファンデーションが SPC（特別目的会社）である公開買付者 A 社を設立し、上場会社 B 社の株券に対する公開買付けにより MBO（マネジメント・バイアウト）を実施。）

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

7 月 14 日 A 社設立準備中の者（ファンデーションの代表者）が、A 社を設立して A 社による B 社の MBO を実施することを決定（B 社役員 X とファンデーションの間で、MBO の実施、公開買付け応募契約の締結などを内容とする基本合意書を交換）

4. 重要事実等の公表

11 月 11 日 公表（本件公開買付けに係る公開買付開始公告をするともに、公開買付届出書を提出）

5. 重要事実等の伝達（適用条文）

違反行為者は、7 月 26 日頃、公開買付者 A 社と公開買付け応募契約の締結交渉をしていた者（B 社役員 X）から当該公開買付けに関する事実を伝達された。（法第 167 条第 3 項、第 1 項第 4 号）

6. 違反行為者の取引

11 月 8 日に B 社の株券 17 株を買付価額 363 万 8,000 円で買付け

7. 課徴金額

23 万円

（計算方法） 228,000 円（重要事実公表後の株価）× 17 株
－ 3,638,000 円（買付価額） [1 万円未満切捨て]

8. その他

知人名義の証券口座を利用した買付け

II. 相場操縦に係る事例

○ 事例34 *

個人投資家である違反行為者は、A社株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げるなどの方法により、A社株券を買い付ける一方、同株券を売り付けて株価を高騰させるなどし、A社株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

個人投資家（主として株取引により収入を得て生計を立てていた者）

2. 違反行為（適用条文）

相場暴縦（相場を変動させるべき一連の売買）（法第159条第2項第1号）

（A社株券の株価の高値形成を図り、一般投資家による同株券の売買を誘引する目的をもって、同株券の相場を変動させるべき一連の売買を行った。）

3. 違反行為期間

1月5日午前9時12分ころから同月6日午後1時54分ころまでの間

（違反行為者の自己名義の証券口座と親族名義の証券口座との間で対当売買が頻繁に行われ、両口座による買付関与率（市場全体の売買高に占める違反行為者による売買高の割合）が高い期間を違反行為期間と認定した。）

（買付関与率）1月5日：約70%

1月6日：約40%

4. 違反行為者の取引状況

違反行為者は、A社株券につき、

- ① 自己名義の証券口座及び親族名義の証券口座の2口座を使って、
- ② 信用取引により、
- ③ インターネットで
- ④ 直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げるなどの方法により、
- ⑤ 合計17万株を買い付ける（買付価額294,165千円）一方、合計17万4,000株を売り付け（売付価額300,792千円）、
- ⑥ 同株券の株価を1,680円から1,790円まで高騰させるなどした。

5. 課徴金額

745万円

（計算方法）

① 違反行為開始時における「みなし買付価額」

1,699円（違反行為開始時の株価）

× 228,000株（違反行為開始時の買いポジション）

= 387,372,000円

② 違反行為期間において確定した売買損益

（違反行為期間において170,000株を買い付け、174,000株を売り付け）

300,792,000円（174,000株の売付価額）

－ 1,699円×174,000株（みなし買付価額のうち174,000株分）

= 5,166,000円

③ 違反行為期間終了後1か月以内に確定した売買損益

（違反行為期間終了時において224,000株の買いポジション。その後1か月以内に35,000株を売り付け。）

61,755,000円（1か月以内に売り付けた35,000株の売付価額）

－ 1,699円×35,000株（みなし買付価額のうち35,000株分）

= 2,290,000円

④ 課徴金額

5,166,000円 + 2,290,000円 [1万円未満切捨て]

Ⅲ．開示書類の虚偽記載に係る事例

○ 事例 3 5

1. 発行者である会社

情報・通信業、大阪証券取引所ヘラクレス上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

- ① 第 A 期半期報告書
- ② 第 A 期有価証券報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株予約権発行に係るもの（新株予約権発行価額 1,156 万円）

第 A 期半期報告書を組込情報とする。

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

① 第 A 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	400 万円	▲ 1 億 6,000 万円

虚偽記載の主要な態様： 架空売上の計上

② 第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	8,800 万円	▲ 4 億 5,600 万円

虚偽記載の主要な態様： 架空売上の計上

4. 課徴金額

222万9,999円

内訳 (1) ① 第 A 期半期報告書 66万6,666円

② 第 A 期有価証券報告書 133万3,333円

〔平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の経過措置を適用。〕

〔法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 200 万円を按分。〕

(2) 有価証券届出書 23万円

1,156 万円（発行価額）× 2／100 [1 万円未満切捨て]

〔虚偽記載の態様の説明〕

当社元社員は、当社在籍中に、当社の販売先名義の注文書、受領書等の証憑類を偽造し、これら偽造した証憑類を用いることにより、現実には存在しない当該販売先からの注文があるかのように装い、架空売上を計上した。

○ 事例36 *

1. 発行者である会社

機械業、東京証券取引所市場第一部・大阪証券取引所市場第一部・名古屋証券取引所市場第一部・札幌証券取引所・福岡証券取引所上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

- ① 第A期半期報告書
- ② 第A期有価証券報告書

(2) 発行開示書類

- ① 有価証券届出書
新株発行に係るもの (1億4,300万株、株式発行価額559億1,300万円)
第A期半期報告書を参照書類とする
- ② 有価証券届出書
新株発行に係るもの (2,145万株、株式発行価額80億4,460万8,000円)
第A期半期報告書を参照書類とする
- ③ 発行登録追補書類
社債発行に係るもの (社債発行価額300億円)
第A期半期報告書を参照書類とする

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

○ 第A期半期報告書 (100万円未満四捨五入)

連結中間純損益	提出書類の記載	正当な記載
	▲28億1,700万円	▲100億9,500万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上及び売上原価の過少計上等

○ 第A期有価証券報告書 (100万円未満四捨五入)

連結当期純損益	提出書類の記載	正当な記載
	158億2,500万円	▲45億9,300万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上及び売上原価の過少計上等

4. 課徴金額

15億9,457万9,999円

内訳 (1) ① 第A期半期報告書

514万1,110円

② 第A期有価証券報告書

1,028万8,889円

〔第A期の市場価額の総額 × 3/10万 = 15,435,019円〕

〔法第185条の7第2項の規定により1,543万円を按分〕

(2) ① 有価証券届出書

11億1,826万円

55,913,000,000円 (発行価額) × 2/100

② 有価証券届出書

1億6,089万円

8,044,608,000円 (発行価額) × 2/100 [1万円未満切捨て]

③ 発行登録追補書類

3億円

300億円 (発行価額) × 1/100

【虚偽記載の態様の説明】

当社は、長期大規模工事について工事進行基準により収益を認識していたが、当該基準が適用されるべき工事において、

① 具体的なコストダウン (原価削減) 施策の検討を行わないまま、コストダウン効果を認識する、

② 原材料価格の上昇などによりコストダウン効果の戻直を行うべきであったにもかかわらず、これを行わない、

③ 客先の合意を得ていない請負金額の増額をコストダウン効果として評価する

ことにより、不適正にコストダウン効果を認識して総発生原価見通しを過少に見積もったり、

④ 工事発注などの事実により期末までに認識可能な工事原価を総発生原価見通しに含めない

⑤ 下請業者への支払いの蓋然性が高い工事原価を総発生原価見通しに含めない

⑥ 海外子会社の原価把握の遅れ等により工事原価を総発生原価見通しに含めないことにより、工事の総発生原価見通しを過少に見積もっていた。

この結果、工事進捗率が上昇し売上高が過大に計上されていたほか、実際発生原価 (売上原価) の過少計上、赤字工事に備える受注工事損失引当金等の過少計上により、利益が過大に計上されていた。

(参考) 工事進行基準は、長期の請負工事について、各決算期末において工事進捗率に応じて売上を計上して収益を認識する会計処理である。すなわち、工事進行基準は、工事全体で発生する工事原価を見積もった「総発生原価見通し」に対して、当期までに実際に発生した「実際発生原価」の割合を工事進捗率とし、当該工事進捗率に応じて請負金額の一部を売上に計上することにより収益を認識する方法である。このため、仮に総発生原価見通しを過少に見積もれば、同じ実際発生原価であっても工事進捗率が高くなり、売上が過大に計上されることとなる。

○ 事例37 *

1. 発行者である会社

建設業、東京証券取引所市場第一部・大阪証券取引所市場第一部上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

- ① 第A期半期報告書
- ② 第A期有価証券報告書
- ③ 第A+1期半期報告書
- ④ 第A+1期有価証券報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株予約権付社債の発行に係るもの（社債発行価額10億円）

第A期有価証券報告書及び第A+1期半期報告書を組込情報とする

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

① 第A期半期報告書（100万円未満切り捨て）

中間純損益	提出書類の記載	正当な記載
	▲1億6,500万円	▲4億500万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上及び売上原価の過少計上

② 第A期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

当期純損益	提出書類の記載	正当な記載
	9億1,100万円	1億9,900万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上及び売上原価の過少計上

③ 第A+1期半期報告書（100万円未満切り捨て）

中間純損益	提出書類の記載	正当な記載
	3,400万円	▲9億1,300万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上及び売上原価の過少計上等

④ 第A+1期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

当期純損益	提出書類の記載	正当な記載
	10億300万円	▲16億2,400万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上及び売上原価の過少計上等

4. 課徴金額

2,499万9,999円

内訳(1) ① 第A期半期報告書

66万6,666円

② 第A期有価証券報告書

133万3,333円

[①②は、平成17年法律第76号附則第5条第2項の経過措置を適用。

③ 第A+1期半期報告書

100万円

④ 第A+1期有価証券報告書

200万円

(③④は、法第185条の7第2項の規定により300万円を按分)

(2) 有価証券届出書

2,000万円

10億円（発行価額）× 2/100

【虚偽記載の態様の説明】

(1) 当社のA支店では、工事原価を市場価格よりも相当に低い単価で見積もり、それをもとに一定の粗利益率を確保するとして工事予算額を厳守させたため、

① 工事進行基準が適用される工事において、総工事原価が過少に見積もられることにより、工事進捗率が高くなり売上が過大に計上されたほか、赤字工事にもかかわらず黒字工事として工事損失引当金の計上を回避した。

② 工事予算額を超過しそうな工事案件の工事原価を過少に計上し、計上しなかった工事原価を簿外で繰り延べ、翌期以降の別の工事案件に付け替えること（工事原価の付替え）等により、利益を過大に計上した。

(2) また、工事進行基準が適用される工事において、実際発生原価を過大に計上することにより工事進捗率を嵩上げし、売上を過大に計上した。

○ 事例38 *

1. 発行者である会社
建設業、大阪証券取引所市場第二部上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

- ① 第A期有価証券報告書
- ② 第A+1期半期報告書
- ③ 第A+1期有価証券報告書
- ④ 第A+2期半期報告書

(2) 発行開示書類

- ① 有価証券届出書

新株発行に係るもの(77万株、株式発行価額3億800万円)

第A期有価証券報告書及び第A+1期半期報告書を組込情報とする

- ② ①の有価証券届出書の訂正届出書

第A+1期有価証券報告書を組込情報とする

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

- ① 第A期有価証券報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	▲5億8,100万円	▲9億4,300万円
連結当期純損益	▲3億5,000万円	▲20億2,600万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上、減損損失の不計上等

- ② 第A+1期半期報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	2億2,600万円	▲11億2,600万円
連結中間純損益	▲3億700万円	▲15億8,100万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の過少計上等

- ③ 第A+1期有価証券報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	5億2,800万円	▲18億2,500万円
連結当期純損益	700万円	▲22億6,300万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上、貸倒引当金繰入額の過少計上等

- ④ 第A+2期半期報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	18億400万円	▲4億8,500万円

虚偽記載の主要な態様： 売上債権及び棚卸資産の過大計上等

4. 誤微金額

- 1,266万円

内訳(1) ① 第A期有価証券報告書

200万円

(平成17年法律第76号附則第5条第2項の経過措置を適用。)

- ② 第A+1期半期報告書

75万円

- ③ 第A+1期有価証券報告書

225万円

②は、平成17年法律第76号附則第5条第2項の経過措置を適用。

②③は、法第185条の7第2項の規定により300万円を按分。

- ④ 第A+2期半期報告書

150万円

300万円 × 1/2

- (2) 有価証券届出書、同訂正届出書

616万円

308,000,000円(発行価額) × 2/100

[虚偽記載の態様の説明]

- (1) 不動産事業売上の不適正な計上

当社は、不動産事業売上げにおいて架空売上の計上、売上の前倒し計上により利益を過大に計上した。

- (2) 工事進行基準の不適正な適用

当社は、工事進行基準が適用される工事において、総発生原価を過少に見積もることにより、売上が過大に計上するとともに、工事損失引当金の計上を回避した。

- (3) 不動産事業支出金の不適正な計上

当社は、不良資産化した不動産事業支出金(土地代金、業務委託料等)について減損処理を行っていなかった。

(4) 延滞債権への貸倒引当金の不適切な処理
迂回資金により延滞債権等の回収を装うこと等により貸倒引当金の計上を回避した。

○ 事例39

1. 発行者である会社
情報・通信業、大阪証券取引所へラクレス上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

- ① 第A期有価証券報告書
- ② 第A+1期半期報告書
- ③ 第A+1期半期報告書の訂正報告書
- ④ 第A+1期有価証券報告書

(2) 発行開示書類

- ① 有価証券届出書
新株発行に係るもの (1,500株、株式発行価額5億2,500万円)
第A期の第1～第3四半期の損益計算書を掲載
- ② 有価証券届出書
新株発行に係るもの (2,650株、株式発行価額1億5,370万円)
第A+1期有価証券報告書を組込情報とする

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

○ 第A期第1～3四半期損益計算書 (1. (2) ①有価証券届出書に掲載)
(100万円未満切り捨て)

提出書類の記載	正当な記載
経常損益	1,800万円
純損益	1,500万円
	▲500万円
	▲800万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上

○ 第A期有価証券報告書 (100万円未満切り捨て)

提出書類の記載	正当な記載
当期純利益	1億5,100万円
純資産額	6億1,500万円
	5億2,000万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上及び費用の無形固定資産への付替え

○ 第A+1期半期報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
中間純損益	▲5,100万円	▲3億5,800万円
純資産額	10億7,100万円	6億6,900万円

虚偽記載の主要な態様： 売上債権の過大計上及び棚卸資産の過大計上

○ 第A+1期半期報告書の訂正報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
中間純損益	▲2億6,300万円	▲3億5,800万円
純資産額	8億5,800万円	6億6,900万円

虚偽記載の主要な態様： 売上債権の過大計上

○ 第A+1期半期報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
中間純損益	3億8,600万円	1億9,600万円

虚偽記載の主要な態様： 前渡金の過大計上

4. 課徴金額

1. 957万円

内訳 (1) ① 第A期有価証券報告書 300万円

② 第A+1期半期報告書 75万円

③ 第A+1期半期報告書の訂正報告書 75万円

④ 第A+1期有価証券報告書 150万円

(②～④)は、法第185条の7第2項の規定により300万円を按分)

(2) ① 有価証券届出書 1,050万円

52,500万円（発行価額）× 2/100

② 有価証券届出書 307万円

15,370万円（発行価額）× 2/100 [1万円未満切捨て]

【虚偽記載の態様の説明】

当社は、大型システム開発プロジェクトに関して、成果物を納品した事実がないにもかかわらず、偽装した検収書に基づいてA社に対する売上を過大に計上し、これに伴い売上債権も過大に計上された。

また、当社は、顧客に対し違約金を支払うこととなったが、その際、B社から違約金

相当額のソフトウェアを購入したように偽装してその購入代金の名目でB社に資金を支払うことにより、B社からA社を通じて顧客に違約金を支払った。その結果、本来、当該違約金は特別損失として費用計上されるべきところ、B社から購入したソフトウェアとして無形固定資産に付け替えて計上され、費用が過少に計上された。

更に、当社は、大型システム開発プロジェクトに関して、顧客との折りが合わず、顧客から契約解除通知を受けたにもかかわらず、棚卸資産として計上し続け、棚卸資産が過大に計上された。損失として費用に計上せず、棚卸資産として計上し続け、棚卸資産が過大に計上された。

加えて、当社は、未回収のA社に対する架空の売上債権を回収したことによるため、取引先のC社に前渡金の名目で弁済資金を支払ったうえ、C社からA社を通じて当社に当該弁済資金を振り込ませ、もって売上債権が回収されたかのように偽装した。この結果、売上債権に代わり、C社に対する前渡金が過大に計上されることとなった。

○ 事例 40 *

1. 発行者である会社
倉庫・運輸業、大阪証券取引所市場第二部上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

- ① 第A期半期報告書
- ② 第A期有価証券報告書
- ③ 第A+1期半期報告書
- ④ 第A+1期有価証券報告書
- ⑤ 第A+2期半期報告書
- ⑥ 第A+2期有価証券報告書

(2) 発行開示書類

- ① 有価証券届出書
新株予約権付社債に係るもの (社債発行価額 50 億円)
- ② 有価証券報告書
第A-1期有価証券報告書を参照書類とする
- ③ 有価証券届出書
新株予約権付社債に係るもの (社債発行価額 3 億円)
- ④ 有価証券届出書
新株予約権付社債に係るもの (社債発行価額 2 億 6,000 万円)
- ⑤ 有価証券届出書
新株予約権付社債に係るもの (社債発行価額 1 億円)

※②～⑤は、第A期連結財務諸表及び第A+1期中間期連結財務諸表を掲載

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

○ 第A-1期有価証券報告書 (2. (2) ①有価証券届出書の参照書類)

(100 万円未満切り捨て)	
提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	6 億 5,600 万円 ▲2 億 700 万円
連結純資産額	72 億 4,700 万円 ▲13 億 6,600 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金及び破産・更生債権等の過大計上等

○ 第A期半期報告書 (100 万円未満切り捨て)

提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	10 億 8,300 万円 ▲9 億 9,400 万円
連結中間純損益	5 億 7,800 万円 ▲11 億 7,000 万円
連結純資産額	76 億 9,700 万円 ▲26 億 2,300 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上、貸倒損失の過少計上及び長期未収入金等の過大計上等

○ 第A期有価証券報告書 (100 万円未満切り捨て)

提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	18 億 8,500 万円 ▲5 億 2,800 万円
連結当期純損益	13 億 1,400 万円 ▲9 億 5,500 万円
連結純資産額	90 億 5,200 万円 ▲17 億 9,600 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上、貸倒損失の過少計上及び長期未収入金等の過大計上等

○ 第A+1期半期報告書 (100 万円未満切り捨て)

提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	3 億 1,900 万円 ▲3 億 1,300 万円
連結純資産額	15 億 8,600 万円 ▲6 億 500 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上、貸倒損失の過少計上及び長期未収入金等の過大計上等

○ 第A+1期有価証券報告書 (100 万円未満切り捨て)

提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲9 億 1,800 万円 ▲16 億 4,300 万円

虚偽記載の主要な態様： 長期未収入金等の過大計上等

○ 第A+2期半期報告書 (100 万円未満切り捨て)

提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	8 億 4,900 万円 1 億 3,400 万円

虚偽記載の主要な態様： 長期未収入金等の過大計上等

○ 第A+2期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	▲ 2億4,800万円	▲ 4億1,100万円
連結純資産額	7億8,600万円	2億9,800万円

虚偽記載の主要な態様： 貸倒損失の過少計上、長期未収入金の過大計上等

4. 課徴金額

2億2,424万円

内訳（1）① 第A期半期報告書 100万円

② 第A期有価証券報告書 200万円

①②は、法第185条の7第2項の規定により300万円を按分）

③ 第A+1期半期報告書 100万円

④ 第A+1期有価証券報告書 200万円

③④は、法第185条の7第2項の規定により300万円を按分）

⑤ 第A+2期半期報告書 100万円

⑥ 第A+2期有価証券報告書 200万円

⑤⑥は、法第185条の7第2項の規定により300万円を按分）

(2) ① 有価証券届出書 1 億 円
50億円（発行価額）× 2/100

② 有価証券届出書 600万円

3億円（発行価額）× 2/100

③ 有価証券届出書 520万円

26,000万円（発行価額）× 2/100

④ 有価証券届出書 200万円

1億円（発行価額）× 2/100

⑤ 有価証券届出書 1億204万円

5,102,000,900円（発行価額）× 2/100 [1万円未満切捨て]

【虚偽記載の態様の説明】

当社は、貨物運送業務の委託先である委託事業主に貨物軽自動車を販売して売上を計上するとともに、その多くの場合、委託事業主は、当社が債務保証契約を締結している信販会社との間でオートローンを組んでいたが、

(1) 車輛売買契約解約に伴う売上及び車輛売買代金債権の取消し回避

当社は、委託事業主との車輛売買契約が解約された際、本来であれば計上した売上を取り消すべきところ、当該委託事業主に対する債権があるかのような合意書を偽造し、売上の取消し処理を回避するとともに、長期未収入金等として資産に計上した。

(2) 委託事業主に対するオートローン求償債権に係る貸倒不処理

当社は、委託事業主がオートローン債務の返済を遅延したため、当社が信販会社に代位弁済し取得した求償債権について、所在不明などにより委託事業主からの回収可能性が乏しいにもかかわらず、委託事業主との間の返済方法等に係る合意書を偽造することにより、貸倒損失等を過少に計上するとともに、長期未収入金等を過大に計上した。

(3) 委託事業主名での入金偽装等による貸倒引当金の計上回避

当社は、偽造合意書に基づき資産計上された長期未収入金等について、返済が行われないときには所定の貸倒引当金を計上する必要があるところ、委託事業主名で返済金相当額を当社に入金することにより、あたかも委託事業主が返済しているかのよう

(4) 連結対象とすべき会社等の連結対象からの除外

このほか、当社が業務提携等の契約を締結し、不適正な会計処理にも利用していた会社等について、当社の従業員が代表取締役等に就任するなど、当社が実質的に支配し、連結対象にすべきものと認められるにもかかわらず、当社と直接の資本関係がないとして、連結の対象から除外していた。

○ 事例 4-1

1. 発行者である会社
建設業、ジャスダック上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第 A + 1 期半期報告書

(2) 発行開示書類

① 有価証券届出書

新株発行に係るもの (990 万株、株式発行価額 9 億 9,000 万円)

第 A 期有価証券報告書を組込情報とする

② 有価証券届出書

新株発行に係るもの (3,500 万株、株式発行価額 35 億円)

第 A 期有価証券報告書を組込情報とする

③ 有価証券届出書

新株予約権発行に係るもの (新株予約権発行価額 160 万円)

第 A 期有価証券報告書及び第 A + 1 期半期報告書を組込情報とする

④ 有価証券届出書

新株予約権付社債発行に係るもの (社債発行価額 20 億円)

第 A 期有価証券報告書及び第 A + 1 期半期報告書を組込情報とする

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

○ 第 A 期有価証券報告書 (100 万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常利益	2 億 400 万円	▲ 1 億 1,800 万円
連結純資産額	3,400 万円	▲ 18 億 5,100 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の付替え・繰延べ

○ 第 A + 1 期半期報告書 (100 万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	10 億 8,700 万円	4 億 8,100 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の付替え・繰延べ

4. 課徴金額

1 億 3,133 万円

内訳 (1) 第 A + 1 期半期報告書

300 万円 × 1/2

150 万円

(2) ① 有価証券届出書

99,000 万円 (発行価額) × 2/100

1,980 万円

② 有価証券届出書

350,000 万円 (発行価額) × 2/100

7,000 万円

③ 有価証券届出書

160 万円 (発行価額) × 2/100 [1 万円未満切捨て]

3 万円

④ 有価証券届出書

200,000 万円 (発行価額) × 2/100

4,000 万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、完成工事の外注費を他の未完成工事に付替えることで、当該工事の原価を引き下げるとともに、付け替えた外注費の費用計上を翌期以降に繰り延べた。

○ 事例 4 2

1. 発行者である会社
情報・通信業、大阪証券取引所ヘラクレス上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第 A 期半期報告書

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株発行に係るもの (189 万 3,700 株、株式発行価額 10 億 5,479 万 900 円)

第 A 期半期報告書を組込情報とする

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第 A 期半期報告書 (100 万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	1 億 1,600 万円	▲ 5 億 2,400 万円
連結純資産額	27 億円	20 億 5,900 万円

虚偽記載の主要な態様：損失の繰延べ

4. 課徴金額

2,259 万円

内訳 (1) 第 A 期半期報告書 150 万円

300 万円 $\times$ 1/2

(2) 有価証券届出書 2,109 万円

1,054,790,900 円 (発行価額) $\times$ 2/100 [1 万円未満切捨て]

【虚偽記載の態様の説明】

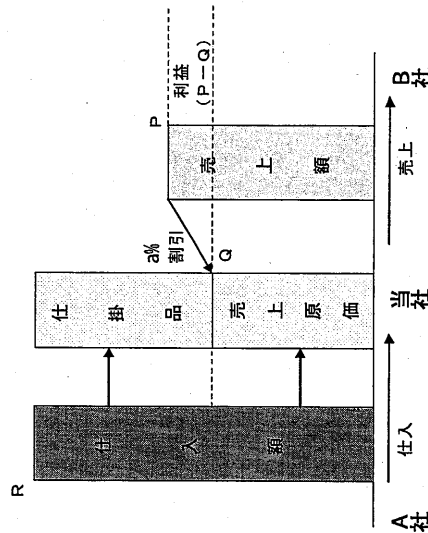
当社は、大型システム構築プロジェクト案件について、A 社と B 社との間の取引を仲介して a% のマージンを得ることとなっていたところ、当該プロジェクト案件の要件定義の工程において P 円の売上を計上し、P 円から a% を割り引いた Q 円を売上原価として (P-Q) 円の利益を計上した。

しかし、調査の結果、要件定義工程の作業工数等からすれば、P 円の売上に対応する仕入原価は R 円 (>P 円) であり、決算期末において、R 円のうち Q 円が売上原価として、残りの (R-Q) 円が仕掛品 (たな卸資産) として計上されていることが判明した。すなわち、当社は本件プロジェクト案件全体として a% のマージンを得ることになっ

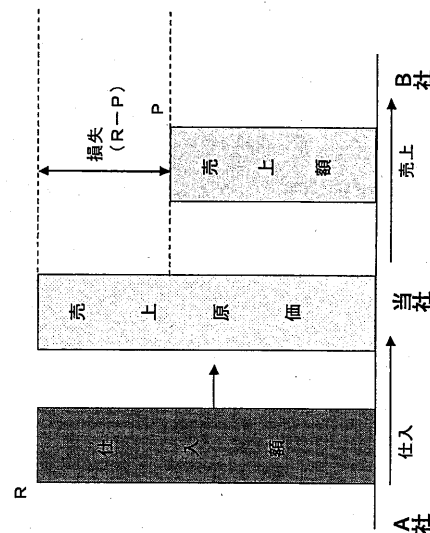
ていたが、要件定義工程に限れば、P 円の売上に対し、それを超える R 円の仕入を行う契約になっており、当決算期においては (R-P) 円の損失が生ずるはずであった。しかし、当社は、仕掛品 (たな卸資産) として (R-Q) 円の売上原価の計上を繰り延べたために、当決算期において同額の利益が過大に計上されることとなった。

(注) 要件定義：システムの開発・設計の工程に入る前に、ユーザーの要求を実現するために必要な前提事項等を整理し、システム化する範囲や仕様を明確にする工程。

(当社の不適切な会計処理)



(正当な会計処理)



○ 事例 43 *

1. 発行者である会社

情報・通信業、東京証券取引所マザーズ上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

- ① 第A期有価証券報告書
- ② 第A+1期半期報告書
- ③ 第A+1期有価証券報告書
- ④ 第A+2期半期報告書

(2) 発行開示書類

- ① 有価証券届出書
新株発行に係るもの（1万9,610株、株式発行価額9億2,167万円）
第A期有価証券報告書及び第A+1期半期報告書を組込情報とする
- ② 有価証券届出書
新株予約権付社債発行に係るもの（社債発行価額4億円）
第A+1期有価証券報告書を組込情報とする

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

○ 第A期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

連結純資産額	提出書類の記載	正当な記載
	4,000万円	▲8億9,400万円

虚偽記載の主要な態様： 無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等

○ 第A+1期半期報告書（100万円未満切り捨て）

連結純資産額	提出書類の記載	正当な記載
	▲2億5,400万円	▲10億500万円

虚偽記載の主要な態様： 無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等

○ 第A+1期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

純資産額	提出書類の記載	正当な記載
	9,500万円	▲4,000万円

虚偽記載の主要な態様： 無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等

○ 第A+2期半期報告書（100万円未満切り捨て）

純資産額	提出書類の記載	正当な記載
	2,200万円	▲8,300万円

虚偽記載の主要な態様： 無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等

4. 課徴金額

3,393万円

- 内訳 (1) ① 第A期有価証券報告書 300万円
 ② 第A+1期半期報告書 100万円
 ③ 第A+1期有価証券報告書 200万円
 (2) ③は、法第185条の7第2項の規定により300万円を按分)
 ④ 第A+2期半期報告書 150万円
 300万円 × 1/2

- (2) ① 有価証券届出書 1,843万円

921,670,000円（発行価額）× 2/100 [1万円未満切捨て]

- ② 有価証券届出書 800万円

4億円（発行価額）× 2/100

【虚偽記載の態様の説明】

当社は、過年度において、循環取引やスルー取引により、ソフトウェアの架空売上を計上する一方、仕入れた架空のソフトウェアを無形固定資産として資産計上し、また架空資産についてリース契約を活用して費用の繰り延べを行い、利益を過大に計上していた。

そして、新たな循環取引等が行われなくなった第A期以降も、架空のソフトウェアが資産計上され、又は、リース契約の対象とされたままで、無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等により純資産額が過大に計上されていた。

育成目的で他の会社の株式を所有している場合には、支配していることに該当する要件を満たすこともあるが、その場合であっても、当該株式所有そのものが営業の目的を達成するためであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかにされたとときには、子会社に該当しないものとして取り扱うことができる。」（以下「V C 条項」という。）とされているとして、C社をA社の連結の範囲に含めていなかった。しかし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条第1項は、「連結財務諸表提出会社は、そのすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない。」と規定し、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項は、「この規則において『親会社』とは、他の会社等・・・の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関・・・を支配している会社等をいい、『子会社』とは、当該他の会社等をいう。・・・子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。」と規定している。そして、同条第4項第1号は、「他の会社等の意思決定機関を支配している会社」に該当する場合として「他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社」を掲げている。したがって、本件のように、子会社B社が孫会社C社の株式の全部を保有している場合には、原則として、当該孫会社C社は連結の範囲に含まれる。

なお、財務諸表等規則第8条第4項但書は、「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社は、この限りでない。」と規定し、他の会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合であっても、これを連結の範囲に含めないことができ、場合を定めているが、①C社は事務所も従業員もいないペーパーカンパニーであり、②C社の役員は全てB社の役員が兼務しており、③C社はK社を買収するためにB社に利用されていたことなど、C社の実態に照らせば、B社がC社の意思決定機関を支配していたことは明らかであり、財務諸表等規則第8条第4項但書は適用されない。

V C 条項は、財務諸表等規則第8条第4項但書が規定する「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる」場合の1つの例として、「財務諸表提出会社がベンチャーキャピタルであり、株式保有に伴う議決権の所有が意思決定機関の支配に該当しているも、実質的に支配していないと考えられる場合を示したもの」（「新しい連結財務諸表制度解説」（日本公認会計士協会編）62頁）にすぎない。連結の範囲に含めるか否かは、判定の対象となる会社それぞれに、その意思決定機関を実質的に支配しているかを否かを個別に検討するものであり、前述のとおり本件のC社の実態に照らせば、B社がC社の意思決定機関を支配していたと認められるため、A社はC社を連結の範囲に含めなければならないと認定したものである。

○ 事例4.4

1. 発行者である会社
証券業、東京証券取引所市場第一部上場・大阪証券取引所市場第一部上場・名古屋証券取引所市場第一部上場

2. 対象開示書類（発行開示書類）
発行登録追補書類

社債発行に係るもの（社債発行価額500億円）
第A期有価証券報告書を参照書類とする

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第A期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常利益	777億1,700万円	589億6,800万円
連結当期純利益	469億3,500万円	352億6,800万円

虚偽記載の主要な態様：

- ・ 子会社がその株式のすべてを所有して実質的に支配している孫会社を、連結の範囲に含めなかった。
- ・ 前記孫会社が発行し前記子会社が保有していた他社株券償還特約付社債券の発行日を偽るなどして前記子会社の会計帳簿等を作成し、本来計上できない当該社債券の評価益を計上した。

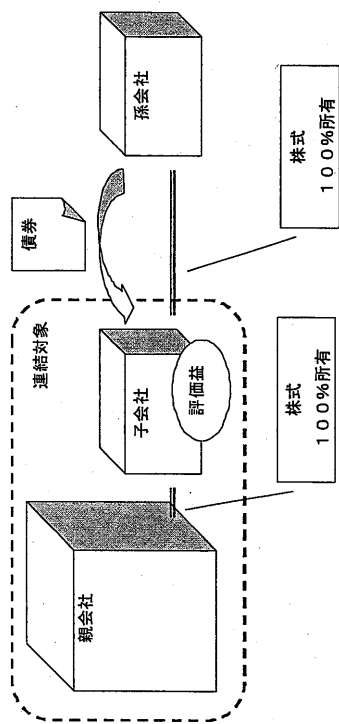
4. 課徴金額
5億円
500億円（発行価額）× 1/100

【虚偽記載の態様の説明】

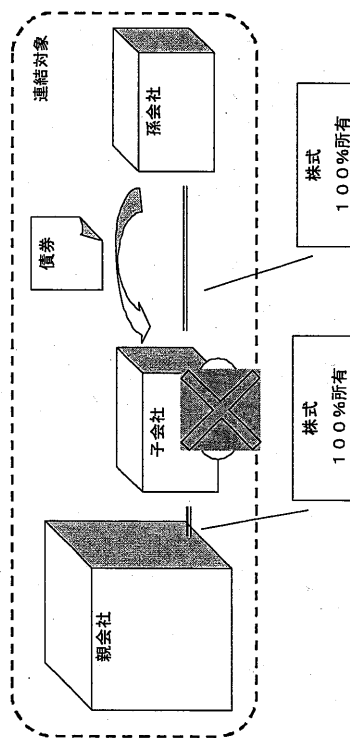
- 子会社がその株式のすべてを所有して実質的に支配している孫会社を、連結の範囲に含めなかったことについて

当社（A株式会社）は、その連結子会社B社が株式の全部を保有する孫会社C社を通じてK社を買収したところ、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第60号）2(6)⑥において「財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資

(連結の範囲)



孫会社まで連結の範囲に含まれる。

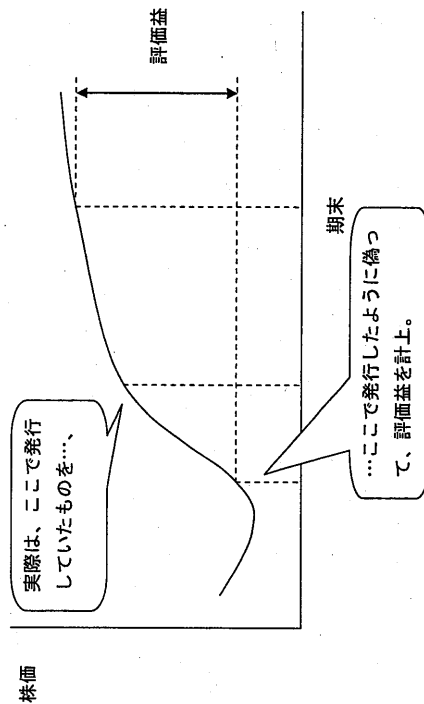


- 孫会社が発行し子会社が保有していた他社株券償還特約付社債券の発行日を遡るなどして子会社の会計帳簿等を作成し、本来計上できない当該社債券の評価益を計上したことについて

他社株券償還特約付社債券 (Exchangeable Bond、以下「EB債」という。) とは、あらかじめ定められた日において、所定の条件を満たす場合には、現金で償還されるのではなく、所定の銘柄の株券で償還される条項が付された社債券のことをいう。C社からB社に発行された本件EB債は、①取得者であるB社はいずれも一定の交換価

格でK社の株式と交換できる権利 (コールオプション) を保有し、②発行者であるC社は満期償還日に現金で償還するか、K社の株式で償還するかを選択できる権利 (プットオプション) を保有するものであるところ、このようなEB債については、金融商品会計基準上、それに組み込まれたデリバティブたるオプション部分を区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理することになる。C社は、本件EB債がX日に発行されたとし、本件EB債とK株式との交換価額をX日の2日目のK株式の株価P円と設定していたところ、B社の決算期にはK株式の株価がQ円まで上昇したことから、その差額をもとに本件EB債の評価益を計上した。しかし、調査の結果、本件EB債のスキームが最終的に決定されたのはX日ではなく、K株式の株価がQ円近くまで上昇した後のY日頃であることが判明し、本件EB債評価益の計上が過大であると認められた。すなわち、K株式の株価が上昇した後にEB債のスキームを最終的に決定しながら、本件EB債の評価益を計上するために、あたかも株価が上昇する前のX日にEB債を発行したかのように発行日を選んで設定して会計帳簿等を作成し、本来計上できないEB債評価益を不正に利益に計上したと認定したものである。

(EB債の評価益)



○ 事例 4 5

1. 発行者である会社
小売業、東京証券取引所市場第一部上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

- ① 第A期半期報告書
② 第A期有価証券報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

- ① 第A期半期報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	▲8億200万円	▲9億3,900万円
連結中間純損益	▲68億1,500万円	▲69億5,000万円
連結純資産額	50億5,100万円	40億7,900万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上

- ② 第A期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	▲3億6,000万円	▲5億2,900万円
連結当期純損益	▲66億2,400万円	▲67億9,000万円
連結純資産額	52億6,100万円	42億5,700万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上

4. 課徴金額

165万9,999円

内訳 ① 第A期半期報告書 55万3,333円

② 第A期有価証券報告書 110万6,666円

〔平成17年法律第76号附則第5条第2項の経過措置を適用。〕

第A期の月数は10月。法第185条の7第2項の規定により166万円

（200万円×10/12、1万円未満切り捨て）を按分。

〔虚偽記載の態様の説明〕

当社の部長らは、引渡し前の工事物件について、引渡書を偽造する等して売上を前倒し計上し、また、工事物件の原価を翌期以降の他の工事物件の原価として付け替えるなどの方法により原価の計上を先送りして、利益を過大に計上した。

○ 事例 4 6

1. 発行者である会社
建設業、福岡証券取引所上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

- ① 第A期半期報告書
② 第A期有価証券報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

- ① 第A期半期報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	1,900万円	▲2億6,100万円
連結純資産額	4億4,300万円	▲10億2,000万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上

- ② 第A期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	1億5,500万円	▲1億4,100万円
連結純資産額	6億5,900万円	▲8億2,000万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上

4. 課徴金額

199万9,999円

内訳 ① 第A期半期報告書 66万6,666円

② 第A期有価証券報告書 133万3,333円

〔平成17年法律第76号附則第5条第2項の経過措置を適用。〕

法第185条の7第2項の規定により200万円を按分。

〔虚偽記載の態様の説明〕

当社は、売上の計上基準として建物引渡完了日基準を採用しているにもかかわらず、未完工で引渡未了の物件につき、工事が完了し建物引渡済であると仮装して売上の前倒し計上を行うこと等により、過大な利益を計上していた。

当社は、監査法人に対し、物件視察にあたっては当該売上の前倒し計上を行った物件についてあたかも引渡が完了し入居済であるかのように偽装したり、建物引取書を偽造するなどして虚偽の説明を行うことにより組織的な隠蔽工作を行っていた。

○ 事例 47

1. 発行者である会社
機械業、ジャスダック上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）
第A期有価証券報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様
第A期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	2億9,100万円	▲600万円
連結純資産額	13億2,300万円	10億2,400万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上

4. 課徴金額
300万円

〔虚偽記載の態様の説明〕

当社は、決算期末以降に出荷・納品される予定の製品について、未確定な受注であるにもかかわらず、確定受注として決算期末までに出荷・納品がなされたものとして売上を前倒し計上するとともに、これを適正な売上高とみせかけるために原始証券を含む一部の書類を偽造または改竄する等して利益を過大に計上していた。

○ 事例 48 *

1. 発行者である会社
サービス業、大阪証券取引所ヘラクレス上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）
第A期有価証券報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様
第A期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	12億4,500万円	8億6,200万円以下
連結当期純損益	5億2,200万円	1億3,900万円以下

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上

4. 課徴金額
300万円

〔虚偽記載の態様の説明〕

当社は、取引先に対するコンサルティング及びソフトウェアの取引について、実際には商品としての価値が整わないまま、第A期に売上を前倒し計上することにより利益を過大に計上し、第A+1期に当該売上を取り消した。

○ 事例 49 *

1. 発行会社である会社
機械業、ジャスダック上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

① 第 A 期半期報告書

② 第 A 期有価証券報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

① 第 A 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	200 万円	▲6,800 万円
中間純損益	700 万円	▲9,500 万円
純資産額	6 億 3,800 万円	4 億 7,500 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上、売上債権の過大計上、前受金の過少計上等

② 第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	1,700 万円	▲6,400 万円
当期純損益	1,700 万円	▲9,700 万円
純資産額	6 億 2,500 万円	4 億 5,100 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の前倒し計上、売上債権の過大計上、前受金の過少計上等

4. 課徴金額

300 万円

内訳 ① 第 A 期半期報告書 100 万円

② 第 A 期有価証券報告書 200 万円

（法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 300 万円を按分。）

〔虚偽記載の態様の説明〕

(1) 売上の前倒し計上

当社は、検収基準により売上を計上していたが、出荷は完了しているものの検収が完了していなかったり、出荷が間に合わず翌期初めの出荷となった機械について、顧客に検収書の発行を依頼するなどして、売上の前倒し計上を行った。

(2) クレーム賠償金に係る不適正な処理

当社は、取引先 A 社から、販売した機械の品質等についてクレームを受け、実質的な賠償金として A 社に P 円を支払うこと等を合意した。

しかし、本来であれば「クレーム賠償金」として P 円全額を損失処理すべきところ、当社は、A 社との間で実態のない技術提供契約を締結したとして試験研究費の名目で Q 円を、A 社から新たな設備を購入したとして設備の名目で R 円をそれぞれ計上し、適正な会計処理を行わなかった（賠償金 P 円＝試験研究費名目 Q 円＋設備名目 R 円）。

○ 事例50 *

1. 発行者である会社

情報・通信業、大阪証券取引所ヘラクレス上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

- ① 第A期有価証券報告書
- ② 第A+1期第1四半期報告書
- ③ 第A+1期第2四半期報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

① 第A期有価証券報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	12億2,800万円	▲7億6,100万円
連結当期純損益	6億4,500万円	▲34億2,100万円
連結純資産額	104億3,500万円	63億9,600万円

虚偽記載の主要な態様： 売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、売上債権及びのれんの過大計上等

② 第A+1期第1四半期報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	100億4,100万円	65億1,400万円

虚偽記載の主要な態様： 売上債権及びのれんの過大計上等

③ 第A+1期第2四半期報告書（100万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	61億3,700万円	35億6,900万円

虚偽記載の主要な態様： 売上債権及びのれんの過大計上等

4. 課徴金額

600万円

内訳

- ① 第A期有価証券報告書 300万円
- ② 第A+1期第1四半期報告書 150万円
- 300万円 × 1/2
- ③ 第A+1期第2四半期報告書 150万円
- 300万円 × 1/2

【虚偽記載の態様の説明】

(1) 架空売上の計上・売上の前倒し計上

当社は、

- ① 発注書や受注書を不正に作成して架空売上を計上し、また、
- ② ソフトウェア使用許諾契約について、実際には交渉中であつたにもかかわらず、契約日付を偽った契約書を不正に作成し、売上を前倒し計上することにより、売上を過大に計上した。

(2) 実態のない事業譲渡に基づく「のれん」の計上

当社は、主要取引先であるX社からの売上債権の支払いが滞るようになったため、売掛金や貸付金等の債権を被担保債権としてX社の登録商標、売掛金、製品在庫に対する担保権を実行したが、その実行によって回収できなかった売上債権について、本来であれば貸倒損失を計上すべきところ、X社の事業に係るノウハウ等を引き継いで実質的に事業譲受けが行われたとして、実際には事業譲受けが行われていなかったにも関わらず、「のれん」を計上し、損失計上を回避することで利益を過大に計上した。

(3) 貸倒引当金等の計上回避

当社は、回収可能性に疑義がある売上債権について、

- ① 実態のない債権譲渡契約書を作成して他の会社に譲渡したように装ったり、
- ② 債務保証契約書を不正に作成して優良企業が債務保証したかのよう装うことにより、貸倒引当金の計上を回避した。

○ 事例51 *

1. 発行者である会社

卸売業、ジャスダック上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

- ① 第 A 期有価証券報告書
② 第 A+1 期半期報告書
③ 第 A+1 期有価証券報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

① 第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

当期純損益	提出書類の記載	正当な記載
	4 億 6,700 万円	3,500 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の過少計上等

② 第 A+1 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

中間純損益	提出書類の記載	正当な記載
	▲2 億 8,000 万円	▲8 億 2,700 万円
純資産額	48 億 6,600 万円	38 億 5,600 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の過少計上等

③ 第 A+1 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

連結当期純損益	提出書類の記載	正当な記載
	▲4 億 6,300 万円	▲12 億 2,700 万円
連結純資産額	46 億 7,900 万円	34 億 8,300 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の過少計上等

4. 課徴金額

500 万円

内訳 ① 第 A 期有価証券報告書 200 万円

（平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の経過措置を適用。）

② 第 A+1 期半期報告書 75 万円

③ 第 A+1 期有価証券報告書 225 万円

②は、平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の経過措置を適用。

②③は、法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 300 万円を按分。

〔虚偽記載の態様の説明〕

当社は、

- ① アウトレット店舗の実地棚卸の結果を記載した棚卸原票に、実在しない架空の商品を在庫として記載することにより、期末の在庫数量を増加する、
② 評価単価の低い倉庫在庫を評価単価の高いアウトレット店舗の在庫として計上することにより、期末の在庫評価額を増額する、
③ アウトレット店舗の在庫の評価を恣意的に高く評価し、期末の在庫評価額を増額する

ことにより、期末商品棚卸高を過大に計上した。

この結果、売上原価が圧縮され過少に計上されることとなり、利益を過大に計上した。

○ 事例 52 *

1. 発行者である会社

卸売業、札幌証券取引所上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

- ① 第 A 期有価証券報告書
- ② 第 A+1 期半期報告書
- ③ 第 A+1 期有価証券報告書
- ④ 第 A+2 期半期報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

① 第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
当期純損益	3,000 万円	▲3,200 万円
純資産額	21 億 3,800 万円	16 億 1,800 万円

虚偽記載の主要な態様： 売上原価の過少計上及び棚卸資産の過大計上

② 第 A+1 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	17 億 7,200 万円	13 億 3,700 万円

虚偽記載の主要な態様： 棚卸資産の過大計上

③ 第 A+1 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	18 億 9,400 万円	14 億 3,300 万円

虚偽記載の主要な態様： 棚卸資産の過大計上

④ 第 A+2 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	17 億 3,300 万円	12 億 5,100 万円

虚偽記載の主要な態様： 棚卸資産の過大計上

4. 課徴金額

750 万円

- 内訳 ① 第 A 期有価証券報告書 300 万円
 ② 第 A+1 期半期報告書 100 万円
 ③ 第 A+1 期有価証券報告書 200 万円
 (②③は、法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 300 万円を按分)
 ④ 第 A+2 期半期報告書 150 万円
 300 万円 × 1/2

〔虚偽記載の態様の説明〕

当社の A 部において、仕掛品に係る架空伝票を作成して原価ファイルに挿入したり、材料費・加工費等の作業時間を集計した発注原価報告書を改ざんするなどして、期末仕掛品残高を過大に計上することにより、当該決算期の製造原価を過少に計上し、利益及び純資産額を過大に計上していた。

○ 事例 53

1. 発行者である会社

小売業、東京証券取引所市場第一部上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

- ① 第 A 期有価証券報告書に係る訂正報告書
- ② 第 A+1 期半期報告書
- ③ 第 A+1 期有価証券報告書
- ④ 第 A+1 期有価証券報告書に係る訂正報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

- ① 第 A 期有価証券報告書に係る訂正報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	4 億 400 万円	▲ 2 億 6,100 万円

虚偽記載の主要な態様：売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上

- ② 第 A+1 期半期報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	18 億 300 万円	11 億 100 万円

虚偽記載の主要な態様：売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上

- ③ 第 A+1 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	13 億 5,200 万円	▲ 6,900 万円

虚偽記載の主要な態様：売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上

- ④ 第 A+1 期有価証券報告書に係る訂正報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	8 億 3,600 万円	▲ 6,900 万円

虚偽記載の主要な態様：売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上

4. 課徴金額

600 万円

- 内訳
- ① 第 A 期有価証券報告書に係る訂正報告書 300 万円
 - ② 第 A+1 期半期報告書 60 万円
 - ③ 第 A+1 期有価証券報告書 120 万円
 - ④ 第 A+1 期有価証券報告書に係る訂正報告書 120 万円
- （②～④は、法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 300 万円を按分）

【虚偽記載の態様の説明】

当社の子会社は、売上原価や営業費等の各種費用について、その計上を翌期以降に繰り延べたり、その一部を不算入としたりするなどして、売上原価並びに販売費及び一般管理費を過少に計上した。

また、固定資産（営業所建物等）の減損処理について、上記の不正経理を把握しないまま立てた事業計画に基づき、十分な将来利益あるいはキャッシュフローが見込めると判断し、減損の兆候はないものとして、減損損失を計上していなかった。

訂正報告書に係る有価証券報告書の訂正作業においては、検証すべき内容が膨大でありながら十分な体制を整えず、売上原価、販売費及び一般管理費及び減損損失等の見直しが不十分であった。

4. 課徴金額
349万9,999円
- 内訳 ① 第A期半期報告書 66万6,666円
② 第A期有価証券報告書 133万3,333円
- 〔①②は、平成17年法律第76号附則第5条第2項の経過措置を適用。
法第185条の7第2項の規定により200万円を按分。〕
- ③ 第A+1期半期報告書 150万円
300万円 × 1/2
- [虚偽記載の態様の説明]
当社の連結子会社の役員は、利益を過大に計上するため、当該連結子会社について、
①リース資産の減価償却費の過少計上、②リース収入(売上)の架空計上を行うとともに、
その見合いとして架空のリース資産を計上した。そして、同役員は、監査法人の監査にあたり、リース資産台帳の該当ページを抜き取り、リース資産の架空計上を隠蔽していた。

- 事例54
1. 発行者である会社
建設業、東京証券取引所市場第一部上場
2. 対象開示書類(継続開示書類)
① 第A期半期報告書
② 第A期有価証券報告書
③ 第A+1期半期報告書
3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様
① 第A期半期報告書(100万円未満切り捨て)
- | | | |
|--------|-----------------------|---------------|
| 連結純資産額 | 提出書類の記載
45億3,200万円 | 正当な記載
35億円 |
|--------|-----------------------|---------------|
- 虚偽記載の主要な態様: リース資産の減価償却費の過少計上
リース収入及びリース資産の架空計上
- ② 第A期有価証券報告書(100万円未満切り捨て)
- | | | |
|--------|---------------------|---------------------|
| 連結純資産額 | 提出書類の記載
50億100万円 | 正当な記載
39億7,800万円 |
|--------|---------------------|---------------------|
- 虚偽記載の主要な態様: リース資産の減価償却費の過少計上
リース収入及びリース資産の架空計上
- ③ 第A+1期半期報告書(100万円未満切り捨て)
- | | | |
|--------|-----------------------|---------------------|
| 連結純資産額 | 提出書類の記載
35億8,800万円 | 正当な記載
25億7,900万円 |
|--------|-----------------------|---------------------|
- 虚偽記載の主要な態様: リース資産の減価償却費の過少計上
リース収入及びリース資産の架空計上

○ 事例 5 5

1. 発行者である会社
建設業、ジャスダック上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）
第 A 期有価証券報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様
第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常利益	21 億 5,100 万円	15 億 2,500 万円
連結純資産額	37 億 7,100 万円	33 億 9,800 万円

虚偽記載の主要な態様： 退職給付引当金の過少計上

4. 課徴金額

200 万円

（平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の経過措置を適用。）

〔虚偽記載の態様の説明〕

当社は、退職給付制度について、信託銀行に退職給付債務の数理計算業務を委託していたところ、退職給付制度を改訂した際、信託銀行に提出した退職給付債務額の算定の基礎となるデータの一部分に誤りがあった。そして、信託銀行が、当該データを使用して退職給付債務額を計算したため、退職給付債務の額が過少に計算され、退職給付債務の額から年金資産の額を控除して計算する退職給付引当金が過少に計上された。

○ 事例 5 6

1. 発行者である会社
情報・通信業、東京証券取引所市場第二部上場

2. 対象開示書類（継続開示書類）

- ① 第 A 期有価証券報告書

- ② 第 A 期有価証券報告書の訂正報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

- ① 第 A 期有価証券報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	3 億 4,600 万円	▲6,000 万円

虚偽記載の主要な態様： 架空売上及び架空仕入の計上

- ② 第 A 期有価証券報告書の訂正報告書（100 万円未満切り捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	3 億 4,600 万円	▲6,000 万円

虚偽記載の主要な態様： 架空売上及び架空仕入の計上

4. 課徴金額

300 万円

内訳

① 第 A 期有価証券報告書 120 万円

② 第 A 期有価証券報告書の訂正報告書 180 万円

〔①は、平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の経過措置を適用。〕

〔法第 185 条の 7 第 2 項の規定により 300 万円を按分。〕

〔虚偽記載の態様の説明〕

当社は、A 社に対していわゆる「貸し」を作ろうとの目論見から、A 社から依頼された代金の立替払いを行ったが、その後、A 社からは立替代金の支払いを受けられなかった。

また、別途 A 社からの依頼により、B 町が進めていた IT プロジェクトのためのソフトウェアを A 社に先行発注したところ、B 町において同プロジェクトの予算化が見送られ、当該ソフトウェアは納品できないまま在庫として残った。

当社は、A 社から立替代金の弁済を受けられないことやソフトウェア在庫の取扱

いに苦慮し、当該在庫に立替代金を上乘せして他社に転売した。その後、当該他社に他の転売先を斡旋するなどして次々と転売を繰り返し、商流の中で当社が買い取り再度他社に転売するという循環取引を4年間にわたり繰り返した。

訂正報告書に係る有価証券報告書の訂正作業は、上記架空売上及び架空仕入の計上とは関係のない事項についての変更(売上高及び仕入高についての総額表示から純額表示への変更)を行ったものにすぎず、当該訂正報告書にも虚偽の連結当期純損益の額が記載された。

○ 事例57

1. 発行者である会社
電気機器業、東京証券取引所市場第一部上場・大阪証券取引所市場第一部上場

2. 対象開示書類(継続開示書類)
第A期半期報告書

3. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第A期半期報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	2,268億7,200万円	1,746億4100万円

虚偽記載の主要な態様: 関係会社株式の過大計上、関係会社損失引当金の過少計上

4. 課徴金額

830万円

$$\left[\begin{array}{l} \text{第A期の市場価値の総額} \times 3/10 \text{万} = 16,603,609 \text{円} \\ 16,603,609 \text{円} \times 1/2 \text{ [1万円未満切捨て]} \end{array} \right]$$

【虚偽記載の態様の説明】

関係会社株式について、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)によれば、子会社・関連会社(以下、「関係会社」という。)の株式の実質価値が取得原価に比べて50%程度以下に低下した場合(以下、「50%基準」という。)には減損処理をしなければならないとされている。ただし、おおむね5年以内に実質価値が取得原価まで回復する見込みが十分な証拠によって裏付けられる場合には、減損処理をしないことも認められる。

しかしながら、当社は、減損処理の要否を判定するに当たり、全ての関係会社を検討の対象とすべきところ、全ての関係会社の財務数値を把握していなかったため、月次連結決算の対象会社等のみを対象としていた。また、関係会社の純資産額(実質価値)を算定するに当たり、孫会社を有する全ての関係会社について間接投資損益を考慮すべきところ、一部の関係会社についてしか考慮していなかった。さらに、50%基準に該当しても、含み損が少額な関係会社は、回復可能性を検討することなく、重要性が低いとして減損処理を見送っていた。この結果、当社は、貸借対照表において関係会社株式を過大に計上していた。

また、関係会社損失引当金については、一般に、債務超過の関係会社に対する貸付金について、金融商品に関する会計基準等に従い関係会社の財政状況及び経営成績等を考慮のうえ、債務超過額を上限として貸倒引当金を計上し、貸付金額を超えて債務超過額がある場合には、当該超過額について関係会社損失引当金を計上することとなる。

しかし、当社は、貸倒引当金及び関係会社損失引当金の検討にあたり、債務超過に陥っている全ての関係会社を引当金の検討対象とすべきところ、当社が重要と判断した債務超過の関係会社しか引当金の検討をしていなかった。このため、貸借対照表において貸倒引当金及び関係会社損失引当金を過少に計上していた。